

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
104

2026.3

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 AI時代に英語と向き合う 法務省大臣官房国際課長 川淵 武彦

外国法制

7 [ベトナム] ベトナム司法省の所管における電子化をめぐる最近の主な動向と日本による法整備支援
前国際協力機構（JICA）ベトナム社会主義共和国「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」
長期派遣専門家（現法務省人権擁護局人権啓発課補佐官） 大西 宏道
20 [カンボジア] カンボジア司法省によるジャーナル発刊の取組について JICAカンボジア長期派遣専門家 樋口 千恵
35 [ラオス] ラオス民事法支援の現在 国際協力部教官 樋口 瑠惟
JICA長期派遣専門家 阿讃坊明孝
JICA長期派遣専門家 石崎 明人
61 [バングラデシュ] バングラデシュJICA新規司法アクセスプロジェクト開始報告（2）
－活動計画の詳細及び基礎調査の結果を踏まえた活動の進展 JICA長期派遣専門家 藤 岡 拓 郎

活動報告

【会合】

87 アジア・太平洋法制研究会 第12回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国の労働法制と実務対応
～インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア～」 国際協力部教官 大谷 洋史
95 国際知財司法シンポジウム2025（JSIP2025）及び
日ASEAN知財グッドプラクティスセミナーの開催について 国際協力部教官 樋口 瑠惟
109 第26回法整備支援連絡会 国際協力部教官 廣田 桂
189 公益財団法人国際民商事法センター 設立30周年記念式典及びシンポジウム開催のお知らせ

【国際研修・共同研究】

191 [ラオス] ラオス第4回本邦研修 国際協力部教官 山下 拓郎
199 [カンボジア] 第3回カンボジア法・司法分野人材育成支援研修 国際協力部教官 樋口 瑠惟
207 [ウクライナ] ウクライナ国別研修 国際協力部教官 石水 佑佳

【外国出張】

215 [インドネシア] インドネシア出張報告（前プロジェクトの最終合同調整委員会への出席） 国際協力部教官 石水 佑佳
223 [ベトナム] ベトナム出張報告～合同調整委員会及び高官会議出席等～ 国際協力部教官 鈴木 雄大

【国際協力人材育成研修】

229 令和7年度国際協力人材育成研修 国際協力部教官 山下 拓郎
233 令和7年度国際協力人材育成研修を終えて 法務省民事局付 中丸 隆之
238 令和7年度国際協力人材育成研修を終えて 法務省民事局民事第一課法規係長 奥原 大夢
242 令和7年度国際協力人材育成研修に参加して 静岡地方司法局不動産登記部門 中西 達郎
246 令和7年度国際協力人材育成研修に参加して さいたま地方検察庁検事 小河 弘明
252 令和7年度国際協力人材育成研修に参加して 盛岡地方検察庁一関支部検事 桶田 宙志
257 令和7年度国際協力人材育成研修に参加して 東京地方検察庁検察事務官 日野 仁志

【講義・講演】

262 総務企画部国際事務部門国際専門官（研修第二担当） 小枝 桃子

【研修実施履歴】

264 総務企画部国際事務部門国際専門官（研修第二担当） 小枝 桃子

【活動予定】

267 総務企画部国際事務部門国際専門官（研修第二担当） 小枝 桃子

法整備支援活動年表

268 総務企画部国際事務部門国際専門官（研修第二担当） 小枝 桃子

専門官の眼

306 2度のシンポジウム運営 総務企画部国際事務部門国際専門官（研修第二担当） 小枝 桃子

編集後記

310 総務企画部国際事務部門国際専門官（研修第二担当） 小枝 桃子

A I 時代に英語と向き合う

法務省大臣官房国際課長

川 淵 武 彦

1 はじめに

皆さん、こんにちは。昨年（令和7年）7月に法務省大臣官房国際課長に着任しました、川淵武彦と申します。簡単に自己紹介しますと、平成12年（2000年）に検事に任官し、東京地検、札幌地検、那覇地検、名古屋地検、松山地検などの検察現場で勤務してきました。検察現場以外では、法務省刑事局、訟務局で勤務したほか、在英国日本国大使館（外務省）、社会保険庁に出向したこともあります。今のポストに就く直前は、法務総合研究所総務企画部副部長を約3年間務めており、予算要求や日頃の決裁・報告、活動対象国への海外出張等を通じて、国際協力部（ICD）の業務に関わってきました。

さて、今回、伝統あるICD NEWSの巻頭言を書く機会をいただき、初めは、「現下の国際情勢を踏まえた今後の国際業務」などと堅苦しいことを書こうかとも思っていました。しかし、年明け早々から米国がベネズエラを攻撃してマドゥロ大統領を拘束するなど、あまりにも国際情勢の先行きが不透明で、このような大上段からの話は私の能力を超えていますし、ICDからは「ライトな読み物をお願いします」と依頼されたような気がしますので、心機一転、思い切りライトな話題に振り切ることにしました。

ICDの皆さんや、法制度整備支援に携わる方々は、よほど現地語が得意である方は別として、日々、英語と向き合うことから逃れられないものと思います。私も、これまでに様々な国際業務に携わる中で、「非ネイティブ・非帰国子女」の英語使用者として、英語と苦闘してきました。私の英語力の拙さをご存知の方も多いので誠に恥ずかしいところではありますが、その苦闘の一端をさらけ出し、皆様の多少の参考になればよいと思っております。

2 そもそもA I時代に英語習得は必要か？

昨今、生成A Iの発達は著しく、若い世代の間では、「もはや英語を学習する必要はないのではないか」との意見もあると聞きます。確かに、最近では、インターネットで英語のサイトを訪れると、ブラウザが勝手に翻訳を提案してきますし、そのようにして翻訳された日本語は十分に意味が通じるものになっています。逆に、日本語で作成した文書を英訳する必要がある場合、以前は大変な労力をかけて一文一文英訳していたものですが、今は機械翻訳で一瞬にして意味の通じる立派な英語を作成してくれます。そうすると、タイパやコスパ意識の高い若者が、「果たして、多大な時間と労力をかけて英語学習をする意味はあるのか？」と疑問を持つのは当然のことと言えましょう。

確かに、英語の読み書きに関して言えば、このような技術の発展により、かなり状況は変わってきています。特に情報のインプットに関しては、AIによる翻訳を利用して、母国語である日本語で、スピーディに大量のインプットを行うことが可能になっていると思います。他方で、英語を話す、聞く、という点に関しては、『ドラえもん』に出てくる「ほんやくコンニャク」のような、装着するだけで何か国語も流暢に話し、聞くことができるような画期的なテクノロジーが開発されない限りは、まだしばらく状況はあまり変わらないと思います。最近では、日本語で話すと、即座に外国語に翻訳して文字で表示してくれたり、発音してくれたりするスマホのアプリも登場しており、英語が通じないような外国では大変重宝するのですが、例えば、外国のカウンターパートとの打ち解けた会話において、このようなツールを使っているのは、「ここだけの話だけど・・・」というような内密の話を書くなど、深いコミュニケーションをとることは難しく、やはり、英語（あるいは相手の母国語）で相手と直接のやり取りをする必要性は変わっていないのが実情でしょう。

とはいえ、ネイティブではなく、帰国子女でもない我々が、ネイティブのような完璧な英語を身につけることは不可能です。我々が目指すべきなのは、相手の言っていることがだいたい分かり、こちらの言いたいことがだいたい伝わるという「そこそこの英語を話し、聞く」能力です。そして、このような能力を獲得するためには、英会話の練習が必要なのは言うまでもありませんが、その前提として、まず何よりもボキャブラリーを身につけ、英語特有の言い回しに慣れる必要があります。そのためには、やはりナマの英語をインプットして学習することは避けられないと思います。結論としては、残念ながらまだしばらくは、「読む」ことを中心とした英語学習の必要性は変わらないのではないかと思います。

3 英語を読む

そこで、まずは、多くの英語にどう触れ、ボキャブラリーを身につけるか、ということになるのですが、私の実践法は、「普段からとにかく英語を読む」ということです。これは、某先輩検事にも言われたことなのですが、留学中や在外勤務中などはいやでも大量の英語に触れることになりませんが、帰国するとすっかり英語から遠ざかってしまう人が多いようです。私も、検事任官3年目から4年目にかけて、米国のロースクールに2年間留学する機会に恵まれたのですが、留学中は、ロースクールの宿題として大量の文献を読まされますし、留学中に受けた米国ニューヨーク州の司法試験では、時間内に多くの問題を解かなければいけないため、この時期には英語を多読・速読する経験を積むことができました。しかし、帰国後しばらくは仕事で英語を使うこともなかったため、英語に触れること自体少なくなり、脳内の「英語筋肉」がすっかり鈍ってしまい、数年後に在英大使館に行くことになった際、英語がスムーズに出てこなくて焦るはめになりました。

そこで、在英大使館時代の上司の影響もあり、英国からの帰国後、現在に至るまで

十数年間続けているのが、「英語の原書で本を読む」ことの習慣づけです。どんな本でも構いません。私は、カズオ・イシグロなどの小説を読むことが多いです。皆さんも経験があると思うのですが、英語ネイティブの相手と話していて、専門の法律の話であればだいたい理解できるものの、文化や教養、あるいはテレビ番組の話などになると、おそらく文化的な背景や文脈の理解を欠くこともあってか、急にちんぷんかんぷんになるということがよくあります。小説を読むことは、欧米社会を知るための背景知識を得ることもできて、一石二鳥だと思います。

と聞くと、「いきなり原書で小説を読むのはハードルが高すぎる！」と思われる方も多いかと思います。確かに、以前は、紙の本しかなかったため、今よりもずっと高いハードルがありました。原書で小説を読むと、知らない単語がしょっちゅう出てきますが、そのたびにいちいち辞書を引いては面倒でたまりません。そこで、昔は、「分からない単語があっても、どんどん飛ばして読むのがよい」などと言われていたものです。しかし、ある程度のボキャブラリーがある人にはこのようなやり方が通用したと思いますが、あまりにも分からない単語が多いと、ほとんど文章が理解不能になって読む気をなくしてしまいますし、私は個人的には、知らない単語をどんどん読み飛ばしていくというのは気持ち悪いのです。このように、紙の本では、辞書を引くのがよいのか、引かないのがよいのか、という悩ましい問題があったのですが、電子書籍の登場でこの問題は解決しました。私は、スマホ版のKindleというアプリを使っていますが、このアプリ上で分からない単語を長押しすると、その単語の意味がポップアップウインドーに表示されるため、辞書を引くという面倒なことをせずに、単語の意味がすぐに分かるので、ストレスなしに読書ができるのです。おまけに、知らなかった単語をマーキングしておけば、そのような単語だけを後でまとめて見返すこともできるので、オリジナルの単語帳的な使い方をすることもできます。

とはいえ、英語の本を読むのは骨が折れるのも確かですので、長続きさせるためには、習慣化しつつも、きつ過ぎない程度にしておくのがおすすめです。私の場合、毎日、役所に行くときの通勤電車の中では必ず英語の本を読むことにしていますが、帰りの電車の中では、疲れているから日本語の本を読んでいい、というマイルールを作っています。そうすると、1日に、紙の本にして数ページしか読めなかつたりしますので、1冊の本を読み終わるのに3か月から6か月くらいかかってしまいますが、毎日、少しずつであっても必ず英語に触れるのがよいと思います。

なお、余談ですが、私は、英語で読んだ小説を、その後で和訳でも読む、というのがとても好きです。英語で読みながら、「この英語はどう訳すのだろう？」などと思っていたところを、翻訳者が見事な日本語にしていることと唸られることもありますし、肩透かしを食わされることもあります。例えば、フィッツジェラルドの『グレート・ギャツビー』という小説がありますが、小説の語り手の隣に住む、謎めいた大金持ちのギャツビーという男が、親しい相手に対する呼びかけとして、“old sport”という表現を多用するのです。この“old sport”という表現は、私の理解では、当時（1920年代）

のアメリカでもあまり聞かないような古風な表現で、かつ、英国帰りと称するギャツビーが、それをアピールするように使うことで、わざとらしく気取った、どこことなく胡散臭い感じも漂う表現なのではないかと思うのですが、村上春樹の翻訳では、このニュアンスを日本語にするのは無理と判断したのか、「オールド・スポーツ」とそのままカタカナ語にしていたので拍子抜けしてしまいました。また、お恥ずかしい話ですが、6か月もかけて英語で小説を読んでいると、伏線であったはずの最初の方の内容をすっかり忘れてしまっており、和訳版の小説を通して読んで、「ああ、そういう話だったんだ」と初めて分かるということもあつたりします。

小説以外には、英語の新聞やニュース雑誌を読むのもおすすめです。私は、米国留学時代の友人に「世界一クオリティの高い雑誌だ」と勧められ、長らく英国の *The Economist* を紙媒体で購読していました。確かに、同紙は、毎週、世界中の政治・経済に関し、注目を集めている重要な問題を取り上げ、深みのある分析を提供しており、世界中の政治家・官僚・ビジネスマンが読んでいることもあって、読むに越したことはない素晴らしい雑誌だと思います。他方で、論説記事などに顕著なのですが、格調高い文章を書こうとするあまりか、難解なボキャブラリーが多用されており、読みにくくハードルが高い面があるのも確かだと思います。また、最近のインフレや円安のせいで、年間の購読料がどんどん高額になっており、私は最近、紙媒体の購読はやめてオンライン版のみの購読に切り替えてしまいました。オンライン版だと、先ほど述べた *Kindle* と同様、分からない単語を長押しすれば訳語が表示されるため、格段に読みやすくなりましたが、紙媒体のものとは異なり、一覧性に欠けますし、1週間分の記事をざっと眺めて、その週の世界情勢を概観する、というような読み方はできないのが悩ましいところ です。

4 英語を聞く

次は、英語を聞く力をいかに鍛えるか、です。私がやっているのは、毎朝、通勤時に、歩いているときは、*iPhone* のポッドキャストで *BBC* の *GLOBAL NEWS PODCAST* というのを聞くことです。この *BBC* のニュース番組は、毎日、数回アップデートされるので、常に最新のニュースを英語で聞くことができ、世界情勢を知る上でも役に立ちます。特に、日本のニュース番組はローカルなニュースが多く、日本のニュースだけを見ていると、世界で何が起きていて、何が関心を集めているのかが分からなくなることもありますので、そういう意味でもおすすめです。

ここまでですと、「そんなのとっくに聞いているよ」という声が聞こえてきそうですが、私のやり方で、ぜひ試してみたいのは、「*BBC* のニュースを1.3倍速で聞く」というものです。最初はちょっと速くて聞きにくいと思うかもしれませんが、そのうちに慣れてきて、十分に聞き取ることができると思います。その上で、通常の1倍速で聞いてみると、とてもゆっくりで聞きやすく感じるはず です。このように、普段から速めのスピードで英語に慣れていると、会議や交渉等で相手方が話している英語が

格段に聞きやすく感じるという効果があって、おすすめです。

5 英語を話す

英語を話す練習をするには、現状では、やはり英会話のレッスンをするしかありません。最近では、月あたりの費用が定額で、何回でもレッスンが受けられるサービスなどもあるようで、とにかく英語を話す機会を作るにはこのようなサービスでもよいかもしれませんが、そのようなサービスでは、講師が必ずしも英語ネイティブのスピーカーではなかったりします。私自身は、英語ネイティブの同じ先生、それも可能であれば、法律関連の仕事に就いていたり、国際政治等の知識が豊富な先生に、継続的にレッスンを行ってもらうのがよいと思います。なかなかそのような先生を見つけるのは簡単ではありませんし、費用も高額になってしまうのが難点ですが、ネイティブでないと、こちらの話した英語の微妙なニュアンスのおかしさなどが分からない可能性がありますし、法律関係の話はボキャブラリーも特殊ですので、やはりそれが分かっている先生の方が実践的です。私自身は、「ハロー先生ドットコム」などのウェブサイトを使って、そういった先生を探しています。

英会話のレッスンを行う際にも、漫然と会話をするのではなくて、文法的な誤りがあった場合や、単語の使い方に違和感があるときなどは必ず指摘するようにお願いし、また、レッスン後にはそれらをまとめてテキストで送ってもらうことにしています。我々のような「非ネイティブ・非帰国子女」の英語話者は、単語の単数・複数、定冠詞と不定冠詞、同じような意味の単語の微妙な使い分けなどがどうしても苦手なので、これらはいちいちネイティブスピーカーに指摘してもらって直さないと、なかなか身につかないと思います。

6 おわりに

いかがだったでしょうか。少しでも皆様の英語学習の参考になる部分はありましたでしょうか。「あれ、英語の書き方については？」と思った方もいらっしゃるかもしれませんが、私自身、英語を書く練習はあまりしておらず、皆様にお伝えできることもないので、申し訳ありません……。ただ、初めにも書きましたように、生成AIの進化はすさまじく、機械翻訳ソフトを使えば、日本語の文章をかなりの精度で英訳してくれますので、「書き方」に特化した英語習得はそれほど必要ではなくなっているのかもしれない。今では時代遅れになっているかもしれませんが、一つだけ、私のやり方をお伝えすると、英語の文章を書いて、「この単語の使い方は合っているのかな？」と疑問に思ったときは、必ず、Oxford Collocations Dictionary を調べます（私は電子辞書のものを使っているのですが、無料のウェブ版もあるようです）。そうすると、例えば動詞であれば、その動詞に続く前置詞であったり、その動詞によく使われる副詞であったり例文とともに出てきます。名詞であれば、その名詞を修飾するのに使われる形容詞や、その名詞の前に来る動詞などが出てくるというわけです。各単語の正確な使い方

は、このようにして地道に覚えていくしかないと思います。

英語上達の道のりは長く、終わりがありません。私もまだまだ先も見えない途上がありますが、何よりも楽しみながら、一步一步、一緒に歩いていきましょう！

ベトナム司法省の所管における電子化をめぐる最近の主な動向と 日本による法整備支援

前国際協力機構（JICA）

ベトナム社会主義共和国「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」

長期派遣専門家（現法務省人権擁護局人権啓発課補佐官）

大西 宏道

1 はじめに

2025年12月31日をもって、国際協力機構（JICA）のベトナム社会主義共和国「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」が終了した。約30年間、連続して実施されてきたベトナムに対する日本国の法整備支援プロジェクトが一旦終了することとなった。

筆者は、2023年10月1日から2025年12月31日まで、日本の法務省民事局から、JICA長期派遣専門家として派遣され、主に、ベトナムの司法省及び首相府の活動を担当した。2年3か月の間で、司法省に関しては、現地において、35件のセミナー、ワークショップ、研修会等の活動を実施した。取り扱った分野は、法整備及び法執行の全般的な内容から、司法省の各部局が所管する様々な法制度の整備、運用、それらに関連する人材育成等、多岐かつ広範囲にわたっていたところ、多くの活動において、電子化が関係する内容が見られた。具体的には、司法省所管の様々な分野における法制度の電子化、暗号資産等のブロックチェーン、人工知能等をめぐる問題、司法省の業務のデジタルトランスフォーメーション等を取り扱う活動が実施された¹。現在の法整備支援において、電子化の関係は、技術的な観点も含めて避けて通れず、今後も、この傾向は続くと考えられる。

今回、ベトナムに対する日本の法整備支援が節目を迎えた時機において、司法省との関係でベトナムの電子化をめぐる最近の主な動向を概観し、日本による法整備支援の在り方等について考えてみたい。

なお、原稿中、ベトナムの動向は、2025年12月31日までに筆者が関わった司法省との活動等を通じた範囲内で承知したものであり、意見にわたる部分は、私見に過ぎない。また、和訳は、仮訳であり、検索の便宜のためにも、主な用語等について越語を脚注に付した。

¹ <https://dx.moj.gov.vn/trao-doi-kinh-nghiem-cua-nhat-ban-ve-chuyen-doi-so-trong-pho-bien-giao-duc-phap-luat-51.htm>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5070>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=4999>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5262>、<https://www.moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5605>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5668>等参照

2 ベトナムにおける電子化をめぐる最近の主な動向

(1) 国家において

ベトナムは、国として、従来、電子化の取組を行っており、共産党は、2019年9月27日付け共産党中央執行委員会政治局決議第52-NQ/TW号「第四次産業革命に積極的に参画するための指針、政策について²」において、ベトナムが第四次産業革命に積極的に参画できていないところ、第四次産業革命に積極的に参画することは避けられないとして、ベトナムの社会経済発展の突破口を開く機会と見なすとした。

これを受け、政府は、2020年6月3日付け首相決定第749/QĐ-TTg号「[2025年までの国家のデジタルトランスフォーメーションプログラム、2030年までの方向性]の承認³」等に基づき、社会の認知を変容させること等に向けた取組を推進してきた。毎年10月10日を国家デジタルトランスフォーメーションデーと定め⁴、各省、各地方等において、宣伝活動等を行っている。また、2020年4月8日付け議定第45/2020/NĐ-CP号「電子環境における行政手続の実施⁵」により、電子環境における行政手続の実施は法律で規定されている他の形態と同等の法的効力を有するとした（4条1項）。人工知能の研究、開発及び活用を促進する2021年1月26日付け首相決定第127/QĐ-TTg号「2030年までの人工知能の研究、開発及び活用に関する国家戦略の発行⁶」等も発行されている。

そして、共産党は、2024年12月22日付け共産党中央執行委員会政治局決議第57-NQ/TW号「国家の科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展における突破口⁷」を発行し、科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展は、国の発展にとって決定的な要因であり、ベトナムが新時代、すなわち国の台頭の時代において、繁栄し強く発展するための前提であり、最良の機会であると掲げ、共産党に「科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展に関する中央指導委員会⁸」を設置し、国全体として、電子化等の取組を進めている⁹。

これを受け、政府は、2025年1月9日付け政府決議第03/NQ-CP号「国家の科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展における突破口に関する2024年12月22日付け政治局決議第57-NQ/TW号を実施するた

² “Về một số chủ trương, chính sách chủ động tham gia cuộc Cách mạng công nghiệp lần thứ tư”

³ “Phê duyệt “Chương trình Chuyển đổi số quốc gia đến năm 2025, định hướng đến năm 2030””

⁴ 2022年4月22日付け首相決定第505/QĐ-TTg号「国家デジタルトランスフォーメーションデーについて（Về Ngày Chuyển đổi số quốc gia）」参照

⁵ “Thực hiện thủ tục hành chính trên môi trường điện tử”

⁶ “Ban hành Chiến lược quốc gia về nghiên cứu, phát triển và ứng dụng Trí tuệ nhân tạo đến năm 2030”

⁷ “Đột phá phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyển đổi số quốc gia”

⁸ “Ban Chỉ đạo Trung ương về phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyển đổi số”

⁹ 2025年1月10日付け共産党中央執行委員会政治局決定第229-QĐ/TW号「科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展に関する中央指導委員会の設立について（Về thành lập Ban Chỉ đạo Trung ương về phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyển đổi số）」、同日付け共産党中央執行委員会政治局決定第230-QĐ/TW号「科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展に関する中央指導委員会の機能、任務、権限、作業体制、業務について（Về chức năng, nhiệm vụ, quyền hạn, chế độ làm việc, quan hệ công tác của Ban Chỉ đạo Trung ương về phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyển đổi số）」参照

めの政府の行動プログラムの発行¹⁰」(2025年4月1日付け政府決議第71/NQ-CP号により修正、補完、更新)等を発行し、政治局決議第57-NQ/TW号に掲げられた視点、目的、任務、解決策等を完全に実施等するとしている。2025年5月4日付け共産党中央執行委員会政治局決議第68-NQ/TW号「民間経済発展について¹¹」においても、電子化に係る内容が多く掲げられている。

法律として、2023年6月22日に、電子的手段による取引の遂行を規定する「電子取引法¹²」(法律第20/2023/QH15号)が、2024年11月30日に、デジタルデータの構築、開発、保護、管理、処理、利用等を規定する「データ法¹³」(法律第60/2024/QH15号)が、2025年6月15日に、電子技術産業、半導体産業、人工知能、暗号資産の発展、関連機関、組織、個人の権利及び責任を規定する「電子技術産業法¹⁴」(法律第71/2025/QH15号)が、2025年12月10日に、人工知能の研究、開発、供給、展開、活用等を規定する「人工知能法¹⁵」(法律第134/2025/QH15号)、電子商取引プラットフォーム、組織、個人、外国要素を含む電子商取引、電子商取引支援サービスを提供する組織の責任、電子商取引に係る違反の管理及び処理における技術の活用等を規定する「電子商取引法¹⁶」(法律第122/2025/QH15号)及びサイバーセキュリティ等における関連機関、組織、個人の権利、義務及び責任を規定する「サイバーセキュリティ法¹⁷」(法律第116/2025/QH15号)が、2025年12月11日に、デジタルトランスフォーメーションの原則、政策等を規定する「デジタルトランスフォーメーション法¹⁸」(法律第148/2025/QH15号)が、相次いで成立している。

この他、関連する法律として、2025年6月27日に、「科学、技術及び革新法¹⁹」(法律第93/2025/QH15号)、2025年12月10日に、「高度技術法²⁰」(法律第133/2025/QH15号)等も成立している。

(2) 法整備及び法執行において

法整備及び法執行における最近の主な文書である2025年4月30日付け共産党中央執行委員会政治局決議第66-NQ/TW号「新時代における国土発展要請に適合する法の制定及び施行の刷新について²¹」において、指導観点の一つとして、政策、

¹⁰ “Ban hành Chương trình hành động của Chính phủ thực hiện Nghị quyết số 57-NQ/TW ngày 22 tháng 12 năm 2024 của Bộ Chính trị về đột phá phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyên đổi số quốc gia”

¹¹ “Về phát triển kinh tế tư nhân”

¹² “Luật Giao dịch điện tử”

¹³ “Luật Dữ liệu”

¹⁴ “Luật Công nghiệp công nghệ số”

¹⁵ “Luật Trí tuệ nhân tạo”

¹⁶ “Luật Thương mại điện tử”

¹⁷ “Luật An ninh mạng”

¹⁸ “Luật Chuyên đổi số”

¹⁹ “Luật Khoa học, công nghệ và đổi mới sáng tạo”

²⁰ “Luật Công nghệ cao”

²¹ “Về đổi mới công tác xây dựng và thi hành pháp luật đáp ứng yêu cầu phát triển đất nước trong kỷ nguyên mới”

法令の策定に対する投資に、デジタルトランスフォーメーションの推進等のための資源を確保し、優先的に配分すること、また、具体的な任務及び解決策の一つとして、法の制定及び施行におけるデジタルトランスフォーメーションの強化、人工知能及びビッグデータの活用等が掲げられ、さらに、法司法分野の国際協力の拡大としても、デジタルトランスフォーメーション等の新たな問題に係る支援が掲げられている。また、国会の共産党代表団は、科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展に関する法の見直し及び改善を主導等するとされている²²。

これを受け、政府は、科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションに関する法の制定に注力し、人工知能、デジタルトランスフォーメーション、グリーントランスフォーメーション、データ資源、暗号資産の活用等の従来とは異なる新たな問題のための法的枠組みを構築し、新たな成長原動力を形成するとともに、新たな生産力、産業の発展を促進するとしている²³。

なお、法司法分野において特に根拠とされる2022年11月9日付け共産党中央執行委員会決議第27-NQ/TW号「新段階におけるベトナム社会主義法治国家の建設及び完備の継続について²⁴」においては、行政の電子化については掲げられているものの、法整備及び法執行に関し、電子化に係る内容はほとんど見当たらない。

(3) 司法省の所管における電子化をめぐる最近の主な動向

ア 総論

司法省においては、首相決定第749/QĐ-TTg号等を受け、2021年6月10日付け司法大臣決定第983/QĐ-BTP号「[2025年までの司法分野のデジタルトランスフォーメーション、2030年までの方向性]計画²⁵」等に基づき、職員に対する啓発普及、電子製品等の導入、電子化に係る実証実験の法的枠組みの整備、司法省所管の法規範文書の見直し等、サイバー空間における詐欺行為、個人情報不正利用等に係る民事及び刑事の法規範文書の改正、情報技術設備に対する投資等、情報セキュリティの強化等の取組が計画されていた。そして、政府決議第03/NQ-CP号等を受け、2025年3月3日付け司法大臣決定第877/QĐ-BTP号「2025年1月9日付け政府決議第03号/NQ-CP号の実施計画：国家の科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展における突破口に関する2024年12月22日付け政治局決議第57-NQ/TW号を実施するための行動プログラムの発行²⁶」等に基づき、さらに、意識

²² 政治局決議第57-NQ/TW号参照

²³ 2025年5月17日付け政府決議第140/NQ-CP号「新時代における国土発展要請に適合する法令制定及び施行業務の刷新に関する2025年4月30日付け政治局決議第66-NQ/TW号を実施するための政府の行動プログラム（Chương trình hành động của Chính phủ thực hiện Nghị quyết số 66-NQ/TW ngày 30 tháng 4 năm 2025 của của Bộ Chính trị về đổi mới công tác xây dựng và thi hành pháp luật đáp ứng yêu cầu phát triển đất nước trong kỷ nguyên mới）」参照

²⁴ “Về tiếp tục xây dựng và hoàn thiện Nhà nước pháp quyền xã hội chủ nghĩa Việt Nam trong giai đoạn mới”

²⁵ “Kế hoạch “Chuyển đổi số Ngành Tư pháp đến năm 2025, định hướng đến năm 2030” “

²⁶ “Kế hoạch thực hiện Nghị quyết số 03/NQ-CP ngày 09 tháng 01 năm 2025 của Chính phủ ban hành Chương trình hành động thực hiện Nghị quyết số 57-NQ/TW ngày 22 tháng 12 năm 2024 của Bộ Chính trị về đột phá phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyển đổi số quốc gia”

改革、法整備、設備投資、人材育成、国家管理の効率性及び効果の向上、企業における活動の推進等の取組が計画されている。

具体的に、司法省が構築しなければならないデータベースとして、電子戸籍データベース、組織管理及び法的支援システム、民事判決執行データベース、行政違反処理データベース、担保取引に関するデータベースが掲げられ²⁷、見直す必要があるデータベースとして、国家法令データベース（法規本文書データ、法典データ等）、行政違反処理に関する国家データベース、法執行監視データベース、法の普及、教育及び草の根和解のためのデータベース、法的支援データベース、司法省所管の動産の担保権に関するデータベース、国家賠償データベース、執行官管理データベース、公証データベース、財産競売管理データベース、司法補助職（弁護士、仲裁人等）管理データベースが掲げられている²⁸。また、司法省は、所管の行政手続処理に係る情報システム、国家法律ポータル、ベトナム法令デジタルプラットフォームを構築する²⁹。

なお、共産党は、データは、「正確、十分、きれい、最新、統一、共有³⁰」を確保しなければならず³¹、特に人口、司法、教育、銀行、税、保険、企業、土地、交通に関するデータの共有の加速化が重要であるとする³²。

電子化を活用した行政手続の簡素化も進められており³³、司法省は、首相府、内務省及び関連機関と主要な責任を担い、全ての省及び地方の行政手続を緊急に見直し評価し、内容の削減及び簡素化のための計画を提案するとされている³⁴。

司法省は、これらの電子化の取組について、民間企業と連携して行っている³⁵。

²⁷ 政府決議第71/NQ-CP号（なお、発行後、司法履歴データベースは司法省の所管外となった。）、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7551>参照

²⁸ 2025年7月23日付け政府決議第214/NQ-CP号「包括的なデジタルトランスフォーメーションのためのデータ創造促進に関する政府の行動計画の発行（Ban hành Kế hoạch hành động của Chính phủ về thúc đẩy tạo lập dữ liệu phục vụ chuyển đổi số toàn diện）」参照

²⁹ 2025年9月11日付け科学技術大臣決定第2618/QĐ-BKHCHN号「部門、分野、地域における国家デジタルプラットフォーム、共有デジタルプラットフォームの展開の一覧及び計画の発行について（Về việc Ban hành Danh mục và kế hoạch triển khai các nền tảng số quốc gia, nền tảng số dùng chung của ngành, lĩnh vực, vùng）」、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7399>参照

³⁰ “đúng - đủ - sạch - sống - thống nhất - dùng chung”

³¹ 2025年6月19日付け科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展に関する中央指導委員会計画第02-KH/BCĐTW号「政治体制の組織的要件を満たすための相互に連携し、同期的で迅速かつ効果的なデジタルトランスフォーメーションの推進（Thúc đẩy chuyển đổi số liên thông, đồng bộ, nhanh, hiệu quả đáp ứng yêu cầu sắp xếp tổ chức bộ máy của hệ thống chính trị）」、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7246>参照

³² 2025年1月22日付け告知第01-TB/BCĐTW号「科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展に関する中央指導委員会の最初の会合における委員長トー・ラム書記長の結論（Kết luận của đồng chí Tổng Bí thư Tô Lâm, Trưởng Ban Chỉ đạo Trung ương về phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyển đổi số tại Phiên họp thứ nhất của Ban Chỉ đạo）」参照

³³ 2025年3月26日付け政府決議第66/NQ-CP号「2025年及び2026年の生産、事業活動に関する行政手続の削減、簡素化に関するプログラム（Chương trình cắt giảm, đơn giản hóa thủ tục hành chính liên quan đến hoạt động sản xuất, kinh doanh năm 2025 và 2026）」参照

³⁴ 2025年10月15日付け通知第07-TB/CQTTCĐ号「科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展に関する中央指導委員会委員長トー・ラム書記長による、2025年第3四半期の政治局決議第57-NQ/TW号の実施状況に関する中間報告会合における、2025年末までの重点課題及び解決策に関する結論（Kết luận của đồng chí Tổng Bí thư Tô Lâm, Trưởng Ban Chỉ đạo Trung ương về phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyển đổi số tại Hội nghị sơ kết tình hình triển khai thực hiện Nghị quyết số 57-NQ/TW của Bộ Chính trị trong quý III/2025 và nhiệm vụ, giải pháp trọng tâm cuối năm 2025）」、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5664>参照

³⁵ 2025年7月1日付け議定第180/2025/NĐ-CP号「科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展の分野における官民協力の仕組み、政策について（Về cơ chế, chính sách hợp tác công tư trong lĩnh vực

なお、司法大臣は、2025年11月14日、フィリピンで開催された第13回東南アジア諸国連合（ASEAN）法務大臣会合において、「デジタル時代における法の制定及び執行に係る人工知能の活用³⁶」を題材にしたASEAN法務フォーラム2026を開催すると発表した³⁷。

イ 法の制定及び執行

司法省は、政府が提出する法律案、議定案、決議案を審査し（「法規範文書発行情法³⁸」（法律第64/2025/QH15号、法律第87/2025/QH15号により一部改正）34条、2025年2月26日付け議定第39/2025/NĐ-CP号「司法省の機能、任務、権限及び組織構造の規定³⁹」2条6項）、施行を組織する（同条7項）。

2025年2月19日に全面改正された、法規範文書の制定、発行、執行に関する基本的な内容を規定する法規範文書発行情法は、「法に関する国家データベース及び電子技術の活用、デジタルトランスフォーメーション⁴⁰」の規定を設け（66条）、国会常務委員会及び政府は、それぞれの権限に属する法規範文書の制定、発行、執行における電子技術の活用及びデジタルトランスフォーメーションを規定するとされた（同条2項）。また、2025年4月1日付け議定第78/2025/NĐ-CP号「法規範文書発行情法の施行を組織し指導するための多くの条項及び措置の詳述⁴¹」（2025年7月1日付け議定第187/2025/NĐ-CP号により改正、補足）は、法規範文書の制定及び発行の手続において、紙媒体に加えて電子媒体を提出すること、ポータル、ウェブサイト等で情報を提供すること等を規定している。なお、議定第187/2025/NĐ-CP号は、法規範文書の制定及び発行の各手続において、デジタルトランスフォーメーション等の観点を加える改正を行っている。さらに、2025年4月1日付け議定第79/2025/NĐ-CP号「法規範文書の検査、見直し、体系化及び取扱いについて⁴²」（2025年7月1日付け議定第187/2025/NĐ-CP号により改正、補足）は、ビッグデータ及び人工知能を活用して、法規範文書の検査、見直し、体系化を支援し、違法、矛盾、重複又は既に適切でない内容について、迅速、適時かつ正確に検出し、法制度の構築及び改善に効果的に貢献することを優先すると規定する（56条2項）。

また、政治局決議第66-NQ/TW号、2025年5月17日付け国会決議第197/2025/QH15号「法執行機関の策定及び組織に画期的な進歩をもた

phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyên đổi số)」、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7062>参照

³⁶ “Ứng dụng trí tuệ nhân tạo trong công tác xây dựng và thi hành pháp luật trong kỷ nguyên số”

³⁷ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7601>参照

³⁸ “Luật Ban hành văn bản quy phạm pháp luật”

³⁹ “Quy định chức năng, nhiệm vụ, quyền hạn và cơ cấu tổ chức của Bộ Tư pháp”

⁴⁰ “Cơ sở dữ liệu quốc gia về pháp luật và ứng dụng công nghệ số, chuyên đổi số”

⁴¹ “Quy định chi tiết một số điều và biện pháp để tổ chức, hướng dẫn thi hành Luật Ban hành văn bản quy phạm pháp luật”

⁴² “Về kiểm tra, rà soát, hệ thống hóa và xử lý văn bản quy phạm pháp luật”

らすための多くの特別な仕組み、政策について⁴³」、政府決議第140/NQ-CP号等は、法の制定及び執行において、デジタルトランスフォーメーションの強化、人工知能及びビッグデータの活用等を掲げている。

これらを受け、司法省は、法の制定及び執行の活動において、過程の再構築、電子基盤上の法律管理、大規模な法令データベース、人工知能による法制度内の矛盾、重複等の確認アプリケーション、施行状況の同時監視、評価システムの構築等を目標として掲げる⁴⁴。また、法規範文書作成プログラム管理ソフトウェア、党文書送受信システム等を導入する⁴⁵、さらに、導入する法規範文書見直し支援ソフトウェア（「CLS 仮想支援⁴⁶」2.0）に、スマート検索機能、文書案確認機能、チャットボット機能、文書案様式機能、文書案比較機能等を設けるとのことである⁴⁷。司法大臣は、人工知能による文書起草、矛盾、重複の審査、法律支援等、全て統一された法令データベースに基づいて連続的な過程として設計されなければならないことを強調している⁴⁸。この他、法規範文書に関する反応、提案の受付、処理について、情報システムを通じて行うこととされている⁴⁹。

なお、司法省は、韓国と法律情報システムの効率性向上について協力するプロジェクトの実施に向けて協議している⁵⁰。

ウ 国家法律ポータル

2025年5月31日、「国家法律ポータル⁵¹」が開設された⁵²。法規範文書発行法66条1項に、法令に関する国家データベースは、同法4条に規定された法規範文書の全文、政府の規定によるその他の文書を掲載し、法の制定及び執行のためのデータ活用を支援すると規定されている。国家法律ポータルは、法規範文書に関する反応、提案の受付、処理において電子技術を活用するためのポータルでもある⁵³。

政治局決議第27-NQ/TW号は、国民、企業が容易に法令に接することができるように法的サービス等のネットワークを構築し、能力を高めると掲げ、政治局決議第66-NQ/TW号は、法の普及、教育等において、電子技術、デジタルトランスフォーメーションを活用すると掲げ、また、政治局決議第68-NQ/TW号は、企業向けに法律相談等のオンラインプラットフォームを提供すると掲げる。

⁴³ “Về một số cơ chế, chính sách đặc biệt tạo đột phá trong xây dựng và tổ chức thi hành pháp luật”

⁴⁴ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7366> 参照

⁴⁵ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7387> 参照

⁴⁶ “Trợ lý ảo CLS”

⁴⁷ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5433> 参照

⁴⁸ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7411> 参照

⁴⁹ 2025年12月12日付け首相決定第48/2025/QĐ-TTg号「法規範文書に関する反応、提案の受付、処理に係る情報システムにおける反応、提案の受付、処理に関する規則の発行（Ban hành Quy chế tiếp nhận, xử lý phản ánh, kiến nghị trên Hệ thống thông tin tiếp nhận, xử lý phản ánh, kiến nghị về văn bản quy phạm pháp luật）」、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5822> 参照

⁵⁰ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7700> 参照

⁵¹ “Công Pháp luật quốc gia”

⁵² <https://phapluat.gov.vn/>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7057> 参照

⁵³ 2025年2月5日付け首相決定第244/2025/QĐ-TTg号「法規範文書に関する反応、提案の受付、処理における電子技術の活用（Ứng dụng công nghệ số trong việc tiếp nhận, xử lý phản ánh, kiến nghị về văn bản quy phạm pháp luật）」、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5395> 参照

国家法律ポータルは、概観すると、法規範文書の検索機能を有しているほか、新たに発行された文書、法律ニュース、活動、政治局決議第68-NQ/TW号関係等の情報、法規範文書案に対する反応及び提案の受付、企業法務関係のQ&A、法的支援関係、契約書等書式等の情報、人工知能を活用した法律相談等について、一部既存のウェブサイトへ接続するかたちで提供している。

エ 民法関係

司法省は、第四次産業革命に関する財産、契約、所有権及びその他の関連問題に関する法的枠組みの完成を検討し、提案するものとされている⁵⁴。政治局決議第68-NQ/TW号は、新しい経済モデル、特に金融、人工知能、暗号資産、電子商取引等の技術、デジタルプラットフォームに基づく事業の法的枠組みを完成し、データ、データガバナンスに関する法律、政策を完成すること等を掲げている。また、政治局決議第57-NQ/TW号は、国家監督下での新技術の試験的導入の仕組みにおいて、客観的な原因による経済的損失が生じた場合における責任の免除の政策について掲げている。さらに、司法省に、情報通信技術の主体の法的責任に関する法規範文書の作成等の任務が与えられ⁵⁵、人工知能に関し、司法省は、人工知能関連主体の法的責任に関する報告書を作成することとしている⁵⁶。

電子取引法、「消費者権利保護法⁵⁷」（法律第19/2023/QH15号）、データ法、「個人データ保護法⁵⁸」（法律第91/2025/QH15号）、電子技術産業法、科学、技術及び革新法等は、電子社会における民事的な規律を設けている。また、政府は、暗号資産市場の国家管理を試験的に実施している⁵⁹。

「民法⁶⁰」（法律第91/2015/QH13号）において、財産は、物、金員、有価証券及び財産権であり、不動産及び動産からなると規定され（105条）、財産権とは、金銭的価値を有する権利であり、知的所有権の対象に対する財産権、土地使用権及びその他の各財産権からなると規定されているところ（115条）、データ法は、データ所有者のデータに対する権利は、民事法に基づく財産権と規定しており（3条15項）、電子技術産業法等は、暗号資産は、民法に基づく財産であると規定している（電子技術産業法46条、政府決議第05/2025/NQ-CP号3条1項）。

⁵⁴ 2020年4月17日付け政府決議第50/NQ-CP号「2019年9月27日付け政治局決議第52-NQ/TW号を実施し、第四次産業革命に積極的に参画するための複数の指針、政策を掲げる政府の行動プログラムの発行（Ban hành Chương trình hành động của Chính phủ thực hiện Nghị quyết số 52-NQ/TW ngày 27 tháng 9 năm 2019 của Bộ Chính trị về một số chủ trương, chính sách chủ động tham gia cuộc Cách mạng công nghiệp lần thứ tư）」参照

⁵⁵ 首相決定第127/QĐ-TTg号参照

⁵⁶ 2021年4月12日付け司法大臣決定第552/1856/QĐ-BTP号「司法省の2030年までの人工知能の研究、開発及び応用に関する国家戦略及び第四次産業革命を2030年までに実施する計画の発行（Ban hành Kế hoạch thực hiện Chiến lược quốc gia về nghiên cứu, phát triển và ứng dụng Trí tuệ nhân tạo đến năm 2030 và Chiến lược quốc gia về Cách mạng công nghiệp lần thứ tư đến năm 2030 của Bộ Tư pháp）」参照。なお、内容を確認できていないものの、2025年3月3日付け司法大臣報告第95/BC-BTP号が発行されているようである。

⁵⁷ “Luật Bảo vệ quyền lợi người tiêu dùng”

⁵⁸ “Luật Bảo vệ dữ liệu cá nhân”

⁵⁹ 2025年9月9日付け政府決議第05/2025/NQ-CP号「ベトナムにおける暗号資産市場の試験的実施について（Về việc triển khai thí điểm thị trường tài sản mã hóa tại Việt Nam）」参照

⁶⁰ “Bộ Luật Dân sự”

電子取引法は、自動情報システムと個人又は自動情報システム間の相互作用によって締結又は実施された電子契約について、自動情報システムによって行われた又は入力された各特定の行為に対し、人の検査、関与が行われていないからといって、その法的効力を否定されることはないとして規定する（34条1項）。消費者権利保護法は、インターネット、電子的手段等によるリモート取引において消費者と取引を行う組織、個人の責任、義務等について規定する（第3章第1節）。個人データ保護法は、個人データ主体の個人データの処理について知らされるなどの権利、自己の情報を保護するなどの義務等について規定する（4条）。また、科学、技術及び革新法は、試験活動等における民事、行政、刑事等の責任の免除等について規定する（9条、22条等）。

オ 担保措置登録

財産の担保に関し、担保措置登録の法制については、司法省が所管している（議定第39/2025/NĐ-CP号2条9項a号、d号）。登録等の事務については、主に、土地所有権及び土地付着財産は農業環境省所管の土地登録事務所、航空機は建設省所管の航空局、船舶は建設省所管の海事局、その他の動産は司法省担保取引登録及び国家賠償局所管の「担保取引登録センター⁶¹」が実施する（2022年11月30日付け議定第99/2022/NĐ-CP号「担保措置登録について⁶²」10条）。

議定第99/2022/NĐ-CP号は、オンライン登録について規定し、担保取引登録センターは、アジア開発銀行及び世界銀行の支援も得て構築した「動産担保権に関するオンライン公共サービス提供システム⁶³」を提供している⁶⁴。

政治局決議第66-NQ/TW号は、担保措置登録等において、電子技術、デジタルトランスフォーメーションを活用すると掲げている。司法省は、データベース間の共有、接続、同期等の更なる担保措置登録の電子化を推進している⁶⁵。

カ 民事判決執行

司法省は、民事判決及び行政判決の執行を所管する（議定第39/2025/NĐ-CP号2条8項）。

2025年12月5日に全面改正された「民事判決執行法⁶⁶」（法律第106/2025/QH15号）は、「民事判決執行におけるデジタルトランスフォーメーション⁶⁷」として、民事判決執行データベースは、司法省が管理し、国家総合データベースと連携、共有され、国家総合データベース、国家データベース、専門データベースその他のデータベースを管理する機関及び組織は、民事判決執行に関する

⁶¹ “Trung tâm đăng ký giao dịch”

⁶² “Về đăng ký biện pháp bảo đảm”

⁶³ “Hệ thống cung cấp dịch vụ công trực tuyến về biện pháp bảo đảm bằng động sản”, <https://dktructuyen.moj.gov.vn/home.html>

⁶⁴ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/nghien-cuu-trao-doi.aspx?ItemID=2648>参照

⁶⁵ 司法大臣決定第983/QĐ-BTP号、司法大臣決定第877/QĐ-BTP号等参照

⁶⁶ “Luật Thi hành án dân sự”

⁶⁷ “Chuyên đổi số trong thi hành án dân sự”

データをデータベースと接続し、共有しなければならず、民事判決執行管理機関、民事判決執行機関、民事判決執行事務所から、民事判決執行活動のため、これらのデータベースの情報に接続し、利用する要求に応じることを規定している（5条1項）。

司法省は、民間企業と連携して、電子判決執行決定、電子領収書、意思決定支援ソフトウェア等を導入し⁶⁸、それらも含めた「民事判決執行電子プラットフォーム⁶⁹」及び「スマート監視管理センター⁷⁰」を開設する⁷¹。

キ 司法支援

2024年11月26日に全面改正された「公証法⁷²」（法律第46/2024/QH15号）は、「電子公証⁷³」の項目を設け、電子的手段による公証を規定した（第5章第3節）。司法省は、公証業務の電子化等に関し、公証法の次なる改正を検討している⁷⁴。

また、司法省は、司法支援に関するソフトウェアとして、公証業務の管理用ソフトウェア、財産競売のウェブサイト「国家財産競売ポータル⁷⁵」（「財産競売法⁷⁶」（法律第01/2016/QH14号、法律第37/2024/QH15号により改正）13条等）⁷⁷、財産競売業者等の管理用ソフトウェアの構築等を行っている⁷⁸。

ク 刑法関係

2025年10月25日及び26日、ベトナムのハノイ市において、「国連サイバー犯罪防止条約⁷⁹」の署名式が開催された⁸⁰。

国連サイバー犯罪防止条約の実施法の位置付けでもある、2025年12月10日に全面改正されたサイバーセキュリティ法⁸¹は、「サイバー犯罪⁸²」を、「刑法⁸³」（法律第100/2015/QH13号（法律第12/2017/QH14号、法律第116/2025/QH15号により改正））で規定されている社会にとって危険な行為であり、個人又は組織が、情報技術又は電子的手段を用いてサイバー空間上で実行するものと定義している（2条12項）。

司法省は、民間企業と連携し、刑事司法処理情報システムの導入を進めてい

⁶⁸ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5438>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7287>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5736>参照

⁶⁹ “Nền tảng số Thi hành án dân sự”

⁷⁰ “Trung tâm Giám sát, Điều hành thông minh”

⁷¹ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7683>参照

⁷² “Luật Công chứng”

⁷³ “Công chứng điện tử”

⁷⁴ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7732>参照

⁷⁵ “công đấu giá tài sản quốc gia”

⁷⁶ “Luật đấu giá tài sản”

⁷⁷ <https://dfts.moj.gov.vn/>

⁷⁸ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7221>参照

⁷⁹ “United Nations Convention against Cybercrime”

⁸⁰ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7539>参照

⁸¹ “Luật An ninh mạng”

⁸² “Tội phạm mạng”

⁸³ “Bộ luật hình sự”

る⁸⁴。

なお、刑法は、「情報技術、通信ネットワーク領域における犯罪⁸⁵」を設けている（第21章第2節）。

ケ 法の普及、教育

司法省は、法の普及、教育の国家管理を政府に対して責任を負う（「法の普及、教育に関する法律⁸⁶」（法律第14／2012／QH13号）6条2項b号）。政治局決議第66-NQ/TW号、政府決議第140/NQ-CP号等は、法の普及、教育等において、電子技術、デジタルトランスフォーメーションを活用すること、法の普及、教育の内容を「デジタル学習⁸⁷」運動に統合すること等を掲げる。

ベトナムは、法令に関する国家データベース等を活用し、法の普及等に努めており⁸⁸、法の普及、教育に関する法律は、司法省が、法令に関する国家データベースを構築しなければならないと規定している（6条2項b号）。当初の「法令文書国家データベース⁸⁹」は、外国の企業の協力も得て構築され、2014年に運用開始されたとのことであり⁹⁰、2025年5月31日からは、国家法律ポータルが運用されている。

司法省は、法の普及、教育に関する法律の改正について、情報技術とデジタルトランスフォーメーションの活用の観点も含め、検討を進めている⁹¹。

コ 身分登録

司法省は、市民の身分等の登録を所管しており（「戸籍法⁹²」（法律第60／2014／QH13号）66条、議定第39／2025／NĐ-CP号2条9項a号）、戸籍法、2020年7月28日付け議定第87／2020／NĐ-CP号「電子戸籍データベース及びオンライン戸籍登録に関する規則⁹³」等に基づき、「電子戸籍データベース⁹⁴」を構築している。

証明書の電子化、他の情報システムとの接続、海外ベトナム人の出生証明書のオンライン発行等の取組が行われている⁹⁵。

⁸⁴ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7594>参照

⁸⁵ “Tội phạm trong lĩnh vực công nghệ thông tin, mạng viễn thông”

⁸⁶ “Luật Phổ biến, giáo dục pháp luật”

⁸⁷ “học tập số”

⁸⁸ 2010年8月27日付け首相決定第1605/QĐ-TTg号「2011年から2015年までの期間における国家機関の運営における情報技術の応用に関する国家計画の承認（Phê duyệt Chương trình quốc gia về ứng dụng công nghệ thông tin trong hoạt động của cơ quan nhà nước giai đoạn 2011 - 2015）」、2015年5月28日付け議定第52／2015／NĐ-CP号「法令に関する国家データベース（Cơ sở dữ liệu quốc gia về pháp luật）」参照

⁸⁹ “Cơ sở dữ liệu Quốc gia Văn bản pháp luật”

⁹⁰ <https://vbpl.vn/pages/portal.aspx>

⁹¹ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7435>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7725>参照

⁹² “Luật hộ tịch”

⁹³ “Quy định về Cơ sở dữ liệu hộ tịch điện tử, đăng ký hộ tịch trực tuyến”

⁹⁴ “Cơ sở dữ liệu hộ tịch điện tử”

⁹⁵ 2025年11月15日付け政府決議第66.7／2025／NQ-CP号「データに基づく行政手続の削減、簡素化の規定（Quy định cắt giảm, đơn giản hóa thủ tục hành chính dựa trên dữ liệu）」、2025年10月13日付け通知第552/TB-VPCP号「科学、技術、革新、デジタルトランスフォーメーションの発展及びプロジェクト06に関する政府の運営委員会第四回会合の結論（Kết luận Phiên họp lần thứ tư của Ban Chỉ đạo của Chính phủ về phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo, chuyển đổi số và Đề án 06）」、

<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7659>参照

3 ベトナム司法省の所管における電子化と日本による法整備支援

(1) 活動等を通じて感じられたベトナムにおける電子化の傾向

筆者が関わった活動等を通じて、ベトナムは、社会経済を継続的に発展させるため、予算、人員等の不足を含む様々な組織法上の問題に対処するためなどにより、電子化が必要であり、国を挙げて取組を進めていることが感じられた。暗号資産、データ等について、既に法令において民法等に基づく財産として認められ、人工知能の法的主体性について積極的に議論するなど、比較的、先端的な考え方を採用しようとしている。また、各業務に関し、様々な課題に対する解決策として、電子技術、情報システム、人工知能等の活用の必要性が指摘される。

しかしながら、法整備において、電子化自体が目的となって、現在の社会情勢の下で実際に発生している問題、基本的又は体系的な原則、理論等に係る議論が置かれていられ、また、業務において、電子化による利点のみが着目され、電子化が実現されれば、全ての問題が解決されるような議論が行われ、制度上、構造上等の問題、電子化による弊害等に注意が向けられにくい傾向が見受けられる。また、党、政府等により、多くの文書が発行され、目標、計画等が策定され、実施が求められているところ、現場において達成できているか疑義がある。技術は、日々発展し、新たな事象が刻々と発生している中で、電子化を追求することは不可避であるものの、その波に呑まれることなく、根本に立ち返った議論を行うことも必要と考えられる。

(2) 電子化と日本による法整備支援

ベトナムは、既に多くの法規範文書が発行され、法制度は、一定程度整備されていると言える。その状況の下、ベトナムにとって、電子化は、法整備の分野においても優先度が高く、今後も、司法省は、日本に対し、電子化に関する知見、経験等の提供を要望してくると思われる。

最近のベトナムに対する法整備支援は、法律の理論的な問題にとどまらず、様々な分野の法制度に係る、政策的、行政的、技術的、先端的、実務的な問題に及ぶ傾向があるところ、特に、電子化に係る活動は、その傾向が顕著に表れる。対応するに当たっては、政策的、行政的な観点については、行政の知見、経験が、また、技術的、先端的、実務的な観点については、民間の協力も必要になると考える。

このような状況は、これまで日本が実施してきた法整備支援とは異なるところがある。また、日本は、国内において、電子化に係る法整備等について、慎重に議論を行っている状況も伺える。

今後、ベトナムに対する日本の法整備支援として、電子化を取り扱うことになるならば、日本として有意義かつ可能な支援を実施するため、日本側の体制、考え方等を検討する必要があると考えられる。

4 おわりに

ベトナム司法省の所管における電子化をめぐる最近の主な動向を概観し、今後の日本による法整備支援の在り方等について考えてみた。

法整備支援の在り方、考え方は様々ある。対象国の状況に応じ、法整備支援の在り方も変化する。長期間が経過し、法整備支援に対し、ベトナムにとっての最近の求められる期待と日本にとっての従来の考え方に沿った期待の差が開いているかもしれない、一旦、在り方を考え直す機会であるとも言える。

ベトナムに滞在していると、現時点において、ベトナムは、日本を世界の国々の中でも尊重してくれている国の一つであると感じられ、また、日本にとっても、ベトナムは、経済等の面において重要な国の一つであると思われる。ベトナムの司法関係機関にとって、これほど長期かつ密接に関係を継続してきた国は、日本以外になく、日本は、ベトナムの司法関係機関との良好な関係を築いてきていると言える。

ベトナムは、築き上げてきた日越の関係を活用して国を発展させてきており、日本としても、この機会に、民間と連携するなど含め、より積極的に関係を活用することを考えてよいと思われる。

日本側において、現地の実情を踏まえた上で、内外の様々な関係機関、関係者等の意向等も踏まえ、具体的かつ現実的な観点から、日越双方にとって有意義な法整備支援の在り方を考える必要があると思われる。

カンボジア司法省によるジャーナル発刊の取組について

JICAカンボジア長期派遣専門家

溝口千恵

第1 はじめに

昨年、カンボジア司法省は新たな取組としてジャーナルの発刊を開始した。これまでに第1号（昨年1月）、第2号（昨年3月）、第3号（昨年8月）が刊行され、今春には第4号の発刊が予定されている¹。司法省による専門誌の発刊は初の試みであり、カンボジアの法司法分野の更なる発展を支える取組として注目されている。

ジャーナルは、ニエン・ヴァンナック官房長が主導する作業部会によって作成されている。本稿では、官房長へのインタビューを掲載すると共に、第1号から第3号の目次（英訳）及び第4号に掲載予定の小職による執筆記事を併せて紹介する。

第2 ニエン・ヴァンナック官房長へのインタビュー²

—このジャーナルは、2024年2月26日付けの決定に基づいて設置されたジャーナル作成のための作業部会によって作成されているとかがっています。この作業部会を設けてジャーナルの発刊を開始した目的を教えてくださいませんか。

「この質問は非常に重要だと思います。ジャーナルの発刊は、大臣にとって大きな目標の一つです。大臣は、皆さんの研究や論文執筆を促進するために、ジャーナルを発刊したいと考えておられます。私は、大臣の部下として、また法律分野の教官の一人として、その大臣の目的を実現したいと考えています。ジャーナルの発刊に当たっては、国民の皆さんから信頼を得られるよう、作業部会を設置し、高い能力を有するメンバーを集めました。

ジャーナルの発刊を開始した目的は、大きく三つあります。

一つ目は、司法分野の人材を強化することです。司法分野の人材を強化するためには、多くの人に文献を読んでもらう必要があります。専門家の皆さんもご存じのとおり、法律を理解するためには、多くの文献を読むことが欠かせません。そして、多くの文献を読んでもらうためには、多くの執筆者が必要になります。知識が豊富な人に論



既発刊のジャーナル
（表紙に描かれているのは
司法省の建物です。）

¹ 本稿の記載は原稿執筆時点（2026年2月）の刊行予定に基づくものであり、本誌発行までに刊行状況が変更されている可能性がある。

² 本インタビューは2025年12月に実施されたものである。インタビュー中の時期の表現は、インタビュー実施時点を基準としている。

文を書いてもらい、自らの経験や知識を共有してもらうことが重要です。このジャーナルは、カンボジアの司法分野に、これまで存在しなかった研究書です。例えば、私が大学の教官として働いていた頃、能力の高い方が深く分析して執筆した本を読みたいと思っていましたが、当時は外国の本しかありませんでした。このジャーナルは、カンボジアの司法及び法律分野の人材強化に貢献するものだと考えています。

二つ目の目的は、深い研究や分析を促進することです。この目的は、三つの目標を達成するためのものです。

一つ目は、現行法を正しく理解し、適切に適用することです。民事法は正しく一致した理解のもとで適用する必要があります。一つの条文について、一つの共通した理解を持ってほしいと考えています。ジャーナルには、法律の条文だけでなく、そのフィロソフィー、つまり条文の趣旨も記載しています。法律を学ぶ学生は、条文だけを読んでも十分に理解できないことがあります。ジャーナルに書かれている条文の趣旨を読むことで、その趣旨に沿った正しい理解と適用が可能になります。

二つ目は、法制度をより良いものにすることです。ジャーナルを読むことによって、実務上どのような問題が起きているのかを知ることができます。多くの人がジャーナルに記事を執筆することで、カンボジアの法制度をより良いものにしていくことができます。なお、執筆者の選定については、後ほど詳しくお話ししますね。

三つ目は、司法分野の職員の思考力を深めることです。一つの記事を書くためには、相当な時間がかかります。その過程で、深く考えることが求められます。

三つ目の目的は、司法分野にとって歴史的に重要な出来事、すなわち司法分野の改善に関する資料を編纂することです。

私たちは、信頼されるジャーナルを発行することによって、これら三つの目的を実現したいと考えています。」

—第1号から第3号の目次を見ると、民事・刑事を問わず幅広い分野・トピックが掲載されています。号ごとに、全体的なテーマや、トピック選定のための大まかな方針を定めておられるのでしょうか。

「先ほど申し上げたとおり、このジャーナルは、一般的な法律分野の職員のニーズに応えるものにしたと考えています。そのため、民事、刑事、外国法など、できる限り幅広い分野を含めるようにしています。

テーマについては、一般的なものから始め、徐々に複雑なものを選んでいきます。例えば、第1号の目次を見ると、最初の記事では、カンボジアの司法制度の概要を扱っています。ただし、あまりに一般的な内容だけでは実務家の関心を引くことが難しいため、実務上直面している問題も併せて取り上げてい



ニエン・ヴァンナック官房長

ます。

ジャーナルについては、年間で何回発刊するか、どのようなテーマを取り上げるかについて計画を立て、その計画に基づいて、各分野の有識者に執筆を依頼します。執筆を依頼した際に執筆者自身を取り上げたい重要なテーマがある場合には、そのテーマについて記事を書いてもらうこともあります。

テーマは大きく二つに分けられます。一つ目は、一般的な理論に関するテーマです。学生に記事を読んでもらい、理論的な理解を深めてもらいたいと考えています。二つ目は、実務上直面している問題を反映したテーマです。実務家に記事を読んでもらい、法律上の根拠について理解を一致させたいと考えています。

これまでに発刊したジャーナルでは、民事法、刑事法、憲法などを取り上げてきましたが、今後は商事法に関するテーマも扱いたいと考えています。商事法については、私たちの知識や文献が限られているためです。また、外国法の理論に関するテーマも取り上げたいと考えています。外国法の理論について、フランス語や英語で書かれた文献を読む場合、カンボジア人には十分に理解できないこともあります。ジャーナルにクメール語の記事を掲載することで、理解が進むと考えています。」

「夏に記事執筆のお声がけをいただいた際、今回取り上げたトピック「再審」を含むいくつかのトピックの候補をご提示いただきました。それらはいずれも実務上のニーズを反映した内容であり、官房長が裁判実務で生じている課題を的確に把握されているのだと感じました。普段どのような方法で、このような実務上の課題を把握しておられるのでしょうか。

「そのことについては、専門家だけでなく、カンボジアの実務家の皆さんも驚かれたことと思います。

私はフランスで修士課程を修了した後、2020年に司法省に入省しました。それ以前は、2008年から大学の教官として働いていましたが、つい数年前に辞めました。教官として働いていた頃は、自分自身に法律に関する問いを立て、その問いに答えるために、多くの法律書を読み、分析しました。

司法省に入省してからは、実務上直面している問題を早期に把握するため、三つのことに取り組んできました。

一つ目は、司法省の総会です。総会には、全国の裁判所の所長をはじめとする裁判官や、B A K Cに所属する弁護士が参加します。総会では、様々な分野における実務上の問題が取り上げられます。私は、総会で議論されたトピックを調べ、多くの示唆を得てきました。今年の総会では、利息及び損害賠償に関する問題と、相続に関する問題の二つについて解決することができました。

二つ目は、民事法及び刑事法の改正です。改正ワーキンググループには、裁判官、弁護士、公証人など、豊富な知識を有するメンバーが参加しています。ワーキンググループでは、実務上の問題が取り上げられ、意見交換が行われるため、課題を早期に把握することができます。後藤専門家に毎週参加していただいている民事訴訟法改正ワーキン

グループも、その一例です。

三つ目は、2024年から司法省が実施している、裁判所で生じている問題を是正するためのキャンペーンです。国民は、裁判所が不公平な裁判を行ったと考える場合、このキャンペーンを通じて訴えを申し立てることができます。この2年間で、国民からは合計で約3000から4000件の申立てがありました。私は、これら全ての申立てに目を通しました。その結果、一つの条文であっても裁判官によって様々な解釈をしており、条文の解釈が一致していないことが、不公平感や、10年経っても解決しない事件の発生につながっていることが分かりました。」

— ジャーナルには第2章「Legal Research and Analysis Article」の他に、第1章「Contemporary Legal and Justice Sector」があります。司法省はホームページやFacebook、Telegramでも積極的に情報発信を行っていますが、こうしたホームページやSNSでの発信に加えて、ジャーナルにもこの種の記事を掲載している目的や意義は何でしょうか。

「この質問も重要だと思います。司法省のホームページやSNSでは、さまざまな情報を発信していますが、それらを補足する形で、ジャーナルに情報を盛り込んでいます。

ジャーナルに記事を掲載する目的は、大きく二つあります。

一つ目は、科学的な分析資料を掲載することです。例えば、ジャーナルには、全国の民事事件及び刑事事件の件数や事件類型を掲載していますが、SNSでは、そこまで詳細な情報は載せていません。ジャーナルにそのような情報を掲載することで、学生は分析を行ったり、参考資料として活用したりすることができます。SNSの投稿を探すのはやや難しい場合もありますが、ジャーナルであれば、体系的に理解することができます。

二つ目は、司法分野にとって歴史的に重要な出来事を、将来的に活用できる形で編集し、記録することです。例えば、昨年の司法省総会については、ジャーナルに掲載しています。司法省の総会は、過去にはなかった歴史的なイベントです。

また、執行官の組織に関するテーマも取り上げています。執行官の組織に関するテーマは、それほど重要ではないと考える方もいるかもしれませんが、執行官制度は、司法分野の在り方を大きく変える重要なトピックです。執行官法の起草は概ね終了していますが、私は、起草開始から完了に至るまでの経緯を、将来的にジャーナルの記事としてまとめたいと考えています。執行官法の起草については、過去のフェーズにおいてJICAの支援も受けてきましたので、記事の作成に当たっては、JICAの皆様にもご協力いただきたいと思います。」

— 司法省が法律分野の専門誌を発刊するのは今回が初めてだと伺っています。ジャーナルの発刊後、司法関係者から何か反響はありましたか。

「ジャーナルを作成する作業自体も難しいですが、それ以上に難しいのは、法律家から支持を得ることです。ジャーナルの読者には学生もいますし、裁判官や弁護士もいま

す。しかし、これまで多くの応援の声をいただいています。司法省がジャーナルを発刊できたことを非常に誇りに思うという声もありましたし、表紙を見るだけでうれしいと喜んでくださる方もいます。

このジャーナルはオンラインでダウンロードすることができます。司法省の予算が限られているため、紙媒体での発行数は多くありませんが、皆さんからの要望が多く、既に在庫がなくなっています。それでも、『追加で印刷してほしい』『印刷費用は支援する』といった声をいただいています。

私たちは、ジャーナルについて皆さんからの信頼を得るために、テーマだけでなく、執筆者の選定にも徹底的に力を入れています。目次を見ると分かるとおり、執筆者は、裁判所所長、公証人、司法省長官、司法官職高等評議会のメンバーなど、いずれも著名で優秀な方々です。読者の皆さんも、目次を見て、こうした方々が執筆しているのであれば読んでみたいと感じるのではないのでしょうか。

また、ジャーナルの末尾には、執筆者の写真と経歴を掲載しています。執筆者の皆さんは、このページに自分の名前や経歴が掲載されることを誇りに思っています。ジャーナルに記事を執筆することは、司法制度に貢献することにつながるだけでなく、自らの名前を将来に残すことにもなります。

専門家の皆様には、ジャーナル第4号に記事を執筆していただく予定ですので、その際には、専門家のお写真とご経歴も掲載させていただきますね。」

—今後、民法又は民事訴訟法の分野で、重点的に取り上げたいと考えておられるテーマやトピックはありますか。

「民法分野の一つ目は、家族法に関するトピックです。家族法の分野では、相続、内縁、親権など、現在も多くの課題があります。二つ目は、不動産の売買契約に関するトピックです。民法では、不動産の売買契約には公正証書が必要であると定められていますが、実務上は、あまり作成されていません。三つ目は、契約の解除、取消し、無効に関するトピックです。これらに関する知識、特に裁判上の手続に関する理解は、まだ十分とは言えません。

民事訴訟法分野では、争点の特定、攻撃防御方法の提出、再審に関する問題があります。攻撃防御方法の提出については、既に記事を書いています。その他にも、手続が長期化する原因となっている問題を重視しています。一つの原因は忌避の申立てです。当事者が忌避を申し立てることで手続が停止し、その後、手続が再開しても、再び忌避が申し立てられるため、手続が長引くケースがあります。もう一つの原因は抗告です。抗



インタビューの様子
(当プロジェクトスタッフであるソヴァン・パンニヤーが通訳を担当しました。)



左から小職、後藤圭介チーフ専門家、
ニエン・ヴァンナック官房長、
チュン・クイエンさん
(クイエンさんは当プロジェクトの元
スタッフであり、現在は司法省大臣官
房で活躍されています。本インタ
ビューの調整及びジャーナルに掲載予
定の小職による執筆記事の翻訳をして
いただきました。)

し合えたことを、何より嬉しく感じています。そして、将来何か専門家の皆様のお役に
立てることがあれば、いつでも気軽にご連絡ください。」

告は、法律に定めがある場合に限って認められ
ますが、実務上は、法律上の根拠がないにもか
かわらず抗告がなされる例も少なくありませ
ん。例えば、強制執行事件において、抗告する
ことができない決定に対して弁護士が抗告を行
い、裁判官が手続を停止するという事態が生じ
ています。その結果、10年経っても解決でき
ない事件が存在しています。

これまで申し上げたのは、現在のカンボジア
の実務が直面している問題です。将来、これら
のトピックについてジャーナルで取り上げる際
には、日本の法律ではどのように規定されてい
るのか、また、日本の実務ではどのように解決
しているのかについて、専門家のご意見をぜひ
伺いたいと考えています。」

－最後に（官房長より）

「今日のインタビューに参加できて、とても
嬉しく思います。特に、私たちがお互いに理解

第3 既発刊のジャーナルの目次

当プロジェクトスタッフであるポウ・ヴィザルによる英訳である。

Table of Contents (1st Journal)

Preface	4
Section 1. Contemporary Legal and Justice Sector	
Legal and Justice System Reforms	8
1. Background of Legal and Justice System Reforms	9
2. Achievements of Legal and Justice System Reforms Result of the Royal Government from 1 st to 6 th Legislature of the National Assembly	12
3. Legal and Justice System Reforms of the Royal Government 7 th Legislature	20
Section 2. Legal Research and Analysis Articles	50
1. The Power of Court in Cambodian Law By H. E San Sophorn, H. E Chay Chandaravann, H. E Mong Monichakriya	51
2. Structure of Cambodian Courts By H. E Seng Dyna	60
3. National Authority of Alternative Dispute Resolution By H. E Nhean Vannak and H. E Tanheang Davann	73
4. Form of Commercial Company in Cambodian Law By H. E Nhean Vannak and Mr. San Buntheoun	90

Table of Contents (2nd Journal)

Symbols of Tribunal in Cambodia	1
Section 1. 1st General Assembly of Justice Sector	2
1. About Progress of 1 st General Assembly of Justice Sector	3
2. About Achievements of Justice Sector	16
3. About Contents of the Decision of the General Assembly	31
4. Speeches of Leaders	39
Section 2. Legal Research and Analysis Articles	59
1. Supreme Council of Magistracy	60
By H. E Seng Bunkheang and H. E Nhean Vannak	
2. Uttor Appeal of Civil Plaintiff in Criminal Cases	77
By H. E Mong Monichakriya and Mr. Thun Karuna	
3. Notification of Court' s Decision in Criminal Case	91
By H. E Kong Tarachhath and H. E Heng Sokna	
4. Notary in Cambodian Laws	103
By Mrs. Neuv Socheata	
5. Interpretation of Law	127
By H. E Nhean Vannak and H. E Seng Neang	
6. Issuance of Ruling of Preservative Relief	147
By Mr. Choeurn Kuyeng and Ms. Kunthea Sreysocheata	

Table of Contents (3rd Journal)

Image of Preah Yom or Yom Reach Sculpture (God of Death in Hinduism)	1
Section 1. Contemporary Legal and Justice Sector	2
1. Organization and Promulgation of the Law on Act against Non-Acknowledgement on Crime Committed on the Period of Kampuchea Democratic and Law on Provisional Disposition of Caught Objects	3
2. Operation of Bailiff Unit	9
3. 1 Year Result of the Exercise of MoJ Campaign on Case Resolution and Irregularity Check at the Courts	12
4. Decision of Assembly to Total Work Results of Justice Sector in 2024 and Work Priority of 2025	27
Section 2. Legal Research and Analysis Articles	34
1. Discretion of Judge in Civil Case By H.E Chiv Keng	35
2. Determination of Interest and Interest for Late Payment By H.E Chaing Sinath, H.E Nhean Vannak and H.E Ngoun Nara	51
3. Writing of Reason in Civil Court's Decision By H.E Seng Neang and H.E Nhean Vannak	78
4. Statute of Limitation in Criminal Case By H.E Chan Rainsey and Mr. So Sangmoni	94
5. Non-Acknowledgement Offense in Public upon Crimes Committed on the Period of Kampuchea Democratic By H.E Seng Dyna	110
6. Provisional Disposition of Caught Objects By H.E Khat Chorvoin	127
7. Reconciliation in Criminal Case in French Law By H.E Seng Dyna	138
8. Negotiation on Guilt in American Law System By Mrs. Minsom Solida	144
Section 3. Summarized Background of Writers	153

第4 ジャーナル第4号に掲載予定の小職による執筆記事－再審期間について

第1 はじめに

カンボジア民事訴訟法（以下「CCP」という。）の第4編は、再審について規定する。再審は通常の訴訟とは異なる特殊な手続であり、意味を理解するのが難しい条文も多い。特に、再審期間（再審を請求する訴状が提出できる期間）³について定めたCCP 311条の解釈に悩むことが多いと聞く。そこで、本稿では、CCP 311条各項の關係に注意しながら、同条が定める再審期間について整理すると共に（第2）、再審期間を確認する方法について提案を試みる（第3）。

第2 CCP 311条（再審期間）の解説

311条（再審期間）

- 1 再審の訴えは、当事者が、判決の確定した後、再審の事由を知った日から30日の期間内に提起しなければならない。ただし、第307条（再審の事由(1)）第1項第三号及び第十号に掲げる事由を理由とする再審の訴えの場合は、この限りでない。
- 2 第1項の期間は、伸長することができない。
- 3 判決が確定した日、又は、再審の事由が判決の確定した後に生じた場合にあつては、その事由が発生した日から5年を経過したときは、再審の訴えを提起することができない。ただし、第307条（再審の事由(1)）第1項第三号及び第十号に掲げる事由を理由とする再審の訴えの場合は、この限りでない。

CCP 311条が規定する内容は、再審の事由を知った時から進行する再審期間（第1項第1文、第2項）、判決が確定した時から進行する再審期間（第3項第1文）、上記2つの再審期間の適用が除外される場合（第1項第2文、第3項第2文）の3つに分類することができる。以下では、まず、再審の事由を知った時から進行する再審期間と判決が確定した時から進行する再審期間について詳しく解説し（下記1、2）、上記2つの再審期間の關係を整理する（下記3）。次に、上記2つの再審期間の適用が除外される場合を確認する（下記4）。最後に、改めてCCP 311条が規定する内容を全体的に確認する（下記5）。

³ CCP 311条のタイトルは「再審期間」であり、カンボジア王国民事訴訟法要説判決手続編（以下「要説判決手続編」という。）は「再審を請求する訴状が提出できる期間」という言葉を使っている（234頁（日本語版142頁））。両者は同じ意味である。この記事では、より短い言葉である「再審期間」という言葉を使用する。（※以下はICD NEWS掲載に際して付した補足であり、ジャーナル掲載原稿には含まれていない。要説判決手続編における「出訴期間」のクメール語表現を日本語に直訳すると、「再審を請求する訴状が提出できる期間」となる。）

1 再審の事由を知った時から進行する再審期間

(1) 「30日の期間」の起算点

再審の訴えは、当事者が、判決の確定した後、再審の事由を知った日から30日の期間内に提起しなければならない（第1項第1文）。後述のとおり、当事者は、再審の事由によっては判決確定前にその存在を知り得る。しかし、再審は確定した終局判決に対する訴えであるから、判決確定前に再審期間は進行しないと解釈するのが相当である⁴。したがって、もし判決確定前に再審の事由を知ったとしても、30日の期間は判決の確定した日から進行する。この30日の期間は伸長することができない（第2項）。

(2) 「再審の事由を知った」の解釈

「再審の事由を知った」とは、確実な事実的根拠に基づいて再審事由があることを現実を知ったことを意味する。具体的にいつ「再審の事由を知った」と言えるかは、再審の事由によって異なる。以下、例として、CCP307条第1項第9号と同項第4号から第7号までについて具体的に検討する。

まず、CCP307条第1項第9号が定める「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと」を再審事由とする場合の再審期間について検討する。「判断の遺脱」とは、当事者が主張した攻撃防御方法についての判断を判決理由中に明記していない場合をいう⁵。つまり、判断を遺脱したかどうかは、判決書の記載を読めば明らかであるといえる。したがって、判決書の送達を受けた日を再審の事由を知った日ということができる。ただし、前述のとおり、判決確定前に再審期間は進行しないと解釈するのが相当であるから、結局、30日の期間は判決の確定した日から進行することになる。ただし、このCCP307条第1項第9号を再審事由とする場合については落とし穴がある。この落とし穴については、(3)で改めて説明する。

次に、CCP307条第1項第4号から第7号までに掲げる事由を再審事由とする場合の再審期間について検討する。なお、小職は、カンボジアの刑事法において、CCP307条第1項第4号から第7号までに掲げる事由が犯罪として規定されているかどうかや、どのように規定されているかどうかについては把握していない。そのため、やや抽象的な議論になることをお許しいただきたい。

CCP307条第1項第4号から第7号までに掲げる事由を再審事由とする場合、どのような要件を満たすと再審の訴えを提起することができるのかに注意が必要である。CCP307条第2項は、CCP307条第1項第4号から第7号までに掲げる事由については、罰すべき行為について有罪の判決又は過料の裁判が確定したとき（同項第1号）、若しくは、証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決又は過料の確定裁判を得ることができないとき（同項第2

⁴ 秋山幹男ほか著『コンメンタール民事訴訟法Ⅶ』59-60頁（日本評論社、2016年）。

⁵ 秋山ほか・前掲注4）38頁。

号)に限り、再審の訴えを提起することができる」と規定する。したがって、CCP 307条第1項第4号から第7号までに掲げる事由を再審事由とする場合、再審期間は、同条第2項第1号又は第2号の要件に該当する事実(つまり、有罪の判決又は過料の裁判があった事実、若しくは、確定判決又は過料の確定裁判を得ることができないという事実)を知った日から進行する⁶。

(3) 一緒に検討するとよい要件

CCP 311条第1項の再審期間を検討する時に一緒に検討するとよい要件がある。それはCCP 307条第1項第2文である。以下の条文に付したかっこ書は、直前の下線部の意味を補うために小職が加筆した部分である。

307条(再審の事由(1))

1 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が上訴によりその事由(= CCP 307条第1項各号に掲げる事由)を主張したとき、又はこれ(= 上記「その事由」= CCP 307条第1項各号に掲げる事由)を知りながら主張しなかったときは、この限りでない(= 不服を申し立てることができない)。

第1項各号、第2項、第3項 省略

つまり、再審の訴えが許されるのは、再審の事由を再審手続に先行する手続において主張することができなかつた場合に限るという規定であり、この規定は一般に「再審の補充性」と呼ばれる⁷。

同条の逐条解説(2)は、「再審事由に当たる事実があるとしても、判決確定前に当事者が上訴によってこれを主張したが排斥された場合及びこれを知りながら上訴によって主張しなかつた場合は、再審事由として主張することは許されない(第1項但書)。」と解説する⁸。下線を引いたのは小職だが、さり気なく下線部が追加されていることに注目してほしい。この部分は、当事者が上訴により主張したが、上訴裁判所がそれについて判断しなかつた場合には、同一の事由を主張して再審の訴えを提起することができるという解釈を示している。

ここで、上記(2)で検討した例を再度取り上げる。CCP 307条第1項第9号が定める事由を再審事由とする場合である。前述のとおり、判断を遺脱したかどうかは判決書の理由を読めば明らかであり、判決書の送達を受けた日を再審の事由を知った日ということができる。ところで、CCPは、上訴期間は判決書の送達を受けた日から1か月以内と規定する(CCP 264条第1項、286条。故障申立てについては説明を省略する)。裏を返すと、判決書の送達を受けた時点

⁶ 長谷部由起子著『民事訴訟法 第4版』447頁(岩波書店、2024年)。

⁷ 要説判決手続編233頁(日本語版141頁)。

⁸ カンボジア王国民事訴訟法典逐条解説(以下「逐条解説」という。)第307条解説(2)。

で判決が確定していることはあり得ない。つまり、CCP 307条第1項第9号が定める事由を再審事由とする場合、判決書の送達を受けた時点からは、その判決が上告審の判決でない限り、上訴が可能な状況で再審の事由を知っている状況といえる。したがって、CCP 307条第1項第9号による再審の訴えは、原則として上告審の判決に対して申し立てる場合に限られるといえる⁹（上述した、当事者が上訴により主張したが、上訴裁判所がそれについて判断しなかった場合は、この例外である。）。最高裁以外でCCP 307条第1項第9号が定める事由を再審事由とする再審の訴えを受けた場合には、注意が必要である。

(4) 解釈の余地がある点

CCP 313条は、再審の訴えを提起した当事者は、再審の事由を変更することができる」と規定する。再審の事由を変更する場合、いつを基準にCCP 311条第1項の再審期間が守られているかを判断すべきかについては、考え方が分かれている。

日本の多数説は、CCP 311条第1項の再審期間が守られているかどうかは、変更時を基準とすると考え。つまり、再審の訴えの変更の申立てによって新たに主張する再審事由について、個別にCCP 311条第1項の要件を満たさなければならないと考える。別の有力な説は、CCP 311条第1項の再審期間が守られているかどうかは、当初の訴えの提起した時を基準とすると考え。つまり、当初の再審の訴えを提起した時点で、訴えの提起時に主張していた再審事由についてCCP 311条第1項の再審期間を守っていれば、それ以降の再審事由の追加はいつでも許されると考える¹⁰。CCPの逐条解説は、上記2つの説のうち多数説を紹介している¹¹。

2 判決が確定した時から進行する再審期間

第3項第1文の規定は、次のように分解して考えると理解しやすい。：(1)「判決が確定した日……から5年を経過したときは、再審の訴えを提起することができない。」(2)「再審の事由が判決の確定した後に生じた場合にあっては、」上記5年の期間は、再審「事由の発生した日」から進行する。

たとえ当事者が再審事由の存在を知らなくても、判決が確定した日から5年を経過すると、一律に、再審の訴えは提起できなくなる。この5年の期間は伸縮できないし、当事者が自らの責めに帰すことのできない事由のためにこの期間を遵守できない場合でも、もはや再審の訴えは許されない¹²。これが、第3項第1文が定める原則論である。

その上で、再審の事由が判決確定後に生じたとき、上記5年の期間は、再審事由

⁹ 秋山ほか・前掲注4) 40頁。

¹⁰ 秋山ほか・前掲注4) 61-62頁。

¹¹ 逐条解説第313条解説(2)。

¹² 逐条解説第311条解説(3)。

の発生した日から進行する。再審「事由が発生した日から」であり、再審事由を知った日からではない点に注意が必要である。再審の事由が判決確定後に生じたときの分かりやすい例としては、判決確定後にCCP307条第1項第8号が定める「判決の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更された」場合が挙げられる。

3 2つの再審期間の関係

上記1の再審期間と上記2の再審期間の関係を明らかにするために、もう一度上記2の再審期間の規定の意味を確認する。たとえ当事者が再審事由の存在を知らなくても、判決が確定した日から5年を経過すると、一律に、再審の訴えは提起できなくなる。再審の事由が判決確定後に生じたとき、上記5年の期間は、再審事由の発生した日から進行する。第3項のどこにも当事者が再審事由を知らなかった場合の救済規定はない。

つまり、既に判決が確定してから、又は、再審の事由が判決確定後に生じた場合には再審事由の発生した日から5年を経過した後は、当事者が再審事由を知っていたか否かを問わず、再審の訴えを提起できない。言い換えると、既に判決が確定してから、又は、再審の事由が判決確定後に生じた場合には再審事由の発生した日から5年を経過した場合、再審の事由を知った日から30日の期間内に再審の訴えを提起しても、再審期間を徒過している。

4 再審期間の定めが除外される場合

上記1及び2の再審期間は、CCP307条第1項第3号が定める事由及び同項第10号が定める事由を理由とする再審の訴えには適用されない。これらの事由については、上記1及び2の再審期間の制限を受けずに提起することができる。

代理権の欠缺の場合は、当事者本人又は法定代理人が全く知らない間に訴訟が追行されたのであり、本人に判決の効力を及ぼすのは酷であるから、期間制限を設けずに当事者の救済を図る必要があるためである。確定判決の抵触の場合は、当事者間の関係をどちらの判決によって律したらよいか混乱が生じるためである。¹³

5 まとめ

上記1から4までの内容を要約すると、次のとおりである。

第一に、再審の事由を知った時から進行する再審期間について。再審の訴えは、当事者が、判決の確定した後、再審の事由を知った日から30日の期間内に提起しなければならない。(CCP311条第1項第1文)

第二に、判決が確定した時から進行する再審期間について。判決が確定した日か

¹³ 逐条解説第311条解説(2)。

ら5年を経過したときは、再審の訴えを提起することができない。再審の事由が判決の確定した後に生じた場合にあっては、上記5年の期間は、再審事由の発生した日から進行する。(CCP 311条第3項第1文)

第三に、再審の事由を知った時から進行する再審期間と判決が確定した時から進行する再審期間の関係について。判決が確定してから、又は、再審の事由が判決確定後に生じた場合には再審事由の発生した日から5年を経過した場合、再審の事由を知った日から30日の期間内に再審の訴えを提起しても、再審期間を徒過している。

最後に、再審期間の適用が除外される場合について。再審期間の定めは、CCP 307条第1項第3号が定める事由及び同項第10号が定める事由を理由とする再審の訴えには適用されない。(CCP 311条第1項第2文、第3項第2文)

第3 再審期間の確認方法

最後に、再審の訴えが再審期間内に提起されたものかどうか(あるいは、再審期間の制限を受けない訴えかどうか)を効率的に確認する方法を提案したい。

しかしながら、日本では民事事件について再審の訴えが提起されることは極めて珍しく、正直に述べると、私も裁判官として再審事件を担当した経験がほとんどない。そのため、この提案は経験に基づくものではなく、条文を検討して独自に考えたものである。カンボジアの司法省の皆様及び実務家の皆様の方がずっと豊富な経験をお持ちである。私の提案を一つのたたき台にいただければ幸いである。

再審期間のチェックリスト

判決確定日(年 月 日) 再審の訴え提起日(年 月 日)

Q1. 再審事由はCCP 307条第1項第3号又は第10号か

Yes → OK、審査終わり No → Q2へ

Q2. 判決が確定した日から5年以内に提起されたか

Yes → Q5へ No → Q3へ

Q3. 再審の事由は判決の確定した後に生じたか

Yes → Q4へ No → 再審期間徒過、審査終わり

Q4. 再審の事由が生じたのはいつか(年 月 日)

上記の日から5年以内に提起されたか

Yes → Q5へ No → 再審期間徒過、審査終わり

Q5. 当事者が再審の事由を知った日はいつか(年 月 日)

上記の日から30日の期間内に提起されたか

Yes → OK、審査終わり No → 再審期間徒過、審査終わり

ラオス民事法支援の現在

国際協力部教官 樋口 瑠 惟
JICA長期派遣専門家 阿讃坊 明 孝
JICA長期派遣専門家 石 崎 明 人

第1 はじめに

1 ラオスにおいては、現在、JICAにより法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）（以下「現行プロジェクト」という。）が実施されている。現行プロジェクトは、これまでのプロジェクトの成果を土台として、前プロジェクトに引き続き関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学法政治学部）をラオス側の実施機関とし、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身につけた法律実務家が継続して育成されることで、法律実務が改善され、法の支配が促進されることを最終的な目標として、令和5年7月から開始された。

そして、現行プロジェクトにおいては、上記のような能力を身につけた法律実務家を育成する基盤の形成のために、①基本法令の理解を促進する論点集の作成、②基本法令の理解に基づく実践を促進するための効果的な研修等の実施及び③法律実務家が実務で参照できる判決書集や意見書サンプル集の作成といった活動により、基本法令を十分に理解し、他者に指導できる中核人材の育成という成果を挙げることを予定している（別紙1を参照されたい）。

2 本稿は、現行プロジェクトのうち、令和6年度以降現在に至るまでに実施された、民事法系の支援に関連する活動を取り上げ、その進捗状況を報告するものである。もちろん、長期派遣専門家は、ラオス現地において日常的に支援活動を実施しているが、本稿では特に、日本からの参加者を招いて実施した現地セミナー2件（令和6年9月及び令和7年8月に実施したもの）及び日本において実施した本邦研修2件（令和7年3月及び同年5月に実施したもの）に焦点を当てる。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、すべて当職らの私見である。

第2 現行プロジェクトにおける民事法支援の概要

1 全体像

現行プロジェクトにおける民事法系の活動においては、上記第1の1記載の①ないし③の活動のうち、特に①基本法令の理解を促進する論点集の作成という点に関連して、民法典の論点集の作成を目指す、民法典ワーキンググループが設置されている。

また、上記活動のうち、特に②基本法令の理解に基づく実践を促進するための効果的な研修等の実施という点に関連して、過去のプロジェクト活動の成果物を用いた、若手実務家や学生向けの指導書の作成を目指す、教育・研修改善（民事）ワーキンググループが設置されている（以下、通称として単に「教育民事ワーキンググループ」

と記載する。)

各ワーキンググループ活動は、令和5年の年末頃から本格的に始動し、令和8年1月現在、活動開始から2年強を迎えている。

2 民法典ワーキンググループ

(1) 活動内容

民法典ワーキンググループの活動は、主に、長期派遣専門家阿讃坊明孝が担当している。当ワーキンググループの成果物として想定されているものは、上記のとおり、民法典の論点集であり、これは、事例を元に、適切な法適用過程を示す参考起案集のようなものになる予定である。

具体的には、事前に日本側とラオス側の代表者で協議して、民法典上の条文解釈上の論点を含んだ短い事例問題を設定し、同事例問題について、ワーキンググループのメンバーに、請求権、要件及び効果、争点の選定、法解釈（又は法適用時の法説明）、規範定立・あてはめ・三段論法、証拠の評価などを記載して、請求が認められるかどうかの結論を導く論述を、エクセルシートを使って執筆してもらうこととしている（事例問題のイメージ例は別紙2、論述のイメージ例は別紙3を参照されたい。).

(2) 活動の背景及び詳細

ラオスにおいては、JICAの旧プロジェクトの支援により平成30年に民法典が成立し、令和2年に施行されているが、その法適用過程についてはまだ改善の余地があると考えられる。そのため、適切な法適用方法を法律実務家に示すため、上記成果物の作成を実施しているものである。

ワーキンググループの活動時においては、法適用の流れを簡易に図式化し、請求権発生の有無という民事訴訟の主題を導くための考え方の流れを意識し続けている。請求権、要件、争点などを特定していくというこの検討の方向性は、旧プロジェクト及び現行プロジェクトの支援もあり令和6年（2024年）改正の民事訴訟法^{1 2}にも導入された（訴状や判決などの記載事項として明示された）³が、これは

¹ 独立行政法人国際協力機構「ラオスの民事訴訟法改正からみる、法の支配の推進について」（令和7年9月5日）
(https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/information/2025/1573294_66630.html、令和8年1月19日最終閲覧)

² 2024年民事訴訟法（67号／国民議会）

³ 以下の条文は本文の説明の一例である。

第172条（改正） 訴状（旧166条）

2項 訴状には、以下の内容を含まなければならない：

1. 訴状を提出した当事者の氏名；
2. 原告と被告の氏名、姓、住所、連絡先。当事者が法人の場合は、法人の事務所の所在地、代表者の氏名、姓、住所も記載すること；
3. 請求権およびその請求権の根拠となる法律の条文；
4. 請求権が発生する条件およびそれを裏付ける具体的な事実；
5. 訴訟を提起する理由となった事象、およびそれを証明する証拠；
6. 訴訟費用の見積もり；
7. 原告の請求内容；
8. それ以外の事件に関連する文書を訴状に添付すること。

訴状には、本人または代理人の署名または印章を押印しなければならない。

第262条（改正） 第一審裁判の判決（旧249条）

4項 事件内容の部（パークヌーアカデー）には、原告の訴えおよび被告の答弁、さらに反訴や第三者の請求を含み、請求権、請求権が発生する条件、法律関係、法令違反の事実および裁判所が審理すべき点をすべて含

ラオスにおいては新しい考え方であり、法律実務家内においてもその内容の把握や認識の定着には時間を要すると思われる。そのため、個々のメンバーが自ら請求権やそれを導くための要件を特定し、法解釈ができるようにするため、具体的な事例問題の検討を通じて、法技術の研鑽とそれに基づく執筆方法について、ワーキンググループにて検討を続けているものである。

なお、事例問題の検討や回答の執筆時にエクセルシートを用いた意図は、ラオスにおいて不慣れな思考方法であることから、請求権や要件が抜けたりして論理が飛躍するため、個々の検討事項ごとに、順を追って確実に論じられるようにするためである。

このような思考方法による法律文書の作成は、裁判所の判決書のみならず、すべての法律実務家の書面作成や議論、法律関係の先生の説明方法に通ずるものである。



【法適用の流れに関する略図（英語版）】

(3) 検討中の事例

令和8年1月現在、事例問題は、設問1（代理と詐欺が問題になる売買契約の事案）、設問2（錯誤が問題になる売買契約の事案）、設問3（解除が問題になる賃貸借契約の事案）の合計3題の検討が概ね完了したところである。

3 教育民事ワーキンググループ

教育民事ワーキンググループの活動は、主に、令和6年度途中まで前長期派遣専門

む。
5項 判断の部（パークウィニッサイ）には、事実認定の詳細、争点およびその他の検討事項が完全に記載され、各事項についての争点（パデン）の最終的な解決が証拠に基づき詳細に示され、関連法令条文を引用する。

家澤井裕が担当し、同年度途中から長期派遣専門家石崎明人が担当している。当ワーキンググループでは、過去のプロジェクトの既存の成果物（例えば、事実認定問題集、模擬事件記録教材、判決書マニュアルなど）を有機的に関連させ、民事訴訟における争点特定の技法（請求、請求権、主要事実、認否、争点の特定に関する分析的な思考方法であり、事案分析の枠組みとなるもの）を身につけるための指導書を成果物として作成することを目的としている。また、その過程において、中核人材となるワーキンググループのメンバーの理解の向上を図ることも目的としている。

現行プロジェクト開始以来、令和7年夏頃までの間、特に、前プロジェクトの成果物である「事実認定問題集（民事）」（争点特定のための分析的な思考方法を簡単な事例で示したもの）⁴の各設問（4問）をわかりやすく説明するためのレジюмеを、ワーキンググループメンバーが主体となって作成し、同メンバーによる模擬講義を実践するなどの活動を実施してきた（このレジюме例（一部を抜粋したもの）は別紙4を参照されたい）。

第3 本邦研修及び現地セミナーの実施

1 現地セミナー（令和6年9月実施）

(1) 概要

令和6年9月5日（木）及び6日（金）、首都ヴィエンチャンのクラウンプラザホテル会議室において、現地セミナーが実施された。

本セミナーは、民法典ワーキンググループ及び教育民事ワーキンググループの合同で実施されたものであり、日本から国際協力部教官樋口瑠惟が講師として出席したほか、志賀剛一弁護士（志賀・飯田法律事務所、ラオス法制度整備支援国内支援委員会委員）を講師として迎えて実施された。ラオス側参加者は、上記プロジェクトのカウンターパートである司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学の所属者等の上記各ワーキンググループのメンバー（これに加えて、ラオス弁護士会からも各グループ1名のワーキンググループメンバーがいる。）であり、約35名程度であった。

本セミナーは、各ワーキンググループ活動を進める上で不可欠な知識である、民法典上の権利の性質や請求権等の基本的な法概念について、令和6年2月に現行プロジェクトにおいて実施された現地セミナー⁵を踏まえて、更なるフォローアップをすることを目的とするものである。初日及び2日目ともに、志賀弁護士と樋口において、講義や事例研究を実施し、セミナー参加者との意見交換を行った。

⁴ 「事実認定ハンドブック（民事）」と呼称されることも多い。

⁵ 令和6年2月に開催された現地セミナーにつき、坂本達也「ラオス：現行プロジェクトに関する現地セミナー及び民事訴訟法改正セミナーの実施」ICD NEWS第99号（2024年7月号）169頁以下を参照されたい。

(2) スケジュール

ア 令和6年9月5日(木)

9:00	ー	9:15	オープニングリマークス
9:15	ー	9:20	イントロダクション【現地専門家】
9:20	ー	11:15	民法上の権利の性質_物権と債権を中心に 【樋口】
11:15	ー	11:45	質疑応答と議論
11:45	ー	12:00	コメント【志賀弁護士】
13:30	ー	14:00	所有権に基づく自動車引渡請求について 【志賀弁護士】
14:00	ー	16:00	質疑応答と議論
16:00	ー	16:45	コメント【志賀弁護士、樋口、現地専門家】
16:45	ー	17:00	ラップアップ・コメント

イ 令和6年9月6日(金)

9:00	ー	9:10	オープニングリマークス
9:10	ー	10:10	昨日の振り返り【志賀弁護士、樋口】
10:10	ー	10:40	民事事件の整理の手法 (ブロック・ダイアグラム)【樋口】
10:55	ー	11:30	質疑応答と議論
11:30	ー	12:00	演習
13:30	ー	14:45	質疑応答と議論、コメント 【志賀弁護士、樋口、現地専門家】

(3) セミナー結果

ア セミナーの概況

初日である9月5日は、まず、午前中に、樋口から、請求権とその発生要件を意識した事案の整理が必要になる理由(争点の明確化、紛争処理の合理化など)等の総論を説明した上で、請求権とその発生要件を考える前提となる民法典上の基本的な権利の性質について、物権法の分野から所有権を、債権法の分野から契約に基づく権利をそれぞれ取り上げて、簡易な事例を示しつつ、講義を行った。次に、午後に、志賀弁護士の司会の下、具体的な事例(所有権に基づく自動車返還請求及び不法行為(所有権侵害)に基づく賃料相当損害金支払請求が問題になる事例)に基づいて、セミナー参加者との間で、請求権及びその発生要件がどのようなものになるか等について、意見交換を行った。午前の講義における質疑応答と午後の意見交換のいずれにおいても、セミナー参加者からは活発な発言があった。

2日目である9月6日は、まず、午前中に、志賀弁護士の司会の下、昨日のセミナーの振り返りと議論の積み残し部分について、意見交換を行った。その後、

樋口において、より複雑な事案に接した場合でも、スムーズに請求権の発生要件に該当する事実の整理を行う手法として、ブロック・ダイアグラムという表記形式を紹介する講義を行い、さらに、昨日取り扱った事例よりも少し複雑な事例（所有権に基づく動産引渡請求権と売買契約に基づく目的物引渡請求権を選択的に主張でき、かつ、所有権移転合意の錯誤無効も問題となる事例）を用いて、ブロック・ダイアグラムのような表記形式も試してもらいつつ、請求権とその発生要件及びそれに該当する事実を確認し、相手方の認否を踏まえて争点を特定するという演習を、セミナー参加者各自において作業してもらった。そして、午後は、その演習結果に基づき、セミナー参加者と意見交換を行った。この日も、午前、午後のいずれにおいても、セミナー参加者からは活発な発言があった。

イ 所感

上記のとおり、いずれの講義及び意見交換においても、各ワーキンググループのメンバーから、多数の活発な発言があった。例えば、売買契約に基づく代金支払請求権の発生要件として、相手方が代金支払債務を履行していないという事実が必要かという点について議論になった際（なお、ラオスでは、主張立証責任の概念が未発達のため、主張立証責任の分配の観点から請求権の発生要件（請求原因）を特定するという発想に乏しく、このような議論が生じやすいようにうかがわれる。）には、多くの参加者から発言があり、その発言の内容も、単に自分の取る結論を言い放つだけでなく、その結論の根拠を、民法典の条文を指摘しつつ論理的に説明しようとする姿勢がよく見られ、このことから、現行プロジェクトのワーキンググループ活動を通じた中核人材の成長が進みつつあると感じることができた。一方で、一部の参加者らには全く発言がない（できない）者もあり、ワーキンググループメンバー全体の平均的な能力水準の底上げという観点からは、なお課題が残るように感じた。



【令和6年9月現地セミナーの様子】

2 第2回本邦研修（令和7年3月実施）

(1) 概要

令和7年3月3日（月）から同月13日（木）までの11日間、JICA東京等において、現行プロジェクトにおける第2回本邦研修が実施された。この本邦研修は、民法典ワーキンググループを対象にするものである。

民法典ワーキンググループでは、上記の論点集作成活動に取り組んでいたものがあるが、ワーキンググループメンバーには、同論点集作成の前提となる民法典及びその法解釈方法についての十分な理解がなお不足している側面があると認められた。そこで、同論点集作成に向けた第一歩として、同ワーキンググループメンバーに対し、日本側講師から知見を共有することで改めて民法典の各分野全般についての理解を深化させるとともに、執筆を開始した同論点集の原稿について日本側講師と集中的に議論し意見交換を行うため、この本邦研修を実施することとした。

(2) 日程及び参加者

別紙5（日程表）及び別紙6（参加者名簿）を参照されたい。

(3) 研修総括

ア 研修のカリキュラムについて

上記論点集の原稿については、事前に、松尾弘教授（慶應義塾大学教授、ラオス法制度整備支援国内支援委員会委員）、長期派遣専門家阿讃坊明孝及び国際協力部教官樋口で相談して、3問の設例（内容については、前記第2の2記載のとおり）を作成し、民法典ワーキンググループのメンバーを3つの小グループに分けて、小グループごとに1問ずつ検討して原稿を執筆してもらった。

そして、本研修中には、松尾教授、志賀弁護士及び大川謙蔵准教授（摂南大学准教授、ラオス法制度整備支援国内支援委員会委員）に講師をお務めいただき、民法典ワーキンググループのメンバーと集中的な議論をして、各原稿の記載内容の添削や趣旨の確認、背景にある法的な考え方の検討等を実施していただいた。その際には、危険負担、錯誤、代理などの、これまでのラオスでは十分に議論が行われて来なかった法的概念について、基礎に立ち返った理論的な御説明もいただいた。

また、本研修では、日本における初学者向けの法学教育や民法教育において、どのような指導をされているかを説明し、法学（民法解釈学）の基本やその重要性の理解につなげるため、東京大学法科大学院を訪問し、同大学院教授から、日本における初学者向けの法学教育一般及び民法教育の在り方についての講義をしていただいた。

さらに、日本の現役の民事裁判官から、日本の民事裁判において用いられる、要件事実の考え方をを用いた紛争解決の手法や、裁判官による民法解釈の手法及びその重要性について説明をいただくべく、東京地方裁判所を訪問し、施設見学（法廷、弁論準備手続室の見学を含む。）を行った後、民事部の裁判官から上記

内容の講義をしていただいた。

加えて、より大局的な見地から法学、法解釈、民法典等の諸概念の理解を深化させるために、内田貴東京大学名誉教授から、「日本における「法学」の誕生と「法学」の意義」と題する講演をしていただいた。

イ 所感

研修参加者は、論点集の原稿検討においては、講師の指摘を真摯に踏まえてリアルタイムで原稿を修正させていったほか、その他の講義等についても、各講師の話に真剣に耳を傾け、必要に応じてメモを取り、積極的に質問をするなどしていた。また、最終日には、小グループごと、研修参加者の代表から、今後の論点集作成に向けたミニ発表を実施してもらったところ、その内容は、今回の研修で得られた知見をよく反映したものであった。

今回の研修によって、事例に適切に民法典を適用するためには、まずは、民法典上の特定の請求権の発生要件や反論（抗弁）の要件を明らかにする必要があること、それらの法律要件は、事案ごとに個別に与えられるものではなく、民法典の解釈によって一般性を持った形で導かれるべきものであること等について、研修参加者は一定の理解を得たのではないかと思われる。

具体的には、ラオスにおいては法律実務家が法解釈を行うということ自体が未だ一般的とは言い難い状況の中で、日本においては裁判官、法科大学院の教授、内田貴名誉教授と、各方面の法律家が法解釈の重要性を語ることで、法律実務における法解釈の重要性と普遍性を肌で感じる事ができた。そのような意味で、法解釈を正面から取り組んでいるワーキンググループメンバーにとって非常に重要な機会であった。

今後は、論点集の執筆において上記の法律要件に該当する事実を事例の中から具体的に導く作業を通じ、争点を効率的に特定して合理的な審理を実現するという、要件事実の考え方をを用いた紛争解決の手法の効用をも体得していくことが期待される（なお、そのためには、ラオスにおける主張立証責任の概念理解の深化とその観点からの法律要件の分配ないし整理の必要性という問題を正面から取り上げるべきときが、いずれ来るように思われる。）。

本研修において、3つの設問の原稿について講師陣との集中的な議論及び意見交換を実施したことにより、民法典ワーキンググループのメンバーの民法典についての理解が深化し、今後の原稿作成は、よりスムーズに進行することが予測される。論点集の原稿について集中的な議論及び意見交換を実施し、研修参加者に的確な知見をインプットして民法典についての理解を深化させ、今後の原稿作成のスムーズな進行を可能にした本研修は、現行プロジェクトの最終目標の達成に向けた嚆矢となったことを期待したい。



【第2回本邦研修の様子】

3 第3回本邦研修（令和7年5月実施）

(1) 概要

令和7年5月21日（水）から同月31日（土）までの11日間、法務省赤れんが棟等において、現行プロジェクトにおける第3回本邦研修が実施された。この本邦研修は、教育民事ワーキンググループを対象にするものである。

教育民事ワーキンググループでは、「事実認定問題集（民事）」に基づく上記の指導書作成活動に取り組んでいたものであるが、その活動の中で、誰にとっても使用しやすい指導書を作成できているか、作成した指導書を今後どのように活用するか等のいくつかの検討すべき課題が生じたほか、特に後者の課題に関連して、日本の大学又は実務家養成機関における法学、民事法及び民事実務教育の手法を学び、指導書等の活用計画策定に役立てたいとの要望があった。加えて、民事訴訟における争点特定の技法を身につけることによる最終的な目標は、整理された判決書を作成できるようになるということにもあるところ、日本における民事判決書の在り方について学びたいという要望もあった。

そこで、①日本側講師等を聴講者に見立てた模擬講義を実施し、その結果について日本側講師等と意見交換をする、②今後の指導書の活用方法等について日本側講師と集中的に議論し意見交換を行う、③裁判所や大学、実務家養成機関を訪問するなどの活動を実施し、日本における法学、民事法及び民事実務教育の手法や日本における民事判決書の在り方について、今後のプロジェクト活動のために有益な知見を提供するため、この本邦研修を実施することとした。

なお、本研修は、国際協力部が独自にラオス国立司法研修所から研究員を招へいして実施した共同研究と、多くのプログラムを共催したものであるが、本稿では同共同研究については取り上げない。⁶

⁶ ラオス国立司法研修所との共同研究については、山下拓郎「ラオス第3回本邦研修・N I J 共同研究」ICD NEWS第103号（2025年11月号）67頁以下を参照されたい。なお、同記事もまた第3回本邦研修についても取り上げるものであるが、本稿は、活動状況の一覧性を持たせる観点から、上記記事との重複を厭わず執筆した。

(2) 日程及び参加者

別紙7（日程表）及び別紙8（参加者名簿）を参照されたい。

(3) 研修総括

ア 研修カリキュラムについて

上記(1)記載の①の活動に関し、事前に、前長期派遣専門家澤井裕及び長期派遣専門家石崎明人の指導の下で教育民事ワーキンググループのメンバーを5つの小グループに分けて、「事実認定問題集（民事）」の各設問（4題）と全体のイントロダクションパートのレジюме（パワーポイントを用いたプレゼンテーション資料と講師用の手元メモを併せてティーチングマニュアルと呼称している。）を暫定的に完成させていただいていた。そして、本研修中には、松尾教授、大川准教授、志賀弁護士及び澤井前長期派遣専門家に講師をお務めいただき、教育民事ワーキンググループのメンバーによる、レジюмеを用いた模擬講義を聴いていただき、レジюмеそのものの内容の巧拙やその背景にあるラオス民法の解釈論の問題点から始まり、学生や聴衆に分かりやすい講義方法や指導手法の考え方に至るまで、集中的に多数のコメントないし指導をしていただいた。日本側のフィードバックをラオスに持ち帰り反映させることで、この「事実認定問題集（民事）」のティーチングマニュアル作成は一応の区切りを迎えた。

上記(1)記載の②の活動に関し、教育民事ワーキンググループのメンバーから、最高人民裁判所研修所、最高人民検察院研修所、司法部国立司法研修所、ラオス国立大学及びラオス弁護士会において、それぞれの教育又は研修カリキュラムの現状と、「事実認定問題集（民事）」の活用可能性等について発表し、松尾教授、大川准教授及び志賀弁護士から、アドバイスをいただいた。

上記(1)記載の③の活動に関し、日本の現役の民事裁判官から、「事実認定問題集（民事）」に表れているような民事訴訟における争点特定の技法が、日本の民事判決書においてどのように反映されているかについて説明いただくべく、東京地方裁判所を訪問し、施設見学（法廷、弁論準備手続室の見学）を行った後、民事部の裁判官から上記内容の講義をしていただいた。

また、日本における大学及び大学院の民事法教育において、どのような指導がされているかを説明し、ラオスにおける民事法教育の指導法の参考にしていただくため、慶應義塾大学法科大学院を訪問し、松尾教授から、日本における大学法学部及び法科大学院の民事法教育の実際についての講義をしていただいた。

さらに、日本における実務家養成課程の民事法教育において、どのような指導がされているかを説明し、ラオスにおける民事法教育の指導法の参考にしていただくため、埼玉県和光市所在の司法研修所（第二部）を訪問し、施設見学を行った後、司法研修所の民事裁判教官及び民事弁護教官から、日本における司法研修所の民事実務教育の実際についての講義をしていただいた。

加えて、より大局的な見地から、ラオスにおけるあるべき法学教育について思

索と検討を深化させるために、大村敦志東京大学名誉教授から、「法学教育の在り方」と題する講演をしていただいた。

イ 所感

今回の研修において、講師の先生方から、模擬講義や今後の指導書の活用法に対するアドバイス等をいただいたことにより、研修参加者は、個々の教育機関ないし研修機関の特性に応じて指導方法を工夫する必要性について、一定の理解を得たのではないかとと思われる。例えば、講師の先生方からは、実務家向け研修を実施する裁判所研修所や検察院研修所と異なり、大学法政治学部では、「事実認定問題集（民事）」に記載されたラオス民法典の解釈の結論に縛られることなくより自由な議論が可能ではないかといった指摘があったほか、個々の教育機関ないし研修機関において繰り返し「事実認定問題集（民事）」に接する機会があると思われるところ、各機関における指導内容に重複がないことが望ましいという指摘もあった。いずれも、基本法令の理解に基づく実践を促進するための「効果的な」研修が実施されるようになることを成果として目指す、現行プロジェクトの活動に対して、非常に有益な示唆を与えるものであったと考える。また、本研修は、「事実認定問題集（民事）」の指導書に基づく指導方法の巧拙の問題だけではなく、「事実認定問題集（民事）」の内容そのものの問題（ラオス民法典の解釈）にも目を向ける良い機会になったように思われる。

「事実認定問題集（民事）」に基づく指導書について、活動の節目となるような集中的な議論及び意見交換を実施し、より効果的な研修実施がなされるよう研修参加者に的確な知見をインプットした本研修が、現行プロジェクトの最終目標である、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身につけた法律実務家を育成するための基盤作りに貢献したことを期待したい。



【第3回本邦研修の様子】

4 現地セミナー（令和7年8月実施）

(1) 概要

令和7年8月18日（月）から同月19日（火）までの2日間、首都ヴィエン

チャンのアマリホテルにおいて、日本からの国内支援委員である松尾弘教授を講師として、「民法の解釈と適用」「民法上の権利と請求権」に関するセミナーを実施した。本セミナーは、民法典ワーキンググループを対象にするものである。

ラオス側参加者は、上記プロジェクトのカウンターパートである司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学の所属者等の上記各ワーキンググループのメンバー（これに加えて、ラオス弁護士会からもグループ1名のワーキンググループメンバーがいる。）であり、約20名程度が参加した。加えて、全カウンターパートのJCCであるブンクワン最高人民裁判所副長官、ケッサナ司法省副大臣、ウンラーラオス国立大学副学長、カンペット最高人民検察院副長官も参加した。

(2) スケジュール

ア 令和7年8月18日（月）

9：00	－	9：15	オープニングリマックス【ブンクワン副長官】
9：15	－	10：15	講演（法解釈・三段論法の基礎） 【現地専門家阿讃坊】
10：15	－	11：45	「民法の解釈と適用」【松尾教授】
11：45	－	12：10	質疑応答と議論【松尾教授、現地専門家】
13：30	－	16：00	「民法の解釈と適用」（継続）【松尾教授】
16：00	－	16：25	質疑応答と議論【松尾教授、現地専門家】
16：25	－	16：40	ラップアップ・コメント【ケッサナ副大臣】

イ 令和7年8月19日（火）

8：30	－	11：00	「民法の解釈と適用」（継続）【松尾教授】
11：00	－	12：20	「民法上の権利と請求権」【松尾教授】
13：40	－	15：00	「民法上の権利と請求権」（継続）【松尾教授】
15：00	－	15：25	質疑応答と議論【松尾教授、現地専門家】
15：25	－	15：45	ラップアップ・コメント【カンペット副長官】

(3) セミナー結果

ア セミナーの概況

本セミナーは、冒頭の講演として、長期派遣専門家阿讃坊明孝から「法解釈及び三段論法の基礎」について説明を実施した。これは、2日間のセミナーのテーマについて参加者とともに重要性を再確認するとともに、セミナーの内容の大前提となる事項について、基礎的理解についてワーキンググループメンバーが思い出し、議論についていけるように設定されたものである。法解釈の基本的事項について、テキストを元に講演が実施された。⁷

⁷ 阿讃坊明孝『法学の基礎－法解釈技術－』（令和7年3月1日）
（https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/_icsFiles/afieldfile/2025/03/24/asanbo-jp-hougaku.pdf、令和8年1月19日最終閲覧）

その後2日間にわたり、松尾弘教授から法解釈と請求権に関する講演及び参加者との議論が実施された。とりわけ、民法の基本的解釈方法（文理解釈、体系的解釈、目的論的解釈及び立法者意思解釈）を中心として、具体的な事例を元に、それぞれの解釈がどのように使われるかという説明が行われた。そして、民法が予定していない新たな問題や不明確な状況が発生した場合、法解釈により問題を解決し、その後法改正に生かし、さらに法解釈による適用をするというサイクルにより法体系が発展するとの説明が行われた。

また、請求権に関しては、人格権、所有権、契約に基づく債権に関する請求権について、こちらも事例を元に検討が加えられた。それ以外の請求権については、今後のセミナーにて取り扱う予定である。

なお、本セミナーは松尾弘教授が作成した資料に基づいて行われ、この資料は追って紙媒体ないしはデータにてラオス国内にて出版する予定である。⁸

イ 所感

現行プロジェクトにおいては請求権及び法解釈技術は重要なトピックであり、繰り返しセミナーを実施し、ワーキンググループメンバーの理解の向上を図っている。

その中でも、本セミナーにはすべてのカウンターパートのJCCである副大臣級の方々に参加し前向きな議論をしていただき、法解釈技術と請求権の理解の重要性を再確認する重要な機会となり、ワーキンググループメンバーへの感銘力も高かったと感じる。その上で、取扱いトピックの基礎から発展まで、2日間で全体像を鳥瞰する内容を取り扱うことで、メンバーにおいては未だ理解の途上とはいえ、理解を進めるために密度の濃い2日間であったと言える。

今後も、同様のセミナーを継続して更なる理解の深化を図りながら、上記論点集の設問検討を通じて個別問題への適用技術を学んでいく予定である。



【令和7年8月現地セミナーの様子】

⁸ 文献の書籍化は、日本人から法学文献を執筆してラオスに残してほしいという、本プロジェクトJCCからの意向を受けて実施しているものである。松尾弘教授の文献は上記注7の阿讚坊明孝の文献に続き2冊目であり、今後もプロジェクト専門家などから継続執筆がなされることが見込まれている。

第4 今後の展望

1 民法典ワーキンググループ

民法典ワーキンググループでは、令和8年1月現在、上記論点集の設問3題の検討が概ね完了している。上記論点集には、検討の進捗状況にもよるが最大で10問程度の設問を含めることを考えており、国内支援委員の協力も得つつ、国際協力部教官及び専門家の間において新規設問の内容の検討を始める段階にある（保証、不法行為、不当利得、人格権などのトピックを検討中である。）。令和8年度前半には、再度本邦研修を実施することを予定しており、その時点までに、新規設問に基づく原稿検討がある程度進んでいることが望ましい。

一方で、原稿検討を進めていく中で、上記論点集の内容はラオスにとって新しい思考方法の論述となることから、ワーキンググループにおいて議論と執筆が容易ではなく時間を要することも事実である。そのため、上記論点集をラオスの実務家にとって真に有益なものとするためには、内容をより平易化した方が良いようにも感じられるところであり、その観点から、論点集の構成を工夫することを検討中である。例えば、請求権の検討のみで解決し争点がないようなかなり平易な事案の論述例を、成果物の最初の方に含めることが考えられるほか、メンバーの技術が向上したならば、上記論点集作成の終盤においては、序論として、請求権、要件、争点、法解釈等の用語の説明や、請求反論の基本的な構造等の説明などを加える、論述例中に原稿執筆時の感想や読者へのアドバイスなどを加える等の工夫を加えることができるのではないかと考えている。こうした工夫をこらしつつ、新規設問自体も、より平易でわかりやすくかつラオスの実務家にとって有益なトピックを選択することが必要である。このように、困難はなお多いが、今後も長期派遣専門家及び国際協力部教官が密に連絡協議し、国内支援委員の先生方の知恵も拝借しつつ、検討して参りたい。

2 教育民事ワーキンググループ

教育民事ワーキンググループは、令和7年5月の本邦研修前から、同本邦研修をもって、「事実認定問題集（民事）」に基づく指導書（ティーチングマニュアル）の作成活動は概ね一区切りとし、次のステップの活動へ移行することを検討していた。同本邦研修が、活動の節目となるような集中的な議論及び意見交換を実施し、より効果的な研修実施がなされるよう研修参加者に的確な知見をインプットしたものであることは上記のとおりである。そして、本邦研修後、実際に、同指導書（ティーチングマニュアル）作成の活動は一応の完成を見た。

同ワーキンググループは、本邦研修後、①「事実認定問題集（民事）」の普及セミナーの企画及び実施、②令和6年（2024年）改正の民事訴訟法の内容を反映した「事実認定問題集（民事）」の改訂、③各カウンターパートの教育研修機関のカリキュラムや教材の調査の3つの活動を平行して実施することとなった。特に②に関しては、「事実認定問題集（民事）」に基づく指導書作成を進める中で、「事実認定問題集（民事）」自体の内容の誤りや説明不十分があることの気づきを得た。現在、ラオ

スでは、「請求権」などの概念を新しく導入する民事訴訟法改正が実施されたところ、同改正を契機として、令和7年中にはワーキンググループレベルでの「事実認定問題集（民事）」の改訂作業を完了した。令和7年末現在、改訂原稿をJCC及びMCに提出し、確認を受けている。確認が完了次第、改訂版「事実認定問題（民事）」を改めて製本・印刷し、上記活動①の普及セミナーに取り込む予定である。

そして上記活動②「事実認定問題集（民事）」の改訂作業の終了に伴い、これと入れ替わる形で、活動②を「事実認定問題集（民事）第2巻」の作成と改め、令和7年中に、これに着手した。メンバーが請求権から法律要件を特定するプロセスの重要性を認識するにつれ、たった4つの事例ではあまりに教材として不十分であるとの声が上がっており、こうしたメンバーの強い希望を受けた活動である。単に「与えられた事例や書籍の記載に従って分かりやすい授業をする」のではなく「研修・教育を見据えた事例・回答の作成を通じてメンバーの教育技術とリーガルマインドを鍛える」活動である。

また、③各カウンターパートの教育研修機関のカリキュラムや教材の調査を通じ、実務あるいは研修で使用されてきたが、法改正によりアップデートが必要な過去のプロジェクト成果物も明らかになってきた。今後は、こうした成果物の改訂作業も視野に入れていく。

別紙1 プロジェクト概要

ラオス・法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）の概要

1. プロジェクトの概要

【プロジェクト期間】

2023年7月～2028年7月（5年間）

【ラオス側実施機関】

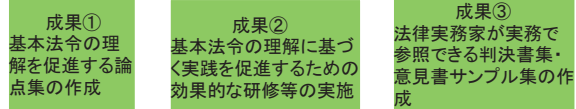
司法省 (MOJ)、最高人民裁判所 (PSC)
最高人民検察院 (OSPP)、ラオス国立大学 (NUOL)

2. プロジェクトの目標と成果

【プロジェクト目標】

事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家を育成する基盤の形成

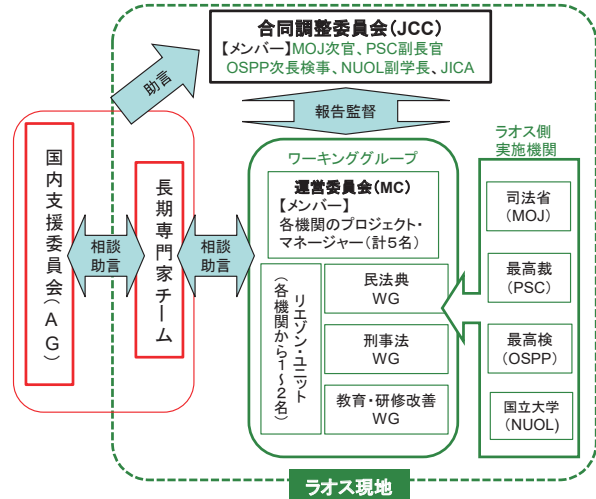
【成果①～④】



※活動を第1期、第2期とし、第1期では①②を実施し、第2期では①③を実施。②は③のフィードバックを受けつつ継続

3. 実施体制

現地にJICAの長期専門家3名（検事1、弁護士2）を派遣し、日常的な助言を実施。その他、大学教授らを中心とする国内支援委員会（AG）による助言、本邦研修・現地セミナー等を実施。



【参考事項等】

・2012年より起草支援を行ってきた民法典については、2018年12月に国会に承認されて成立し、2020年5月に施行となった

別紙2 民法典論点集・事例問題のイメージ例

設問0-1 (消費貸借・金銭授受あり、返還合意あり)

(事案)

Bは自分の運営する会社の売上げが下がったことから、従業員への来月分の給与の支払いが苦しくなり、友人のAに助けを求めた。Aは仲の良いBの頼みなので、無利息でお金を貸してあげることとし、2020年6月1日、AとBは金銭消費貸借契約書(金3000万キープ、返済期限2021年6月1日)を作成し、同日、AはBに3000万キープを現金にて手渡した。

その後、返済期限を経過しても、Aに対し、Bから何も返済がなかった。そのため、最終的に、怒ったAは裁判所へ訴状を提出した。

(当事者の主張)

Aの言い分

私は、2020年6月1日にBにお願いされて、3000万キープを借りました。返済期限は、2021年6月1日との約束でした。しかし、Bは、返済期限を過ぎても、Aにお金を返してくれません。そこで、私は、Bに対して、3000万キープの返還を求めます。私は2021年12月1日に裁判所に訴状を提出しました。

Bの言い分

私はAから3000万キープを受け取りました。そして、お金の返還について書面で契約を締結しましたが、私にはお金が無いので返済できません。

(証拠関係)

- 1 2020年6月1日付けA B間の金銭消費貸借契約書(貸主A・借主B、金3000万キープ、返済期限2021年6月1日)
- 2 2020年6月1日付け領収証(B名義、金3000万キープをAから受け取ったとの内容)

別紙 3 民法典論点集・論述のイメージ例

ບັນຫາທີ່ຈະຄົ້ນຄວ້າ 検討項目	ວິທີຂຽນ 記載方法
1. ການທາງ 1 請求	X ທາງໃຫ້ Y XはYに対し、・・・という請求をしている。
2. ສິດທາງ 2 請求権	ພົ້ນຖານໃນການທາງຂອງ X ແມ່ນ Xの請求の根拠は・・・。
(ມາດຕາທີ່ເປັນບ່ອນອີງ) (根拠条文)	ມາດຕາທີ່ເປັນບ່ອນອີງຂອງສິດທາງດັ່ງກ່າວແມ່ນ その請求権の根拠条文は・・・。
3. ການຄົ້ນຄວ້າກ່ຽວກັບເງື່ອນໄຂ 3 要件の検討	
(1) ເງື່ອນໄຂທີ່ຖອດໄດ້ຈາກຂໍ້ກຳນົດຂອງມາດຕາ (1) 条文から導かれる要件	ເງື່ອນໄຂທີ່ພາໃຫ້ເກີດມີສິດທາງດັ່ງກ່າວແມ່ນ ① ແລະ ② その請求権の発生要件は①・・・と②・・・である。
ເງື່ອນໄຂ ① (ຂໍ້ທັດຈົງທີ່ກົງກັບເງື່ອນໄຂ) 要件① (要件に該当する事実)	ເງື່ອນໄຂ ① ແມ່ນ..... 要件①は・・・である。
ເງື່ອນໄຂ ② (ຂໍ້ທັດຈົງທີ່ກົງກັບເງື່ອນໄຂ) 要件② (要件に該当する事実)	ເງື່ອນໄຂ ② ແມ່ນ..... 要件②は・・・である。
ເງື່ອນໄຂ ③ (ຂໍ້ທັດຈົງທີ່ກົງກັບເງື່ອນໄຂ) 要件③ (要件に該当する事実)	ເງື່ອນໄຂ ③ ແມ່ນ..... 要件③は・・・である。
(2) ປະເດັນຂັດແຍ່ງໃນຄະດີນີ້ (ຂໍ້ທັດຈົງທີ່ມີການໂຕ້ແຍ່ງ ຈາກບັນດາເງື່ອນໄຂ) (2) 本件の争点 (要件のうち、争いのある事実)	ໃນຄະດີນີ້ ມີການໂຕ້ແຍ່ງກັນໃນເງື່ອນໄຂ..... (ຕົວຢ່າງ : ເງື່ອນໄຂ ②) ສະນັ້ນ, ບັນຫາດັ່ງກ່າວຈຶ່ງເປັນປະເດັນຂັດແຍ່ງໃນຄະດີນີ້, ແລະຕ້ອງໄດ້ຄົ້ນຄວ້າພິຈາລະນາ. 本件においては、要件・・・(例：要件②)につ いて争いがある。 その為、この点が本件の争点であり、検討を要す る。
ການກ່າວອ້າງຂອງຄູ່ຄວາມໃນປະເດັນຂັດແຍ່ງ 争点への当事者の主張	この要件に関し、Xは・・・と主張している。 これに対しYは、・・・と主張している。
(3) (ການອະທິບາຍການຕີຄວາມໝາຍຂອງເງື່ອນໄຂ) (3) (要件の解釈説明)	この点、・・・が問題となる。
ການພິຈາລະນາການຕີຄວາມໝາຍ (ກວດເບິ່ງມາດຕາອື່ນໆ, ພິຈາລະນາຈຸດປະສົງຂອງມາດຕາ) 解釈の検討 (他の条文のチェック、条文の目的)	ຈຸດປະສົງຂອງມາດຕານີ້ແມ່ນ (ພິຈາລະນາໂດຍລະອຽດວ່າເຮົາຈະໃຫ້ເຫດຜົນໃນ ນີ້ເພື່ອໃດ) この点、民法●条は。。。。(具体的な条文内容を指 摘する) この条文の目的は・・・(理由付けを詳しく検討 する)

<p>ຜົນຂອງການຕີຄວາມໝາຍ 解釈の結果</p>	<p>ດັ່ງນັ້ນ, ຈະຕອບຄຳຖາມນີ້..... 以上より、この問題については、・・・と考える。</p>
<p>(4) ຂໍ້ທັດຈິງ (ເອົາໄປທຽບຖານໃສ່ເງື່ອນໄຂ) (4) 事実 (要件へのあてはめ)</p>	<p>ເນື້ອຄົ້ນຄວ້າລະອຽດກ່ຽວກັບເງື່ອນໄຂນີ້..... この点について具体的に検討すると、・・・。</p>
<p>4. ຜົນສະທ້ອນ 4 効果</p>	<p>ອີງຕາມຂ້າງເທິງນີ້, (1 ຄົບຖານເງື່ອນໄຂຂອງສິດທອງ > ຈົ່ງຮັບຮູ້ການເກີດມີສິດທອງໃນຄະດີນີ້) (2 ບໍ່ຄົບຖານເງື່ອນໄຂຂອງສິດທອງ > ຈົ່ງບໍ່ຮັບຮູ້ການເກີດມີສິດທອງໃນຄະດີນີ້) 以上によれば、 (1 請求権の全ての要件を満たす> 本件請求権の発生が認められる) (2 請求権の要件を満たさない> 本件請求権の発生は認められない)</p>
<p>5. ຂໍ້ສະຫຼຸບ 5 結論</p>	<p>ສະນັ້ນ, (1 ຈົ່ງຮັບຮູ້ການທອງຂອງ X ຕໍ່ Y.) (2 ຈົ່ງບໍ່ຮັບຮູ້ການທອງຂອງ X ຕໍ່ Y.) よって、 (1 XのYに対する請求は認められる) (2 XのYに対する請求は認められない)</p>



Fact Finding in Civil Procedure

Topic: Sale case

By: EDU WG

ກຸ່ມພັດທະນາສະຖາບັນການສຶກສາ ແລະ ສະຖາບັນຍຸຕິທຳ



[Case Study]

A has made a claim



30.000.000 LAK

- ❖ On 1st December 2020, A has sold and delivered the camera to B for 30.000.000 LAK.
- ❖ B promised that he will make a payment of the camera on 31st December 2020 (When he receive a bonus).
- ❖ No action of payment even reached the due date (ask for a claim but still not paid)
- ❖ 15th January 2021 propose for mediation (B still refuse)
- ❖ 14th February 2021 A indict to the court for claim to B about the camera payment in total 30.000.000 kips.

1 p2

ກຸ່ມພັດທະນາສະຖາບັນການສຶກສາ ແລະ ສະຖາບັນຍຸຕິທຳ



[Case Study]

- ❖ I didn't say I wanted it
- ❖ Just considering at the time how to assist A with his financial difficulties
- ❖ However, I still wanted this camera too.
- ❖ I didn't purchase it because I thought the stated price of 30.000.000 LAK was too high.
- ❖ But till now A still comes and says, "Let me pay him for the camera," and I have no idea what to do.

B has made a claim



30.000.000 LAK



I p2

ກຸ່ມພັດທະນາສະຖາບັນການສຶກສາ ແລະ ສະຖາບັນຍຸຕິທຳ

In this case study, what was A's accusation ?



ກຸ່ມພັດທະນາສະຖາບັນການສຶກສາ ແລະ ສະຖາບັນຍຸຕິທຳ



According to A has made a claim: “I filed an accusation in court, claiming that B is obligated to pay me a camera fee of 30,000,000 LAK.”

Therefore, A's accusation to the court is to [let B pay A for the camera price for 30.000.000 LAK].

Civil Procedure law, 2012:

Article 20 and Article 245

(Explain in details of each article above)

Conclusion:

- **Request** of A (Plaintiff) is = **Claim**;
- According to civil procedure law, the court will evaluate the request within the scope of the trial.
(= the beginning of the trial).

ກຸ່ມພັດທະນາສະຖາບັນການສຶກສາ ແລະ ສະຖາບັນຍຸຕິທຳ



Why A can claim the camera payment for 30.000.000 LAK from B?
- Please raise the relevant article.

➔ The ability of A to claim the camera fee is because A has a claim right to B

What is “claim rights” ?



Thus, a claim rights refers to a legal claim to safeguard or give effect to a right in civil law.

Claim right refers to a rights of a person to require another person to perform his/her contractual obligations or laws. (Article 3, item 13 of civil code)

Ex: A purchase order for shoes from a shoe retailer; the shoe delivery period mentioned on the receipt is 7 days; nevertheless, after the 7-day deadline, A has yet to get the shoes. So, A has the claim right to ask the shoe store to send them shoes.

ກຸ່ມພັດທະນາສະຖາບັນການສຶກສາ ແລະ ສະຖາບັນຍຸຕິທຳ



別紙 5

第 2 回ラオス本邦研修（民法典）日程表

【令和 7（2025）年 3 月 3 日（月）～ 3 月 13 日（木）（移動日を含む。）】

（樋口教官、島尻専門官）

※TIC: JICA東京センター

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
3 /	月	【入国】			TIC泊
3 /	火	10:00 12:00 JICA村エンターテインメント TIC		14:00 14:30 15:00 17:00 国際協力部オリエンテーション 【協議・意見交換】 「論点集の構成について」 (松尾弘教授、ICD教官、現地専門家) TIC	TIC泊
3 /	水	10:00 12:00 【講義・事例研究・意見交換】 [設問3] 賃貸借契約、危険負担、債務不履行解除 (志賀剛一弁護士、松尾弘教授) TIC		14:00 17:00 【講義・事例研究・意見交換】 [設問3] 賃貸借契約、危険負担、債務不履行解除 (志賀剛一弁護士、松尾弘教授) TIC	TIC泊
3 /	木	10:00 12:00 【講義・事例研究・意見交換】 [設問2] 売買契約、錯誤 (松尾弘教授、大川謙蔵准教授) TIC		14:00 17:00 【講義・事例研究・意見交換】 [設問2] 売買契約、錯誤 (大川謙蔵准教授) TIC	TIC泊
3 /	金	10:00 12:00 【講義・事例研究・意見交換】 [設問1] 売買契約、代理、詐欺 (松尾弘教授、大川謙蔵准教授) TIC		14:00 17:00 【講義・事例研究・意見交換】 [設問1] 売買契約、代理、詐欺 (松尾弘教授、大川謙蔵准教授) TIC	TIC泊
3 /	土	休務日			TIC泊
3 /	日	休務日			TIC泊
3 /	月	10:00 12:00 【訪問・講義・意見交換】 東京大学法科大学院見学・講義 (垣内秀介教授、森田宏樹教授) 東京大学法科大学院	12:30 14:00 【意見交換会・写真撮影】 法総研所長、ICD部長 法曹会館	15:00 17:00 発表準備 TIC	TIC泊
3 /	火	10:00 12:00 【訪問・講義・意見交換】 東京地方裁判所民事部訪問 (東京地方裁判所裁判官) 東京地方裁判所		14:00 17:00 【特別講演】 「日本における「法学」の誕生と「法学」の意義」 (内田貴 東京大学名誉教授) 森・濱田松本法律事務所	TIC泊
3 /	水	10:00 11:00 11:00 12:00 【ラオス側発表】 (現地専門家、ICD教官) 【評価会・修了式】 (書類整理)		TIC	TIC泊
3 /	木	【出国】			

第2回ラオス本邦研修(民法典) 研修参加者名簿

	ブアカム スワンカム
1	Mr. Bouakham SOUVANKHAM 最高人民検察院組織・人事局副局長
	ラッタナポン バーバクディ
2	Ms. Lattanaphone PHAPHAKEY 最高人民検察院一般監察局副局長
	ピエンパニット ルアンブンミー
3	Ms. Phienphanith LEUANGBOUNMI 最高人民検察院一般監察局判決執行監察部長
	パソングシット サイソンプット
4	Mr. Pasongsid XAYSOMPETH 最高人民検察院監察局国家監察部長
	マノパパー シースックラート
5	Ms. Manopapha SISOU LATH 最高人民検察院計画・国際協力局条約・司法協力部技術法律職員
	ニパポン トンマニヴォン
6	Ms. Niphaphone THONGMANYVONG 最高人民裁判所学術管理・司法統計局副局長
	カムソン クンナヴォン
7	Mr. Khamsong KHOUNNAVONG 最高人民裁判所民事部3級判事
	サイ サイニャデート
8	Mr. Say XAYYADETH 最高人民裁判所家事部2級判事
	ラン コンパスート
9	Mr. Lan KONGPASEUTH 最高人民裁判所労働部2級判事
	ワッタナー ケオマニヴォン
10	Mr. Vatthana KEOMANYVONG 最高人民裁判所民事部1級判事
	ジョンシー カムドクトーン
11	Ms. Johnsy KHAMDOKTHONG 司法省司法推進行政局家族登録・少年部長
	ワンフアン カムルーニャー
12	Ms. Vanheuang KHAMLEUYA 司法省立法局経済法部副部長
	スッカニャー チャンタボンサ
13	Mr. Soukanya CHANTHAVONGSA 司法省国立司法研修所法曹養成部副部長
	ピマソン マニン
14	Mr. Phinmasone MANNOLIN 司法省公証局公証管理部技術職員
	ソムサイ センスントーン
15	Mr. Somsaiy SAENSOUNTHONE 司法省立法局契約部技術職員
	ヴィサイ シーハーバンニャ
16	Mr. Vixay SYHAPANYA ラオス国立大学法政学部民事法学科長
	ドゥアンマラー カムソングー
17	Ms. Douangmala KHAMSONGKA ラオス国立大学法政学部教務科長
	ブントウン シートーンケオチャンバ
18	Mr. Bountheung SYTHONEKEOCHAMPA ラオス国立大学法政学部事務科長
	ソンパワン シハラート
19	Mr. Somphavanh SIHALATH ラオス国立大学法政学部事務科副科長
	ケオピラー アヌヴォン
20	Ms. Keophilha ANOUVONG ラオス国立大学法政学部臨床法教育副科長
	アリサマン ポンマチャン
21	Mr. Alisaman PHOMMACHAN 弁護士(ラオス弁護士会)

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 樋口瑞穂 (HIGUCHI, Ru)

国際専門官 / Administrative Staff 島尻珠衣 (SHIMAZU, Re)

JICA長期派遣専門家 / JICA Project Expert 阿藤坊明幸 (ASAMBO, Akitaka)

別紙 7

第 3 回ラオス本邦研修（教育民事）日程表

【令和 7（2025）年 5 月 21 日（水）～ 5 月 31 日（土）（移動日を含む。）】

（樋口教官、小枝専門官）

※TIC：JICA東京センター

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
5 / 21	水	【入国】			TIC泊
5 / 22	木	10:00 12:00 (JICAオリエンテーション) TIC		14:00 17:00 国際協力部オリエンテーション 【導入講義】 「日本の司法制度と法曹養成制度」 国際協力部教官 樋口 瑠惟 法務省赤れんが棟	TIC泊
5 / 23	金	10:00 12:00 【ラオス側発表（模擬講義）・意見交換】 「事実認定問題集の要点について」 大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士、澤井 裕弁護士 法務省赤れんが棟		14:00 17:00 【ラオス側発表（模擬講義）・意見交換】 「事実認定問題集の要点について」 松尾 弘教授、大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士、澤井 裕弁護士 法務省赤れんが棟	TIC泊
5 / 24	土	休務日			TIC泊
5 / 25	日	休務日			TIC泊
5 / 26	月	10:00 12:00 第20回記念共同研究セミナー参加 法務省赤れんが棟		14:00 17:00 第20回記念共同研究セミナー参加 法務省赤れんが棟	TIC泊
5 / 27	火	10:00 12:00 【訪問（施設見学・講義・意見交換）】 「日本の民事判決書」 東京地方裁判所民事部裁判官 東京地方裁判所		14:00 16:30 【訪問（施設見学・講義・意見交換）】 「司法研修所における民事実務教育について」 司法研修所教官 司法研修所	TIC泊
5 / 28	水	10:00 12:00 【ラオス側発表・意見交換】 「指導書等の使用計画策定会議」 松尾 弘教授、大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士 法務省赤れんが棟		（書類整理） TIC	TIC泊
5 / 29	木	10:00 12:00 【訪問（講義・意見交換）】 「法学部・法科大学院における民事法教育の実際」 松尾 弘教授 慶應義塾大学法科大学院	12:30 14:00 【意見交換会・写真撮影】 ICD部長 弁護士会館	15:00 17:00 【特別講演】 「法学教育の在り方」 大村 敦志東京大学名誉教授 法務省赤れんが棟	TIC泊
5 / 30	金	10:00 11:00 【総括質疑・意見交換】 ICD教官、専門家	11:00 12:00 【評価会・修了式】	14:00 日ラオス国交樹立70周年 出版イベント参加 法務省赤れんが棟	TIC泊
5 / 31	土	【出国】			

ラオス法制度整備支援第3回本邦研修(教育民事) 研修参加者名簿

1	ガン テムソムバット Mr. Kang TEMSOMBATH 最高人民裁判所研修所所長
2	サクナー ニャビテット Mr. Saikouna YAPHIGHT 最高人民裁判所学術管理・司法統計部長
3	カムフー ヴォーラブット Ms. Khamhou VORLABOUD 最高人民裁判所学術管理・司法統計部 課長代理
4	ソムブーン シーバースト Mr. Somboun SIPASERD 最高人民裁判所研修所司法図書課長代理
5	リキット サイニャヴォン Mr. Likhit XAIYAVONG 最高人民裁判所研修所裁判官補
6	ギンペット ボアラパン Mr. Kingphet BOUALAPHANH 最高人民検察院一般監察局副局長
7	サイサナ ラーサヴォン Mr. Xaysana RAJVONG 最高人民検察院研修所副所長
8	ブンシー ブーロム Mr. Bounsy BOULOM 最高人民検察院商事・家庭・少年事件監察課長
9	サイパソン ウンシダー Mr. Xalpasong OUNSIDA 最高人民検察院計画・国際協力課長
10	マーナポーン トンディーニャラート Mr. Manaphone THONGDEEYALATH 最高人民検察院党監察課副課長
11	ベッサマイ サイムンクン Ms. Phetsamay XAYMOUNGKHOUNE 司法省国立司法研修所副所長
12	ヴィライチャン ターオ Ms. Vilaychanh THAO 司法省法律普及局ラジオ・テレビ課長
13	ペンパーワン インタヴォン Mr. Phengphavanh INTHAVONG 司法省法律普及局副課長
14	ケムペット セントーンカム Mr. Khemphet SENGTHONGKHAM 司法省国立司法研修所情報・図書課専門職員
15	ランシー ギンバチャン Mr. Langsy KINGPHACHANH 司法省国立司法研修所管理・経理・国際協力課専門職員
16	タッサナローン シースノン Ms. Thatsanalone SISOUNONTH ラオス国立大学法政学部副学部長
17	ゲオサーイジョン サースワンナヴォン Mr. Keosaychong SAYSOUVANNAVONG ラオス国立大学法政学部国際関係課長
18	ブーサイ チャンタヴォン Mr. Phouxay CHANTHAVONG ラオス国立大学法政学部民法学学科副科長
19	トンカム ローヤン Mr. Thongkham LORYANG ラオス国立大学法政学部民法学学科副科長
20	カンビウ ヴィライポーン Ms. Khamphiou VILAYPHONE ラオス国立大学法政学部民法学学科民事訴訟法ユニット長
21	マニチャン ピラパン Ms. Manichanh PHILAPHANH 弁護士(ラオス弁護士会)

【研修担当/Officals in charge】

教官 / Professor 樋口環穂 (HIGUCHI, Ru)

組織専門官 / Administrative Staff 小枝橋子 (KOEDA, Momoko)

JICA長崎県選定専門家 / JICA Project Expert 石崎明人 (ISHISAKI, Akito)

Bangladesh JICA 新規司法アクセスプロジェクト開始報告（2） ー活動計画の詳細及び基礎調査の結果を踏まえた活動の進展

JICA 長期派遣専門家
藤岡 拓郎

第1 はじめに

前回報告¹では、 Bangladesh の基礎情報及び司法制度の概要を中心に報告した。後半となる本稿では、本プロジェクトの具体的な活動計画やプロジェクト開始後まもなく実施した基礎調査の結果に焦点を当て報告する。また、2024年4月の活動開始からすでに1年半程度経過していることから、第4において、上記活動計画を踏まえた現在までの活動の進展についても併せて共有したい。なお、前回報告時から現在まで、2024年8月の政変²に基づく司法改革の機運に乗って複数の法改正や制度変更がなされている³。本プロジェクト活動に関連した法改正などもあるが、これらはその都度、必要な範囲で触れていきたい。

第2 プロジェクトの活動計画

1 開始の背景及び概要

前回報告でも触れたとおり、 Bangladesh での深刻な社会課題の一つとして、膨大な訴訟の滞留（未済）件数がある。直近の報告では450万件超に上るとされ、いまだ減少傾向を見せていない。これまでの日本の法務省や JICA の協力では、訴訟以外の代替的紛争解決手続としての調停の活性化が一つの有力な手段とされ、本プロジェクト開始前の2016年以降、様々な専門的知見の提供や研修などが行われてきた。本プロジェクトは、そのような経緯を基礎に、より現地に密着した態様で継続的な人材育成や効果的な制度を実現・維持するために長期派遣専門家を派遣する技術協力プロジェクトとして発足したものである。プロジェクト開始前の2022年から23年にわたる事前調査では、主に調停制度⁴を担う調停人の不足や司法調停自体の制度的な限界、法曹関係者の利用に対する消極性といった課題がみられたため⁵、これに対応する形で研修を通じた調停人の担い手育成（幅広い人材確保と能力強化）、新たな担い手が調停人として

¹ 拙稿「 Bangladesh JICA 新規司法アクセスプロジェクト開始報告(1)ー Bangladesh の基礎情報と司法制度の概要を中心に」 ICD NEWS 第100号（2024.11）85頁以降

² 同上90頁及び脚注29参照。

³ 例えば、大きな組織構造の改革として、2025年12月の最高裁における独立した事務局の設置は、これまで司法省において下級審裁判官の人事や裁判所への予算配分を行っていたものを同事務局にその機能を全面的に委譲するものであり、一連の司法改革における画期的な改革の一つといえる。その他、同年11月に民事裁判官の肩書が一部変更され、上級判事補（Senior Assistant Judge）が上級民事裁判官（Senior Civil Judge）に、判事補（Assistant Judge）が民事裁判官（Civil Judge）に、それぞれ変更された。本稿では、前回報告の流れを踏まえて従前の肩書で記載する。

⁴ 本稿の調停制度は、特段の記載がない限り、 Bangladesh における司法調停、すなわち法律扶助事務所で実施する訴訟前調停、裁判所での訴訟提起後の調停を意味し、民間の調停とは区別する。これら司法調停制度は、前掲、ICD NEWS 第100号99頁参照。

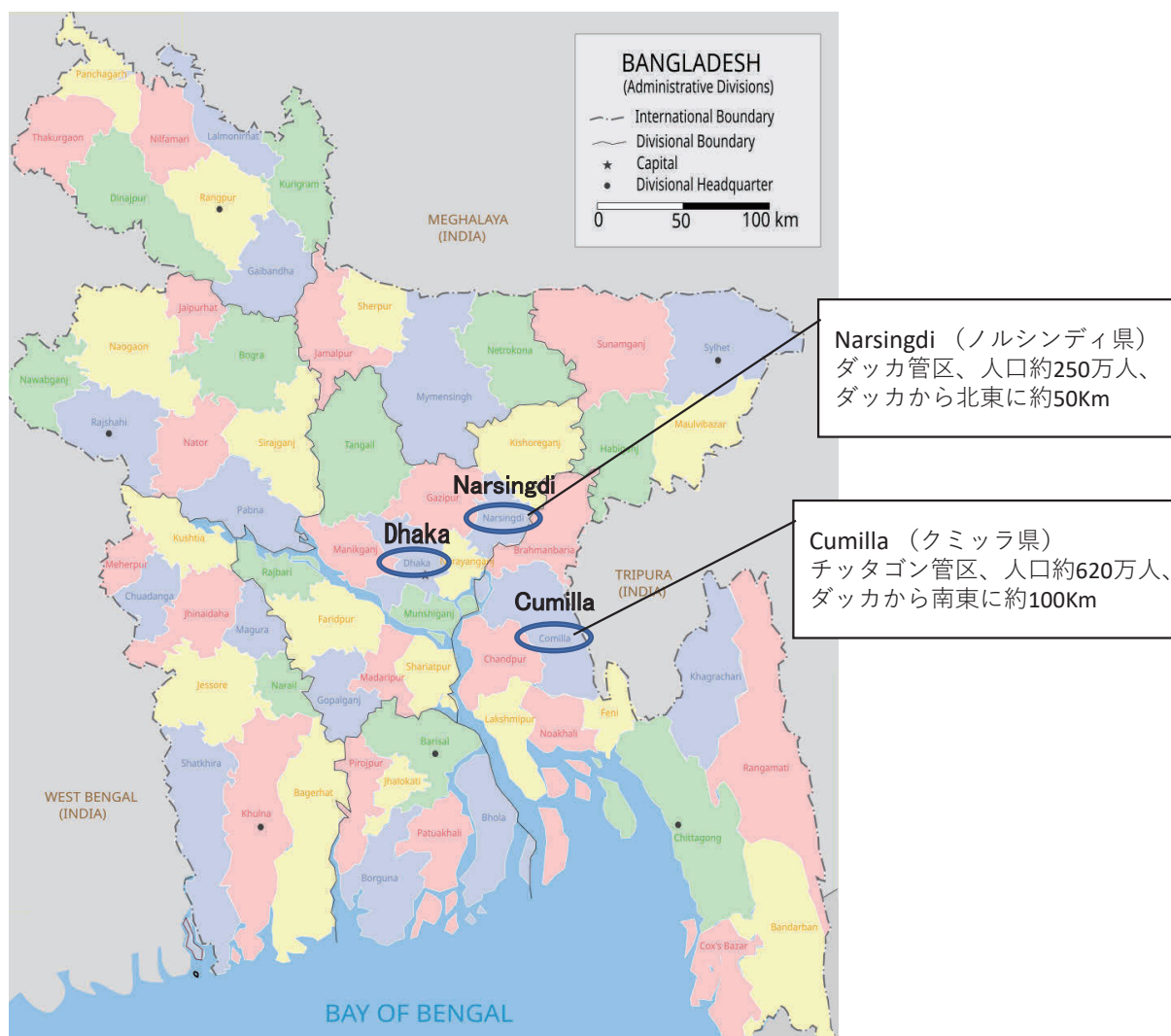
⁵ 後述するプロジェクト開始後の基礎調査でも同様の結果が得られたが、詳細は第3を参照。

活動できるための実効性のある制度構築・運用改善、市民に向けた調停利用促進のための普及などが主な活動として想定されることとなった。

なお、滞留件数に直接影響を与える民事訴訟自体に対する手続改善も視野に入れており、その改善策の検討と提案も主たる活動の一つである。

- ・ 案 件 名 : 「司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト」
- ・ 英 語 名 : Development of Mediation and Civil Litigation Practice for Enhancement of Access to Justice Project
- ・ 活動期間 : 2024年4月22日から2027年4月21日 (3年間)
- ・ 実施機関 : バングラデシュ司法省、パイロット県裁判所、同県法律扶助事務所
- ・ 関連機関 : バングラデシュ最高裁、司法行政研修所、国家法律扶助機構等
- ・ パイロット県 : ノルシンディ県、クミッラ県
- ・ 長期派遣専門家 : 総括 (弁護士) 1名、業務調整 1名

【パイロット県の位置関係】



2 プロジェクトの目標及び成果

開始前の事前調査を踏まえて設定された活動計画上の目標や達成されるべき成果は、以下のとおりである。

上位目標：バングラデシュにおける市民の司法アクセスが向上する	
プロジェクト目標：バングラデシュの裁判所及び法律扶助事務所等の関連機関において、市民の司法アクセス向上のための基盤整備が促進される。	
成果1：調停の利用が促進される。	成果2：バングラデシュの民事訴訟において、訴訟遅延要因に対応した実務改善に向けた取り組みが進展する。
活動1：調停制度改善策の提案・試行	活動：運用改善策のための調査と改善策の検討、関連機関との協議、改善に向けた関係者向けの研修実施
活動2：調停人の育成	
活動3：調停の普及	

(1) 上位目標 (Overall Goal)

上位目標⁶は、バングラデシュにおける市民の司法アクセスの向上であるが、司法アクセスの概念自体が抽象的であるため、その内実を多少なりとも明らかにすることにより、実際のプロジェクト活動の目指す方向性が基礎づけられるように思われる。

本プロジェクトでいう司法アクセスは、広義の司法アクセス、すなわち、裁判上の手続のみならず調停など別の代替的な紛争解決手続を含む⁷。また、司法への「アクセス」という語義から、単に入口にたどり着くまでの保障という誤解を与えるが、実質的な意味で捉えれば、単に救済方法にたどり着けばよいのではなく、そこでの正しい処理・手続、正義の実現、権利の保障・実現、適切（適正・妥当）な解決といった内実を伴わなければ、司法へのアクセスを保障する意味がないことから、このような実質的な意味での司法へのアクセスを包含するものと考えべきである⁸。なお、結果の正しさを過度に求めることは、当事者の自己決定を尊重する調停理念との間に齟齬が生じうるが、法的な正しさだけに縛られず、紛争全体をとらえて当事者の意思に寄り添いながら適切な解決を目指すという意味での結果の正しさの追求は、むしろ調停の理念にも合致するともいえる。このような正しさ＝正義をバングラデシュにおいて普遍化すること、すなわち、「司法アクセスの向上」は、小島武司教授が提唱するような、正義の総合システムに基づいた、バングラデシュにおける正義の総量の拡大⁹とも言い換えることができる。

以上のような正義の総量を拡大するための実質的な意味の司法アクセスの保障を、

⁶ 上位目標は、プロジェクト期間終了後、おおむね3～5年程度経過した後のプロジェクトの効果の波及を測るものとされ、改善策の継続や他地域へ実際にどの程度普及したか、また究極的には全国、パイロットそれぞれの調停利用者数の増加やバックログの減少によって評価されることになろう。

⁷ 以降の司法アクセスの定義や概念の整理は、濱野亮「司法アクセスに関する論点」立教法学第98号（2018）等を参照した。

⁸ 同上142頁

⁹ 小島武司「裁判外紛争処理と法の支配」（2000年）有斐閣等。後述するとおり、「正義の総合システム」の全体像からみると、訴訟手続に極端に偏るのがバングラデシュの現状である。

アクセスする側からみると、あらゆる地域で誰もが分け隔てなく、心理的にもまた物理的にも容易に適切な解決手段にたどり着き、納得のいく解決を得られることが不可欠である。敷衍すれば、そのような自分にとって適切な方法を含む様々な紛争解決の選択肢が存在し、誰もが行為主体として一度紛争が起きれば自らの選択と決定のもと、その手続を利用することが可能な状態を整えることである¹⁰。そして、本プロジェクトで取り組む調停の促進は、後述するような訴訟手続への偏向が顕著なバングラデシュにおいて市民にとって有力な選択肢を提供するものである。紛争の深刻化に至る前の早期の積極的な利用を促進し、質の高い解決の受け皿として拡大することで、紛争の訴訟への流入を鈍化させ、ひいては滞留事件の減少に有意な影響をもたらすこととなる。

(2) プロジェクト目標 (Project Purpose)

以上の保障されるべき司法アクセスの内実を前提に、プロジェクト目標では、そのような司法アクセスの「基盤」が確立されることをうたう。「基盤」とは、制度の改善や物理的支援と人材育成双方において構成される。人材育成のみを行ったとしても制度によってそれを活用する機会がなければ画餅にすぎず、単なる協力者の自己満足に終わる。調停でいえば、育成された調停人を調停手続で採用するための機会を制度として確保することである。そして、それら両面が持続的な体制を持ち、他の地域への展開可能な程度に体系化されることではじめて「基盤」が確立されたといえる。

なお、本プロジェクトでは、まずは2つのパイロット県でのこのような「基盤」の確立を目標に据えて活動を計画する。

(3) 成果 (Output)

プロジェクト目標のもとで目指すべき成果として、1に調停活動の促進、2に民事訴訟法の改善を置く。上記内容自体は抽象的なレベルにとどまるが、開始後の現地での流動的な状況と、そのような状況に応じたニーズの変化と多様性を想定する必要があることから、計画段階ではこのような、ある程度幅を持たせた内容にすべきと考えたものである。

なお、本プロジェクトで司法調停に焦点を当てているのは、司法省が協力相手であることを離れても、民間調停は、NGOや他のドナーにより比較的支援が積極的に展開されている一方で、公的な機関における訴訟以外の選択肢としての調停が活用されていない現状とこれに対する日本のリソースとしての司法調停による応用可能性が上手く合致したことに基づく¹¹。

調停と民事訴訟の成果達成のための具体的な活動内容（改善策）については、第3の基礎調査の結果を踏まえて、第4の中で詳述する。

¹⁰ 以上の議論は、アマルティア・センによるケイパビリティ・アプローチをイメージしたものだが、学術的に検討したものではない。また、このような誰もが公正かつ平等にまた容易に適切な紛争解決手段にアクセスできることは、法の支配の前提条件であり、もとより国連SDGs（ゴール16）の達成にも貢献する。

¹¹ さらに、バングラデシュの社会的なコンテキストでは、相対的に民間よりも裁判所を含む公に対する信頼が高いことも積極要素である。

第3 基礎調査の結果

1 調査概要

(1) 趣旨

本基礎調査は、主にプロジェクト終了時において前記プロジェクト目標や成果がどの程度達成されたかを測る際の基準値を設定するために必要な事実や統計上の数値を把握する目的でプロジェクト開始後の2024年5月から7月にかけて実施したものである。プロジェクト目標は、前記のとおりバングラデシュ、とりわけパイロット県における司法アクセスの基盤の確立である。その基盤の確立においては、それぞれ調停と民事訴訟のシステム改善、人材育成の両面から考慮し、その改善結果の持続性や他地域へ展開可能な程度の体系化へと連なる一連の成果の達成を基盤確立に不可欠な要素とみなした上で、その達成度を測るために重要な指標を抽出し、別添のダイアグラムのように整理した。

(2) 調査項目及び実施方法

前記の評価枠組みを念頭に、まずプロジェクト開始時の状態を認識するため、成果1・調停の促進におけるシステム改善においては、法曹による調停システムの有効性・満足度（Effectiveness/ Satisfaction Level）や効率性（Efficiency）評価、利用者である市民の調停に対する満足度評価を中心に、調停人を育成するための人材強化においては、研修を通じた参加者の調停制度や技術に対する理解度等をそれぞれ定量的に評価し、開始時の基準を設定する（成果2・民事訴訟手続においても同様である。）。また、併せてWGなどでの議論の経過や研修の様子を観察するなどしてプロセスを記録し、調停人の質の向上やシステムの改善状況などを定性的にも評価する。

以下の調査内容は、基本的に以上のような評価指標に沿って質問を構成している。

- ・調査対象：法曹（裁判官、法律扶助官、弁護士、司法省や最高裁関係者）、市民（主に調停利用者、訴訟当事者）
- ・調査期間：2024年5月～7月
- ・実施方法：1）各パイロット県において質問票を弁護士50名、市民50名に配布回収。

2）上記調査対象に個別にインタビュー

調査後、その集計をもとに、カウンターパート（C/P）である司法省や最高裁、司法行政研修所（Judicial Administration Training Institute, J A T I）等の関係者と議論し、具体的な共通の目標値を設定する。

2 前提としての基礎的な司法関連の統計と日本との比較

調査の前提として、おおよその目安としてバングラデシュの司法に関連する統計（法曹の数や訴訟の未済件数、調停の受付件数）に触れておきたい。なお、バングラデシュの数字は、基本的に裁判所の統計記録に基づくが、一部関係者からの聴取や報道等にもよる部分もあるため正確性に一定の留保が付くことはご了承ください。

以下に示されているとおり、バングラデシュの裁判官は対人口比で日本に対し半分以下である上、民事、刑事ともに膨大な訴訟の未済件数を記録する一方、司法調停は、調停人の数も受付件数自体も圧倒的に日本よりも少なく、活用されていない実態が顕著に表れている。

【裁判官及び弁護士の数（2024年）】

	バングラデシュ ¹²	日本 ¹³
裁判官	約2,300人 (対人口比約78,000人に1人)	約3,800人 ¹⁴ (対人口比約30,000人に1人)
弁護士	約70,000人 (対人口比約2,200人に1人)	約47,000人 (対人口比約2,500人に1人)

【訴訟事件の未済件数（2024年）】

	バングラデシュ ¹⁵		日本 ¹⁶
全体	約4,516,000件	全体	約354,000件
最高裁（上訴部）	約31,000件	最高裁（上告）	約2,160件
最高裁（高裁部）	約589,000件	高裁（控訴）	約8,900件
下級裁判所	約3,895,000件	下級裁判所	約343,000件
下級裁判所・民事	約1,636,000件	下級裁判所・民事	約301,500件
下級裁判所・刑事	約2,269,000件	下級裁判所・刑事	約41,750件

【司法調停－調停人及び訴訟前調停の新規受付件数（2024年）】

	バングラデシュ		日本 ¹⁷
調停人 ¹⁸ （裁判官）	約70人	調停人（弁護士等）	約19,200人
調停件数 ¹⁹	約37,000件	調停件数（民事）	約31,900件
		調停件数（家事）	約128,400件

3 法曹に対する調査

各パイロット県の50名の弁護士に質問表を配布し、回収できたものから以下のとおり各評価の平均値を算出した。また、個別に裁判官、法律扶助官（L A O）、弁護士

¹² バングラデシュ司法省及び最高裁関係者からの聴取に基づく。

¹³ 最高裁判所「裁判所データブック2025」28頁より

https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/databook2025/db2025_all.pdf

¹⁴ 簡裁判事約800人を含む。

¹⁵ 2025年11月の最高裁に対する照会結果に基づく。

¹⁶ 前掲注13）34頁以降。民事では、地裁及び簡裁における一般民事の他、行政、労働審判、少額訴訟、家裁における家事審判、人事訴訟を含み、刑事では、地裁の他、簡裁刑事、略式、少年を含む。なお、少年事件（10,080件）には、抗告審や再抗告審も含まれている可能性がある。最高裁（上告）には、高裁への上告を、高裁（控訴）には、地裁への控訴を含む。

¹⁷ 前掲注13）43、44、63頁等。

¹⁸ 全国64県の法律扶助事務所に調停を行う法律扶助官（裁判官）は原則1人ずつ（一部の県で2名）しか配置されていないため。なお、2025年7月の法改正により法律扶助官以外も調停人として選任可能となったことは後述する。

¹⁹ バングラデシュ国家法律扶助機構ウェブサイト上の年間報告より算出。<https://nlaso.gov.bd/pages/annual-reports>

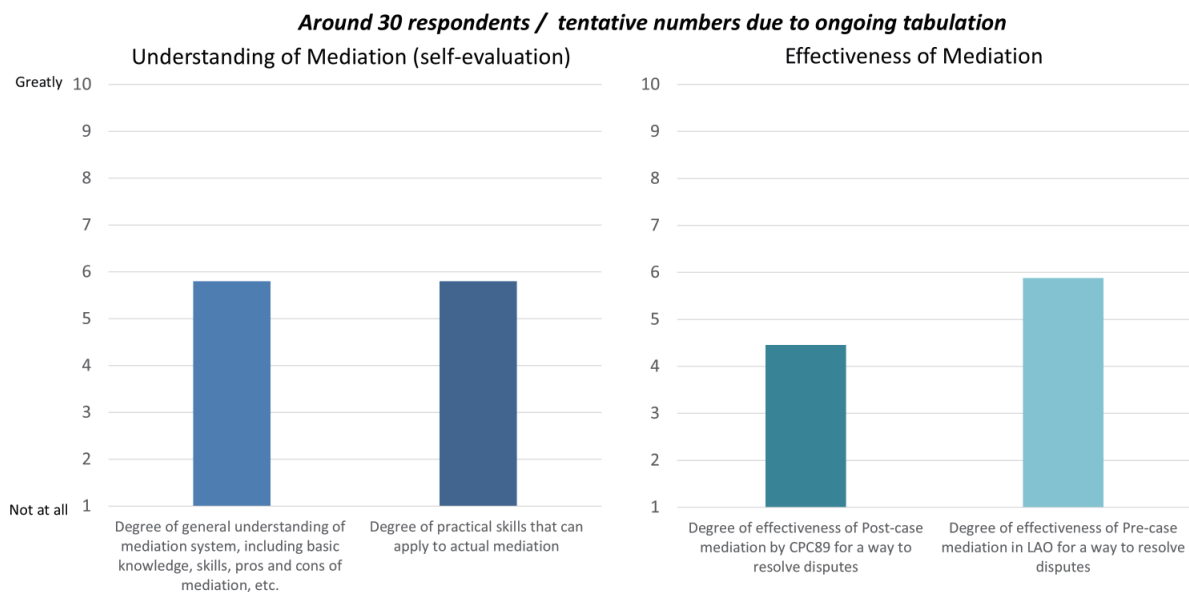
法律扶助事務所における調停（訴訟前調停）の件数であり、民事、家事双方の合計。訴訟提起後の調停（民事訴訟法89条A）については統計が存在せず、実際にもほとんど活用されていないため除外した。

(パネル弁護士²⁰、一般民事弁護士) に対してヒアリングを実施、対象ごとに共通してみられる内容を以下に要約した²¹。

(1) 質問表の回答結果

- ・ 司法調停の理解度 (自己評価・10段階) :
 - 一般的な制度、知識 : 5.8
(10 : 十分理解している、1 : 全く理解していない)²²
 - 実務上の調停技術の活用可能性 : 5.8
(10 : 十分活用可能、1 : 全く活用できない)
- ・ 法律扶助事務所・訴訟前調停の有効性 : 5.88
(10 : 十分有効、1 : 全く有効でない)
- ・ 訴訟提起後の民訴法上の調停の有効性 : 4.46
(10 : 十分有効、1 : 全く有効でない)
- ・ (代理人弁護士として) 調停に対する態度 : 5.23
(10 : 利用に積極、1 : 利用に消極)

【パイロット県弁護士による司法調停に対する理解度及び有効性評価】



²⁰ パネル弁護士 (Panel Lawyer) は、一定の基準を満たす低所得者に対して国が弁護士費用を負担する法律扶助制度に基づき選任される弁護士である。多くのパネル弁護士は、民事弁護士として私的な事件をこなしながら、パネル弁護士としての法律扶助事件をこなしている。法律扶助の費用は私的な依頼と比べて格段に低く (例えば、家事のヒアリング1期日で700タカ、訴訟提起で1500タカなど)、パネル弁護士だけで生計を立てることは難しいようである。事件の傾向は後記(2)ウの民事訴訟で取り扱いが多い事件と概ね同じで、刑事を除けば、家事と土地事件で、内容も同様である。その他、前回報告 (拙稿前掲注1) 97頁) 参照。

²¹ 裁判官は、クミッタ地方 (県) 判事 (同裁判所所長)、追加県判事2人、共同県判事2人、上級判事補2人、判事補1人、ノルシンディ追加県判事3人、共同県判事1人、上級判事補2人に対しヒアリングを実施。法律扶助官は、各パイロット県法律扶助官1人、弁護士は、ノルシンディでパネル弁護士2人、一般民事弁護士2人、クミッタではパネル弁護士4人、一般民事弁護士3人、同県弁護士会会長及び事務局長にヒアリングを実施。

²² 調査を通じて、全体的に自己評価を含め評価を高めに回答する (出題意図を推測しそれに迎合する) 傾向があるため、個人的な感覚では、理解度などの自己評価はもう少し低めに、ある程度割り引いて考え、その場合は、高く見積もっても3~4程度とみておくべきと考える。

- ・調停を利用しない理由： 1. 依頼者が望まない、
2. 弁護士自身が調停を理解していない
- ・調停人を受任することへの態度： 7.5（10：受任に積極、1：受任に消極）
- ・民事訴訟手続改善の必要性に対する認識： 6.28（10；必要性高い、1：低い）

(2) 各法曹へのヒアリング結果

① 裁判官

ア 裁判官による調停について

訴訟提起後の調停は、主に訴状送達後、被告側の答弁提出があり出頭がなされた段階や争点整理の前に行われる²³。事件が係属したら基本的には調停を試みているが、多くの場合、当事者のどちらかが同意しない。また、裁判官が当事者に直接働きかけるものの、基本的に訴訟提起後は弁護士が付いており、弁護士が反対して結局実施できない。滞留件数削減の観点から調停をもっと活用すべきと認識しているが、弁護士の調停に対する非協力的姿勢が問題²⁴となっている。

訴訟提起後の調停のためにパネル調停人リストの作成が法律上規定され²⁵、裁判官は自らが調停を行うか、パネル調停人（主に弁護士や退官した裁判官等を想定）のリストの中から調停人を選任できるが、同パネル調停人はほとんど活用されていない。ノルシンディ県では、リストがあり20人が登録されているが（全員弁護士）、やはり活用されていない。なお、特に技術的な登録要件はなく、基本的に希望すれば誰でも登録可能である。クミツラでは、そもそもリストが作成されていない。訴訟提起後の調停が活用されない理由は、当事者が弁護士費用とは別に調停人の報酬費用を支払いたくない²⁶、一般的に調停人となりうる弁護士が市民から裁判官ほど信頼されていないことなどが考えられる。

イ 調停研修について

多くの裁判官は、裁判官になって2～3年目のJATIでの基礎研修の中に、ADR（調停）のモジュールがあり、それを受講している。しかし、それ以降は例えばドナーが提供するなどの特別の機会がなければ受講の機会はない。したがって、多くの場合、調停技術は裁判官としての自らの事件処理の経験のみに基づいている。

²³ 民事訴訟法である” The Code of Civil Procedure, 1908 (CPC) ”, Section 89A(1) 参照。 <http://bdlaws.minlaw.gov.bd/act-86/section-15219.html> 同調停条項は、2003年の改正（Code of Civil Procedure (Amendment) Act, 2003）の際に挿入された。

²⁴ 弁護士の報酬体系は、日本と異なり、毎回の期日や手続ごとに発生し、訴訟を早期に終わらせる動機付けが極めて貧弱とされるため、このような調停のインセンティブが課題となる。裁判官も一様にこの点を指摘する。また、民事訴訟法上（CPC 89A（3））、当事者が（裁判官以外の）調停人の報酬を支払うことになっている点もネックになっている。他方で、同時に裁判官が調停に付すことに対しどこまで当事者に説得を試みているか疑問であり、形式的な確認で終わっているという弁護士側の声もあり、手続の形骸化についての検証が必要である。

²⁵ CPC 89A(4)参照。

²⁶ CPC 89A(3)参照。なお、89A(11)では、調停成立の場合、訴訟提起費用が当事者に返還される旨定めるが、当事者にとっては弁護士費用が圧倒的に大きく、同費用は返還されないため、同条項は当事者が調停を利用する動機づけにはなりにくい。ただ、後述のとおり、今回の市民に対するヒアリングでは、調停人報酬は高くなければ払ってもよいという回答が多数を占めていた。

ウ 民事訴訟で取扱いが多い事件

もっとも多いのが土地紛争、中でも、共有地の分割、所有権確認の事件である。共有地の分割はイスラム法に基づく均分相続も絡むため、当事者が数十人（例えば70人等）に及ぶことも少なくない。係属年数もときに10～20年に及ぶ。不動産の登録制度が英国植民地下のインド時代、その後のパキスタン時代、現在と3度も変わり混乱が生じている上、証拠となる各種文書も散逸していることが多く、立証は証人に頼らざるを得ない。家事事件では、離婚と合わせて、持参金、子どもの養育費、別居時の生活費などが事件として多い。事件数の多い裁判官（8～10年前後のキャリアをもつ上級判事補）は、例えば、3000～5000件といった件数を常時抱えており、勤務時間も長く、自宅に事件を持ち帰って判決を作成することも日常的にある。

エ 訴訟手続上の問題

大きな問題の一つが送達手続である。訴状が提出された後、訴状及び期日の呼び出しは裁判所の職員によってなされるが、送達担当者には十分な交通費が保障されておらず、送達を嫌がることもあれば、当事者が不足分を支払った場合のみ優先される等、汚職の温床にもなっている。また相手方が受領しない、受領したとみなされても何年か後に受け取っていないとして事件を蒸し返されるといったこともあり、無駄な紛争を生じさせている。その他、証人尋問においては、双方の申請に基づき多くの証人が採用されるが、その証人が期日に来ないため延期が繰り返されることも多い。手続上の意義を見出しがたいのが、口頭弁論における文書の読み上げと裁判官がそれをすべて筆記し記録しなければいけない点である²⁷。この点は、法律上省略ができない²⁸。弁護士が提出する主張書面をいつでも変更できることも問題で、弁護士が訴訟遅延を意図したものも多くみられる。弁護士会との間で協議する機会もあるが、不定期のイベントなどであり、定期的で実質的な協議はほとんど開催されていない。

② 法律扶助官 (Legal Aid Officer, L A O) ²⁹

ア 法律扶助事務所の調停利用への端緒

通常、市民が想定する紛争解決の流れは、市民が一旦紛争を抱えると、まず自身の村のリーダーや村の集合体であるユニオンの議長などによる調停（いわゆる村調停）を経る。同調停が功を奏しなければ、その地域の弁護士に相談し、その後その弁護士に依頼して訴訟か、または弁護士費用を工面できないような場合は、弁護士から法律扶助事務所に行くよう助言される。

²⁷ 面談したクミッラの共同地方（県）判事は、面談日前に一期日で100頁を書き写したと述べていた。

なお、省略が認められるのは、土地調査審判所（Land Survey Tribunal）など限られた特別な法廷のみとされる。

²⁸ 2024年5～7月の調査時点。後述のとおり、その後法改正により省略が可能となっている。

²⁹ 同法律扶助官の役割及び法律扶助事務所の機能は、前回報告（拙稿前掲注1）97頁以降）参照。法律相談や調停（不成立）の後に当事者が訴訟を希望する場合には、法律扶助の法律に基づいてパネル弁護士の選任が可能であり、同法律扶助の資力に関する審査は、別途県法律扶助委員会が行う。

イ 法律扶助事務所の調停で扱う事件

主な事件は家事事件で、離婚と持参金、子どもの養育費などがある。離婚事件は、多くの事件で女性から夫の生計費の不払いや不貞、家庭内暴力などを理由に申し立てられるが、離婚に至らずに同居ないし別居調停で終わることが多い。また、家事事件以外では、土地関連の紛争が多い。上記のような相続も絡む土地の分割などであっても、当事者数が限られる場合など複雑でなければ調停で解決することはある。

ウ 法律扶助官（L A O）による調停の特徴

法律扶助事務所での調停では、弁護士が付かず（仮に弁護士が付いても同席せず）、当事者同士の同席調停が基本である。当事者が感情的になり、喧嘩になりそうときなどは状況に応じて別席にすることもある。1日に平均して4、5件、多いときで10件近く調停を行うこともある。その他の業務も合わせると毎日何件もの調停を実施するのは負担としてそれなりに大きい。1回の調停で30分程度のときもあれば、2、3時間かかるときもある。なお、訴訟提起後も裁判官は調停を試みるが、その代わりにL A Oの調停に回付することも可能である。訴訟提起後のパネル調停人の選任はほとんどないが、それに比べてL A Oへの回付は比較的裁判官により使われている。しかし、回付がランダムで調停に馴染むかはっきりしない事件も回付され、当事者がL A Oのもとに来て全く調停に応じないということがある。参考までに、ノルシンディにおける法律扶助事務所の調停処理件数を以下に示す。

【ノルシンディ県法律扶助事務所における過去3年間の訴訟前調停の統計】

Year	Pending from Previous year	The number of new acceptances of Pre-case mediation	The number of new acceptances of Post-case mediation	Total	Disposed of	The number of Disposal cases (Pre-case)		The number of Disposal cases (Post-case)		Pending to Next year
	前年からの繰り越し	訴訟提起前の調停	訴訟提起後に裁判所から回付された調停	合計		処理件数	Successful	Unsuccessful	Successful	
					成立		不成立	成立	不成立	翌年繰り越し
2021	62	173	46	281	155	34	92	19	10	126
2022	126	385	92	603	353	136	135	48	34	250
2023	250	880	124	1130	966	315	534	47	70	164

課題は、調停に付しても相手方が調停に来ないこと（相手方が調停を十分理解していないことも要因である。）や、調停合意に法的拘束力がないため、合意をしても当事者が守らないことが多く、その場合もう一度調停をするか訴訟をすることになり、それまでの手続が無駄になることなどである。

法律扶助官の調停技術は、他の法曹と比べて高いと思われる。他のドナー支援も法律扶助を中心とするものがあり、おのずと法律扶助官には研修を受ける機会が比較的多く与えられる。今後研修を受ける機会があれば、当事者のニーズ発見や当事者の納得を引き出すための技術を学びたいとの意見が多くあった。

③ パネル弁護士

ア 調停人の経験について

ベテラン弁護士（弁護士経験が20～30年）になれば、調停人としての経験はそれなりにあり、1人で200件近く経験していることもある。他方、若手のパネル弁護士（5～10年）では、調停人としての経験はあまりなく、経験があっても平均して10件程度にすぎない。この場合の調停は、弁護士が私的に当事者から依頼を受けて行うケースや、裁判官から個別に依頼を受けて行うケース、法律扶助事務所からパネル弁護士として選任された際に、独自に調停を試みる（相手方と交渉する）ケース³⁰がある。前記のパネル調停人として名簿に登録されて訴訟手続の中で選任されたり、公的な調停制度の下で調停人として選任されているわけではない。そのため、現状、調停の仕事は、ほとんどボランティアで行われており、仮に調停をして事件を解決しても当事者に対して費用を請求することもない（謝礼として当事者が自発的に支払いたいという場合は受領することもある）。調停人の報酬については、1つの調停事件で報酬として5000タカ（単純な事件）～10000タカ（複雑な事件）程度が妥当との意見が一部で出ている。

イ 調停技術に関する研修について

調停研修については、（20年近く前に弁護士会で受けたというベテラン弁護士以外を除き）、ほとんどの弁護士は受けたことがない。調停人になることには大いに関心があり、研修の機会があれば多数の者が受講を希望する。

ウ 民事訴訟手続上の問題について

民事訴訟では、訴状等の送達手続の問題が大きい。送達を担当する裁判所職員に対して、政府から報酬がほとんど出ていないので、遠隔地などへの交通費も自己負担である。彼らは費用を当事者に要求し、先に支払いがあった事件の送達を優先する。パネル弁護士の場合、依頼者に資力がなく払えないので、自分で出すこともある。

④ 一般民事弁護士及びパイロット県弁護士会

ア 調停人の経験について

パネル弁護士と同様、ベテラン弁護士の中には、地方の村などでの自主的な調停を多くこなしている者もいる。裁判所からの個別の調停の依頼に基づき公的ではないが調停を行うことも多い。このような自主的な調停の成功率は高いが、地方の村などでは、その地域社会からの当事者に対するプレッシャーも影響している。調停研修は、ほとんどの者が受けたことがない。調停人の経験は基本的に自らの弁護士経験に基づくものである。

³⁰ 弁護士の中には、調停というとき、単に当事者の代理人として相手方と交渉して訴訟前に合意をする場合も、調停として一括りに認識している傾向がある。

イ 弁護士における調停の意義・有効性

弁護士の中で調停をよく理解し肯定的な者は一部であり、ほとんどの弁護士が調停の意義、また調停制度そのものを十分に理解していない状況にある。調停により早く事件が解決できることのメリットがあると考える弁護士は、おそらく県全体の2～3割程度ではないか。調停人の立場からすれば、当事者に弁護士が付いている場合、当事者がその弁護士の意見に左右され調停で解決することが難しくなる。訴訟提起後の調停は、裁判官が形式的に調停に付すかを当事者に確認するだけでほとんど機能していない。多くの当事者は、訴訟提起後はすでに感情的で訴訟で決着をつけたい気持ちになっており、同意を得るのは難しい。調停促進のためには、L A O 以外に調停を専門で行う裁判官の任用、訴訟提起前の調停に関する事前相談の実施や調停に関する適切な期間内での処理を含む調停管理のガイドラインの作成が有用と思われる。なお、弁護士の報酬に対する懸念を払しょくする必要もある。

ウ 民事訴訟手続上の問題について

送達手続の問題がやはり大きく、送達を担当する裁判所職員に対して、政府から報酬がほとんど出ていないので、遠隔地などへの交通費も自己負担となっている。例えば、ユニオンなど地域レベルでユニオン議長らの協力を経て送達や呼び出しを行うといった方法も検討すべきである。裁判官が指摘するような弁護士が訴訟の遅延を意図的に行っているということは、ごく一部の弁護士にすぎず、基本的に大半の弁護士は裁判所の訴訟手続に協力的であり、裁判官ともよくコミュニケーションをとっている。当事者によっては、頻繁に主張が変わることもあり、弁護士として当事者の意向に沿った結果、そのような遅延が起きるので、一概に弁護士だけが原因とはいえない。

4 市民に対する調査

質問票を各パイロット県で主に裁判所を訪れている市民を中心にそれぞれ50部ほど配布し、回収できたものから集計した。また、裁判所を訪れていて、すでに訴訟を提起した当事者³¹、法律扶助事務所に相談に来た者³²それぞれからヒアリングを実施した。以下は要約である。

(1) 質問票の回答結果

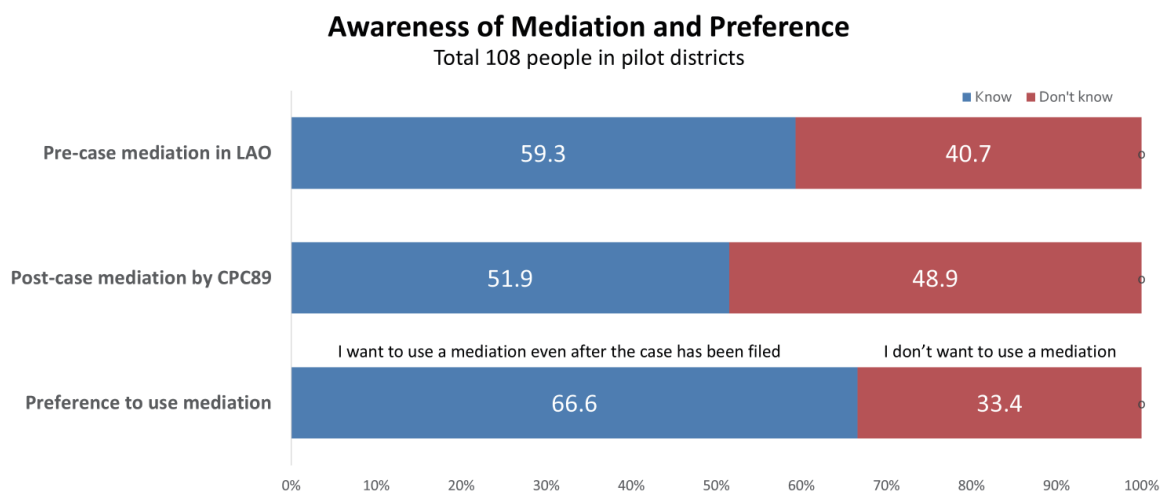
- ・法律扶助事務所の訴訟前調停の認知度：知っている59.3%、知らない40.7%
- ・訴訟提起後の調停：知っている51.9%、知らない48.9%
- ・訴訟提起後の調停利用の意向：利用を希望する66.6%、希望しない33.4%

³¹ ノルシンディ県3人、クミツラ県4人

³² ノルシンディ県2人、クミツラ4人

- ・ 訴訟前調停の満足度：平均 3.5 程度（5 段階評価、5：満足、1：不満）³³

【パイロット県における市民の調停認知度及び利用に関する意向】



(2) 市民へのヒアリング結果

ア 事件の種別・各手続の端緒

今回ヒアリングを実施した当事者が訴訟提起した事件は、いずれも土地に関連した紛争である。具体的には、20名近い相続人のいる共有地分割や所有権確認訴訟である。法律扶助事務所に来た者の事件は、家事事件（離婚後の子の養育費や持参金）、土地事件（共有地の分割）である。（ヒアリング対象の）訴訟提起者のうち8割は、法律扶助事務所の存在を当初知らなかった。訴訟の提起に至るルートは、村の集合体であるユニオン議長のもとで村調停を行い、不成立後、弁護士に相談し、訴訟という流れである。法律扶助事務所の存在は、上記の村調停後に、弁護士に相談しても費用が工面できないため弁護士から法律扶助事務所に行くように教えられたり、家族や近隣に相談して教えられた。当事者に所得がそれなりにある場合、弁護士相談後にそのまま訴訟に行くことが通常である。訴訟提起した当事者の中には、法律扶助事務所について名前は知っているが何をするとところか知らないという者もそれなりに多い。

イ 調停に対する意識

いずれの訴訟提起者も、調停については利用したい意向を持っていた（すでに調停に付されて相手方が不同意だったケースを除く）。訴訟提起後の調停で調停人の費用を支払うことでもよい。また、調停に付されることの懸念のうち、調停人費用を支払うことには抵抗はそれほどなく、むしろ相手方が調停を理解しておらず応じないこと、弁護士が調停に消極的で反対することの方に問題がある。弁護士費用は

³³ 以上も回答者が出題意図に引きずられて、高く評価している可能性があるため、ある程度割り引いて、5段階中、中間値（2.5～3）ぐらいにみておくべきで、4程度を目指していく場合には、3割から5割程度の上昇に向けた努力が必要となる。また、終局的には、結果への満足度、手続の迅速さ、調停人の中立性や丁寧さなどを総合的に評価する必要がある。

高いという印象を持っており、1回の期日出席で5000タカ払うこともあり、1年で50,000タカかかったこともある。これまでの調停人について、村レベルでは、調停をする能力があるとは考えているが、中立ではなく、利用には不安がある。問題はお金（賄賂）や関係者との繋がり（親戚関係等）、政治的理由や汚職である。

(3) 調査結果に対する所見

ア 法曹に対する調査

法曹への調査を通じて、訴訟前・訴訟提起後の調停それぞれが未だ十分に活用されていない実態が浮き彫りとなった。とりわけ弁護士の非協力的姿勢が指摘されており、当事者の調停の意向に対する消極的な影響も無視できない。調停自体の制度改善や質の向上を図ることはもとより、弁護士をいかに巻き込むかが課題であり、調停が弁護士や当事者においても利益となること、その有用性を十分に弁護士間に浸透させることが必要である。さらに、質問票への回答の結果のように一部の弁護士において調停人の受任に積極的であることは評価できる一方、協力的な弁護士であっても技術的には研修がほとんど実施されていないので、人材として活用するには調停の基礎的な研修から始めることが求められる。法律扶助官や裁判官による調停は、一定程度の努力はみられ、評価に値するが、やはり裁判官のみによる調停では処理件数に限界がある上、個々人の取り組みの度合いに依存する構造にとどまる。弁護士による現状の調停に対する有効性評価も中間値であり、いまだ改善余地があることを示している。調停人として範囲を広げるための制度的な改善及び潜在的な人材を含め調停人を系統的かつ効率的に育成できるような体制づくりが重要となる。訴訟手続では、送達の問題が多く指摘されたが、電子化や送達担当者の教育など改善の余地がある他、裁判官から多く指摘されていたような弁護士の訴訟態度に対する対処も課題となる。もっとも、弁護士側からは否定する意見も出ており、双方の意思疎通自体が根本的に不十分であるように感じられる。実態はどうあれ、何が訴訟遅延を招く原因であるのかといった共通認識を築くところから始めて、改善に向けて双方が一致した方向性を導けるような体制づくりを目指す必要がある。

イ 市民に対する調査

質問表の回答やヒアリングの結果が示すとおり、訴訟提起後であっても調停を利用したいという意向は比較的高いが、一方でそのような訴訟提起後の調停自体が広く知られていない（質問票への回答では5割近くは手続を知らない）。また、法律扶助事務所の訴訟前調停は、認知度は6割程度と訴訟提起後の調停より高いものの、一方で、残り4割が同訴訟前調停を利用せずに直接訴訟を提起している可能性も意味する。法律扶助事務所を単なる低所得者層向けの扶助機関としてみるのではなく、資力を問わず誰もが利用可能で、コミュニティレベルから訴訟手続へ至る前の紛争解決の拠点としての位置づけがこれまで明確にされてこなかったと思われ、

村・地域レベルでこのような存在意義の周知が重要と思われる。一般的な広報を強化し認知度の割合を高めつつも、実際の訴訟提起前の利用率を増加させる手続上の工夫（訴訟窓口での法律扶助事務所の調停への誘導や家事事件窓口の法律扶助事務所への一本化等）なども必要となろう。なお、単なる周知活動ではなく、市民の調停手続及び調停人に対する信頼形成のための工夫も併せて検討すべきである。

以上を踏まえて、現在取り組んでいる具体的な活動について最後に紹介する。

第4 現在の活動内容とその進展

1 WGによる現地活動

プロジェクト活動開始後、前記の基礎調査、その後の政変を経て、2024年10月に各パイロット県で上位の意思決定組織としてのタスクフォース（TF）、パイロット県での実際の活動を担うワーキンググループ（WG）³⁴が結成され、具体的なプロジェクト目標と成果の達成に向けた活動が開始された。これらは各パイロット県で1か月に1度のペースで実施されている。なお、TFは、県裁判所所長と弁護士会会長を中心に構成されるが、現在までWGと同時開催し、TFメンバーもWGに参加しており独自の開催がないことから、以下では、WG活動についてのみ言及する。

WGでは、まず成果1の調停促進について、前記第2の2の活動枠組みに基づいて、短中期目標（概ね半年から1年以内）と長期目標（プロジェクト期間に相当する3年程度）を設定した。

短中期目標は主に、

- ① 法律扶助事務所の訴訟前調停（Pre-case mediation）の手続改善に向けた新たな制度設計を行い（調停人要件、手続、報酬、場所など）、早い段階で試行的に調停を行うこと
- ② Post-case mediation（訴訟提起後の調停）の活性化として、パネル調停人リストの整備と手続の改善
- ③ 調停人増員のためのWG主催のパイロット県での独自の調停研修実施
- ④ 継続的な普及活動を念頭にWGメンバーによる地方訪問と調停の普及

であり、また、長期目標は、

- ① 改善された調停手続のガイドライン策定
- ② 調停技術や指導方法に関するマニュアルやガイドラインの策定

³⁴ <タスクフォース（TF）の構成>

- 県判事・県裁判所長（District and Session Judge）
- 県法律扶助官（District Legal Aid Officer）
- 県弁護士会会長
- 県弁護士会事務局長

<ワーキンググループ（WG）の構成>

- 民事裁判官各1名（県追加判事（Additional District Judge）、県共同判事（Joint District Judge）、上級判事補（Senior Assistant Judge）、判事補（Assistant Judge））
- 県法律扶助官（Legal Aid Officer）※TFと兼任
- パネル弁護士4名
- 民事弁護士2名
- 裁判所職員2名

- ③ 調停人の資格化を視野に調停人の就任要件（T O R）、行動規範の作成
- ④ 数値目標として、パイロット県の調停件数と調停人の人数増加（具体的な目標値を事後に設定予定）
- ⑤ 各パイロットモデルと必要な法改正を司法省や最高裁に提案すること

などである。成果2の民事訴訟手続改善については、引き続きWGで議論を続けながら、検討対象と具体的な活動内容を特定していく予定である。

以上の短中期目標に合わせてWG内でさらにグループ分けを行い、グループA：訴訟前調停（Pre-case mediation）改善、グループB：訴訟提起後の調停（Post-case mediation）及び民事訴訟手続改善、グループC：研修・人材育成、グループD：普及活動とし、毎日WG前に各グループを中心に上記目標に沿って議論の上、WGにおいて議論結果を共有、次の方向性を決定する。

【パイロット県WGにおける活動の枠組み】

Establish the Basis of access to justice in Mediation and Civil litigation process	System Improvement	Output 1 Mediation	Group A	Pre-case mediation In LAO	<ul style="list-style-type: none"> ➢ Consider how panel lawyers/advocates can commit and support in each stage of mediation process (before mediation, mediation itself, after mediation, etc.) ➢ Create a plan for improved process (requirement of mediators, remuneration, etc.) and put the ideas discussed in WGs into practice
			B	Post-case mediation in CPC89	<ul style="list-style-type: none"> ➢ Consider how to promote the panel mediator list ➢ Make the qualification to register the list ➢ Make the flow and guideline to send cases to them
			D	Dissemination	<ul style="list-style-type: none"> ➢ Plan visiting remote areas (union, village, etc.) to have an event for legal aid with mediation activity.
		Output 2 Civil litigation	B	Service Summon	<ul style="list-style-type: none"> ➢ Discuss what process should be improved in civil litigation ➢ Shortlist the targets of litigation process ➢ Set the trial period and implement a measure discussed during such period.
	Trial Process				
	Stakeholders, meeting, etc..				
	Capacity development	Output 1 Mediation	C	<ul style="list-style-type: none"> ➢ Plan the mediation training in WGs (target, program, dates, etc.) ➢ Implement the training in WGs ➢ Establish how to teach to other members (training method) ➢ Make a guideline and a materials to sustain these training outcome. 	
Output 2 Civil litigation		C	<ul style="list-style-type: none"> ➢ Same as above 		

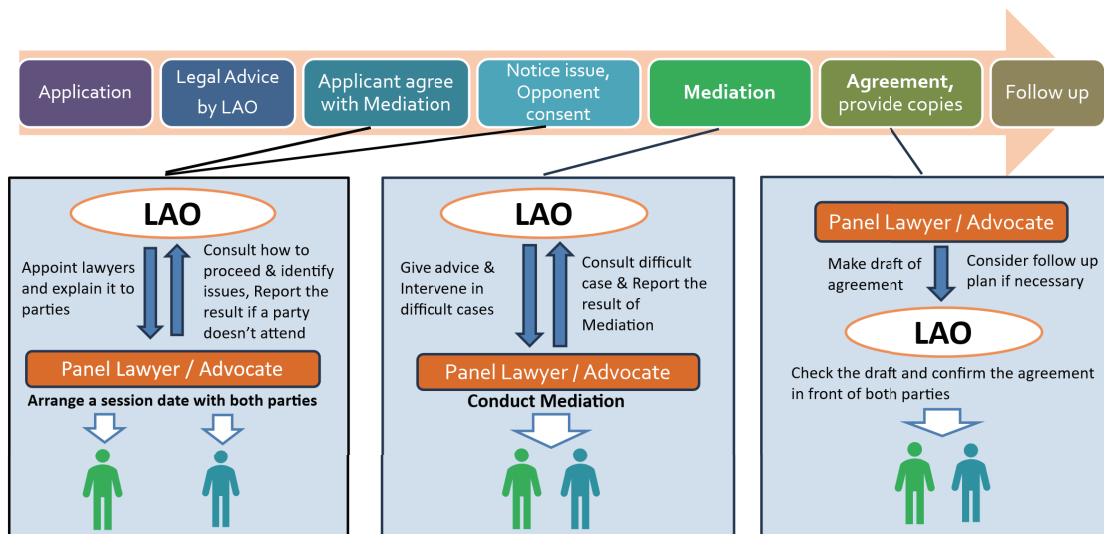
2 訴訟前調停の新たな制度設計—どのように改善するか（成果1調停促進・活動1）

以上の活動枠組みの下で、成果1の調停促進のうち、法律扶助事務所での訴訟前調停の改善を活動開始後の中心的な課題として扱っている。WGでの議論を経て、同調停の改善方法として、これまで調停人を各県に1人ずつ配置される法律扶助官（裁判官）のみが担っていたことから、その人材不足を補うためパネル弁護士や民事弁護士を対象に調停研修を実施し、これらの弁護士を調停人として選任し、複数の調停人により同時並行的に調停を実施することで、法律扶助官の負担軽減とともに事件処理の効率化と配点件数の最大化を図る方法を採用することとした。

もっとも、前記調査結果が示すとおり、弁護士は調停人の経験に乏しく、また市民からの信頼形成も十分でないため、最初から調停人として単独で調停を実施させることには躊躇が伴う。そのため、日本の民事・家事調停における調停委員会を一つの参考にし

ながら、下記図のとおり、調停の申請がなされ相手方が調停に応じる場合には、裁判官たる法律扶助官が弁護士を調停人として選任し、その後、日本の調停官のような立場で調停をモニタリングし、弁護士は適宜法律扶助官に相談しながら調停を進め、合意に至った場合には、弁護士が合意条項をドラフトし法律扶助官が合意条項を適宜修正し、最終的には当事者の面前で法律扶助官が合意条項を確認するなど、法律扶助官の関与を手続全体で確保することとした。

【新たな手続として法律扶助事務所で弁護士を調停人として選任する流れ³⁵⁾】



このような新たな手続のためには、弁護士調停人への事件配点フローの確立とともに、選任要件、対象事件、報酬、事件負担（配点割合）や処理の目安、また実現までのタイムラインも課題となる。WG発足後、2024年10月から5か月ほどかけてこれら課題を議論し、2025年4月から、弁護士調停人の法律扶助事務所での選任手続を各パイロット県で試行的に開始した。

3 弁護士調停人の活動開始

訴訟前調停の手続において弁護士を調停人として選任する試みは、パイロット県であるノルシンディ、クミツラで、それぞれ2025年4月下旬から始まった。この試行開始までに、各パイロット県の法律扶助事務所において、弁護士10人ずつが同事務所に登録された。

登録者は、民事弁護士としての業務経験5年以上で、基本的に本プロジェクトのJATI研修（基礎又は応用編）、本邦研修に参加した者で構成されている³⁶⁾。目安として、

³⁵⁾ 図中のL A Oは、法律扶助官（Legal Aid Officer）の略。

³⁶⁾ 各パイロットで登録された女性弁護士は、それぞれ3名にとどまり、求められるジェンダー比率としても、また家事事件でのニーズが高いことからしても、今後より多くの女性弁護士の登録が課題となる。なお、2025年10月から、各パイロット県で10名ずつ弁護士を増員し（うち女性弁護士はそれぞれ3名）、現在（2026年1月時点）、20～21名の弁護士調停人が各法律扶助事務所に登録され、調停活動を行っている。



ノルシンディ県弁護士調停人による調停の様子

各人が週に1～2件程度の割合で事件の配点を法律扶助事務所から受け、自身の個人事件と並行して調停をこなしていくことが想定されている³⁷。対象事件は、家事及び比較的単純な民事が中心で、1件あたり、3000タカの報酬をプロジェクトにおいて支払うこととし³⁸、調停期日は3期日を目安に終了することを共通ルールとしている。

2025年4月末から10月末までの6ヶ月間の配点件数等の統計は以下のとおりである。

	ノルシンディ	クミッタ
新規配点（4月末～10月末）	323	368
家事事件	109	274
民事事件	83	94
刑事事件 ³⁹ （ノルシンディのみ）	131	-
終了（10月末まで）	277	226
成立（終了件数のうち）	99	77
次月へ持ち越し	46	142

- ・ 1ヶ月あたりの弁護士への平均配点件数：52～53件
- ・ 1件あたりの平均調停期日数：約2期日
- ・ 事件種別ごとの成立率：ノルシンディ：家事47%、民事3.7%、刑事40.6%
クミッタ：家事40.7%、民事4.7%
- ・ 不成立事件のうち、相手方の不出頭により不成立とされた割合：44%⁴⁰

³⁷ このような配点ベースの想定のもと、一つのパイロット県の弁護士調停人のみで、年間500～600件程度の調停事件の配点と処理を想定している。なお、受け皿としての調停人数が増えることで、さらなる増加を見込むことも可能である。

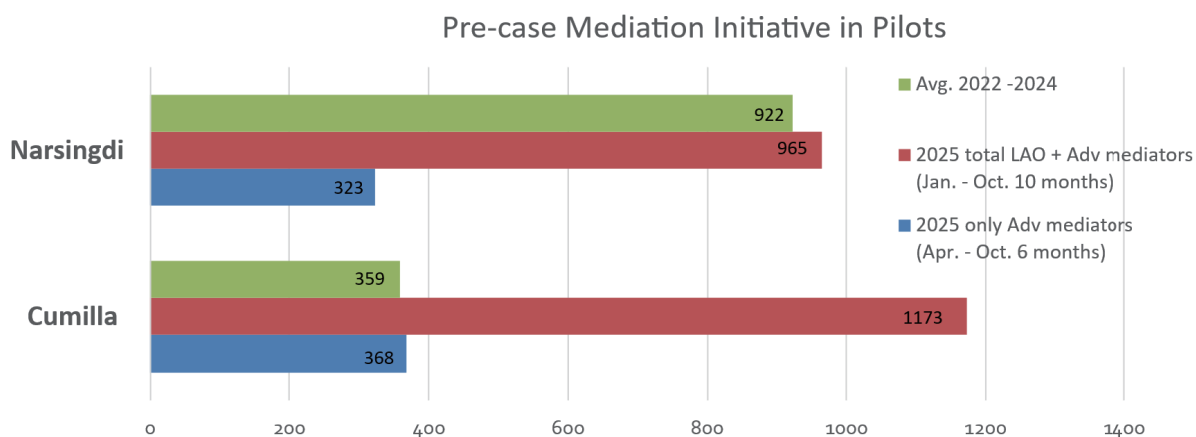
³⁸ 調停人の報酬は、プロジェクトの継続中はプロジェクト予算から支出する予定であるが、終了後は、カウンターパート（C/P）による予算の確保及び自立的な調停運営へと円滑に移行できるよう継続的に協議を行っている。C/Pにおいても、後記の法改正により規定された新たな調停人枠（特別調停人）の報酬予算確保のため政府の財政担当省庁と折衝している段階にある。

³⁹ バングラデシュでは、一定の犯罪（窃盗や傷害等）について起訴前に調停に持ち込まれることがある他、起訴後においても裁判所が調停に回付し、被害者と加害者による調停を行うことが可能である（刑事訴訟法345条）。日本における民事上の不法行為に基づく損害賠償事件の調停に近く、本調停手続で扱うことに違和感はない。

⁴⁰ クミッタ県からの提出済み調停事件報告書から算出した。ローカルレベルでの調停の普及などを通じて相手方となる者の応諾率の向上が求められる。

下記図は、各パイロット地区の法律扶助事務所の訴訟前調停（Pre-case mediation）の新規受付件数について、過去3年間の年平均（2022～2024年）を緑で、2025年1月～10月末までの法律扶助官（裁判官）を含む各パイロット地区の法律扶助事務所での全ての訴訟前調停の受付件数を赤で、2025年4月末から10月末までの6ヶ月間の当プロジェクトの弁護士調停人への調停配点件数を青で、それぞれ示している。

【弁護士調停人による6か月の調停件数と過去の訴訟前調停との比較】



これを見ると、6か月間における弁護士調停人の調停は、クミッラでは、過去3年の平均件数を超えるペースで進んでおり、また、ノルシンディでは2025年10か月間における同法律扶助事務所全体の新規受付及び過去3年平均の3割程度に至る。なお、クミッラの2025年の法律扶助事務所全体の件数が突出しているのは、後記のとおり法律扶助法改正による調停前置制度がクミッラを含む12県に先行して適用されていることが要因として大きいと思われる。

以上のように弁護士調停人に対する配点・受任はおおむね当初の想定のとおり進んでおり、今後調停人数の増加によりさらなる件数を見込むことも十分に可能であるが、一方で、拡大に伴い調停を実施する際の物理的な限界も課題として浮上している。これまでは基本的に法律扶助官による法律扶助事務所での調停のみであったため、本活動における弁護士調停人が調停を行う際の調停室がなく、法律扶助事務所では部屋の空きを待ったり、各人の弁護士事務所や弁護士会の共有スペースに当事者を連れていくなどして対応している。しかし、弁護士事務所は当事者からみて未だ信頼が十分でないと思避される傾向もあり、必ずしも当事者にとって良好な環境とは言い難い。現在、プロジェクトの予算を通じて、新たな調停室の増設と備品提供の支援を計画しており、早期に当事者が安心して利用できる場所の確保に努めていく必要がある。

4 プロジェクト活動の成果としての法律扶助法改正

2025年7月、当プロジェクトの弁護士調停人の活動を念頭に、改正法律扶助法に

において「特別調停人」(Special Mediator)が規定され、退官した裁判官の他、調停経験があり研修を受けた弁護士が法律扶助事務所に登録し、同事務所より選任の上、調停を実施することが可能となった。

同改正法律扶助法での大きな改正は3点ある。

① 特別調停人の導入

法律扶助事務所での訴訟前調停を実施するため、「退職した地方判事や調停の経験と専門の訓練を受けた弁護士の中から特別調停人を任命する。また、そのためのリストを法律扶助事務所で作成する」とされた。

② 調停前置主義（一定の場合における強制的な訴訟前調停）

家事事件、住宅家賃に関する紛争、持参金や親の扶養に関する紛争などについて、紛争はまず法律扶助事務所の訴訟前調停を申し立てなければならないとされた。

③ 調停合意の効力

当事者と調停人の署名及び主任法律扶助官(LAO)により認証されたすべての調停合意は、最終的なもので、執行可能であり、当事者を拘束すると定められた。

以上の法改正は、現状ではクミッタ県を含む12県で2025年10月から先行して適用されており、今後20~30県へと順次適用県を拡大していく予定とされる。「特別調停人」は、本プロジェクトにおける弁護士調停人が基礎となっていることから、具体的な選任プロセスや選任のための要件などについて、同法下の規則作成を担う国家法律扶助機構(National Legal Aid Service Organization, NLASO)と協議し、統一的な運用を目指していく予定である。弁護士を含む調停人枠の拡大や調停前置制度、法的拘束力を含めて、いずれも日本の司法調停、とりわけ家事調停の制度上の根幹部分に相当程度接してきたように思われる。引き続き日本の同調停制度の運用面や好事例をさらに共有しながら改善を図っていく。

5 人材育成・研修の継続的な実施（成果1 調停促進・活動2）

調停人の育成においては、日本の司法研修所に相当するJATIを利用して、年2回ほど中央レベルで、主にパイロット県の裁判官、法律扶助官、弁護士や他県の法律扶助官に対し、日本の教授⁴¹による基礎・応用研修を実施し、その後、フォローアップを含め各地方(県)レベルで、JATIで研修を受講した者を講師に研修を実施してきた。このような中央と地方を交互に行いながら、将来的にJATIを中心としたバンングラデシュ側のみによる研修サイクルの確立を目指していく。

これまで中央でのJATIを会場とした調停研修を4回(基礎2、応用2)、本邦研

⁴¹ これまで、調停を専門とする稲葉一人弁護士(元大阪地裁判事)、入江秀晃九州大学大学院法学研究院教授、宮武雅子慶應義塾大学大学院客員教授に登壇いただいた。

修⁴² 2回、地方（パイロット県や他県）研修を6回実施した。参加者の割合は、弁護士が半分近くであり、女性法曹は4割近い。司法省及びJATIによれば、これまで弁護士と裁判官の双方が同時に参加者となる研修は、前例がないという。本プロジェクトの研修はその実施自体が弁護士の巻き込みや法曹の協働関係の構築にも一定程度貢献しているものと思われる。



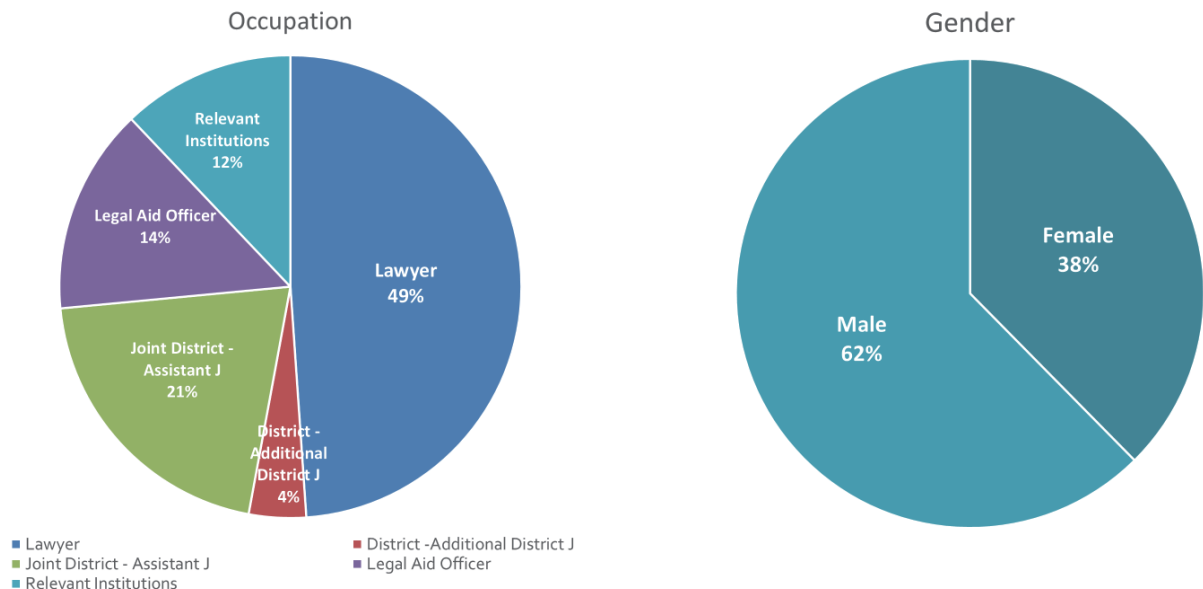
JICAによる
弁護士調停人への感謝状授与



2024年11月
JATI調停研修（基礎）の様子

【プロジェクト主催の研修参加者の構成】

Total Participants = 319 (Apr. 2024 – Nov. 2025)



これまでの研修を通じて、前記長期目標で掲げているものの他、

- ・パイロットにおける持続的な研修制度の構築 – 調停人登録要件と接続した体系

⁴² プロジェクト予算のもと、研修員としてバングラデシュ司法関係者（司法省、最高裁、JATI、NLASO、パイロット県の裁判官、弁護士）を日本に招いて、2週間程の期間を通じて、日本の地裁や家裁、弁護士会を訪問し、また大学教授や法務省などの専門家による講義を実施する。

的な研修制度の設計

- ・同研修制度の確立のための調停研修講師（マスタートレーナー）の確保⁴³
 - ・調停人の資格化、認証制度の導入⁴⁴
 - ・退官裁判官やパラリーガルなど弁護士以外の調停人の確保と研修対象の拡大⁴⁵
- などが課題として浮上しており、WGなどで議論を継続していく予定である。

6 民事訴訟手続の改善（成果2）

(1) WGにおける議論状況

事前調査や前記の基礎調査を踏まえ、民事訴訟手続上、様々な課題が明らかになり、プロジェクト活動においてもこれらの手続上の課題を念頭に改善に取り組むべく、WGにおいて議論を行っている。具体的には、訴状等の口頭陳述と裁判官の筆記による記録、送達や期日設定の遅延、繰り返される期日の延期、不十分な争点整理と度重なる主張変更、弁護士による訴訟遅延と裁判所の対応不全、無制限な証人採用などについてである。これに対し、改善にあたっては、法体系の違いと手続そのものへの介入の難しさもあるように思われる。英米法の伝統を受け継ぎ、直接主義により当事者の議論に重きを置きつつ、裁判官は中立性の観点から職権行使に消極的である⁴⁶。遅延に対する制裁規定があっても弁護士の抵抗を恐れて行使しないことも間々ある。他方で、法体系の違いを超えて共通する手続も多く、かかる違いのみで説明できないような手続上の遅延原因もあり（例えば、送達や期日管理等）、単に長年続いた慣習にすぎない場合や裁判官自体の先入観が新たな手続を妨げている場合もあるように感じられる。

引き続き、日本の知見共有も並行して実施しながら⁴⁷、制度の運用レベルを含め、どの手続でどのような改善が可能か、WGにおいて議論を進めながら更に見極めていく必要がある。また、以上の前提として、第3の所見でも触れたとおり、裁判官・弁護士間の意思疎通の円滑化と訴訟上の課題に関する共通認識の形成が不可欠であり、そのための体制づくりも重視していく予定である。

⁴³ 各パイロットの数名の裁判官と法律扶助官（L A O）は、すでに講師を担うレベルにある。これらの者に対しては、T o T（Training of Trainers）として、指導方法を習得するための別途の研修を企画する。他方、バングラデシュにおいても裁判官は2、3年での転勤が常であり、地域に定着している弁護士の講師育成が必須である。これまでのJ A T I研修や本邦研修に参加した弁護士の中から、講師候補を各パイロット3～4人程度に絞り、今後の研修で講義を担当させつつ弁護士会向けの調停研修を企画実施できるよう育成していく予定である。

⁴⁴ 調停人の資格化や認証は、利用者の制度への信頼感を高め、制度の普及に資する他、調停人自身の意欲増進にも結び付く。一定の技術を有することを裏付けるため、取得には調停人としての経験数、模擬調停による調停技術の観察等を経ることを想定する。認証制度は、宮武雅子慶應義塾大学教授のご助言に基づく。将来的には講師として育成された者らが認証手続に貢献することが期待される。

なお、以上の前提として、15～20件程度の調停事件の処理を終えた弁護士に対しては、J I C Aより感謝状を授与し、報酬によらない内発的動機の形成維持にも継続的に取り組んでいる。

⁴⁵ より長期的な視野で、本プロジェクト期間を超えて考慮していくべきものであり、当面は、弁護士調停人の育成、同調停人制度の確立に注力する予定である。

⁴⁶ 日本で活発な裁判官による訴訟上の和解についても、中立性を害するとみられるためか活用されていない。

⁴⁷ 2025年7月には、法務省法務総合研究所国際協力部（I C D）の協力により、I C D教官の出張のもと、J A T Iにて、日本の民事訴訟手続上の迅速化に向けた様々な取り組みをバングラデシュの最高裁や司法省高官向けに実施した。

(2) 民訴法改正による前進と引続き残る課題

2024年8月の政変後に様々な改革が進み、司法改革も大きなテーマとなった。最高裁が主導して、前記のような最高裁における独立した事務局機能の設立や汚職撲滅に向けた人事の一新など様々な取組がなされている中で、滞留件数の削減も重要な課題として取り上げられ、その中で民事訴訟手続においても無駄な手続を省き、より効率化を図るための改正が行われた(2025年5月)。以下は、本プロジェクトの活動にも関連する主な改正点を取り上げる。

- ① 訴状・答弁書、主張書面を口頭陳述する必要はなくなり、また、証人尋問における主尋問は宣誓供述書によることとし、反対尋問及び再主尋問を実施することとなった。
- ② 虚偽訴訟と判明した場合の制裁金が20,000タカから50,000タカに増額された。
- ③ 訴訟に係る文書(呼出し状)の送達が、SMSやInstant Messaging Services等により可能となった。訴状に原被告の電話番号、国民識別番号(National ID)、Emailアドレスも記載することが必要となった。
- ④ 被告の不出頭等により裁判所から出された一方的な命令に対して被告が不服を申し立てて争う場合、これまで不出頭等について合理的な理由があれば、裁判所はその命令を無効にすることが可能であったところ、このような不出頭等が出された命令の無効を争う方法は、一つの審理で一回限りとされた。
- ⑤ 一当事者による期日の延期は、これまで最大6回だったが、最大4回までとなった。
- ⑥ 一つの裁判所における審理(ヒアリング)は、1日5件が上限だったが、10件まで1日にできるようになった。
- ⑦ 判決に対する控訴で、控訴審において当事者及び代理人が審理(ヒアリング)で呼び出されたにも関わらず不出頭の場合、判断できるだけの理由と証拠がそろっていれば、速やかに判決を出すことができるようになった。
- ⑧ 執行における金銭支払義務の不履行における債務者の拘留に関する規定の改定。
- ⑨ 執行関係について、申立てがあれば速やかに裁判所が手続を取ることができるよう手続を簡略化。

以上の中でも、訴状や準備書面の陳述が書面によることができるようになり、また主尋問も宣誓供述書に代えることができるようになった点は、裁判官の筆記による記録も不要となり負担が軽減された上、時間の短縮に想定程度貢献しているとの実感が裁判官にあるようであり、対する弁護士側も基本的に協力しており支障は見られないという。一方で、上記書面の中での証拠の引用の仕方など、書きぶりに混乱が見られるため、より統一的な書式や内容の整理が必要との指摘があり、そのための弁護士会

と裁判所によるワークショップ等の提案もWGの中でなされている。さらに、期日の連絡や書面送達に関して、デジタル化を前提に訴状に相手方のメールアドレスや電話番号の記載が求められるようになったものの、実際には、原告側が相手方の情報を把握していることは少なく、実態としてはあまり機能していないようであり、今後より実効性のある送達方法の検討が求められる。

第5 終わりに

1 動的平衡としての技術協力

これまで述べてきたとおり、調停の開始からすでに1年半ほどが経過し、弁護士調停人の活動が開始され、調停研修の継続的な実施により講師となりうる人材も育成されつつある。他国に対する技術協力はそれ自体、外部事情による影響もさることながら、内在的にもプロセスが動的であり⁴⁸、当初の想定に固執することなく、本プロジェクトでいえば司法アクセス向上に向けた理念とプロジェクト目標を念頭に置きつつも、現地WGや当事者の声に耳を傾けながら柔軟かつ真摯に活動内容を形成していく試みが求められているものと思われる。

技術協力が動的のプロセスであると同時に、活動上検討すべき対象について様々なベクトルが多面的かつ同時性をもって存在する。すなわち、裨益対象となる政府・国（中央組織）⇔地方（パイロット）、政府⇔市民・コミュニティ、対象国政府⇔日本⇔JICA⇔関連当事者、司法省⇔最高裁、裁判官⇔弁護士⇔当事者、全体課題（分野横断、ときに司法を超える）⇔個別課題（特別分野）、人的支援⇔物的支援等であり、活動を通じて、これらベクトル間でその平衡を保つことに留意しながら目標へと適切な道筋を描いていくことが肝要であろう。

2 課題解決の困難性とアプローチの違い

本プロジェクトのような課題解決においては、根本原因へのアプローチと直近課題へのアプローチの違いを認識することも意義があるように思われる。前述のような Bangladesh における滞留事件の多くを占める土地紛争は、そもそもの未整備な登録制度に端を発している。また、家事事件では女性の立場が十分に考慮されずに女性の自己決定権が尊重されない状態は、地域に定着した社会的文化的な要因に影響を受けている可能性がある⁴⁹。調停制度を制度的にも質的にも改善し、妻側の立場を尊重し公正で平等な解決を図ったとしても、紛争の根本的に解決につながらないかもしれない。将来的には直近課題のみに取り組むのではなく、何らかの形で根本部分にある原因にアプローチす

⁴⁸ 佐藤仁「開発協力のつくられ方－自立と依存の生態史」（2021年）東京大学出版会、4頁等。

⁴⁹ Bangladesh のジェンダー問題、とりわけ農村地域の社会文化的背景を踏まえGBVに対する調停による解決を具体的な事例を基に詳細に分析したものとして、池田恵子「Bangladesh における『調停』を用いたジェンダーに基づく暴力（GBV）への介入」（2017年3月）静岡大学教育学部研究報告、人文・社会・自然科学編67巻1-16頁。これによれば妻側は、調停を申し立てても社会的な自立の困難性や地域での孤立を恐れて離婚自体ではなく同居か別居による婚姻継続を求めることが多いとされる。パイロット県での筆者による実際の調停観察においても解決の大半が同様のものである。

る方策を検討すべきように思える。

3 将来の方向性に関する幾つかの視点

他方、調停のような紛争解決機能の強化は汎用性が高く、分野横断的な展開可能性を示唆する。例えば、ロヒンギャ避難民⁵⁰への支援を考えた場合、キャンプ内の紛争（家事や居住場所を巡る問題が多い。）に対する協調的な解決を提供できる上、ホストコミュニティ（コックスバザール県）への支援により避難民との間の緊張緩和に取り組むことも可能である。また、他のNGOや国際ドナーがコミュニティレベルで多層的にパラリーガルによる調停やコミュニティリーダーによる村調停の強化に取り組んでおり、一つの地域で本プロジェクトの司法調停の促進と同時並行で行うことで、その地域全体の紛争解決機能が相乗的に強化され、司法アクセスの向上という目標を達するためにより効果的である。さらには、地域社会全体の強化のための包括的アプローチとして、その地域の行政、教育、人権、その他の関連分野との連携も有用であり、一つの地域社会に重点的に多方面から取り組むことでその効果は前述のような女性など脆弱な立場の改善を始めとした紛争の背景となる社会的課題の解決へと広がりをもたせられるものと思われる。

本プロジェクト自体は、2つのパイロット県で3年間という限られた期間の中で、取り扱う範囲はおのずと限定されたものとなるが、上位目標である司法アクセス、正義の総量の拡大を全国に限らず実現するには、プロジェクトの限界と効用に関する上記のような発想も考慮しながら柔軟にその展開方法を検討していくべきである。同時に、小さく生んで大きく育てるとの言葉があるように、足元の2つのパイロット県での司法アクセスの基盤づくりに着実に取り組んでいくことが最優先であることはいうまでもない。

今後の更なる活動の進展のほか、より具体的に、バングラデシュでの典型的な紛争の実態やそれに対する各調停手法（評価型、対話促進型等）の適合性、それぞれの研修内容など、本稿で十分触れることができなかつた点は、別の報告の機会に譲ることとした。

⁵⁰ 拙稿前掲注1）88頁、脚注14等。ロヒンギャ避難民問題は様々な文献が出ており、詳細はここでは触れない。

別添・プロジェクト計画評価指標

上位目標 (PJ終了後3~5年)

バングラデシュにおける 司法アクセスの促進	調停利用者数の増加	パイロット ●●% 全国 ●●%
	バックログの減少	パイロット ●●% 全国 ●●%
	調停改善策の継続と必要に応じた改訂 (終了後)	
	他地域への波及 (終了後)	

プロジェクト目標

上位目標	プロジェクト目標	評価項目	評価内容	評価方法	評価指標	評価結果	
司法アクセスの基礎確立 (パイロット地域での確立)	成果1, 2の達成を測る指標 (調停の促進と訴訟手続改善それぞれ) 成果1, 2の成果を前提に、基礎確立のために必要な指標(持続性と他への応用可能性)	人的基盤	人材育成・能力向上	定量的評価	成果1、2	研修の実施回数 (JATI, Pilot, Japan)	
				成果1	研修参加者の理解度の向上 (●●%)	知識習得→実務で活用→他者に教える	
				成果2	調停利用者の調停人技術に対する満足度(●●%)		
			成果1	調停参加者の訴訟手続改善の必要性、重要性の理解度向上 (●●%)			
			定性的評価	成果1、2	研修参加者やWGの発言、態度等 (プロセスの記録)		
			成果1、2	紛争解決の質 (公平性等) の向上 (観察)	Gender視点、中立性や解決の妥当性		
			持続的研修体制の構築	定量的評価	成果1、2	各研修の参加者数 (JATI, Pilot, Japan)	Gender割合 (女性比率40~50%)
				成果1、2	TOT実施と研修参加者による講師数の増加	同上	
				成果1	調停人養成方針・定期的な研修体制の確立		
		成果1	研修教材やマニュアルの作成				
		定性的評価	成果1、2	研修参加者やWGの発言、態度等 (プロセスの記録)			
		他地域への展開	定量的評価	成果1	パイロット以外の研修実施場所、回数、参加者数		
			成果1	パイロット以外の研修の満足度			
			定性的評価	成果1	パイロット以外の研修の評価 (プロセスの記録)		
		物的基盤	成果1, 2の達成を測る指標 (調停の促進と訴訟手続改善それぞれ) 成果1, 2の成果を前提に、基礎確立のために必要な指標(持続性と他への応用可能性)	制度変化 (改善)	定量的評価	成果1	調停フローの改善案策定と実施
成果1	調停人数の増加 (●●%)					弁護士ら裁判官以外の調停人の人数 Panel Mediatorリストの登録人数	
成果1	調停人補助者数の増加 (補助者が必要となる場合)						
定性的評価	成果1				調停フロー改善の質に対する評価 (プロセスの記録)		
成果2	訴訟手続改善に向けた課題と対策が特定される				中央 (最高裁等) での協議、承認		
成果2	特定された課題・対策に基づき、研修トピックが特定され、研修が実施される						
成果2	訴訟手続の改善に向けた課題と対策をまとめた提言が関係機関 (最高裁等) に共有される						
改善効果の発現	定量的評価				成果1	調停件数の増加	Pre-case における調停実施件数 Post-case における調停実施件数
	成果1				関係者の満足度上昇 (裁判官、LAO、弁護士) ●●%	調停の有効性 (紛争解決への貢献度) 調停の効率性 (利用のしやすさ) 調停への積極性 (弁護士のみ) 調停人就任への意欲 (弁護士のみ)	
	成果2			訴訟手続の効率性が上昇 (●●%)	主に訴訟手続の手続、時間の評価		
成果1、2	市民の満足度の上昇 (●●%)			上記に同じ			
持続的な体制の構築	定量的評価			成果1	市民の認知度の上昇 (Pre/Post) (●●%)	Upazila, Union, Litigant people	
	成果1			調停フローに関する基準、ガイドラン等の作成			
	定性的評価			成果1	改善フローの継続的利用 (プロセスの記録)	中央レベルでの改善フローの承認	
	成果1			財政的な安定性の確保に向けた進展	調停人報酬システム確立へ向けた進展 財源の確立に向けた進展		
	成果2	訴訟実務改善の提言が関係機関 (司法省、最高裁) で検討、確認される					
成果2	訴訟手続改善の対策が継続的に実施される	※対策に有効性が認められた場合					
他地域への展開	定性的評価	成果1	他地域でのパイロットモデルの応用	パイロットでの改善効果確認 必要に応じ改正、承認 (PMT)			

活動報告

【会合】

アジア・太平洋法制研究会 第12回国際民商事法シンポジウム 「東南アジア4か国の労働法制と実務対応 ～インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア～」

国際協力部教官

大谷 洋史

第1 はじめに

法務省法務総合研究所及び公益財団法人国際民商事法センターは、平成8年度から、アジア・太平洋地域における民商事法分野に関する法制比較のためのアジア・太平洋法制研究会を開催しています。

同研究会は、おおむね2～3年を1期とし、アジア・太平洋地域の複数の対象国につき、専門家を研究会に招いて実施する国内調査及び現地の関連機関等を訪問する現地調査を行い、これらの調査から得られた各国の法制の現状、実務上の問題点及び今後の方向性等に関する情報について、「国際民商事法シンポジウム」において発表し、その結果を成果文書として公表しています。

令和6年度から令和7年度にかけては、労働法制をテーマとして、研究活動を実施し、令和7年10月9日、大阪中之島合同庁舎国際会議室において、第12回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国の労働法制と実務対応～インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア～」を開催しました（現地・オンラインのハイブリッド開催）。

本稿では、本シンポジウムの内容を紹介させていただきます。

なお、本シンポジウムに対応する成果文書については、ICDウェブサイト（法務省：アジア・太平洋法制研究会）に掲載されますので、更に詳しい内容を知りたい方は是非御覧ください。また、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見であることをお断りします。

第2 本シンポジウムのプログラム

今年度のプログラムは以下のとおりです（以下敬称略）。

- 1 開会挨拶
森本 加奈 法務省法務総合研究所長
- 2 労働法制研究の意義
児玉 実史 弁護士・弁護士法人北浜法律事務所
- 3 各国別発表

「インドネシアにおける労働法制の現状と課題」

Aulia Iqbal Maulana 弁護士・Maulana and Partners Law Firm パートナー
高原 知明 大阪大学大学院高等司法研究科教授
本間 拓洋 弁護士・本間国際綜合法律事務所

「マレーシアにおける労働法制の現状と課題」

Yong Hon Cheong 弁護士・Zaid Ibrahim & Co. パートナー
大川 恒星 弁護士・弁護士法人淀屋橋・山上合同
橋本 孝史 弁護士・江崎グリコ株式会社法務部契約グループ長

「フィリピンにおける労働法制の現状と課題」

Kesterson T. Kua 弁護士・Kua Sy & Yeung Law Offices パートナー
飯島 奈絵 弁護士・堂島法律事務所
島田 裕子 京都大学大学院法学研究科教授

「ベトナムにおける労働法制の現状と課題」

Diep Hoai Nam 弁護士・YKVN パートナー
高田 真司 弁護士・弁護士法人大江橋法律事務所
吉永 佳史 住友化学株式会社法務部課長

4 全体パネルディスカッション

(進行)

橋本 孝史 弁護士・江崎グリコ株式会社法務部契約グループ長
(パネリスト)

Aulia Iqbal Maulana 弁護士・Maulana and Partners Law Firm パートナー
Yong Hon Cheong 弁護士・Zaid Ibrahim & Co. パートナー
Kesterson T. Kua 弁護士・Kua Sy & Yeung Law Offices パートナー
Diep Hoai Nam 弁護士・YKVN パートナー

5 総括

児玉 実史 弁護士・弁護士法人北浜法律事務所

6 閉会挨拶

大野 恒太郎 公益財団法人国際民商事法センター理事長、弁護士・元検事総長

第3 本シンポジウムの概要

1 労働法制研究の意義

本シンポジウムでは、森本法務総合研究所長の開会挨拶に引き続き、アジア・太平洋法制研究会の児玉実史座長（弁護士・弁護士法人北浜法律事務所）から、労働法制研究の意義について解説がありました。

労働法は、職場の人間関係を規律する法律であるところ、国ごとの違いも大きく、世界各地でビジネスを展開する場合には、各国の共通点と相違点をしっかりと把握しておかないと、職場に思わぬ混乱をもたらしかねず、最悪の場合は職場が機能しなくなるこ

とすらあるため、本研究会で労働法制を研究することとし、日本企業が研究対象国でビジネスをするにあたっての一助としたい旨の説明がありました。



【労働法制研究の意義について講演するアジア・太平洋法制研究会の児玉座長】

2 各国別発表

各国別発表は、研究対象国であるインドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナムについて、各国から招へいた弁護士1名とアジア・太平洋法制研究会の担当委員2名の組み合わせにより、それぞれ1時間の持ち時間で実施しました。

時間の関係上、労働法の全ての論点に触れることは不可能であるため、職場で日常起こり得る問題に対処するという観点から、次の3つに焦点を当てることにしました。

- ・ 職場の不正について、会社の秘密情報の持ち出しを防ぐ良い方法はあるのか。
- ・ 不正の疑いが生じたときに、どんな対応が可能か。
- ・ 不幸にして、企業と労働者の見解が大きく異なり紛争となる場合に、効果的な解決方法はあるのか。

これらのポイントを軸に、まず4か国それぞれ、各国から招へいた弁護士がプレゼンテーションを行い、次に、本研究会の担当委員から日本との比較の視点も加えた補足説明を行い、最後に質疑応答を行いました。



【各国別発表（インドネシア）：左から高原委員、Aulia Iqbal Maulana 弁護士、本間委員】



【各国別発表（マレーシア）：左から大川委員、Yong Hon Cheong 弁護士、橋本委員】



【各国別発表（フィリピン）：左から島田委員、Kesterson T. Kua 弁護士、飯島委員】



【各国別発表（ベトナム）：左から、吉永委員、Diep Hoai Nam 弁護士、高田委員】

3 全体パネルディスカッション

全体パネルディスカッションは、アジア・太平洋法制研究会の橋本孝史委員（弁護士・江崎グリコ株式会社法務部契約グループ長）の進行により、各国から招へいた弁護士4名をパネリストとして、各国別発表を踏まえつつ、次の3つのトピックについて、横串を刺す形で討議を行いました。

Topic 1: Taking into account the legal systems of each country, what measures and policies should Japanese companies operating overseas take first to prevent employee misconduct?

Topic 2: What are the best practices that employers should take when choosing to dismiss an employee on suspicion of misconduct, such as theft or embezzlement, based on the legal systems of each country?

Topic 3: If an employee challenges the validity of their dismissal, what measures are they typically likely to take? What are the best practices that employers should follow in such cases?



【全体パネルディスカッション：左から、進行役の橋本委員。
続いて、パネリストは、インドネシアの Aulia Iqbal Maulana 弁護士、
マレーシアの Yong Hon Cheong 弁護士、フィリピンの Kesterson T. Kua 弁護士、
ベトナムの Diep Hoai Nam 弁護士】

全体パネルディスカッションの後は、総括として、児玉座長から、研究対象の4か国とも、労働者の生活基盤を確保するために、実体上、手続上の様々な施策を取り入れているところ、その中には、日本の法律家にも理解しやすいものもあれば、日本企業あるいは日系企業にとっては厳格な遵守をするにはハードルが高いと思われるものもあるとのコメントがありました。

最後には、大野公益財団法人国際民商事法センター理事長から閉会挨拶がありました。

第4 おわりに

今年度は、会場参加及びオンライン形式のハイブリッド方式で実施したところ、一般の方からは22名の方に御来場いただき、オンラインでは約70名の方に御参加いただきました。また、会場参加者の方の多くには、プログラム終了後のレセプションにも御参加いただきました。

アンケートにおいては、参加者の皆様からは、次のような感想をいただきました。

- ・ 東南アジア4カ国の労働法の概要及びセクションの終わりに補足として日本法との比較が大変勉強になった。
- ・ 各国制度の概観から細かい実務上のヒントまで盛りだくさんであった。
- ・ 各国の解雇に関する状況を知ることができた。
- ・ 海外の法制度を日本語で学ぶことが出来た上、現地での文化・慣行に沿った形態で法令が運用されている様子を、現地の担当者から伺うことができた。
- ・ このような会に参加させていただくのは初めてだったので、他国の労働法制と日本との共通点や相違点、その根本としての文化の違い等を知ることができ、面白かったです。
- ・ 東南アジアと日本の労働法制の違いについて学ぶ希少な機会でした。以前はあまり興味なかった海外の法制度に関心が持てるようになったという点で有益でした。
- ・ 日本以外の国における法制度を知ることができ、日本との比較などで学びを深めることができた。
- ・ 関心のある国が含まれていたこと、比較法的な観点でもお話を聞いたこと、法律と共に国民性や慣習、文化等も重要であることが事例付きで解説されたこと。
- ・ フィリピンやベトナムなどの国における労働者と企業との法的な関係について実務的な経験も交えたお話を伺うことができた。
- ・ 4か国の弁護士は自国の法制度と実務経験を共有、説明、日本弁護士の補足の方法がよい手配で、四か国の実状をある程度了解できると思います。よく勉強になりました。
- ・ ウェビナーでの参加とはなりましたが、学生という立場で、このような機会を得られたこと自体貴重な経験であり、有益だったと感じています。また、マレーシアやベト

ナム他、日本以外の労働法制度などに初学者の段階で触れることができたことも有益だといえる点だと思います。

- ・ インドネシア、フィリピン、マレーシア、ベトナムの東南アジア4カ国の労働法制について学び、労働者を保護する考えが非常に強くかなり労働者に有利な法制であるということが分かりました。
- ・ 東南アジア諸国の労働法制と自国の労働法制の違いを理解するという点で有益であったと思います。
- ・ 東南アジアの労働法制を広く俯瞰して知ることができる。
- ・ 日本と外国の労働法制の相違点を学ぶ事ができた。
- ・ 各国の法制内容がコンパクトに分かる。

今期のアジア・太平洋法制研究会は、労働法制及びその実態について実務的な観点を踏まえた比較研究を行うことにより、日本企業の海外進出及び現地における事業活動の実施に役立てるとともに、各国の実情を知ることによって法制度整備支援活動の効果的な推進に役立てることを目的としているところ、上記のアンケート結果からは、本シンポジウムの目的を十分に達成できたのではないかと思われまます。

最後になりましたが、アジア・太平洋法制研究会の委員の皆様、お忙しい中、遠路日本へお越しいただき、登壇していただいた海外からの登壇者の皆様、本シンポジウムの趣旨を御理解いただき、後援いただくとともに、広報活動にも御協力いただきました関係機関（大阪弁護士会、経営法友会、日本組織内弁護士協会（J I L A）、日本労働法学会、一般社団法人関西経済同友会、一般社団法人日本経済団体連合会、公益社団法人関西経済連合会、独立行政法人国際協力機構（J I C A）、独立行政法人日本貿易振興機構（J E T R O）大阪本部、独立行政法人労働政策研究・研修機構（J I L P T））の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

国際知財司法シンポジウム2025（JSIP2025）及び 日ASEAN知財グッドプラクティスセミナーの開催について

国際協力部教官

樋口 瑠 惟

第1 はじめに

1 法務省は、令和7年10月23日及び同月24日に、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットとの共催により、独立行政法人国際協力機構（JICA）や公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）等の多数の後援を得て、「国際知財司法シンポジウム2025 知的財産紛争解決の潮流～知財高裁20周年の節目に～」(以下、国際知財司法シンポジウムを指して「JSIP」といい、本年に開催されたJSIPを「JSIP2025」という。)を開催した。

JSIPは、知的財産紛争解決に関する国際協力の推進や我が国の関係者に対する外国の知的財産紛争処理制度に関する情報提供等を目的とした、日本最大規模の知的財産分野の国際シンポジウムである。ビジネスのグローバル化に伴い、海賊版や模倣品の流通など、知的財産権を侵害する事案が国境を越えて拡大する中、知的財産権保護はASEAN諸国を含めた各国において重要課題となっているところ、法務省はこれまで、奇数年に開催されるJSIPにおいて、ASEAN諸国を含むアジア各国から専門家を招へいし、上記重要課題について、パネルディスカッション等による討議を実施してきた。JSIPは、平成29年から毎年開催されており、JSIP2025は第9回目に当たる¹。

2 また、法務省は、JSIP2025に先立つ令和7年10月22日、第2回目となる日ASEAN知財グッドプラクティスセミナーも開催した。

法務省は、従前（令和2年度及び令和4年度）、JSIPの成果の定着を図るとともに、次のJSIPとの接続を図るため、法務省独自の取り組みとして、ASEAN諸国のうち特定の国を対象とした、JSIPのフォローアップセミナーを開催していた²。そして、令和5年7月に日ASEAN特別法務大臣会合で日ASEAN法務司法

¹ 過去のJSIP（法務省関係分）の概要につき、特に以下の各記事を参照されたい。

- ・横山栄作「国際知財司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN 諸国における知的財産紛争解決」ICD NEWS第74号（2018年3月号）11頁
- ・小谷ゆかり「国際知財司法シンポジウム2019「インターネット上の著作権侵害に対する刑事司法」の国際比較」ICD NEWS第81号（2019年2月号）101頁
- ・黒木宏太「ASEAN諸国における商標権の行使（商標権侵害訴訟、行政上のエンフォースメント）～国際知財司法シンポジウム（JSIP）2021の結果概要（2日目：法務省パート）～」ICD NEWS第90号（2022年3月号）67頁
- ・福島崇之「国際知財司法シンポジウム2023（JSIP2023）の開催について」ICD NEWS第98号（2024年3月号）88頁

² 過去のJSIPフォローアップセミナーの概要につき、以下の各記事を参照されたい。

- ・下道良太「国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナー」ICD NEWS第87号（2021年6月号）191頁
- ・坂本達也「国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナー」ICD NEWS第95号（2023

ワークプランが承認されたことを踏まえ、令和6年から、ASEAN事務局等との共催により、ASEAN諸国を対象として、日ASEAN知財グッドプラクティスセミナーを開催し、同セミナーにおいて、JSIPで過去に取り扱った知的財産分野のテーマをフォローアップすることとしたものである。

- 3 法務省内においては、大臣官房国際課が主体となって、JSIP2025及び日ASEAN知財グッドプラクティスセミナーを運営しているが、国際協力部も、主に討議事項等の内容面に関して、事前準備や当日の進行等に協力している。また、これらのイベントにおいては、日本弁護士連合会知財センター及び弁護士知財ネットの弁護士の方々に事前準備から御参加いただき、イベント当日にもモデレーターを務めていただくなど、多大な御協力をいただいている。
- 4 本稿では、当職が国際協力部教官として、JSIP2025及び日ASEAN知財グッドプラクティスセミナーの事前準備等に関与したことから、本年に開催された両イベントの概要等について、簡潔に報告する。なお、本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属組織（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。また、本稿中の外国法や外国判例に関する記載は、両イベントにおける各国の登壇者の発表を当職の責任において要約したものにすぎず、その内容の正確性を保障しない。

第2 日ASEAN知財グッドプラクティスセミナー

1 開催に至る経緯

法務省は、前記のとおり、令和6年から、JSIPで過去に取り扱った知的財産分野のテーマをフォローアップすることを目的として、ASEAN諸国及び東ティモール（令和7年10月22日時点。同月26日、東ティモールがASEANに加盟。）を対象とした、日ASEAN知財グッドプラクティスセミナーを開催している。

令和6年は、12月初旬に、インドネシアのジャカルタにおいて、同セミナーを開催した（以下「ジャカルタ・セミナー」という。）。ジャカルタ・セミナーでは、令和5年に開催されたJSIP（JSIP2023）の法務省パートにおいて、ECサイトへの模倣品出品に対する商標権のエンフォースメントに関する活発な議論があったことを踏まえ、そのフォローアップとして、引き続き、ECサイトへの模倣品出品に伴う商標権侵害の訴訟や、商標権のエンフォースメントについて、各国からの発表や議論を実施した。

そこで、本年実施する日ASEAN知財グッドプラクティスセミナー（以下「東京セミナー」という。）では、ジャカルタ・セミナーに継続する議論の場を提供するべく、引き続き、ECサイトへの模倣品出品と商標権の関係に関連する諸問題を取り上げることとした。

2 東京セミナーの概要

(1) 日時

令和7年10月22日（水）午前10時から午後5時まで（休憩時間を含む）

(2) 場所

都市センターホテル 5階・オリオン

(3) 海外からの参加者

別紙1表1の参加者リストのとおり

3 東京セミナーの結果

(1) プログラムの概要

隈良行法務省大臣官房審議官、ナラリア・ソエプラプトASEAN事務次長（オンライン）及び渡部吉俊東アジア・アセアン経済研究センターマネージャーから、それぞれ開会挨拶があった後、大塚武陽法務省大臣官房国際課長補佐からジャカルタ・セミナーの振り返りと本セミナーの目的等について発表を実施した。続いて、シャリフィア・ナディアASEAN商標タスクフォース議長から、「ASEANにおける商標権のエンフォースメントの近時の傾向と将来の展望」と題する基調講演をいただいた。

その後、発表と議論のセッションが、合計2つ実施された。1つ目のセッションのテーマは、商標権侵害訴訟の重要論点であり、2つ目のセッションのテーマは、商標権のエンフォースメントである。これらのセッションの内容について、以下、項を変えて詳述する。なお、最後に、山下輝年公益財団法人アジア刑政財団副理事長から閉会挨拶をいただいた。

(2) セッション1（商標権侵害訴訟の重要論点）

本セッションは、重富貴光弁護士（大江橋法律事務所）にモデレーターをお務めいただいた。パネル登壇者は、ブルネイ・ダルサラーム、シンガポール、タイ及びインドネシア（オンライン）の裁判官である。

討議事項は、それぞれの登壇者の自国において、ECサイト上で商標権侵害行為が発生した場合、

- ① 侵害行為者に対し、自国で商標権侵害訴訟を提起するとき、国際私法（準拠法及び国際裁判管轄）上の問題及び知的財産権の属地主義の問題はどのように考えられているか（裁判例等の紹介を含む）
- ② 自国内の侵害行為者が、ECサイトを通じて、模倣品の販売行為を継続しているとき、商標権者が、当該サイトのプラットフォーム者に対し、商標権侵害訴訟（損害賠償請求及び差止請求）を提起した場合、それらの請求は認められるか（裁判例等の紹介を含む。）

というものである。

まず、ブルネイ・ダルサラームのラディン中級裁判所判事から、同国における商標権保護に関連する法制の紹介があった上で、①の問題については、ブルネイで

は、刑事裁判所の管轄権がECサイト上の当該侵害行為者に及ぶため、権利者が刑事訴訟を提起しうることを、一方で、民事裁判所の管轄は及ばないと考えられること、もっともマレーシアやシンガポールなどの一部の国は、ブルネイと条約を締結しており、判決の相互執行が可能なので、そのような手段による解決の途もあることなどの説明があった。一方で、②の問題については、判例もなく、裁判所が当該プラットフォーマーの責任を認める可能性は低いとの回答であった。

次に、インドネシアのリディヤ高等裁判所判事から、①の問題に関し、インドネシアでその商標が保護を受けるためには、それが同国の商標局に登録されているか、または周知商標等の地位を有していなければならないこと、一方で、外国の侵害行為者であっても、インドネシア国内の消費者に対して積極的に商品提供を行い、電子商取引を実施している場合、政令により、同国内に物理的実在を有し、同国の管轄区域内で恒常的な事業活動を行っているともみなされる可能性があることの説明があった。②の問題については、インドネシアの法令上、商標権者は、プラットフォーマーに対して、損害賠償と差止命令の両方を求める訴訟提起が可能であるとの説明があった。もっとも、裁判例はいまだなく、実際の事案の多くでは、商標権者は直接、知的財産総局に侵害行為を通報し、同局が関連プラットフォームに対し侵害製品の販売や広告の停止を要請し、和解的解決をしているとのことであった。

また、シンガポールのタン地方裁判所判事から、①の問題に関し、シンガポールでは、商標権の「営業としての使用 (use in the course of trade)」が同国内で行われていなければいけないこと (属地主義)、判例法上、侵害行為者が単にウェブサイト上に侵害品を掲載しているというだけでは足りず、「何らかの追加的な積極的行為 (some additional active step)」が必要であると解されていることなどの説明があった。②の問題に関しては、2016年 Calvin Klein 事件 (ウェブサイト管理運営し、そのサイト上で顧客からの支払を受領していた被告の責任を認容した事例) の判例紹介があった。

最後に、タイのチョンラダ知的財産及び国際貿易裁判所判事から、①の問題に関し、タイの裁判所が管轄を受け入れるには、タイにおける有効な商標登録があること、外国被告の人定ができること、当該サイト上の掲載がタイの市場を対象にしていること、損害がタイで発生していることが必要であるとの説明があった。②の問題に関しては、一定の要件の下で、プラットフォーマーも民事上又は刑事上の責任を負う可能性があること、差止命令の制度もあること等の説明があり、また、関連する若干の判例として、2022年 Alibaba 事件 (ECサイトである Alibaba の間接特許侵害の責任が否定された事例) など数例の紹介があった。

その後、モデレーターの重富弁護士から、例えば、シンガポールの上記「使用」概念に関連して、タイの管轄に関する考え方はシンガポールのそれよりも緩いのではないかなどの、各国の発表に関連する補足質問を投げかけられたほか、フロアの参

加者からも質問を募った。なお、一連の議論の中で、複数の参加国から、外国の事業者が運営するECサイトに関して、自国内からその事業者に訴訟提起や債権者破産の申立てをしたとしても、財産が自国内に所在しないため、執行の場面で実務上の困難が生じるという趣旨の指摘があった。

(3) セッション2（商標権のエンフォースメント）

本セッションは、服部誠弁護士（阿部・井窪・片山法律事務所）にモデレーターをお務めいただいた。パネル登壇者は、カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、ベトナム、東ティモール及び日本（特許庁）の行政官等である。

討議事項は、オンライン上の商標権侵害について、自国の現状と対策、特に、自国が導入済みの最新の措置や将来導入を検討している措置を紹介していただきたいというものであり、具体的な視点として、ノーティスアンドテイクダウン、セーフハーバールール、侵害行為者情報の開示、官民連携イニシアチブなどを示したものである。

本セッションでは、登壇国数がかかなり多いことから、モデレーターの服部弁護士の主導により、各国の回答の概要をスライドにまとめてご紹介いただいた。非常に有益なまとめ資料であるため本稿に引用させていただくこととした。別紙2を参照されたい。

第1に、カンボジアの模倣品対策委員会・ケオ氏から、カンボジアの2020年E-コマース法（プラットフォームに、疑わしいコンテンツの削除や当局への通報の義務を負わせるもの）の紹介や、商務省知的財産局等の行政機関による不服申立て処理手続の紹介、模倣品対策委員会の新設その他の近時の発展等について、説明があった。

第2に、ラオスの産業商業省・ティッパチャン氏から、ラオスにおける知的財産権保護法制の歴史と現状を紹介いただいた上で、侵害事案は主に行政手続で対処されており、行政的エンフォースメント委員会（AEC）に7つの行政機関が含まれること、権利に対する認識の向上やエンフォースメント機関の職員の能力構築等でお課題が残ること等の説明があった。

第3に、マレーシアの国内取引・生活費省・ニザム・ハリル氏から、マレーシアの基本的な法制や統計について紹介があった上で、特にウェブサイトのコンテンツの削除に関して、1998年通信・マルチメディア法に基づいて同省とマレーシア通信・マルチメディア委員会（MCMC）が協力し、2020年以降に合計4,257のウェブサイトがブロックされたこと、さらに、同省とプラットフォームが協力し、2020年以降に合計3,464件の広告がブロックされたことなどの説明があった。

第4に、ミャンマーのミン弁護士から、近時のミャンマーにおいて、プラットフォームや事業者の人定・登録等の制度や、商標登録後60日間の積極的監視制

度、コンテンツのテイクダウンを二次的責任として法的義務にした制度等が開始されたことなどの紹介があった。

第5に、フィリピンの事務局長室・レギー氏から、フィリピンの法制、エンフォースメントの仕組み、近時の判例等について紹介があった上で、フィリピン知的財産局（I P O P H L）が事務局となり13の行政機関から構成される国家知的財産委員会（N C I P R）の紹介や同委員会（及びその構成機関）による差押えの状況の紹介があった。また、プラットフォームと商標権者等との間の電子商取引に関する覚書（M O U）（ノーティスアンドテイクダウンの手続合意や不起訴合意等を含むもの）が、4プラットフォーム及び95の権利者との間で、2025年9月までに108個締結されていること等の紹介もあった。

第6に、ベトナムの知的財産局・グエン氏から、ベトナムにおけるE-コマースの状況やE-コマース上の知的財産権侵害の状況、法制（プラットフォームの責任等について規定する2023年電子取引法、電子取引における消費者保護等について規定する2010年消費者保護法等）などの紹介があった上で、ベトナムの政府や党による、電子商取引及び消費者保護に関する法執行の分野における、近時のいくつかの取り組みの紹介があった。

第7に、東ティモールの外務協力省・ジュリア氏から、東ティモールにおける知的財産権保護のための枠組み構築の進捗状況、取り分け、著作権関連法は成立し、産業財産権法、植物多様性保護法、国境管理法が成立に向けて進んでいることの説明があったほか、同国における民事的、刑事的及び行政的なエンフォースメントの概要についての紹介や、課題が多いため将来的には他国や他機関の協力を得て能力構築をしていきたいこと等のコメントがあった。

第8に、日本の特許庁・石戸氏から、税関における差止手続の概要や統計の紹介、官民連携の紹介、法制（情報流通プラットフォーム対処法等）や判例（チュッパチャップス事件）の紹介、販売者の発信者情報開示の仕組みの紹介等があった。

その後、モデレーターの服部弁護士から、例えばマレーシアに対しては、どのようなケースがサイトブロッキングやコンテンツ削除の対象になっているか、フィリピンに対しては上記M O Uの締結に繋がる典型的なきっかけは何か等、各国の発表に関連する補足質問を投げかけられた。また、フロアの参加者からも、上記M O Uに不起訴合意を含ませることのポジティブな側面は何かといった特定の国の活動に対する質問から、プラットフォームの二次的責任や任意協力について問う幅広い趣旨の質問まで、多くの質問が出された。

第3 JSIP2025（法務省パート）

1 JSIP2025の概要

JSIP2025は、2日間の日程を、主催者合同企画、法務省パート、特許庁パート及び裁判所パートに分けて実施された。令和7年10月23日に開催された法

務省パートでは、弁護士知財ネットの先生方の協力を得た上で、ASEAN諸国及び日本の専門家に登壇いただき、「知的財産権侵害への対策に関する各国の経験の共有」とのテーマの下でパネルディスカッションを実施した³。

2 法務省パートの概要

(1) 日時

令和7年10月23日（木）午後4時から午後6時まで

(2) 場所

弁護士会館 2階講堂・クレオ

(3) 海外からの参加者

別紙1表2のとおり

3 法務省パートの結果

本パートは、矢部耕三弁護士（御堂筋法律事務所）にモデレーターをお務めいただいた。パネル登壇者は、日本（財務省関税局）、フィリピン、タイ、インドネシア（オンライン）、マレーシア及びシンガポールの行政官である。

本パートでは、まず初めに、モデレーターの矢部弁護士から、インターネット上の海賊品対策についての日本政府の方針（2020年著作権法改正、2021年プロバイダ責任制限法改正等）と、Eコマースの場を提供するオンライン・プラットフォームに対する責任追及の日本における考え方（情報流通プラットフォーム対処法や関連する知財高裁判例等）について、発表していただいた。

その上で、討議事項として、①知的財産侵害物品の水際対策と、②インターネット上の知的財産権侵害事案の取り締まりという2つのサブテーマが示された。

サブテーマ①（知的財産侵害物品の水際対策）に関し、まず、日本の財務省・横越氏から、日本の税関における水際対策の概要（関税法等の諸規定や輸出入差止申立て及び認定手続のフロー等）、2024年の差止結果等の統計（中国からの輸入が多数を占めること、商標権侵害のケースが多いこと等）、権利者やプラットフォームとの協力（税関とプラットフォームとの間の水際取締りに係る協力に関する覚書の締結等）について、説明があった。

次に、フィリピン税関のパディラ氏から、フィリピン税関における知的財産権登録制度の紹介や、差止統計の紹介、官民連携の具体例の紹介があった。統計に関し、2024年には大規模な摘発があり、知的財産権に係る税関の差止めが最高額に達したことの説明があった。今後の課題として、検査官の専門的技術の向上や、島しょ部が多いという地域性に鑑みた検査官の育成等が挙げられた。

最後に、タイ王国税関のインドラサワット氏から、タイ税関のエンフォースメント権限の所在（刑事訴訟法と2017年税関法に基づく）、商標権と著作権に関して水際対策を実施していること、タイ王国税関における水際対策の差止めの実務等につい

³ パネルディスカッションにおける発表資料は、以下に掲載されているので参照されたい。
・ https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08_00050.html

て紹介があった。また、統計の紹介もあり、2023年に差止件数が最大に達したこと等の説明があった。

続いて、サブテーマ②（インターネット上の知的財産権侵害事案の取り締まり）に関し、まず、インドネシアの法務省・マヌルン氏から、インドネシアの知的財産法関連法制の概括的な紹介があった上で、著作権者から通報があった場合のサイトブロッキングの仕組みやその統計（2024年には約1600件の著作権侵害を理由とするブロッキングがあったこと等）についての説明があった。

次に、マレーシアの国際取引・生活費省・ニザム・ハリル氏から、マレーシアの知的財産法制や電子取引に係る消費者保護法制の説明があった。取り分け、マレーシアでは、1998年通信及びマルチメディア法により、権利者の請求に基づくサイトブロッキング等が可能であること、ファスト・トラックによるブロッキングの制度もあること、サイバー著作権執行プログラム（CyCORE）が実施されていること等の説明があった。この点に関し、2023年から2025年7月までのサイトブロッキングは、著作権に基づくものが2400件超、商標権に基づくものが39件であり、この他に多数のコンテンツ削除の例があるとのことである。

最後に、シンガポールのヴァーン弁護士から、シンガポールにおけるインターネット上の知的財産権侵害対策を、商品の物理的販売に対する物理的対策又はデジタル上の対策と、デジタルコンテンツの配信に対するデジタル上の対策の3種類の紹介があった。例えば、1点目について、シンガポール税関は、シンガポールを最終目的地としない商品（「Goods in transit」）も差止対象にできること、2点目について、裁判所命令による差止めが可能であるが、中間プラットフォームに対する責任はこれまで認められてきていないことや、近時、Eコマース市場の取引安全評価（TSR）の制度が始まったこと、3点目について、シンガポールの裁判所は、アクセス遮断命令のみならず、動的差止命令（dynamic injunctions）（同じ侵害コンテンツが移動したオンライン上の場所への新たなアクセスを随時遮断することまで義務付ける命令）を発付できること等の説明があった。

その後、モデレーターの矢部弁護士から、例えば、日本やタイでは商標権や著作権を基礎とする輸入差止めが多いが他の知的財産権についてはどうか、フィリピンやタイでここ2年ほど税関による差止件数が減少している理由は何か、サイトブロッキング等を多数運用しているインドネシアやマレーシアにおいては表現の自由などの権利との関係はどのように考えられているか、シンガポールの裁判所による上記命令はサイトブロッキングと同様か等の、各国の発表に関連する補足質問を投げかけられた。なお、サイトブロッキングと表現の自由の関係に関する質問につき、例えばインドネシアからは、サイトブロッキングは同国では他人の権利の制約に当たらないと考えられているほか、現在のところ、ブロックに対する不服申立てもないという趣旨の指摘があった。

第4 おわりに

以上に報告したとおり、日ASEAN知財グッドプラクティスセミナー及びJSIP 2025（法務省パート）のいずれにおいても、モデレーターの先生方による適切なファシリテーションと登壇者の皆様の積極的な議論への参加により、充実したパネルディスカッション等が行われた。各国行政機関及び司法機関によるE-コマースに関連する模倣品対策の現状や将来の展望について、相互に深い知見共有をすることができたといえる。

最後に、非常に御多忙な中、年明け早々から両イベントの実施に向けて御尽力いただいた弁護士知財ネットの林いづみ弁護士、矢部弁護士、服部弁護士、重富弁護士、松下外弁護士を始めとする諸先生方、両イベントに基調講演者及びパネリストとして御登壇いただいたASEAN各国の行政官・裁判官の皆様、会場及びオンラインで御参加いただいた皆様及び両イベントに御後援いただいた各関係機関の皆様に心から御礼を申し上げます。

ギャラリー

【東京セミナーの様子】



【J S I P 2 0 2 5 (法務省パートの様子)】



別紙 1

表1 東京セミナー参加者

Session 1: Issues Concerning Trials in Trademark Infringement Litigation		
Moderator	Mr. SHIGETOMI Takamitsu	Attorney at Law, Oh-Ebashi LPC & Partners
Assistant Moderator	Mr. HIGUCHI Rui	Government Attorney, Ministry of Justice, Japan
Panelist (Brunei)	Mr. Radin Safiee bin Radin Mas Basiuni	Intermediate Court Judge
Panelist (Indonesia)	Ms. Lidya Sasando Parapat	High Court Judge
Panelist (Singapore)	Mr. Elton Tan Xue Yang	District Judge / Assistant Registrar
Panelist (Thailand)	Ms. Chonlada Prasittiarpa	Judge of Central Intellectual Property and International Trade Court
Session 2: Enforcement on Trademark Rights		
Moderator	Mr. HATTORI Makoto	Partner, Abe, Ikubo & Katayama
Assistant Moderator	Mr. HIGUCHI Rui	Government Attorney, Ministry of Justice, Japan
Panelist (Cambodia)	Major General Keo Hoklee	Deputy Chief of Secretariat, the Cambodian Counter Counterfeit Committee
Panelist (Lao PDR)	Mrs. Thippachanh Thippavone	Director of IP Dispute Resolution Division, Department of Intellectual Property, Ministry of Industry and Commerce
Panelist (Malaysia)	Mr. Shamsul Nizam Khalil	Deputy Director General, Enforcement Division, Ministry of Domestic Trade and Cost of Living
Panelist (Myanmar)	Mr. Moe Mynn Thu	Principal / Attorney, Rouse Myanmar Co., Ltd.
Panelist (Philippines)	Atty. Reggie Anne D. Pamatian	Intellectual Property Rights Specialist IV, Enforcement Division, Office of the Director General
Panelist (Vietnam)	Mr. Nguyen Phuong Minh	Deputy Director of the Inspect and Appeals Division, Intellectual Property Office of Vietnam
Panelist (Timor-Leste)	Ms. Júlia da Costa Duarte de Araújo	ASEAN Liaison Officer for Ministry of Commerce and Industry, Ministry of Foreign Affairs and Cooperation
Panelist (Japan)	Ms. ISHIDO Akane	Senior Legal Consultant, Overseas Business Support Office, International Cooperation Division, Japan Patent Office

表2 JSIP2025（法務省パート）参加者

Moderator	Mr. YABE Kozo	Attorney at law, JFBA IP Committee/IPLNET MIDOSUJI LPC
Assistant Moderator	Mr. HIGUCHI Rui	Government Attorney, Ministry of Justice, Japan
Panelist (Japan)	Ms. YOKOGOSHI Ayu	Deputy Director, Office of Intellectual Property Rights, Customs Clearance Division, Customs and Tariff Bureau, Ministry of Finance
Panelist (Philippines)	Atty. Kayrel V. Padilla	Attorney III, Bureau of Customs
Panelist (Thailand)	Mr. Kansakol Indrasawat	Section Director, Enforcement Division, Royal Thai Customs
Panelist (Indonesia)	Mr. Romandelas Manurung	IP Investigator / Legal Analyst, Directorate of Law Enforcement, Directorate General of Intellectual Property, Ministry of Law of Republic of Indonesia
Panelist (Malaysia)	Mr. Shamsul Nizam Khalil	Deputy Director General, Enforcement Division, Ministry of Domestic Trade and Cost of Living
Panelist (Singapore)	Mr. Vignesh Vaerhn	Counsel, Allen & Gledhill LLP

1. What approaches are adopted in the legal system to address trademark infringement (in general)

	Civil	Criminal	Administrative	Border Measure	public-private collaboration	Others
Cambodia	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	N/A
Lao PDR	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Malaysia	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	N/A
Myanmar	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Online Platform Takedown request
Philippines	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Vietnam	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Online Platform Notice-and-Takedown
Timor-Leste	Yes	Yes	Yes	Yes	N/A	N/A
Japan	Yes	Yes	No	Yes	Yes	N/A

2. Latest initiatives, key developments, and recent changes regarding trademark infringement (in general)

Cambodia	NCIPR, National IP strategy involved with 6 sectors
Lao PDR	Establish regulation Trademark Infringement
Malaysia	<ul style="list-style-type: none"> * To Enhance Trademark Protection - (Basket of Brands Program – BOB) • To Enhance Collaboration With IP Owner & Enforcement Agencies • Cross-Border IP Enforcement Programs • IP Awareness Programs • Foster Collaboration With e- Commerce and Social Media Platform
Myanmar	<ul style="list-style-type: none"> • Online sales businesses (Merchants) must register their business under the Notification No. 51/2023 starting from 2 October 2023. • As of 1 January 2025, Online Sale Registration Certificate will be issued only after a mandatory on-site inspection is successfully completed to verify the business's existence. • Cybersecurity Law (CL) was enacted on 1 January 2025 and enforced on 30 July 2025. It also addresses IP infringements and timely takedown procedures as secondary liability based on a complaint or notice, as well as the mandatory requirement for registration of digital platform operators, including foreign entities that have 100,000 or more local users in Myanmar.
Philippines	<ul style="list-style-type: none"> • Memorandum of Understanding (MOU) on eCommerce between Platforms and Brand Owners, Industry Associations and Chambers of Commerce • The Internet Transactions Act (RA 11967) • IP Bootcamp with E-Commerce Platforms • Trainings and Workshops (including Product Identification for Law Enforcement Agents, Public Prosecutors, and Special Commercial Court Judges)
Vietnam	• IP law amended in 2025 will increase penalties for goods that infringe intellectual property rights to increase deterrence.
Timor-Leste	N/A
Japan	<ul style="list-style-type: none"> • Personal import regulations • Involvement in international rule-making on countermeasures against counterfeit goods on e-commerce platforms

3. Platform self-regulation, “Notice and Takedown,” “Safe Harbor Rules,” and other measures against online trademark infringement

	Notice and Takedown	Safe Harbor Rules	System For Platformers to Provide Infringers’s Infomation	Others
Cambodia	Yes	Yes	Yes	N/A
Lao PDR	N/A	N/A	N/A	N/A
Malaysia	Yes	N/A	Yes	N/A
Myanmar	Yes	no explicit definition but applicable	<ul style="list-style-type: none"> ➢ Compulsory registration of all local online merchants; ➢ Authorized request in written. 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ a mandatory on-site inspection by relevant authorities before the issuance of Online Sale Registration Certificate; ➢ Customs recordation.
Philippines	Yes	Yes	Yes	Yes
Vietnam	Yes	N/A	Yes	Cooperation with government authorities
Timor-Leste	N/A	N/A	N/A	N/A
Japan	Yes	Yes	Yes	N/A

4. Systems functioning effectively in practice against online trademark infringement

Cambodia	Right owner can file complaints to many agencies at the same time
Lao PDR	N/A
Malaysia	<ul style="list-style-type: none"> • Consumer Protection (Electronic Trade Transaction) Regulation 2024 enabling online marketplace operator to keep and maintain a record of online marketplace providers such as the name, address, telephone number, identity card number or passport number, business account number and email address of the online marketplace provider • Cooperate with Malaysian Communication and Multimedia Commission (MCMC) under section 263(2) Communication And Multimedia Act 1998 to do site blocking. • Collaborate with e-commerce platforms/ social media to do content removal.
Myanmar	<ul style="list-style-type: none"> • Proactive monitoring and takedown request approach; • Takedown data analysis for further enforcement.
Philippines	<ul style="list-style-type: none"> • Voluntary Notice and Takedown Mechanisms through the Memorandum of Understanding (MOU) on eCommerce between Platforms and Brand Owners, Industry Associations and Chambers of Commerce; • Online to Offline Enforcement (civil, criminal, admin); IP Awareness Campaigns; Inter-agency Coordination (NCIPR); • Public-Private Cooperation (Whole-of-nation approach)
Vietnam	IP law; Law on Cybersecurity; Law on protection of rights consumer; Commercial law
Timor-Leste	N/A

第26回法整備支援連絡会

国際協力部教官

廣 田 桂

第1 はじめに

法務省法務総合研究所は、法制度整備支援に関わる機関、個人などの関係者を一堂に会し、情報交換・意見交換を行う場として、国際協力機構（JICA）と共に、2000年1月から年に1回法整備支援連絡会を開催してきた。

今回で第26回目を迎える法整備支援連絡会は、令和7年12月19日（金）に開催された。以下、その概要を報告する。詳細については、後掲のプログラム及び発言録を参照されたい。

第2 テーマについて

第26回法整備支援連絡会は「法整備支援の現在地」をテーマとして掲げた。

我が国による法制度整備支援活動は、30年間にわたってその実績を積み重ね、アジア諸国を中心に広く受け入れられており、現在はウクライナやフィジー、タンザニアといった国々に法制度整備支援の活動を広げているところ、ベトナムについては1994年に支援を開始し、その後、JICAプロジェクトを中心に法制度整備支援を継続してきたが、ベトナムの発展等に伴い、本年12月にベトナムに対するJICAプロジェクトが一旦終了し、来年からは、ベトナムに対して、イコールパートナーシップの精神に基づいて、法務省独自の協力枠組で、両国に共通する法的課題の解決を目指す「Legal Exchange And Development（LEAD）」を開始する。

これまで法制度整備支援を実施してきた国の中には、ベトナム以外にも、長年にわたってプロジェクトを実施している国もあり、経済発展等に伴い、今後、ベトナム同様のイコールパートナーシップの精神に基づいた協力体制に移行することも見込まれる。

そこで、本年の法整備支援連絡会においては、そのテーマを「法整備支援の現在地」として、我が国が法制度整備支援を実施している国々の現在の状況、今後の法制度整備支援の在り方等について協議・意見交換等を行うこととした。

第3 内容について

- 1 第26回法整備支援連絡会においては、法務総合研究所森本加奈所長及びJICAガバナンス・平和構築部橋秀治部長による開会の挨拶の後、法制度整備支援に携わる各機関から活動報告をいただいた。

活動報告では、まず、国際開発分野において中核的な役割を担っている国連開発計画（UNDP）バンコク地域事務所地域アドバイザーのアパルナ・バスニヤット（APARNA BASNYAT）氏から、UNDPのアジア諸国に対するガバナンス部門にお

ける支援の状況や概要、具体的には、法の支配及び司法アクセスに関する世界的・地域的動向、平和で公正かつ包括的な社会実現のための人間中心の司法の在り方、人間中心の司法を促進するためのUNDPのアプローチの方法、アジア太平洋地域におけるUNDPの取組、今後の展望等について報告を行っていただいた。

その後、JICA琴浦容子課長、日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所山田美和上席主任調査研究員、日本弁護士連合会国際交流委員会安倍嘉一副委員長、法務省大臣官房課河本麻由美官房付、国連アジア極東犯罪防止研修所菅野直樹次長、当部部長伊藤浩之から、それぞれの機関の活動報告をいただいた。



【アパルナ氏による活動報告】

2 活動報告の後には、アパルナ氏、法務省大臣官房国際課川淵武彦課長、慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授、JICAガバナンス・平和構築部岩間望次長をパネリスト、当部副部長野瀬憲範をモデレーターとしてパネルディスカッションを行った。

パネルディスカッションでは、アパルナ氏から、UNDPにおいてデジタル、反腐敗、司法アクセスを中心として支援を行っている理由、他ドナーのガバナンス分野の支援の動向、アジア太平洋地域における United States Agency for International Development (USAID) 撤退の影響等について回答していただいたほか、松尾教授からは、日本の法制度整備支援の理念の核等について、岩間次長からは、JICA全体の予算のトレンドと、ガバナンス分野における予算の傾向等について、川淵課長からは、法制度整備支援は日本の外交・安全保障政策とどう接続しているか、国際機関との連携の方向性、国際機関と協働することによる相乗的な効果は何かといったことについて、それぞれ回答をしてもらい、ディスカッションがなされた。



【パネルディスカッション】

第4 おわりに

第26回法整備支援連絡会は、国内外の多様な関係機関が一堂に会し、法制度整備支援の現状、課題、将来像を総合的に共有・検討する場となった。UNDPによる国際機関の視点からの報告を起点に、日本の各機関がそれぞれの強みと経験を持ち寄ることで、法の支配を推進する意義が改めて確認された。特に、国際情勢の変化を踏まえた支援の方向性等についての議論は、今後の取組の戦略性を高める示唆に富むものであった。本連絡会を通じて築かれた知見と連携を基盤に、より効果的で持続的な法制度整備支援の展開が期待される。

最後に、UNDPバンコク事務所からお越しいただいたアパルナ・バスニヤット氏、活動報告をしていただいた各機関の代表者、パネルディスカッションにご登壇いただいた皆様には、この場を借りて深く御礼申し上げたい。

第26回法整備支援連絡会

【法整備支援の現在地】

令和7年12月19日 開催

【法整備支援の現在地】

令和7年12月19日 開催

❖ 開 会 挨拶 ❖

【ICD 樋口教官】

それでは、ただいまから第26回法整備支援連絡会を開会いたします。

私は、本日の司会進行を務めます、ICD、法務総合研究所国際協力部教官の樋口瑠惟（ルイ）と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、皆様へ連絡事項がございます。本日、機関報告をいただく予定であった名古屋大学法政国際教育協力研究センターの村上正子様におかれましては、体調不良のため本日は欠席されることとなりました。村上先生からご報告いただく予定であった投影資料については、後日データにて皆様へ送付させていただきますので、ご確認いただけますと幸いです。

また、本連絡会では、日本語と英語の同時通訳を実施します。通訳が必要な方は、受付にて配布している同時通訳用の受信機をご使用ください。

なお、国連開発計画バンコク地域事務所地域アドバイザー、アパルナ・バスニャット様は、英語にて発言をされる予定です。日本語と英語はチャンネル操作をして切り替えることができますので、会場正面にあるチャンネルの表示をご参照ください。

また、本日は空調の都合上、会場内が暑くなる場合がございます。コート、上着等は適宜脱いでご参加いただければと存じます。

さて、法制度整備支援に関わる機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う法整備支援連絡会は、ICD創設前の2000年1月から始まり、今回で26回目を迎えることとなりました。

本日は非常に多くの皆様にご参加いただき、心から御礼申し上げます。

それでは、法整備支援連絡会の開催に当たり、法務総合研究所長森本加奈よりご挨拶申し上げます。森本所長、よろしくお願ひいたします。

【森本法務総合研究所所長】

法務省法務総合研究所長の森本と申します。主催者側を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、昭島の会場までお越しいただきました皆様に、心から歓迎とお礼を申し上げます。そして、アパルナ・バスニャット様におかれましては、ご多忙の中、バンコクよりお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、関係機関の皆様から多大なご支援を得て、独立行政法人国際協力機構（JIC

A) 様との共催により、このように法整備支援連絡会を開催することができましたことを、大変うれしく思いますとともに、ご多忙の中、多くの関係機関の皆様にご出席いただきましたことに感謝申し上げます。

法整備支援連絡会は、法整備支援に携わる関係機関、関係者が一堂に会し、それぞれの活動や抱えている課題について情報共有、意見交換を行うとともに、テーマに応じた協議を行う場として、2000年1月から毎年開催し、今回で26回目となります。

今回の法整備支援連絡会は、「法整備支援の現在地」というテーマとしております。

皆様ご存じのように、我が国は1994年にベトナムに対する支援を開始し、その後JICAプロジェクトを中心に支援を継続して実績を積み重ねてまいりましたところ、本年12月に一旦JICA法整備支援プロジェクトが終了することとなりました。

それに伴い、法務省独自で、ベトナムとの間で両国に共通する法的課題の解決を目指す双方向型の取組みとして、「日越LEAD（リード）」という取組みを新たに開始する予定です。

ベトナムを含め、これまで法整備支援を実施してきた国の中には、長年にわたるプロジェクト実施の成果もあって、経済が大きく発展するなど、さまざまな社会情勢の変化が見受けられるところもあり、今後、イコールパートナーシップの精神に基づいた協力体制に移行することも考慮されます。

このような状況を受け、本年の法整備支援連絡会では、我が国が関与している相手国の状況を把握し、今後の協力のあり方を共に考える機会になればとの意味も込めて、「法整備支援の現在地」をテーマといたしました。

イコールパートナーシップの理念に基づく協力のあり方は、相互理解と信頼の上に築かれた長期的な協力関係を生み出すものと考えられ、今回の法整備支援連絡会を通じて、その協力モデルについての議論を深めることは、国際社会における持続可能な発展を支える一助となるものと期待しております。

また、今回は国際開発分野において中核的な役割を担っている国連開発計画（UNDP）のバンコク事務所、地域アドバイザーのアパルナ・バスニヤット様をお招きいたしました。

これは、UNDPのアジア・大洋州に対する活動を報告していただくことにより、日本の関係機関において支援の傾向を把握することができるとともに、日本の関係機関の活動をUNDPにも共有することで、UNDPとの連携をさらに強化ができればという考えに基づくものでございます。

この法整備支援連絡会を通じて活発な意見交換が行われ、皆様の今後の法整備支援活動に役立てていただくことができれば、この上ない喜びでございます。

最後になりましたが、本日ご参加いただいております皆様のますますのご活躍とご発展を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【ICD 樋口教官】

ありがとうございました。

続きまして、国際協力機構（JICA）ガバナンス・平和構築部部長の橋秀治様よりご挨拶をいただきます。橋様、よろしくお願いたします。

【JICAガバナンス・平和構築部橋部長】

ただいまご紹介いただきましたJICAガバナンス・平和構築部の橋でございます。

本日の連絡会開催に向けてご準備いただきました、法務省法務総合研究所の皆様、それから、日頃よりご協力をいただいているご列席の皆様、心よりお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

現在、国際社会は複合的な危機に見舞われていると言われております。これは非常に複雑な問題ではございますが、あえて単純化して申し上げますと、例えば、気候変動が起こって、食料が取れなくなって食料危機が起こり、インフレが発生し、政情不安が起こってしまって、紛争が起こってというようなものが、相互に絡み合いながら、順繰りに回っているというような、非常に難しい状況を迎えている国も多くなってきております。

また、その結果、地政学的な意味でも緊張関係が生じているというような状況ではないかと思えます。

このような状況の中、国際NGOであるワールドジャスティスプロジェクトが発表した「法の支配インデックス」によれば、143か国のうち約2/3の68%の国が、司法の独立、基本的自由、汚職防止などの指標が悪化し、法の支配の後退が加速しているというような報告がなされております。

我々国際協力の世界でも、アメリカの援助機関であるUSAIDが、事実上の解体になるとか、あるいは、欧州各国もODAの予算を、ウクライナの紛争等のために減らさざるを得ないような状況になってきておりまして、非常に厳しい状況になってきております。

我が国においても、ODAに対する厳しいご意見もございまして、非常に難しい状況ではあるんですが、我々はこうした中でも、「自由で開かれたインド・太平洋」という理念をしっかりと実現していく必要があると考えております。

地域の平和と安定、そして持続的な発展を支えるための不可欠な基盤として、これをしっかりと推進していかなければなりません。

このためには法の支配が確立され、透明性と予見性のある制度が機能することが何より重要だと考えます。

法整備は、国家間の信頼を醸成し、経済活動を推進し、人々の権利を守るための土台となります。

JICAにおきましては、今年度、JICA法を改正するという動きがございました。これは、近年、途上国に向けての民間資金のフローが非常に大きくなっていることですか、あるいは、冒頭申し上げましたような、途上国の開発ニーズが複雑化していること、あるいは、我が国の厳しい財政状況の中で、ODAの一層の効率化の必要があるというこ

となどを踏まえて、この法改正がなされたわけでございます。

また、皆さんご承知のとおり、A Iやデジタルの技術の進展が目覚ましく、我々の事業においても、事業のやり方、アプローチなどがどんどん変わってきております。

特に、新しい技術は途上国のほうが早くダイナミックに活用していくという側面がございますので、我々の事業のやり方についても、ぜひ本日、皆様ともいろいろなご助言を賜りながら、発展させていきたいと考えております。

今後の法の支配の定着強化に向けて、これまでの日本の強みを活かして、法令の整備、運用の改善や、法の支配の人材育成に加えまして、新たな協力のあり方についても、皆さんと一緒に考えていけたら幸いです。

また、各国の各国での法の支配の強化、それから日本とのネットワークの強化にも、引き続き貢献してまいりたいと思います。

こうした取組みの展開は、オールジャパンで一丸となって取り組んでいくことが重要だと考えております。

また、所長がおっしゃっていただきましたとおり、イコールパートナーシップで進めていくということも重要だと考えております。

法務省の皆様、国連アジア極東犯罪防止研修所（U N A F E I ・ユナフェイ）の皆様、それから最高裁判所の事務局、日本弁護士連合会、公益財団法人国際民事法センターの皆様、それからJ E T R Oアジア経済研究所、それから各大学をはじめとする関係者の皆様に、多大なご協力をいただくことがますます重要であり、引き続きのご指導、ご協力をお願い申し上げます。

本日の連絡会が、法整備支援の発展、深化につながる議論と交流の機会となりますことを祈念して、私のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【I C D 樋口教官】

ありがとうございました。

❖ 各 機 関 報 告 ❖

【ICD 樋口教官】

それでは、これより「法整備支援の現在地」をテーマに、各機関よりご報告をいただきます。なお、皆様からの質疑応答は、本プログラムの最後に総括質疑応答としてお時間を設けておりますので、その際にご発言をお願いいたします。

国際開発計画（UNDP）バンコク地域事務所

地域アドバイザー アパルナ・バスニヤット氏

司会 それでは、まず初めに、国連開発計画（UNDP）バンコク地域事務所地域アドバイザー、アパルナ・バスニヤット様からご報告をいただきます。

アパルナ様について簡単にご紹介を差し上げます。

アパルナ様は、2003年よりUNDPにて、法の支配、人権、司法アクセス、ガバナンス分野のプログラム及び政策分析に従事されてきており、これまで、アジア太平洋、南アジア、欧州、米国本部など多様な拠点で勤務され、SDGs 16を中心とした研究や政策助言を指導されてこられました。

また、2023年12月より、UNDPバンコク地域事務所にて、法の支配、安全保障、人権分野のプログラムアドバイザーを務めていらっしゃいます。本日は、本連絡会のためにご訪日いただきました。

それでは、アパルナ様、よろしくをお願いいたします。

【UNDP アパルナ氏】

皆さん、こんにちは。今回、ご来賓の皆様方、そして参加者の皆様方、今回このような形で、第26回法整備支援連絡会に出席できて非常に喜んでおります。そして、日本の法務省、そしてUNDPにお招きいただいたことを、心から感謝いたします。

法務総合研究所、日本弁護士連合会、国際協力機構、日本貿易振興機構の皆様方、ありがとうございます。

この法整備支援連絡会は第26回ということで、この連絡会は非常に素晴らしいものを掲げてまいりました。特に法の支配と人権分野において、日本及び法務省と継続的に協力してきたことに、深く感謝申し上げます。

連絡会は、現状を総括するために今まに行うべき重要な議論の場です。私より前の講演者の方々もこの点に触れられたと思いますが、現在、私たちが直面している法整備支援の世界的状況は、非常に困難なものです。地政学的環境は変化し、多国間システムや開発

協力全般においても圧力が高まっています。そのため、国内においても、多くの国で、司法と説明責任を求める声がアジア太平洋地域全体、そして世界中で高まる中、特に変革を求める若者たちによって、法制度への圧力が高まっています。

裁判所は、権力の統合、反対派の沈黙、あるいは行政の権限の濫用を正当化するための手段として、ますます利用されるようになっていきます。私たちも最近行った調査では、多くの場合、スラップ訴訟（SLAPP）や戦略的訴訟といった、市民参加を阻害する手段が検討されています。これはまさに、司法制度や法律が人々の参加を阻害し、声を上げることを阻むために利用される事例です。

同時に、市民社会の活動空間が縮小し、メディア、市民社会、そして表現の自由が制限されていることも見られます。デジタル技術は、システムの透明性とアクセス性を高めるという大きな可能性を秘めていますが、同時に、監視、検閲、デジタル弾圧に悪用されているケースも見られます。こうした民主主義制度の浸食は、単独で起こっているわけではありません。女性、若者、マイノリティ、障害者、移民、避難民といった人々にとって、司法へのアクセスにおける根深く根強い不平等と並行して進行しています。そして、これらの人々の多くにとって、司法制度はしばしば非常に遠く、アクセスしにくく、差別的なものに感じられます。現代社会を特徴づけるもう一つの特徴は、偽情報とデジタル被害の増加です。情報汚染は、制度への信頼を損ない、分極化を助長し、司法手続きそのものを複雑化させ、証拠、証人保護、そして判決に対する国民の信頼に影響を与えます。

例えば、司法制度へのAIの導入は、適正手続き、偏見、説明責任といった複雑な問題を提起します。ますます多くの国や司法機関がAIを司法制度に導入する中で、世界中の司法部門はこれらの問題に直接直面しています。しかし同時に、デジタル化は情報へのアクセスも拡大させています。私たちが活動する多くの国では、電子裁判所、オンライン紛争解決、デジタル事件管理システム、法律支援プラットフォームといった手段によって、透明性と情報へのアクセスが向上しています。

課題は、テクノロジーを導入するかどうかではなく、テクノロジーは既に存在しています。しかし、権利を尊重し、法的に健全な方法で、どのようにテクノロジーを活用できるかということです。そして、これらの課題と並行して、特に若者を中心に、透明性、公平性、尊厳の向上を求める説明責任への要求が高まっています。彼らは汚職の終焉と、権利を尊重し、不処罰の終焉を求める新たな統治の道を求めています。これは確かに、より広範な世界的な潮流です。特にアジア太平洋地域では、同様の潮流が見られます。この地域には様々な国があり、様々なレベルで同様の傾向が見られます。UNDPは、より広範な分野で活動しています。アジア太平洋地域においては、世界的なダイナミクスが地域特有の課題と真に交差していると考えています。そして、これは私が先ほど述べた世界的な潮

流と非常に一致しています。この地域はダイナミックな地域であり、過去10年間で人間開発において大きな進歩を遂げてきました。しかし、依然として多くの課題が残っており、現在、格差の拡大、政治的二極化、そして様々な状況における空間の縮小に直面しています。

また、人権擁護活動家、少数派、そして反政府勢力がますます大きな圧力にさらされる中、司法制度や法的枠組みが権力強化のために利用されているのも事実です。インフレ、債務、失業に起因する経済の脆弱性は、国民の不満をさらに高め、制度への信頼が揺らぐ不安定な政治環境を生み出しています。私はネパール出身ですが、今年初めには、これらの多くの要因が重なり合い、私の政権に劇的な変化をもたらされました。同時に、アジア太平洋地域は大きなチャンスに恵まれた地域でもあります。人間中心の正義、気候・環境正義、ビジネスと人権、そして若者主導の改革アジェンダをめぐる動きは力強いものとなっています。

テクノロジーは司法へのアクセスを劇的に変革し、デジタルデバイドへの配慮を怠らない限り、リーチと包摂性を劇的に拡大する可能性があります。また、司法研修、誠実性、デジタル司法、ジェンダー平等といった分野において、ピアラーニングの重要性が高まっている地域協力の推進への関心が高まっています。しかし、これらの機会は、特に政治移行期、気候変動によるストレス、デジタルディスラプションの時期には、大きなリスクと隣り合わせです。こうしたトレードオフへの対応は、公正な移行からデジタル化に至るまで、司法プログラムの中核を成しています。司法機関にとっての課題は、特に移行期において、リスクと機会を同時に管理することです。このように世界及び地域の動向を概観した上で、UNDPが司法へのアクセスに関する取り組みに取り組む上で中核を成す「人間中心の司法」について少しお話ししたいと思います。

私たちの出発点は、持続可能な開発目標（SDGs）です。人間中心の司法という概念は、「持続可能な開発のための2023アジェンダ」にしっかりと根ざしています。このアジェンダは、人間の尊厳、平等、差別の禁止、そして法の支配に基づき、制度が人々に効果的かつ公正に奉仕する社会のビジョンを明確に示しています。重要なのは、正義がそれ自体として捉えられるのではなく、人間の潜在能力を解き放ち、繁栄を共有し、安全と人間開発を達成するための手段として捉えられていることです。

人間中心の正義という観点から見ると、この概念はまさにこのビジョンを具体化することを目指しています。人間中心の正義は、その核心において根本的な問いを投げかけます。司法制度は、人々、特に取り残されやすい人々のために機能しているのか？そして、特に人々の日常的な司法上の問題を解決するために機能しているのか？それは、制度そのものだけでなく、人々が実際にどのように正義を体験しているかに焦点を当てています。

そして、それは実際にはいくつかの重要な原則に基づいています。

第一に、誰も取り残さないこと。司法改革は、疎外された人々や集団を明確に優先しなければなりません。

第二に、変革をもたらす正義。これは、不正義の根本原因に対処し、不処罰を終わらせ、現在の世代だけでなく将来の世代も保護することを意味します。

第三に、効果的で説明責任のある制度です。司法制度は、理論だけでなく実践においても、公正で、アクセスしやすく、迅速に対応でき、質の高いサービスを提供できるものでなければなりません。

そして第四に、私たちは正式な制度を超越する必要があります。多くの国では、人々は非公式な制度、つまり伝統的な制度を利用する傾向が強いです。裁判所は司法への道の一つに過ぎません。人々はしばしば、紛争や司法上の問題を解決するために、国家及び非国家による様々なメカニズムを組み合わせて利用しています。

そして最後に、人権に基づくアプローチです。人間中心の司法は、国際人権基準、そして参加と説明責任、差別禁止、透明性、そしてエンパワーメントの原則に根ざしています。これは、司法プログラムに関する活動の進め方、そして司法へのアクセスと法の支配に関する活動の捉え方に、真に根本的な変化をもたらすことを意味します。

私たちは、制度、法律、裁判所、手続きに焦点を当て、制度改革が自動的に人々にとってより良い結果につながると想定する、国家中心のアプローチから脱却しようとしています。この種のアプローチは、司法改革を技術的な作業として扱います。

人々に焦点を当て、人々を中心に置くということは、人々が司法を経験することから始まります。司法は深く政治的なものであり、権力関係、信頼、そして社会規範によって形作られることを認識することです。制度改革は、効率性だけでなく、質、正当性、そして人々にとって公正な結果が重要になります。つまり、この転換とは、救済措置が利用しやすく、結果が公正かつ予測可能で、制度が信頼を獲得し、司法制度が不平等を減らすように、制度を改革することです。今年初め、私たちはすべてのプログラムを対象とした2つの重要なガイダンス文書を発表しました。これは、プログラムを効果的に設計する方法、つまり人々中心のアプローチを採用すること、そして人権に基づくアプローチのツールキットを司法プログラムだけでなく、あらゆる分野において活用し、人権を中心とすることに関するものです。

これが、私たちが活動するすべての国々でこのアプローチを実践しようと試みている方法です。それでは、UNDPについても少し触れたいと思います。まずは、来年から発効する新しい戦略計画についてお話しします。ご覧いただく戦略計画には4つの分野がありますが、効果的なガバナンスは明確な活動分野と戦略目標の一つです。そして、法の支配と司法へのアクセスはその中核を成しています。この戦略計画は、法の支配、司法、そし

て人権に関する取り組みが人間開発の極めて中心的なものであることを認識しています。そして、権利が保護されず、制度が信頼されず、司法制度が人々のために機能しない限り、開発の成果は持続できないという明確な認識を反映しています。この戦略計画において、UNDPは人間中心の司法と人間中心のガバナンスを、経済、社会、環境、政治といった開発のあらゆる側面における進歩の核となる要素と位置付けています。司法は独立したセクターとしてではなく、貧困削減、社会的結束、平和構築、気候変動対策、そして包摂的な成長を支える基盤システムとして位置付けられています。

UNDPは170の国と地域で活動しているため、このビジョンを実現するための独自の立場にあります。アジア太平洋地域だけでも、36か国に約25の国事務所を支援しています。こうした多様な状況において、UNDPは人間開発の重要な原動力として、司法と法の支配を支援しています。人々が紛争を公正に解決し、救済措置にアクセスし、公的機関を信頼できる時、教育、生計、健康、そして地域社会への投資をより効果的に行うことができます。逆に、司法制度がアクセスしにくく、政治化され、あるいは濫用的である場合、不平等は深刻化し、不満が蓄積し、しばしば不安定な結果をもたらします。

だからこそ、UNDPの司法支援は、法的支援や紛争解決へのアクセスから、司法の完全性と説明責任、人権保護、そして安全保障セクターのガバナンスに至るまで、実に多岐にわたっているのです。そして、私たちはこの活動を、脆弱な状況や紛争の影響下にある状況から、後発開発途上国、そして中所得国に至るまで、様々な状況の特異性に対応できるよう調整しています。

私たちの司法と法の支配に関する活動は、法の支配、人権、司法、安全保障の強化に関するグローバル・プログラムに支えられており、多様な国の状況に対応するための柔軟なプラットフォームを提供しています。現在、このプログラムは第5期に突入しており、スライドにも示されているように、その考え方は先ほど述べた現実と動向に直接基づいています。このプログラムは、人間中心の司法を重視し、特に最も遅れている人々にとってアクセスしやすく、公正で、信頼できる司法制度、圧力下でも機能するより強力な人権機関と説明責任メカニズム、抑圧ではなく社会の結束と平和に貢献する司法・安全保障機関、そしてデジタル被害や環境不正義といった新たな、そして新たに出現しつつある被害への対処を優先しています。

移行期や危機を通じた司法制度の支援も、新プログラムでさらに注力する分野です。これらの分野では、後退リスクが最も高い一方で、改革の機会も生まれます。UNDPのグローバル・プログラムのこの新たなフェーズは、国家機関と地域社会を結びつけ、開発と人権を結びつけ、当面の安定化と長期的な変革を統合させるというUNDPの役割を真に強化するものです。また、今年終了する前回のフェーズで達成した主要な成果の一部も踏

まえています。前回のフェーズでは、世界中で何百万人もの人々が司法サービスにアクセスできるよう支援してきました。多くの場合、これは初めての経験です。これには、法的支援の拡充、移動裁判所、裁判外紛争解決、デジタル司法プラットフォーム、そして人々が司法にアクセスする際の費用と距離の障壁の軽減が含まれます。紛争の影響下にある脆弱な状況において、UNDPは司法と治安サービスの継続性を確保し、制度の崩壊を防ぎながら、改革の基盤を築きました。

ネパールやブルンジといった国々では、国家人権機関が強化され、政治的に敏感な時期における監視・保護機能が強化されました。UNDPはまた、ウクライナへの支援を含め、腐敗をガバナンスの失敗であると同時に開発の直接的な障壁と認識し、地域全体で腐敗防止のための説明責任の取り組みを支援しました。

デジタルイノベーションは、数十万人の利用者に恩恵をもたらしたデジタル裁判所管理システムから、オンライン法律扶助事件追跡まで、私たちの前段階、そして現在の段階におけるもう一つの特徴でした。UNDPは、責任ある設計の技術がアクセスと透明性を拡大できることを示しました。ですから、これらの世界的な成果についてはあまり詳しくは触れませんが、ご覧の通り、私たちはあらゆる状況や文脈で活動しています。そして、共通点は単一の司法モデルではなく、アクセス、説明責任、そして人々の司法体験に一貫して焦点を当て、それぞれの地域の状況や優先事項に対応しようとすることです。

UNDPが支援する課題の範囲は、最終的には、私たちの現地パートナーによって決定されます。このスライドは、毎年ニューヨークで開催している年次総会の様子です。パートナー機関が一堂に会し、皆さんがここで行っているような進捗状況の評価を行っています。来年も皆さんにお会いできることを願っています。昨年も日本からの代表者が出席したと思います。さて、アジア太平洋地域での経験についてですが、ここに掲載しているのは、私が拠点を置くバンコク事務所の活動です。この地域における国レベルおよびコミュニティレベルで、UNDPが人間中心の司法に関してどのように活動しているかを、少しでもご理解いただければ幸いです。

先ほど申し上げたように、現在25の事務所があります。司法と法の支配に関するプログラムについては、この地域の約15か国で活動しています。ご覧のとおり、ブータンなどの地域では司法および法的支援プログラムを提供しています。また、スリランカとベトナムでは、司法制度のデジタル化と近代化に関する様々な取り組みを行っており、効率性と透明性の強化、そして情報へのアクセスに重点を置いています。ラオスでは、制度改革に取り組んでおり、特に最高裁判所と協力しています。バングラデシュでも、現在、より広範な司法改革の課題に取り組んでいますが、ラオスでは地方裁判所を通じたコミュニティレベルの紛争解決メカニズムの支援にも多額の投資を行ってきました。司法と他の開

発課題が交差する領域での取り組みに対する需要が高まっていることが、私たちの実感として高まっています。今年初め、私はパプアニューギニアを訪問し、司法へのアクセスにおける入り口を特定するための評価を実施しました。

ジェンダーに基づく暴力、環境正義、ビジネスと人権など、様々な問題に取り組んでいます。制度改革に関して取り組むべきことは確かに多くありますが、それが他の様々な分野と交差する領域についても、ますます重要になっています。また、移行期や危機的状況においても、多くの活動を行っています。現在、バングラデシュとネパールでは、制度改革の取り組みを支援しています。これは、民衆蜂起を契機として生まれた期待に応え、より人々のニーズに応える制度改革を求めるものです。ミャンマーでは、コミュニティレベルの紛争解決メカニズムの強化に加え、住宅、土地、財産権、法的アイデンティティの確保といった問題に関して、機会を模索しています。これらは、私たちがこの地域で行っている活動のほんの一例です。

私が拠点を置くバンコクでは、地域レベルでの交流と協力のためのプラットフォームの構築に投資しています。2024年には、法務省もパートナーとして参加した「人民中心の司法会議」を開催しました。

この会議には、アジア太平洋地域における人間中心の正義とはどのようなものなのかについて、地域の様々な国々が真に対話を行うことが重要だと考え、参加を呼びかけました。多くのトピックが議論されましたが、特に注目を集めたのは、司法の公正性と独立性、ジェンダー平等、デジタル化とAIの活用、そして環境問題に関する3つか4つのトピックでした。これらは、今年私たちがさらに活動を拡大しようとしている分野です。それぞれの分野について、もう少し詳しく説明したいと思います。

UNDPは2018年から、裁判官を集め、相互学習を可能にする司法の公正性と独立性に関するネットワークを支援しています。当初はASEAN地域に重点を置いていましたが、他の地域の裁判官も参加させています。これは、専門的基準やガイダンスの構築、相互学習、そして司法管轄権を超えた教訓の共有に強い関心があったためです。特に、多くの裁判官が分極化した状況下で活動している状況においてはなおさらです。

現在、このネットワークは地域全体に拡大し、3000人以上の裁判官を擁しています。来年には、裁判官と弁護士の独立に関する次期国連特別報告者が裁判官の任命プロセスに関する報告書を提出する予定であるため、彼らとオンライン会議を開催することを検討しています。そこで、ネットワークを結集し、対話を行い、次期報告書へのフィードバックを提供する予定です。特に司法の独立に関する問題において、強い要望があるため、今後この活動をどのように拡大できるかを真剣に検討しています。特に南アジアの最

高裁判所から、そのような要望をいただいています。

この会議で特に力強く示された次の分野は、ジェンダー平等と司法における女性のリーダーシップ促進です。私たちは「Shifts Underway」と名付けたイニシアチブを強く支持しており、インドネシア、タイ、ラオス、バングラデシュの4か国と協力し、司法における女性のリーダーシップ強化に向けた各国の取り組みを支援しています。これは、女性の代表性を高めるという観点だけでなく、多くの女性が直面する昇進や任命における障壁への対応という観点でも重要です。このようなイニシアチブを通じて、地域全体から女性裁判官を招き、ネットワークやリーダーシップスキルの強化、ジェンダーに配慮した裁判の強化に取り組んできました。これらは単なる象徴的な取り組みではありません。差別、暴力、不平等に関わる事件における司法の執行方法に直接影響を与えます。そして興味深いことに、私たちはこれをSDGs 16のデータや報告と関連付けようとも試みています。UNDPが担当する指標の一つは、司法における代表性に関するものです。

そして、各国で関心が非常に高まっているもう一つの分野は、デジタルとAI、つまり人工知能です。私たちは長年にわたり、司法制度のデジタル変革に取り組んできました。国レベルでは、例えばスリランカで、スリランカの商事高等裁判所の透明性とアクセス性を向上させるための包括的なデジタルプラットフォームの開発を支援しました。しかし、最近ではAIと法の支配の面でも活動を強化しています。

また、インドの事務所では、より広範な枠組みが整備されていないインドにおいて、司法機関がAIをどのように活用しているかを調査する調査を実施しました。11月には、法務省の支援を受け、ユネスコのパートナーと共同で地域会議を開催し、AIの可能性だけでなく、導入すべきリスクとガードレールについても検討しました。来年、アジア太平洋地域の司法制度におけるAIの活用状況を全体的に調査する調査を開始する予定です。この調査をさらに進めていきたいと考えています。AIは非常に新しい分野であり、発展途上にあるため、誰もがそれぞれの立場で取り組みながら理解を深めている段階だと思えます。

したがって、情報を共有し、互いに学び合い、どのような機会が存在するかを把握するプラットフォームを持つことが、リスクを軽減するためにも非常に重要になります。最後に、環境問題についてです。環境問題は、この地域で非常に重要な課題として浮上しています。先住民の権利から公正な移行、世代間平等、ビジネスと人権に至るまで、様々な問題が存在します。環境問題は、この地域における開発、正義、人権のまさに交差点に位置しています。最近、健全な環境への権利に関するウェビナーも開催しました。

A S E A N地域には世界共通の宣言がありますが、A S E A N地域でも最近、「健全な環境への権利」に関する新たな宣言が採択されました。これは、特に環境問題に関する個人やコミュニティにとって、救済へのアクセスをさらに強化する機会となります。現在、この地域の5か国に焦点を当てた調査を準備しており、森林権から企業への説明責任の取り扱いまで、各国が環境問題にどのように取り組んでいるかを深く掘り下げています。

各国において、様々な分野、様々なトピックについて、深く掘り下げた調査を行っています。健全な環境への権利を守るために必要な法的枠組み、執行、そしてコミュニティの救済へのアクセスを強化するためのエビデンスと提言の作成を目指しています。これが、私たちが最近進めている活動分野です。ちなみに、私たちが行っている活動はすべて、U N D P単独で行っているわけではありません。私たちは、政府、市民社会、そして場合によっては民間セクターを含む、すべての国内パートナーと緊密に連携しています。また、女性問題に関する他の国連機関やユネスコとも緊密に連携しています。さらに、アジア開発銀行やタイ司法研究所などの機関ともパートナーシップを構築し、複雑で相互に関連する司法の課題に共同でどのように対処できるかを真剣に検討しています。

U N D Pだけでは大きなインパクトを与えることはできませんが、多くのパートナーと協力し、様々な問題に取り組むことで、同じ方向を目指し、より大きなインパクトと影響力を発揮できると考えています。では、今後の方向性についてですが、これが最後のスライドです。

U N D Pにとっての教訓は、法の支配と人権を守るために、こうした地域的なパートナーシップやプラットフォームに真に投資しなければならないということです。多くの司法上の課題は今や国境を越えています。国家レベルでの投資は重要ですが、これらの課題のいくつかは集団的に検討することが非常に重要です。デジタルやA Iについて議論する際には、誰もが互いに学び合う必要があります。環境正義について議論する際には、時に国境を越えた問題となります。ですから、協力のための地域プラットフォームの重要性和、互いに学び合うことが非常に重要になります。

二つ目に、革新的な人間中心の司法サービスへの投資を増やす必要があると考えています。ただ口で言うだけでなく、実際に視点に立って、様々な疎外された集団にとってコミュニティレベルでどのような司法ニーズがあるのかを評価し始める必要があります。そして、デジタルであろうと、様々な設計アプローチであろうと、私たちが持っているツールをどのように活用して、システムが人々、そして最も疎外された人々のために機能しているかを確認することが重要です。

そして三つ目に、地域の知識ネットワークとピアラーニングへの投資が不可欠です。私たちが運営している **Gen Asian Network** と **Woman Judges Network** は、特に裁判官同士が情

報を共有し、それぞれの国の状況ではなかなか難しい議論を交わすことができるため、非常に役立っているというフィードバックをいただいています。

そして最後に、AIや気候正義など、先ほど申し上げたような新たな課題に真に取り組むためには、連携を築く必要があると考えています。これが私の最後のスライドになります。最後に、司法制度が重要なのは、法の支配を支えるだけでなく、人々の制度への信頼、そして尊厳を形作るからです。

人間中心のアプローチは、正義が単なる抽象的な概念ではないことを私たちに思い出させてくれます。正義は、コミュニティレベル、警察署、法律相談センター、ジェンダーに基づく暴力から保護を求める女性たち、説明責任を求めて街頭に立つ若者たち、そして環境と天然資源の権利を守る最前線に立つコミュニティなど、あらゆる場所で経験されます。ですから、正義が否定されると、その影響は、個人レベルにとどまらず、社会全体に及びます。そして、この地域で見られる様々な運動は、おそらくその一部を反映しているのでしょうか。UNDPは、アジア太平洋地域の政府、パートナー、そしてコミュニティと協力し、最終的にすべての人々に平等な司法へのアクセスを確保するというSDGsの約束を果たすことに引き続き尽力していきます。

皆様、ご清聴ありがとうございました。また、このように意見交換の機会を与えてくださった法務省とJICAに改めて感謝申し上げます。この重要なテーマについて、今後、連携を強化していくことを楽しみにしています。ありがとうございました。

【ICD 樋口教官】

アパルナ様、ありがとうございました。

国際協力機構（JICA）ガバナンス・平和構築部

ガバナンスグループ 法・司法チーム課長 琴浦 容子氏

【ICD 樋口教官】

続きまして、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ 法・司法チーム課長、琴浦容子様からご報告をいただきます。

琴浦様、よろしく願いいたします。

【JICA 琴浦課長】

今ご紹介いただきました、JICAガバナンス・平和構築部 法・司法チームの琴浦と申します。

JICAの機関報告を始めさせていただきます。

この1年も、関係各位の皆様のご協力をいただきまして、訪日研修を多く実施してまいりました。国別研修は14件、課題別研修も9件と実施にあたり各方面よりご協力をいただいております。

法制度整備支援そのものに関しましては、まず、東南アジアでベトナムが30周年のセレモニーを行ったことが、大きい節目だったかと思えます。

ベトナムから始まりました法整備支援が今月で一旦終了を迎えるというのも大きな節目ですし、日本からも三谷副大臣に参加いただきまして、先方も副大臣レベルの方々にご参加いただいて、盛大にセレモニーを行うことができました。

また、ラオス、カンボジアに関しましても長く協力を続けていますが、次、どのような案件を行っていくべきなのか、どのような協力があるのか、あり得るのかという議論を始めているところがございます。

一足先に次の案件が始まったのがインドネシアでございまして、OECD加盟を後押しするという大きなお題目のもとで、新たな案件が今年の10月からスタートいたしました。

また、ラオスに関しましては十数年ぶりに招へいを行うことができました。こちらに関しても、関係の皆様にご協力をいただいて実現したものでございますが、合同調整委員会(JCC)の皆さんに来ていただいて、実際いろいろなところを訪問いただいたこと、また、松尾先生、井田先生にも入っていただいて、今までの協力がどういうものだったのか、今後ラオスでどういうことをやっていくべきなのかというのを、じっくり議論する機会となりました。

南アジアでは、ネパールで技術協力プロジェクトが再開いたしました。以前、裁判所を対象とした案件を実施していましたが、今回民法の逐条解説を支援する取組が始まっております。

こちらに関しましても、また新たにアドバイザーグループを設置させていただきまして、松尾先生にご紹介いただいて、新たな先生にもご参画いただいております。

「法の支配の強化」、司法アクセスの関係では、ケニアの案件でも招へいを行うことができました。UNAFEIの皆様にご協力をいただいて、次官レベルの方に来ていただき、日本での取組を見ていただけたこと、また、保護司の方にも直接会っていただいて、実際、日本がどのように機能しているのかというのを見ていただくことができ、日本の制度についてとても理解を深めていただく機会となりました。

「ビジネスと人権」では、課題別研修は今回3回目となりまして、今回もまた山田先生にご協力をいただいて実施することができました。各省の皆様にも入っていただくセッションがございまして、今年、日本がNAPの改定を行っていますが、それに対して各省がどのように取り組んでいるのかというの、共有する機会となりました。

また、新たな取組としましては、ウクライナでの汚職対策研修を実施しました。昨年この場にウクライナの司法副大臣がいらっしゃっていましたが、その後、ICDの皆様と

ともに議論を重ねまして、今月頭に汚職対策の研修を行うことができました。これも、この後どうしていくのかというのは、また議論を重ねていきたいと思っております。

また、国際公法の分野は課題別研修と留学生事業を実施していますが、今年度の研修も今まさに準備中のところでして、今年度中にもう1回開催を予定しております。

新たな動きとしましては、ドナー連携の関係ですが。ワールド・ジャスティス・プロジェクト（WJP）が行っているワールド・ジャスティス・フォーラムで、今回、パネルの討論をいたしました。

ここ数年、WJPとは議論する機会が多くありましたが、パネル討論の機会をいただいて、日本でどういうことを取り組んでいるのかというのを発表する機会となりました。法制度整備支援というのは、成果を発信する、見せるのがなかなか難しい分野だと思いますが、こういう機会に発信していくことの重要性を感じる機会となりました。

また、新たな取組みとして、世界銀行の評価チームとの連携も今模索しているところがございます。インパクト評価を取り入れていくようなチームとディスカッションするワークショップを来月下旬に予定しております。

法制度整備支援の中では、ケニアの案件を対象として、カウンターパートの専門家にも入っていただきながら議論しようと考えているところでございます。

こちらの一覧表は先ほどのご説明とかぶるところがあるんですが、特筆すべきかなと思いますのは、一番下の、アフリカの「英語圏アフリカにおけるビジネス法研修」というもので、3年間行ってきたうちの3年目に、今回、ICDの皆様にもご協力いただいて開催することができました。

4か国を対象としていますが、それぞれの国から5人来ていただくもので、かなりディスカッションも盛り上がっていたように思います。

また、UNAFEIの皆様とは、課題別研修に加えて、ケニアの案件でも引き続きお世話になっておまして、今年開催した第2回合同調整委員会（JCC）にも教官2名にご参加いただきました。また、今年の5月には本邦研修をお受けいただきまして、来年3月にも予定して、今、準備を進めているところでございます。

公正取引委員会様との連携の関係では、タイに専門家を派遣しておりましたが、今年の11月で案件としては終了となりました。

引き続き、どういう協力があり得るのかというのは、今、議論をしているところではございますが、定期的に打ち合わせをすることで、公正取引委員会様としての重要地域、重点地域もお伺いしながら、途上国のニーズとうまくマッチさせていきたいと考えております。

また、日本弁護士連合会の皆様とは、引き続き課題別研修でお世話になっておりますし、外務省国際法局とは国際広報の研修を行っております。

留学生事業も引き続き行っておりまして、司法分野の中核人材というものの、それから、国際広報の分野で多くの研修員を受け入れていただいております。

長期研修だけではなく、無償資金協力（人材育成少額計画：JDS）でも多くの留学生

を受け入れていただいているんですが、今年度から、名古屋経済大学でウズベキスタンの研修員を受け入れていただくというのが始まりました。

市橋先生をはじめとする先生方にお世話になっているのですが、先生方も「とても楽しみにしている」と言っていて、また新たに大学と途上国とのネットワークをつくるきっかけとなっていくものと考えております。

こちらが最後のスライドとなります。書いてあることは、このあとのパネルディスカッションともつながるものですので余り深く入らずにと思っておりますが、今年はやはり、ベトナムで30周年を記念するセレモニーが開催されたというのがすごく大きな節目だったと感じております。

冒頭の森本所長のご発言にもありましたとおり、経済発展をしていて、国そのものが変わっていく中で支援のニーズも多様化していること、また、支援の幅といいますか、内容もかなり変わってきているというのを日々感じております。

また、相手国の状況も変わっていますので、支援すべき内容も格段に変化している中で、ではどのように協力をしていくべきなのか、どのような体制を整えていくべきなのかというのが、今後検討していかないといけないことなのかと思っております。

また、先ほど触れましたとおり、いかに発信していくかということのも重要だということのをこの1年、特に感じましたので、寄り添い型の支援はほかに例を見ないものだからこそ、国際場裏での発信もとても重要なんだろうと感じております。

JICAからのご報告は以上となります。

【ICD 樋口教官】

ありがとうございます。

日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所

上席主任調査研究員 山田 美和氏

【ICD 樋口教官】

続きまして、日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所上席主任調査研究員、山田美和様からご報告をいただきます。

山田様、よろしくお願ひいたします。

【JETRO 山田上席主任調査研究員】

皆さん、改めまして、こんにちは。JETROアジア経済研究所の山田と申します、私の方からは、アジア経済研究所全体の報告というよりも、私自身が進めてきておりますビジネスと人権にフォーカスを当ててご紹介をしたいと思ひます。

まず最初に、アジア経済研究所をご存じでない方が、もしかしたらおいでになるかもしれないんですが、アジア経済研究所は、海浜幕張にございます、アジアを中心とする、アジアのみならず、いわゆる「途上国」、今で言うところ「新興国」、「第三世界」とかつて言っていた、いわゆる「グローバル・サウス」ですね、中東・アフリカ、それからラテンアメリカ等々を研究する地域研究者、それから経済、それから、私のような法制度を専攻している研究者の集まりでございます。

恐らく、いろいろな地域で、うちの研究者がいろいろなところでお世話になっているかと思えます。ありがとうございます。

私のほうからは、正確に言うと2014年から開始している、名称は微妙には変わっているんですが、「ビジネスと人権：責任ある企業行動およびサステナビリティに関する政策」に係るプラットフォーム事業というのを実施しております。

皆様ご承知のとおり、今年日本ではビジネスと人権に関する行動計画が、恐らくもう既に改定をされつつも、多分発表されるような時期だと思いますが、こちらはいつも私、持ち歩いているんですが、この「ビジネスと人権」に関して、国ももちろんそうですし、そして企業として、それから、企業が人権尊重をやっていくために政策としてどういうものが必要なのかということ議論する、日本によい政策提言ができればというプロジェクトでございます。

ここ、細かい字で恐縮ですが、目的といたしましては先ほど申し上げたとおりですが、今年の成果といたしましては、基本的にその調査の部分と、それからアウトリーチと言いますか、発信をする場というふうに2つに分けると、私ども、適宜というか、時宜に応じて、ポリシーブリーフというものを出版しております。

今年も、2025年のNAP改定に向けて、それから、公共調達のあり方について、それから、今本当に決まるのか決まらないのか分からないような状態にはなっておりますが、EUの「CSトリプルD」に関するもの、等々のポリシーブリーフを適宜出版しております。

また、今年日本への受入れということに重点を置いて、「じゃ、一体、送り出しをしている国はどのような制度になっているのか」ということで、ベトナムとインドネシアにフォーカスを当てて委託調査を行っているところであります。

それから、毎年ですが、国連のジュネーブと、バンコクのほうで行われている「ビジネスと人権」、それから「責任ある企業行動に関するフォーラム」に参加をして、情報収集、共有等をしております。

一つ、恐らくこの12月に出版の運びになるかとは思いますが、「ビジネスと人権ーグローバルトレンドとアジアー」ということで、大きな形でのグローバルトレンドの部分と、それから、国、特に東南アジアですが、タイとインドネシアとベトナムとカンボジアの部分にフォーカスを当てた、アジア経済研究所の仲間プラス、ほかの機関の専門家の方と共同研究をいたしました成果を近刊の予定ですので、よかったですらぜひ手に取っていただければと思います。

また、アウトリーチのほうに関しましては、今年は万博がございましたので、何か、もうすごく昔のような気がするとか、ついこの間、あんなにみんなが万博でフィーバーしていて、私も都合6回行ったんですが、今回、万博が初めて万博として人権方針というのをつくりましたし、かつ、持続可能な調達コードというものをつくりました。

これを通して企業が、人権尊重、それから公正な取引等といろいろなものに、企業行動をよい方向に向上させるということを目的として、そういった公共調達をやったわけですが、その取組みがどういうふうに社会に対して今後活かされていくかというようなセミナーをやったり。

また、今日は、UNDPに行かれています佐藤さん、こちらにおいでになりますが、バンコクでのリージョナルフォーラムの機会を捉えて、UNDP、それからILO、IOM、OHCHR、UNEPとか、国際機関の、今、日本人の専門家の方々がちょうど何人かおいでになられているので一緒に共同しまして、特に今、在タイ日系企業向けにビジネスと人権、先ほどアパルナの話にもありましたが、やはり気候変動問題によるリパカッションといいますか、そういった副作用もあるので、そういったところにフォーカスを当てたセミナー等も行いました。

私たちのプロジェクトとか、研究会という母体を持ってまして、法務省の方々、法総研の方々にもぜひご参加いただければと思うんですが、定期的に、マルチ・ステークホルダーと言いますか、経産省をはじめ、外務省、厚労省の方もお見えになって、かつJETROの本体の人間等々と一緒に、定期的に情報交換や専門家を呼んだ研究会をやっております。

この「ビジネスと人権政策提言プロジェクト」が法整備支援連絡会とどういうふうに関係あるのかということを一覧にしています。これは去年の表で、多分、ここの最後のところの、ICDとのJoint Study on Business and Human Rights for Young Leadersで協力させていただいております。

またビジネスに行けなくて、多分、残り時間がない中で、改めてここで皆さんと共有したいなとも思っています。

先ほどアパルナさんの話にあったし、冒頭から橘さんのお話等々もございましたが、今の危機的な人権、それから、法の支配の崩壊を見るような世界の中で、一つの救いとは言いませんが、取っかかりになるアプローチの仕方がビジネスと人権だと、今まさに強く思っています。

というのは、国の状況がどうであれ、企業として人権尊重の責任をやっていくということが期待されているものなので、もちろん、国はあてにならないとは申し上げませんが、企業というものをフックにしながら、社会をできるだけよい方向に立ち戻せるんじゃないかという期待を持ったツールというふうに、私は特に理解をしています。

これも去年と同じスライドですが、この法整備支援と、ビジネスと人権はどのような関係があるの？ということで、まさに法の支配、先ほどアパルナさんがいろいろなことを話してくださいましたが、まさにそういった根幹の部分がないと、この社会は当然のこと、そ

れから企業にとっても、人権を尊重するということができないような状況にあるわけです。

ですので、この法整備支援、それから、日本のナショナルアクションプランがどういふふう新しいところで文言になるのか分からないんですが、基本的な精神は絶対変わらないはずなので、法の支配の下における人権の保護と、自由な経済活動の基礎となる法制度整備支援ということで、ビジネスと人権と法制度整備支援というのはまさに表裏一体といえますか、親和性のあるということを改めて申し上げたいと思います。

これも皆さんに毎回申し上げていて本当に恐縮ですが、その法制度整備支援を国がやるということがどういふためなのかと言ったときに、もちろん、人々を守るためということですが、企業にとっても人権尊重ができる環境という言い方もよくないかもしれないんですが、企業があるべき姿の企業行動を取れるようにする環境整備、それから法制度整備、もしかしたら人権デューデリジェンスをマニフェストにするというような、そんな政策もあるのかもしれないんですが、やはり、そこをやっていく。

かつ、法制度整備支援というのは、相手国も、それぞれの国がビジネスと人権に関してやらなければいけないことがあるわけで。例えば最近だと、マレーシアが行動計画をこの夏に作ったばかりなので、相手国との関係性においても、法制度整備支援の中でこういったビジネスと人権に関わる分野において共同ができますし、恐らく全てが関わってくるのだと思います。

どんな政策をやっていけるのかということもいろいろ議論があると思って、あくまでテクニカルな支援であって、何か政策というか、そういったパーパスというところはまた別の話だというような議論をされる方も、もしかしたらいらっしゃるかもしれないんですが、やはり狙いがあって、支援もあるし、政策というものがあるわけですから、ここを、まさにどんな政策ができるかということ、ビジネスと人権の観点から、特にアジア地域でやっていけると思っております。

これは最後のスライドですが、先々週、ジュネーブで毎年行われている「ビジネスと人権のフォーラム」に参加してまいりました。

先ほどもアパルナさんや、橘さんとか皆さんおっしゃられたように、今、法の支配、それから人権のこの危機的な状況というのは、今までもあったのかも分からないんですが、我々が知る中において非常に危機的な状況にあるということが、冒頭、人権高等弁務官からお話があり、皆さんご承知のとおり、EUにおいて「CSトリプルD」をやる予定だったのが、「企業への負担コストが」ということで後退したり、アメリカが、残念ながら反SGの方針を抱えていて。

アメリカの事務所の先生方も発言をするときに、わざわざ「自分の発言はあくまで個人的な発言であって」と、今までのフォーラムやセッションだったらそんな発言を聞いたことないなというようなことを非常に慎重に発言をされていて、本当、ここまでこういった影響が来ているんだなというのをつくづく感じました。

その一方、先ほどマレーシアのお話もしたんですが、アジアの国々からも、もちろんR

representative、政府関係者の人も来ていますし、ライツ・フォルダーの人も来ていて、アジアのライツ・フォルダーの人が、自国の政府の人がいるところで「いや、うちの政府は十分じゃない」ということを言って、その政府の人も「いやいや、こんなことをやっている」という議論をしているわけですね。

アジアのマレーシアも、繰返しになりますが、NAPをつくっていますし、インドネシアやタイにおいてもビジネスと人権に関する政策をどんどん進めていくということなので、本当に今こそ日本の役割というのが、我々が積み重ねてきたものの真価が問われている、かつ、真価が発揮できるときなのではないかと私は感じておりますので、引き続き、関係者の皆さんとともに努力していきたいと思えます。

それから、最後に1つだけですが、実はJETROで「人権方針」というものの策定を予定しております。本日の2時ぐらいにプレスリリースで「作ります。」という発信を多分しているかと思うので、もう私、しゃべっていいかと思うんですが、来年はそういったことも含めて報告できればと思います。

どうもありがとうございました。

【ICD 樋口教官】

山田様、ありがとうございました。

日本弁護士連合会国際交流委員会

副委員長 安倍 嘉一氏

【ICD 樋口教官】

続きまして、日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長、安倍嘉一様からご報告をいただきます。安倍様、よろしく願いいたします。

【JFBA 安倍副委員長】

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました日本弁護士連合会の国際交流委員会の安倍と申します。よろしく願いいたします。

私からは、日弁連の活動報告ということで簡単にお話をさせていただければと思います。

まず、日弁連がどのような国際司法支援をしているのかということですが、日弁連というのは、もともとは各地方ごと、各都道府県ごとに会員の弁護士会というのがありまして、その弁護士会を束ねているのが連合会ということになるわけですが、その中の一つの委員会で、国際交流委員会というものがござります。

国際交流委員会の中に、さらに国際交流部会と国際司法支援センター、ILCC部会と

いうものがありまして、こちらのILCC部会のほうが、主に法制度整備支援というものを担っているということになります。

相手方というのは、基本的には、関係各国の弁護士会というものが主にカウンターパートということになっております。

基本的には、主にやっていることというと、一番多いのはJICA様からの委託を受けての研修のお手伝いであるとか、あるいは、JICA様からの要請を受けて、長期専門家として弁護士を各地に派遣させていただいたりしております。

それ以外にも、きょうこの主催をしていただいているICD様にも、我々委員会のメンバーの方が今勤務しているという状況で、各機関とも連携をしながら活動を行っているということになります。

日弁連ですが、これはご承知のとおりかと思いますが、日本最大の人権NGOという立場で、法・人権分野で多様な知見を有していますということです。

特に法制度整備支援。法律家ということでもありますので、弁護士や弁護士会の活動、Access to Justiceに関する知見を有しているということで、弁護士が活動の中心を担っているということになります。

特に弁護士の場合、単に法整備支援にかかわらず、いわゆるビジネスの関係でも各国の弁護士との連携を取るということはよくございますので、個人的につながりを持っているというケースも多々ございます。そういう意味で、弁護士同士のつながりをもとにして、こうした法制度整備支援活動というものをやっているというところがございます。

国際交流委員会ですが、現在、委員、幹事を合わせて76名という体制でやっております。この辺りはもっと増やしたいというところもあるんですが、弁護士会の規制とか、規則とか、なかなか定員が増やしにくいというような事情もあって、この程度に収まっているというところなんです。

今申し上げたように、ILCC部会と国際交流部会に分かれているというところで、それぞれPT（プロジェクトチーム）というものを立ち上げていまして、PTごとに各国の対応をしているということになります。

ILCC部会に関しては、現在、カンボジアPT、ラオスPT、ベトナムPT、モンゴルPT、ネパールPTと、あと、先ほどちょっとお話にありましたJICAの課題別研修のPTというものが立ち上がっています。

それ以外に国際交流部会のほうでも、中国、香港、台湾、マレーシアPT、ロシアPT、米国PT、ドイツPTということで、残念ながら、今の政治情勢で、ロシアとか中国はなかなか活動しづらい状況ではあるんですが、こちらも、先ほど申し上げた個人的な弁護士同士のつながりというものがありますので、また情勢が変わった際には活動が再開できるというような状況にはあります。

それ以外にも、PT自体は設置されていないですが、シンガポールやフィリピン、フィジーや韓国、フランス、オーストラリア等の弁護士会等とも交流を持っております。

更に申し上げてしまうと、各地方の弁護士会もそれぞれ、単位会ごとに友好協定を結ん

でいるというようなところもございます。

例えば、私は第一東京弁護士会の会員ですが、台湾の高雄の弁護士会と友好協定を結んでいたりとか、あるいは上海の弁護士会と友好協定を結んでいたりしますので、こちらはこちらで交流もしているということで、割と複線的なつながりを持っているというような状況でございます。

では、ここから先は、各国別の I L C C の、国別 P T の活動についてご案内させていただきます。

まずカンボジアですが、ここもご承知のとおり、一時期、ポルポト政権の時代に知識層がほとんど壊滅的になってしまったというような状況があったわけですが、最近、本当に発展が目覚ましいというか、もともと、J I C A からの研修、専門家の派遣等によってかなり法律家の養成が進んできておりまして、弁護士会についても積極的に活動してきているというところがございます。

3月に日本の P T のメンバーが現地を訪問して、セミナーというものをしたんですが、その際に向こうから、「民法とか民事訴訟法関係のセミナーをやってほしい」という依頼が来ている。さらには、「費用は全部自分たちで持つので、日本に来て研修をしたい」というような話も来るようになっていて、大分、時代が変わってきているんだなと感じている次第です。

こちらについては、メインは来年度になるとは思いますが、オンラインも含めてになるかと思いますが、セミナーをすることに向けて、今、その B A K C のメンバーと協議をしているという状況になります。

続いて、ラオスになります。

ラオスも、これはかなり昔から、J I C A の長期専門家を派遣させていただいたりとか、あと J I C A の本邦研修の受け入れとかをさせていただいたところですが、現在も長期専門家として2名の弁護士が、国際交流委員会のメンバーでもありますが、駐在しているというところがございます。

こちらも3月に P T のメンバーが現地を訪問して、L B A (ラオス弁護士会) と共同で、弁護士業に関心を持ってもらうためのセミナーを開催するであるとか、今後、民法の解釈実務に関するセミナーを計画しているということで、来年の1月には第1回目を行って、たしか3月ですかね、今度は現地に行ってセミナーをするというようなことになっています。

こちらも、私、この活動を始めたのは10年くらい前ですが、その頃は、弁護士がいると言っても、「資格を持っても稼げないからやらない」みたいなお話も聞いていたぐらいだったんですが、ここも大分変わってきているのかなというところがございます。

続いて、ベトナムです。

こちらも、先ほどからお話があったように、J I C A のプロジェクトが一区切りついたということになります。そういう意味では J I C A の長期専門家として1名が駐在していたということになります。ついこの前まで駐在していたということになります。

これによって、JICAによる研修、これまでは、JICAの研修の一環で、毎年、VBF（ベトナム弁護士連合会）の方々が日本に来て研修をしていて、それ自体は一旦終了ということになっているんですが、これもVBF側から「研修を受けたい」というような要望もいただいたりして、今後もこうした形でつながりは作っていくことになるのかなと思います。

オンラインの研修であるとか、あるいは相互訪問といった形で、そういう意味では、支援というよりは、交流をメインな軸とした関わりというものを今後作っていくことになるかなと考えているところです。

続いて、モンゴルです。

こちら、かつてというか、ちょっと前までは、JICAのほうでいろいろ支援をしていたところが一区切りついたところかと思うんですが、JICAの研修が終わったあとも、来日研修というものを定期的にしておりました。コロナがあってしばらく止まっていたんですが、また再開の動きが出ています。

ただ、今回は、このPTで検討しているのは、来年、むしろこちらが1回モンゴルに行って研修をしようかという話で、しかも、せっかく行くなら一番寒いときに行ったらいいんじゃないかということで、2月ぐらいに行こうという計画を立てているというような状況でございます。

続いて、ネパールです。

ネパールは、こちらに今日来ていただいている森永先生が委員会のメンバーをやって、ネパールのPT長もしていただいている、いろいろ情報提供もしていただいているという状況になります。

2月のLAWASIAの人権大会の際にまずカトマンズを訪問して、ネパール弁護士会と会談したということがあるのと、次回、こちら側が行ってセミナーをするということを企画しているところです。

これはもともと「来年の3月に行こう」という話だったんですが、例の暴動の件があって延び延びになっていて、「5月ぐらいに行ければ」という話をしている状況になります。

続いて、課題別研修です。

これも先ほど簡単にお話がありましたが、こちらは司法アクセスに関する研修ということになります。

今年は10月20日から31日に開催されていまして、ラオスとかバングラデシュ、ネパール、スリランカ、コートジボワール、ドミニカ共和国、モルディブ、ソマリアから12名が参加する。こういうたくさんの方々が一遍に集まって研修するというのは、日弁連ではこのPTのみということになります。

ここで日本の司法アクセスに関する講義もそうですし、あと、法テラス、現地の「ひまわり法律事務所」というところに訪問した、実は今年行ったのがちょっと前に熊で騒動になっていた鹿角というところでして、結構、連れていく人もおっかなびっくりで行ったんですが、無事帰ってこれたということで良かったんですが、そうしたところも現地を見て

いただいて、今後の司法アクセスの充実に役立てていただきたいと考えているところです。

最後ですが、これは必ずしも I L C C と関わりはないんですが、フィジーの視察訪問というところをしてみました。

こちらは、これまで特に日弁連として関わりがあったわけではないので、本当に取っかかりということで、いろいろなところにご挨拶に行ったというところですが、フィジーはフィジーで、弁護士会がいろいろ政府に対して物を申し立てたら強制加入団体から任意加入団体にされたとか、あるいは、懲戒権が弁護士会になく、ほかの独立した政府の委員会で行われるようになったとか、力を削がれているというようなところがあって、なかなか弁護士会としては苦勞されている状況を伺ってきたというところになります。

私からの報告は以上となります。

法制度整備支援の中で、最終的に法制度整備支援を広めていくというか、市民にまで広げていくというところで、司法の三者の中で言えば一番市民に近い立場にいるのは弁護士なのかなとは思っておりますし、そういう意味で、弁護士の方々がより司法アクセスしやすい状況になっていくということも非常に重要な課題かなと考えております。

こちらも、今後、関係各所と協力させていただきながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

では、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

【 I C D 樋口教官】

安倍様、どうもありがとうございました。

法務省大臣官房国際課官房付 河本 麻由美氏

【 I C D 樋口教官】

続きまして、法務省大臣官房国際課官房付、河本麻由美様からご報告をいただきます。河本様、よろしく願いいたします。

【 M O J J 河本官房付】

法務省大臣官房国際課の河本でございます。

本日のテーマである法整備支援の現在地の観点から、官房国際課の現在の活動についてご紹介させていただきたいと思っております。

官房国際課は、司法外交の推進を目的として、平成30年に法務省内にできた課になります。そこでまず、司法外交とは何かを簡単にご説明させていただき、その後、その活動の具体的な内容である国際会議の開催と成果の具体化、パートナー国との二国間関係の強

化、そして国際機関との連携強化についてご説明します。

まず、司法外交とは、法の支配や基本的人権の尊重といった価値を我が国から世界に発信し、浸透させる取組みとなります。

その目的は、法の支配や基本的人権の尊重といった価値を世界各国に浸透させることにより、全ての人々がルールのもとで安全、安心に暮らせる社会を実現すること、また、国内外の経済成長を支える司法インフラを整備すること、などにあります。

この司法外交と法制度整備支援との関係ですが、法制度整備支援は、相手国の司法制度の発展に貢献し、法の支配の浸透に寄与するとともに、相手国関係者との顔の見える国際協力として、我が国と相手国との関係強化につながるものであり、司法外交を推進する上での重要な柱となります。

法務省は、法務総合研究所国際協力部（ICD）では約30年にわたり、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）では約60年にわたり、法制度整備支援を行ってきました。

官房国際課は、ICD、UNAFEIをはじめ、刑事局、民事局など、法務省の全ての局部課の国際関係業務を支えていくための調整役などを担っており、ICDとUNAFEIが行っている法制度整備支援活動や、その重要性を国内外に発信するお手伝いをさせていただいております。

具体的には、法務省が携わっている法制度整備支援の重要性を国際会議で発信したり、各国の法務大臣等との政務レベルでの会談で、この法務省が行っている法制度整備支援を取り上げて、ハイライトしています。

次に、国際課自身が行っている司法外交の具体的な活動ですが、一つ目の施策は、国際会議の開催と成果の具体化です。

2021年に犯罪防止刑事司法分野における国連最大の国際会議である kongress が京都で開催され、その成果文書として、犯罪防止刑事司法分野における国連及び加盟国の中長期的な指針となる「京都宣言」が採択されました。

その「京都宣言」を実施するため、法務省は、こちらのスライドに上がっておりますアジア太平洋刑事司法フォーラムや、ユースフォーラムの開催、そして「再犯防止国連準則」の策定の主導といった3つの取組みを実施するなどして、「京都宣言」の実施にリーダーシップを発揮してまいりました。

このうち「再犯防止国連準則」の策定について詳しく説明させていただきます。

「京都宣言」では再犯防止に関する詳細な記載が設けられ、各国から再犯防止分野に対する高い関心が寄せられました。

そこで、法務省は外務省と連携して「再犯防止国連準則」の策定を提案し、準則案の案文交渉を主導し、保護司制度など日本の官民連携や多機関連携による再犯防止の知見を盛り込みました。

そして今年の5月、国連犯罪防止刑事司法委員会において、この「再犯防止国連準則」、通称「京都モデルストラテジーに関する決議案」が採択され、ちょうど本日未明、国連総

会において、この「京都モデルストラテジー」が採択されて成立しました。

「京都モデルストラテジー」には、罪を犯した人と地域社会をつなげる地域ボランティアの重要性や、その活動の持続可能性を確保する法整備などの必要性に関する記載が盛り込まれ、地域ボランティアの具体例として、アルファベットで「h o g o s h i」の文言が記載されています。

このように、国連準則の中に日本固有の制度が文言として記載されているのは初めてになります。

今後、法務省としては、各国における再犯防止施策の充実に貢献するため、UNAFEIへの研修などを通じた、本準則や保護司制度などの国際社会における認知度向上及び活用促進を図るなどをしていく所存です。

「京都コンgres」の次に大きな国際会議としては、一昨年7月、「司法外交閣僚フォーラム」と呼ばれている3つの閣僚級の会合を開催しました。

一つ目が、日ASEAN特別法務大臣会合。

二つ目が、G7司法大臣会合。

三つ目が、ASEANG7法務大臣特別対話です。

一昨年はちょうど「日ASEAN50周年」であり、かつ、日本がG7の議長国であったことから、「日ASEAN特別法務大臣会合」と「G7司法大臣会合」を同じ時期、同じ場所で開催し、更に、その機会を捉えて、ASEANとG7の法務司法大臣などが一堂に会する史上初の会合となる「ASEAN・G7法務大臣特別対話」を開催しました。

これらの三つの会合の成果を具体化するために、国際課は三つの取組を行っています。

一つ目は、「日ASEAN特別法務大臣会合」において承認された、日本とASEANの法務司法分野における共通の課題に対処するための具体的な活動を取りまとめた「日ASEAN法務司法ワークプラン」の実施です。

法制度整備支援などを通じて信頼関係を構築してきた日本とASEANの法務司法分野の連携を、イコールパートナーシップの精神に基づき、さらに強化することを目的としています。

このワークプランの取組みの一つには、「日ASEAN知財グッドプラクティスセミナー」という、知的財産紛争解決の法制度に関する情報や、グッドプラクティスの共有をASEAN地域で広く促進することを目的としたセミナーがあり、今年度は10月に、eコマース、ネット通販上の模倣品対策などをテーマに開催しました。

二つ目は、G7司法大臣会合において日本が提案、G7の賛同を得て創設された「ウクライナ汚職対策タスクフォース」の実施です。後ほど簡単にご紹介します。

そして三つ目は、「ASEAN・G7法務大臣特別対話」において日本の提唱により創設された「ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム」の開催です。こちらも、後ほど簡単にご紹介します。

まず、「ウクライナ汚職対策タスクフォース」ですが、これはG7やUNDP、UNODCなどの国際機関による、ウクライナの汚職対策支援プロジェクトに関する情報共有

や、対処すべき課題の抽出、対処策の検討を行うプラットフォームです。法務省がそのタスクフォースの事務局を務めており、その活動をリードしています。

これまで3回開催し、第3回は、昨年11月に東京で対面形式で開催し、ウクライナの汚職対策における課題や改善点などについて専門家による議論を行いました。

第4回は来年1月に開催する予定であり、第3回で扱ったテーマとは別のテーマについて深掘りした議論を行う予定です。

次に、「ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム」は、ASEANとG7の法務・司法分野の次世代を担う若手職員が交流し、信頼関係を構築することを目的としており、定期開催しています。

これまで2回開催し、第2回は今年の6月から7月にかけて東京で開催し、ASEAN及びG7の19の国・機関からの、法務省などの若手職員41名が参加しました。

全日程を通じて行われたグループディスカッションでは、参加者は各国が抱える政策的課題に関して意見交換を行ったほか、各国共通の課題に対する解決方法などに関して法の支配の観点から議論を行ったほか、更生保護施設など日本の刑事施設を見学しました。

さらに、日ASEANの関係では、先月、第1回「日ASEAN法務大臣会合」を開催しました。

先ほどお話ししたように、一昨年法務省が特別会合として「日ASEAN特別法務大臣会合」を主催しましたが、そこで構築した法務・司法分野における閣僚レベルでの対話の継続を望む声が出ました。

そこで、法務省がASEANに、ASEANで2年おきに開催されている「ASEAN法務大臣会合」の機会に合わせて、「日ASEAN法務大臣会合」を定期開催することを提唱し、ASEANの賛同を得て実現に至ったものです。

日本にとってこの法務大臣会合は、これまで二国間のものが中心であった法務・司法分野におけるASEAN諸国との連携協力関係を多国間のものに展開して強化するとともに、ASEAN地域における法の支配の促進に一層貢献するという意義があります。

続きまして、二つ目の施策、パートナー国との二国間関係の強化です。

これまで申し上げたのは、 kongress や「司法外交閣僚フォーラム」などマルチの会合ですが、マルチだけではなくて、二国間関係の強化にも力を入れています。

その取組みの一つとして、戦略的に重要なパートナーとなる国・地域との間で、高級実務者レベルで対話を行う「戦略的司法対話」を実施しています。

対象国としては、法制度整備支援を進めている中央アジア諸国や太平洋島しょ国の法務省、司法省と関係を深めるために対話を行っているほか、G7ではイギリス、ASEANではタイと、双方の関心事項をテーマに意見交換を行うなどしており、パートナー国と相互理解を深め、信頼関係を醸成し、連携の強化に努めています。

今年度に広がった協力関係の例をスライドに挙げさせていただきました。

そのうち中央アジアについては、今年の4月から5月にかけて法務大臣がキルギス、ウズベキスタンに出張し、両国の法務司法大臣と会談などを行いました。

その際、両国と中央アジア諸国における法の支配を今後浸透させることの重要性について認識を共有し、両国から、中央アジア諸国と日本の法務大臣間での対話の枠組みの創設の提案を受けたことも踏まえて、現在、来年度後半に、史上初となる「中央アジア+日本」法務大臣会合を東京で開催することを目指して、中央アジア諸国との協議を進めています。

最後に、三つ目の施策である国際機関との連携強化についてです。

法務省は、こちらのスライドに上がっている国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連開発計画（UNDP）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）及び東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）にそれぞれ法務省の職員を派遣し、一緒にプロジェクトを実施するなどして連携を図っています。

例えば、先ほどご説明した再犯防止国連準則案の按分協議が行われた政府間専門家会合は、UNODCが事務局を務めていました。そこで法務省は職員をUNODCに派遣して、事務局側からもこの準則の策定をサポートしていました。

また、UNDPとの連携強化についてですが、法務省はUNDPとは約6年前から関係を強化しており、昨年からは、UNDPのバンコク地域事務所に法務省職員を派遣しております。

派遣された法務省職員は、先ほどご報告してくださったUNDPバンコク地域事務所のアパルナ・バスニャット様にお世話になっており、アパルナ様のもとで、アジア地域の民事分野における司法アクセスの向上のための各種事例の調査分析、シンポジウムの開催、現地プロジェクトの形成や実施などに関与しています。

先ほどアパルナ様のご報告にもありましたが、先月、タイのバンコクで、アジア地域の司法関係者を対象とした「AIと法の支配」をテーマにした「ユネスコUNDPワークショップ」が開催され、そのワークショップの企画及び実施にも、法務省から派遣された職員が携わらせていただきました。

また、そのワークショップには法務省からも職員が出張して参加し、セッションの一つであるパネルディスカッションについては、裁判官出身の法務省職員がファシリテーターを務め、「紛争解決におけるAIの活用」をテーマに、アジア地域の教授、裁判官、弁護士など司法関係者による活発な議論が行われました。

このワークショップは盛況に終わったと聞いており、今後も法務省はUNDPと連携して、このようなアジア太平洋地域を中心とした国々の司法関係者の能力構築などに貢献し、法の支配の浸透に寄与していきたいと考えております。

また、この場を借りて、アパルナさんにはUNDPに派遣された法務省職員をいつも支援してくださり、心よりお礼申し上げます。

駆け足になりましたが、官房国際課からのご報告は以上でございます。

ご清聴ありがとうございました。

【ICD 樋口教官】

河本様、どうもありがとうございました。

国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）

次長 菅野 直樹氏

【ICD 樋口教官】

続きまして、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）次長、菅野直樹様からご報告をいただきます。菅野様、よろしくお願いたします。

【UNAFEI 菅野次長】

ただいまご紹介にあずかりました法務省国連研修協力部の菅野と申します。

アジ研（UNAFEI）では次長を務めております。

UNAFEIは、1962年に国連と日本政府との協定に基づいて創設された研修機関でございます。世界各国の刑事司法の実務家を招いて、時には1か月近い期間にわたる研修を実施しています。

先ほどアパルナさんからご紹介のあったTIJ（タイ司法研究所）とは姉妹機関である国連のプログラムネットワーク機関の一つ、という位置づけになっております。

さて、UNAFEIの研修のテーマですが、国連における課題、国際社会が直面する課題ですとか、政策的な優先事項を踏まえてテーマ設定をしております。昨今ですと、東南アジアにおける特殊詐欺の拠点とか、そうした組織犯罪対策を踏まえた国際協力などを想定したテーマを設定したり、あるいは、今し方、河本官房付から紹介のあった「国連再犯防止準則」といった新しくできた準則などを踏まえたテーマを設定しています。

早速、来月、1月には、再犯防止と国連準則をテーマにした研修を、UNAFEIにおいて実施する予定としています。

また、それ以外に、二国間研修といったニーズもかなり増えていまして、今、河本官房付から紹介がありましたが、UNODCの関係では、法務省から検事1名、それから矯正局の職員も派遣されていまして、UNAFEIでは、そうした派遣者と協力した案件も実施しているところでございます。

こちらには須田検事が来ていますが、ちょうど今朝、UNAFEIのほうで終わりましたASEANの研修においても多大な尽力をいただいております。ありがとうございます。

では、UNAFEIの活動概況について手短にご紹介いたします。

こちらは、UNAFEIが年間を通じて行っています多国間研修の主なものですが、これらはいずれもJICAの課題別研修などとして実施しているものでございます。昨年の

法整備支援連絡会の直後からですと「ASEAN日本刑事司法セミナー」、これも先ほどご紹介のあった「日ASEAN法務大臣会合」のフォローアップとして実施しているものでございまして、ちょうど1年経ちまして、今朝ほど第2回の刑事司法セミナーを行っています。

捜査共助といった国際協力のテーマ、それから、ASEAN地域における過剰収容対策などを念頭に置いた強制保護分野の研修というのも行っています。

それ以外には、年間を通じた刑事司法のセミナーでは、マネーロンダリングをテーマとした研修などを行ったり、また、後ほど少しウクライナとの関係でご紹介します汚職の研修なども行っています。

また、こうした多国間研修の合間を縫って、かなりの数の二国間研修というものを行っています。今年も1月にはUNODCのバンコク事務所と協力して、タイやベトナムを対象とした研修を行っているほか、カンボジアですとか東ティモールなどを対象とした二国間支援というのも行っております。

年間を通じた研修の概要については今ご紹介したとおりですが、このあと、UNAFEIの活動について、幾つか2025年のハイライトということでご紹介していきたいと思えます。

まず1つ目としまして、大洋州島しょ国に対する支援、協力といったものがございまして。

これは昨年、PALM10（大洋州島しょ国首脳会議）があり、その際に官房国際課等が行ったイベントなども踏まえて、フォローアップとして、UNODCバンコク事務所と一緒にやっているものとなります。

先ほど申し上げた組織犯罪の脅威、サイバー技術を悪用した犯罪といったものの脅威は島しょ国にも迫っているとされまして、そのため、今年の7月には、そうした組織犯罪対策を行うために、フィジー、キリバス、ソロモン諸島、バヌアツの検事と警察官を招いた支援。それから、9月には現地に行きまして、サイバー犯罪対策と国際捜査共助といったテーマの研修をUNODCと協力して実施して、貢献しているところでございます。

続いて東ティモールですが、今年の10月にASEAN加盟を果たしたということで、この機会にご紹介できればと思うんですが、UNAFEIは、2018年頃からICDが行っている共同研究に参画する形で、現地のニーズ調査などに携わってきたところ、2019年頃から、UNODCのバンコク事務所に派遣されている法務省の職員と協力しながら、刑務所支援といったことを行ってきております。

刑務所における職業訓練の支援ですとか、受刑者のアセスメントツールの開発・実施といったものを行っているほか、昨年からは、暴力防止プログラムの開発といったものに携わっています。

これは少年受刑者を対象として行うものを想定していますが、暴力に訴えがちな少年たちに対して、そうした問題にいかにして向き合って改善していくかというためのツール開発となっています。

現地のティモールの矯正職員たちと一緒にそうした研修、受刑者を対象として、この写

真にあるような、車座になってワークショップを行ったりするためのツールを作ったということで、右上のがテキストになっています。

また、そうした場を取り回すためのモデレーターの養成といったプロジェクトも行ってるところでございます。かなりの参加者を得て実施したところでございます。

こちらはウクライナの汚職対策支援ということで、UNAFEIにおきましてもウクライナの支援には協力していきたいというところがございます、特にUNAFEIで行っています汚職対策の研修におきましては、昨年にも続きまして、ウクライナからの実務家を呼んでおります

通常、こうした課題別研修は1国につき1人というところですが、こちらについて、昨年は4名、今年は3名に増員するという形で対応していただいております、JICAの柔軟な対応に感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、こうしたUNAFEIの研修というのはマルチの研修なので、ウクライナの人たちにとっては、ほかの国、カザフスタンとか近隣の国だけではなくて、アフリカ諸国などからも、「学びを得る機会になった」というコメントをいただいております。

それ以外ですと、来年の2月に、UNODCのウクライナ事務所と協力する形で、訪日研修の受入れを予定しております。25名程度、国家汚職対策局からの参加者を得て実施する予定となっております。

続いて、先ほどJICA様のご報告にもありましたケニアの支援についてでございますが、ハイライト的に写真を映しております。

先ほどご紹介がありましたように、昨年11月には現地でJCCが開催されており、それと合わせて、UNAFEIの教官、所長が出張する形でセミナーを行う、などしています。

また、今年の4月にはケニアの保護局の職員10人、こちらは現場あるいは準幹部レベルの方が来て日本に約2週間滞在したというもの。その後、また7月にはケニアの内務次官及び保護の局長が来ることで、日本の制度を学び、帰っていかれました。特に保護司の制度の現場を見るとともに、保護司さん達を支える更生保護センターなどについても視察していかれました。

というのも、ケニアでは新たに保護司を採用するプロジェクトが進んでいまして、今年には700名、600名、数百名単位での保護司さんが新しく採用されたということで、そうした人たちをサポートしていく方法ということも現地の保護当局としては課題となっているということで、こちらが現地の様子の写真でございます。

あと2枚程度スライドがありますが、「再犯防止国連準則」の関係では、今年の10月に、「IPPF」と呼ばれる「国際刑事矯正財団」というところと協力したコロキウムを開催しています。

この財団は、沿革が19世紀まで遡る由緒正しい団体で、国連 kongress の前身となる機関となっています。そうしたところで、日本の刑事施設、刑務所ですとか更生保護施設などを見ていただいた上で提言をまとめていただきました。

その中では「許しの文化」といった国連準則にはないコンセプトも入れられた形で、再犯防止に国際的に取り組んでいこうという機運を高めたところでございます。

そして、先ほど国際課から「京都 kongress」についてのご紹介がありましたが、来年の4月にはアブダビで第15回のkongressが行われる予定となっています。

こちらでは「京都 kongress」に引き続きまして、UNA FE Iにおいてワークショップをやっていくということで、UNA FE Iのワークショップでは、女性や子供に焦点を当てた、レジリエントな社会の構築ということをテーマにしています。

このワークショップのテーマは、先ほどUNDPのアパルナさんからも紹介のあったPeople Centred Justiceにも通じるコンセプトのワークショップになろうかと考えています。

最後に若干の宣伝ですが、UNA FE Iにおきましては出版物を定期的に出してまいりて、特に日本語の資料ということで、毎年3月頃に研修員ですとかを招いた専門家の講義資料や論文などをまとめたものを発行してございませう。

加えて、今年に入ってから、今年度の取組みとしてはソーシャルメディア。遅ればせながらというところはあるはありますが、Xのアカウントも作って発信をしております。こちらのQRコードがありますが、何かの機会がありましたらフォローしていただけたら幸いです。

私からは以上です。ありがとうございました。

【ICD 樋口教官】

菅野様、どうもありがとうございました。

法務総合研究所

国際協力部長 伊藤 浩之氏

【ICD 樋口教官】

続きまして、法務総合研究所国際協力部長、伊藤浩之よりご報告いたします。伊藤部長、よろしくお願ひいたします。

【ICD 伊藤部長】

伊藤 皆様こんにちは。今年の7月に国際協力部ICDの部長に着任をいたしました伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日は多くの皆様にお越しいただきありがとうございます。そして、関係機関の皆様には日頃大変お世話になっております。この場をお借りして御礼申し上げます。

それは、早速、ICDの報告をさせていただきます。少々駆け足になると思いますが、ご了承ください。

活動につきまして、最初には、JICAと協力して、プロジェクトで、各国で支援をさせていただいているものを挙げております。

ただ、内容については重複するところもありますので個々に触れることはいたしません。ICDとしては、これらのプロジェクトについて法務省から職員を現地に派遣する、本邦研修を実施するときその受入れの企画・運営を行う、現地でセミナーを行うときに講師を派遣する、また、案件の切り換えですとか立ち上げのときには調査団などに加えていただいて案件のデザインなどにも関わらせていただくと、いろいろそういった活動をさせていただいております。

専門家に関しましては、現在、法務省からは4つの国に7名、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、それらの国に合計7名、派遣をしているところでございます。

本日のパネルディスカッションやテーマに関わるところといたしまして、カンボジア、あるいはラオスで行っている支援ですが、支援が一定の自立を目指すということであれば、私としては、人を自分たちで育てることができるといことは非常に重要なことと思っています。

そういう意味で、裁判官の教育ですとか法律実務家を育成する基盤を形成するといったことに取り組んでいるプロジェクトというのは、非常に重要になってくるのかなと思っています。

続きまして、そのプロジェクト、JICAのプロジェクトの活動以外での活動を多くの国で行っているところでございます。

こちらも一つ一つは取り上げませんが、幾つかの関係で後ほど述べさせていただきますが、東ティモールにつきましては長年協力を行ってまいりました。2009年頃から、JICAと協力をする形、あるいはICD独自で基礎支援などを行ってきております。

最近土地関連の法制度の整備の支援が1つの柱となっており、法律として成立したのもございます。とは言っても、まだまだ半ばのところがありまして、引き続き協力をしていきたいと思っております。

また、その下のキルギス、フィジーといったところも、今年、共同研究を開始するというような形での協力を開始したところでございます。

そうした各国への協力活動のほかに、こういったシンポジウムなどもこの1年間についても開催をしております。詳細についてはこの場では割愛をさせていただきます。

具体的ところで、まず1つ目、ラオスでございます。

ラオスの関係では、JICAのプロジェクトとしての協力もありますが、それ以外にラオス国立司法研修所というところと法務総合研究所との間でMOCを結んでおりまして、それに基づく共同セミナーというのをこれまで続けてまいりました。

今年、ラオスと日本は外交樹立70周年という記念の年であり、これまでの法制度整備支援に関して、首脳間のステートメントでも取り上げられる機会、右側にありますが、そういった機会もございました。

そして、先ほど申し上げた共同研究のセミナーをこれまでに20回、既に行ってきた、

その節目に日本で記念式典という形で行っております。その際には、これまでのセミナーででき上がってきた成果と言いますか、資料をまとめたものを本の形にして発刊をするといったことも実施させていただいております。

そして最後に、一番下に書かせていただいておりますが、皆様、ご記憶にも新しいと思いますが、愛子内親王殿下が11月にラオスを訪問されました。

その際に、国家副主席の晩餐会において、「今日までのラオスにおける法制度や基礎インフラの整備等、日本による支援がラオスの国民の皆様のお役に立てているのであれば大変うれしく思います。」と、お言葉を述べていただいたということがございます。

また、滞在中にはニュースで取り上げられたところもございますが、現地で活躍する日本人と愛子内親王がお会いされる機会もありまして、その場には、このJICAの法整備支援プロジェクトの矢尾板専門家チーフアドバイザーも出席する機会がございました。

その場では矢尾板さんはプロジェクトの支援で作ったラオスの民法典のリサーチペーパーという、逐条解説のようなものですが、非常に厚い本を持って行って、外務省の方か宮内庁の方か、余りそういったものを勝手に出さないようにという指導はあったようですが、それにもめげず、しまわず、愛子さまが来られたときに「見てください。」と見せたというふうに聞いております。

ただ、その見せた本は全部ラオス語で書かれているので内容をお読みいただくわけにはいかなかったかもしれませんが、そうやって非常に関心を持って見ていただけたということで、矢尾板さんは頑張ったということなので、この場でも紹介させていただきたいと思っております。

それからもう一つ、先ほどもご紹介が出てまいりましたが、ベトナムとの関係でございます。

JICAのプロジェクトとしては一旦終了することになっておりますが、新たな取組として、法務省として共同研究を行う予定にしております。

これを「日越Legal exchange and development」、略して「LEAD (リード)」と名付けております。特徴としては、対等なパートナーシップの精神を意識したもの、というものでございます。

もちろん、これまでの協力でもパートナーという意識は持っていたものと思っております。お互いに相手のことを知ろうという考えも、この新しい取組でも同じと言えば同じ部分もあるかと思っております。

ベトナム側から知見の提供を求められるということもあると思っておりますし、それに応える部分もまだあるかとは思っております。ですので、いきなり180度何かやり方が変わるというわけではないかなと私自身も思っております。

ただ、何が課題なのか、どういうテーマで議論をするのかを話し合っ、それぞれの法制度や実務をお互いに紹介し合うといったことを重視して意見交換をするという意識を、より強めていくという考えで行っていくものではないかと思っております。

向こうが知りたいことに日本側ができるだけ応えるということからは、時間はかかる

かもしれませんが、少しずつ変わっていくというような形で、新たな関係に発展させていければと思っているところでございます。

まだこれから始めるところでございますので、内容ですとか、相手方とどうやっていか定まっていなくて多分ありますが、皆様のご意見もいただきながら考えていきたいと思っております。最初は、来年の3月に司法省との間での実施を予定しているところでございます。

そして最後、ウクライナに関しても簡単にご報告をさせていただきます。

昨年、この法整備支援連絡会にウクライナの司法副大臣をお招きして、基調講演をしていただきました。その後、当部において、JICAとともに、ウクライナの司法省との継続的なオンラインの協議を実施したり、こちらからウクライナに出張するなどして協議を実施してまいりました。

出張の際には、ウクライナ司法省の国家反汚職対策局（NABU）の長官ですとか、特別汚職対策検察（SAPD）の高官らと協議を実施いたしました。

このような協議を経て、今年からウクライナに対する支援を当部においても行ってまいります。

具体的には、7月にウクライナ司法省の職員を日本にお招きして、子どもの権利保護に関する共同研究を実施いたしました。

また、今月、12月の上旬には、JICAの研修として、JICAとともに、国家反汚職対策局など、特別汚職対策検察、反汚職高等裁判所、司法省、これらの機関の職員21名の方々を日本に招へいして、ウクライナの汚職対策に関する研修というのも実施しております。

この研修では、日本の汚職捜査に関する講義、汚職防止に関する法制度、科学捜査に関する講義などを実施し、ウクライナ側からもウクライナの汚職機関の役割や課題などについて発表をしていただいております。

こうしたウクライナに対する支援を来年度以降も実施していく予定になっております。

非常に簡単ではありますが、ICDからの報告になります。ありがとうございました。

【ICD 樋口教官】

どうもありがとうございました。

これより、20分間弱の休憩に入ります。

続くパネルディスカッションは15時20分より開始いたしますので、それまでにお席にお戻りください。

（休憩）

第26回法整備支援連絡会

【法整備支援の現在地】

《パネルディスカッション》

《総括質疑応答》

《閉会挨拶》

令和7年12月19日 開催

❖ パネルディスカッション ❖

【ICD 樋口教官】

それでは、お時間になりましたので、再開させていただきます。

これよりパネルディスカッションを開始します。テーマは「法整備支援の現在地」についてです。

それでは、パネリストの皆様をご紹介します。

UNDPバンコク地域事務所地域アドバイザー、アパルナ様。

法務省大臣官房国際課長、川淵様。

慶應義塾大学大学院法務研究科教授、松尾様。

JICAガバナンス・平和構築部次長、岩間様です。

モデレーターは、法務総合研究所国際協力部副部長の野瀬が務めます。

それで、野瀬副部長、よろしく願いいたします。

【ICD 野瀬副部長】

それでは、パネルディスカッションのセッションに入りたいと思います。

先ほど、通訳の方から、「我々、何も手持ちで用意してないので、であれば、ちょっとゆっくりしゃべってほしい。」と言われましたので、ゆっくりしゃべりたいと思います。

先ほどありましたが、もう一度、改めて、このパネルから参加される方もいらっしゃいますので、アパルナさんを含めて、ご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、アパルナさんですが、アパルナさんは2003年からUNDPにおいて、法の支配、人権、司法アクセス、ガバナンス分野のプログラム、及び政策分析に従事されています。

アジア、太平洋、南アジア、欧州、米国本部など多様な拠点で勤務し、「SDGs目標16」を中心としたガバナンスデータ研究、政策助言を主導しておられます。

2023年12月より、UNDPバンコク地域事務所にて、法の支配、安全保障、人権分野のプログラムアドバイザーを務めておられます。

続きまして、松尾教授です。松尾教授は、横浜市立大学助教授、横浜国立大教授等を経て、2003年から慶應義塾大学教授をされ、現在は慶應義塾大学法務研究科教授をされています。

松尾先生は、ご専門の民法についての研究のほか、ラオス民法典やネパール民法典の制定支援に関わってこられました。また、内閣府、法務省、財務省等において政府委員を歴任されておられます。

続きまして、岩間様です。岩間様は、1995年にJICAに入られ、その後、公共政策部財政金融課、東南アジア太平洋部計画ASEAN課などで要職を務められたほか、金融庁にも出向されたご経験があります。

また、2017年から4年間、JICAベトナム事務所の次長を務められ、現在はガバナンス・平和構築部次長兼ガバナンスグループ長をされています。

川淵様は、2000年に日本国の検事に任官されました。その後、東京地検、名古屋地検、名古屋高検等で検事として勤務されました。

そのほか、在英日本大使館、法務省刑事局、法務省訟務局等で勤務され、法務総合研究所総務企画部副部長を経て、2025年7月から現在の職に就いています。

それでは、今からパネルディスカッションを始めたいと思います。

先ほど、いろいろな機関からご報告いただいたとおり、我が国はいろいろな機関が、いろいろな切り口で法制度整備支援を実施しております。

1990年代に始まった我が国の法制度整備支援は、ICDの対象国だけ見ても拡大しています。

余り日本語で言うのもあれですので、「マネー・メイクス・ザ・ワールド・ゴー・ラウンド」とはよく言ったもので、国際協力を行う上では活動の基盤となる財政的な事情とも無縁ではられません。

仮に総額が変わらなかったとしても、パイの中でのアロケーションの変化にも着目する必要があります。また、対象国の経済状況の変化によって、支援ニーズも変化してきます。

ICDが協力してきた対象国を見ると、支援開始当初と比べて経済状況等が大きく変容しています。

例えば、先ほど来話題になりましたベトナムは、1994年の名目GDPは207億USドルであったのが、2024年には4684億USドル、日本円で約70兆円になり、人口も1994年の7000万人から2024年には1億人を超えています。

また、広くガバナンス分野とはいっても、その中での伝統的法制度整備支援の占める割合は変わらないのか。世界的なトレンドの中には、USAID（ユースエイド・米国国際開発庁）の撤退のインパクトなども含まれますが、こうしたトレンドとも無関係ではないように思われます。

先ほど、我が国の法制度整備支援の拡大と言いましたが、いわゆる当初行われていたベトナム等での法制度整備支援と、今、我々がICDやJICAがウクライナなどで行っている法制度整備支援というのは、少し別のものではないかという感じもしなくもありません。

国際課が展開する司法外交も同様です。

そこで、本パネルでは、まず松尾先生に、1990年代に我が国が行っていた法制度整備支援と、現在行っている法制度整備支援は、質的に同じものなのか、換骨奪胎、リ

パッケージングではないのかという点についてお伺いすることから、このパネルを始め、続いて、アパルナさんや岩間さんに、様々な視点から現在のトレンドについて語ってもらう形で始めたいと思います。

場合によっては、時間の関係で、私から、パネリスト以外の会場にいらっしゃる方に質

聞させていただくかもしれません。

大体こういうときに当たるのは、私の同期の方が当たる可能性がありますので、そういった方々はよく聞いておいていただければと思います。

それでは、松尾先生、どうぞよろしく願いいたします。

【慶応大学 松尾教授】

ありがとうございます、まずその質問に答えるのは一番年配の者が答えるべき問題かと思しますので、私から最初にお話しさせていただきます。

日本の法制度整備支援の30年を振り返りますと、そこには3つの柱があったということを確認することができると思います。

第一に、民法、民事訴訟法等の民事基本法制を中心とする基礎支援がありました。ベトナム、カンボジア、ラオス、ネパール、中国等に対しても支援を行いました。

また、ミャンマー、インドネシア等では、知的財産法、倒産法等の特定の法分野に絞った法令基礎や、裁判例の整備支援が行われました。

さらに、ウズベキスタンに対しては、倒産法のみならず、行政手続法の整備支援も行われました。

第二に、法令整備と並行して、裁判官、検察官、弁護士等の法曹養成支援が行われました。

そして、法令整備に一段落ついた国では、法曹養成、法学教育支援が一層重視されています。そこでは、法の解釈、適用についての教科書、問題集、逐条解説といった法学教育教材の作成支援に重点が置かれつつあります。ラオス、ネパール、カンボジア等です。

他方、刑事司法分野では、先ほどご紹介がありましたUNA FE Iの研修プログラムを通じた、世界各国における司法関連人材の育成が、特筆すべき活動です。

第三に、市民の司法アクセスの向上に通じる支援があります。

これは、弁護士会の活動への支援、先ほど、安部さんから紹介していただきましたが、そのほかに、ADRに関する制度や、それを運用する裁判官、司法省職員等の専門家の能力強化支援、法律相談の仕組み等を通じて、市民の司法アクセス向上に関する支援も行われてきました。バングラデシュ、モンゴル、コートジボアール等が挙げられると思います。

このように、法令の整備支援、法曹ないし司法関連人材の育成、法学教育支援、及び市民の司法アクセス支援向上という、日本の法制度整備支援の三本柱は、30年間一貫して継続してきたように思われます。

それが目指すところは、日本の開発協力大綱で改定をしつつも、繰返し維持されてきた相手国のよい統治、グッドガバナンスの構築にあると考えています。

その後、法の支配ということも強調されるようになりましたが、法の支配は、よい統治と密接不可分の関係にあり、法の支配はよい統治を構築するためにバイパスすることのできない要素であります。

よい統治と法務支配の関係については多くの議論があり、私の研究テーマの一つでもあります。特に、個々の国家における開発プロセスというコンテキストにおいては、よい統治は、より包括的でよりファンダメンタルな要素であると考えられます。

よい統治と法の支配は、もともとはEU諸国の外交戦略である法的外交、リーガルデプロマシーに端を発しているともみることができますが、その後、よい統治と法の支配は、人権、民主主義とともに、ミレニアム宣言、ミレニアム開発目標をはじめとする国連総会決議で繰返し確認され、今や法制度整備支援のグローバルスタンダードとして確立されました。

その後注目すべきは、国連総会決議でも繰返し強調されているように、国内、国際両レベルにおけるよい統治と法の支配の推進が重要です。

つまり、よい統治と法の支配の構築は、国内レベルから出発して、グローバルなレベルの問題に通じているということを見逃すことができません。

法制度整備支援は、相手国における法の支配の浸透、そしてよい統治の構築を通じて、最終的にはグローバルガバナンス、つまり諸国家間の平和的共存を目指しているということです。

日本の法制度整備支援の歴史は、常にこの動きを意識し、それに参画する度合いを強化する形で進んできました。日本の法整備支援の理念の核はここにあるということができると思われます。

このような視点から見ますと、本日、各機関の報告でも紹介された法制度整備支援の対象国や支援メニューの拡大は、例えば、国際課の河本さんからご紹介いただきましたASEANワークプラン、それからウクライナの汚職対策、タスクフォースといった、対象国のよい統治の構築という点では、何ら基本的な方針は変わっていないし、ぶれていないし、むしろ強化されていると認識することができると思います。

もっとも、このような法制度整備支援が持つ意味については、一層の探求と注意喚起が必要です。

法制度整備支援を通じた法の支配、よい統治の構築と、それを通じたグローバルガバナンスの強化、それによるさまざまな歴史、宗教、民族から成る個性ある国家の平和共存を、世界政府を持つことなしに構築する仕組みは、最も強力な安全保障の仕組みであるということです。

近時の国際紛争の深刻化に対して、防衛費の増強といった議論もされていますが、私たちはそれにどれだけの安心や安全を期待することができるのでしょうか。

むしろ、時間や手間がかかっても、法制度整備支援を含む外交手段を通じて、よりよい統治を構築し、各国の国民が、戦争するよりは平和共存の道を探し出す努力を政府に求める選択をする行動規範を、徐々に浸透することを目指すことに、望みをかけたいと思う人が少なくないと思われます。

法制度整備支援が持つこの深遠なインプリケーションを、法制度整備支援の現在地において、今、再認識することが重要ではないかと考えています、

私からは以上です。

【ICD 野瀬副部長】

松尾先生、どうもありがとうございます。

それでは、次に、アパルナさんに対して、少し違う視点からお伺いします。

きょうの日本の報告をお聞きいただいておりますと、先ほど松尾先生からも言及があったところではありますが、日本は法律や制度、運用、人材育成といった切り口から、法制度整備支援を実施していることがお分かりいただけたかと思います。

他方、決して矛盾するものではないですが、UNDPのバンコクリージョナルハブは、デジタル、反腐敗、司法アクセスといったテーマ、トピックの切り口から、支援を行っておられます。

先ほどご発表いただいたところではありますが、こうしたデジタル、反腐敗、司法アクセスといった切り口から、支援を行っておられる目的について、もう一度教えていただいてもよろしいでしょうか。

【UNDP アパルナ氏】

ご質問ありがとうございます。おっしゃる通り、これらは相互に排他的なものではありません。先ほどのプレゼンテーションで、なぜ私たちが様々な分野に焦点を当てているのか、その根拠についてかなり詳しく説明したと思います。

ただ、この地域でますます顕著になっていることの一つ、そしてだからこそ汚職対策、司法へのアクセス、そしてデジタル化に焦点を当てているのです。多くの国で経済の脆弱性と司法機関を含むガバナンス体制の弱さが交差する状況があります。この地域の多くの国で見られるこの脆弱性は、特に若者を中心に、政治システムや自分たちに応えてくれない制度に対する強い不満につながっていると思います。この地域で見られる様々な運動の根底にあるのは、より説明責任のあるシステムを求める声なのです。

彼らは汚職やエリートによる権力掌握に抗議していますが、多くの場合、それはまた、多くの願望が満たされていないという事実に対する抗議でもあります。経済とガバナンスの交差点、そして彼らが達成できる限界こそが、UNDPの観点から開発の願望の真髄であると考えています。

この地域で私たちが進めている活動の中で示した優先事項は、多くの国々で見られる抗議行動の引き金となるものを防ぎ、混乱を防ぐために、多くの国々に蔓延する根底にある構造的な課題に対処する必要があるという事実から生まれています。

司法制度は、この信頼を回復する上で非常に重要な役割を果たします。ここでデジタル

化も重要になります。なぜなら、裁判制度のデジタル化、より透明性の高い裁判制度への投資、そして人々の司法へのアクセスを向上させるための新たなテクノロジーの活用は、人々が国家が自分たちのために働いていると認識するための重要な手段となるからです。これらは多くの国で提起されている問題ですが、例えばバングラデシュでは、最高裁判所と緊密に協力し、策定された司法ロードマップの策定と実行を支援しています。このロードマップは、権力分立、司法の独立、そして司法制度が国民から信頼されるものであり、司法制度が利用され、政治化されるという認識を払拭するための改革アジェンダでもあります。彼らは、暴動後、この取り組みを真剣に進めています。ネパールでも同様に、暴動の際に最高裁判所が焼失しました。司法制度の腐敗に対する国民の怒りが高まったためです。

多くの事件ファイルがすべて紙媒体だったため、彼らは司法制度をいかにデジタル化し、近代化できるかを迅速に検討しようとする真剣に取り組んできたのだと思います。どうすればデジタルシステムに移行できるでしょうか。そうすれば、人々はより多くの情報を共有できるでしょう。しかし、紙のファイルに戻るのではなく、この危機がもたらした機会をもっと活用して、より多くのことを実現できるでしょう。こうしたことが、この地域で私たちが目にしている問題や傾向だと思います。

もちろん、他にも多くの問題が浮上しており、多くの若者が環境問題や気候変動の問題への取り組みを求めています。だからこそ、私が強調した問題のいくつかは、この地域で優先課題として浮上しているのです。ありがとうございます。

【ICD 野瀬副部長】

アパルナさんからも言及がありましたが、デジタルイゼーションとかを促進する観点から言いますと、予算との関係というのは、必ずしも切り分けはできないところではありますが、JICAの岩間さんに、JICA全体の予算トレンドとガバナンス分野における予算のトレンドについての概要をお話しいただいてもよろしいでしょうか。

【JICA 岩間次長】

JICAのガバナンス・平和構築部の岩間でございます。このような機会を頂戴してありがとうございます。また、皆様には、弊機構の事業の遂行において、様々なご協力をいただいておりますことを、この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

日本のODAの全体的な予算状況から申し上げますと、ODAのピークは1997年で、現在はピーク時に比べて半減しています。

一方で、1960年代からUNAFEIによる研修が開始し約30年前から法制度整備支援を開始しました。

ODA事業規模は下がっているものの、法制度整備支援の事業規模は、単純化して申し上げますと2000年代にかけて増加し、直近ではコロナ禍の影響でイレギュラーな形で事業規模減となっている時期もありましたが、2000年代以降、一定の割合を確保しています。

ガバナンス全体では、法・司法以外の警察、公共財政管理、税関税務等の支援も含めると、JICAの一般勘定予算において約2%をガバナンス支援に充ててきて、法整備支援でいうと約0.5%となります。こちらは管理等も含めた規模です。

一方、JICAも多くの技術協力プロジェクトや研修を実施するにあたり、省庁の皆様にご協力いただく法制度整備支援のような分野と、相対的にコストがかかってしまうコンサルタントの方々が活躍いただく委託契約という形で、技術協力プロジェクトを実施する領域も増えてきました。

そのため、契約形態によって一案件あたりに要する金額が異なりますので、件数ベースで、そこまでの波はないと考えています。

また、昨今、JICAが課題を抱えておりますのは皆さまの事業実施や家計と同様に、円安の影響・物価高です。事業費としては円ベースで同額をいただいても為替差損を考慮して投入数や投入形態を変えないといけないという事情もある中、貴重な予算をどのように執行するか、ますます問われているかと思っています。

他方で、先ほどからお話がございますとおり、相手国のニーズの変化・多様化に応じた協力、という基本姿勢は変えないことが最も重要だと思っています。

例えば、ベトナムでは、先ほど、法務省様のLEADのご説明がありましたが、JICAも、最速でも1年は空けざるを得ませんが、ベトナム政府より支援要請をいただいております。また、これまでのような複数の長期専門家を派遣するというJICAの技術協力の典型的な形では、ベトナム側のニーズにお答えしにくい状況になってきているのかなと思われまます。

すなわち、ベトナムの立法プロセスに合わせて、タイムリーにアドホックなインプットを期待されており、多様なニーズに応じてほしいといったようなトーンが、ここ数年強く出てきていますので、かかるニーズに応じて、対等なパートナーシップにうまく繋げていくためにどのようなアプローチが望ましいのか、今後関係者の皆さま方にご相談していきたいと考えております。

【ICD 野瀬副部長】

それでは、川淵さん、初めは抽象的な話題で申し訳ないんですが、法制度整備支援、あるいは法整備支援といわれるものは、日本の外交政策というか、政府の方針とどういうふうに沿うような形で運用していくべきかとか、国際課としては考えておられるのかといったあたりについて、まずお話しいただいてもよろしいでしょうか。

【MOJ 川淵課長】

今日最初にお断りしておくのと、私は、法務省でもそれなりに国際的な業務に携わってきましたが、法制度整備支援自体を取り扱ったことというのはないので、勝手なことを言っていると思われたら、すみません。

それから、どこかの国と違って、別に私の発言によって何かけん責を受けるとかいうことはないと思うんですが、今日は部下や同僚もいっぱい来ていて、余りでかいことを言うと、また「余計なこと言うな」というプレッシャーを、ひしひしと感じていますので、個人的な見解ということにしてください。

日頃から私が考えているようなことを申し上げると、法制度整備支援も、国の事業でございまして、予算や人員の枠内でやっているのは当然なので、国全体の方針に沿ってやるというのが、当然であるというのが出発点なのかと思っています。

もちろん、法制度整備支援にはいろいろなプレイヤーがいらっちゃって、アカデミアですとか、民間NGO、弁護士から、いろいろな役割があると思いますので、私が申し上げているのは、あくまでも国の立場でということだと思っています。

まさに、松尾先生がさっきおっしゃったように、法制度整備支援の基本方針というのがありますが、その上に、開発協力大綱というのがあるわけです。

もっと言うと、「国家安全保障戦略」という、日本の外交の基本的な考えを書いた文書というのがありますので、当然、そういったいろいろな政府文書の方針というの、これは無視はできないというのがあるのかなと思っています。

その中で、国家安全保障戦略などをひもといてみると、例えば、抜き書きしてきたんですが、我が国の国家安全保障における基本原則の一つとして、「普遍的価値を維持、擁護する形で安全保障政策を遂行する」と。

「世界的にも最も成熟し安定した先進民主主義国の一つとして、普遍的価値の維持、擁護を各国と協力する形で実現する」と。「国際社会が目指すべき範を示す」と。

また、アジア太平洋地域における安全保障の環境と課題というところでは、「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の実現」ということが書いてあります。

まさに、法の支配に基づく自由で開かれた社会の実現、国際社会の実現というのが、我が国のまさに国益であり、これがまさに、先ほど松尾先生もおっしゃったように、法制度整備支援の目的ということで、昔からもあったんだと思いますし、それは今も変わらないということを考えながら、法制度整備支援を進めていくというのが、国の立場なのではないかと、私が勝手に考えているところでございます。

【ICD 野瀬副部長】

どうもありがとうございました。

松尾先生からは、アカデミックな観点から指摘をいただいたわけですが、他方で、我々の部署やJICAがやっている支援、特に、2010年代以降に、いわゆるメコン三国への支援を超えて、ミャンマーやインドネシアの支援を開始した時期以降、法制度整備支援

について、なぜこういうものが必要かというときに、投資環境整備の文脈で説明をすることが多くなってきたと思います。

もちろん、それが、例えば、予算を獲得するために必要だとかいった事情もあるかもしれませんが、先ほど松尾先生がおっしゃった、我が国の法制度整備支援の理念、あるいはグッドガバナンス、それを避けて通れない法の支配というものとの関係と、こうした投資環境整備というのは、どういった位置付けになるのかということについて、もし何かお考えがあればお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

【慶応大学 松尾教授】

日本の法制度整備支援は、1990年代からも経済環境整備を重視するという観点はあったと思うんです。

とりわけ1980年代の後半から市場化支援ということが重視されて、特に、今日は鮎京先生もいらっしゃるんですが、その体制、広告に対するその市場化支援をやりましょう、向こうの地域の、特にベトナム、ラオスなどはそうだったわけですが、そういうところで経済活動の基盤となる制度整備に重点をとということで、民事基本法制からのスタートしたということです。

そういう流れは2000年代に入っても基本的には続いていて、特に、日本の国内では、経済活動が停滞する中で、東南アジアはものすごく大きなポテンシャルを持っているので、そこに対して、日本も積極的に資金的にも人的にも投資をしていくという流れの中で、投資環境整備を充実させるということは、ある意味、連続性もありますし、私のとしては、それはもう言わずもがな、当然のことと考えています。

ただ、法制度整備支援の基本方針は、先ほど川淵さんも言及していただきましたが、最初は2009年にできたんです。そのときには投資環境整備ということは入っていなかったんですが、2013年に改定されたときに、投資環境整備という話も入って、そこでちょっと議論があったんです。

つまり、それは余りにも日本の利益のために法制度整備支援をやっているということを露骨に表現しているじゃないか。特に世界銀行のお仕事をされた経験のある日本の方とかは、「これはアンアクセプタブルだ。」というコメントもあったりして、議論を巻き起こしたものです。

当然、これは、一方的にそういうことだけをということではなくて、相手国のことを第一に考えた法制度整備支援が、市場環境も含めて、「それは日本の利益のためにもなるのは当然のことですね。」ということですが、そこは表現上の問題があったように思われます。

その意味では、この考え方はずっと続いているし、正しいといえますが、むしろ、最近はそのような経済環境の問題だけではなくて、もっと直接的にガバナンスの問題というか、ウクライナの汚職対策支援にも表れているように、もうちょっと広く考えましょうという傾向になってきています。

ですから、トレンドとしては、むしろこの90年代から2000年代の初めの頃というのは、それは大きく変わってなくて、むしろ2020年代に入ってからその考え方が少しガバナンスのメニューが広がってきたかなと私は感じています。

【ICD 野瀬副部長】

どうもありがとうございます。

次に、アパルナさんにお伺いいたします。

UNDPバンコクリージョナブルハブで、アジア大洋州のガバナンス分野の支援を行っておられるわけですが、UNDP以外の他の主要ドナーのガバナンスの支援の潮流について、特に、どういった分野とか領域に、支援が集中しているのか、あるいはどう棲み分けているのか、あるいはオーバーラッピングしているのかといったあたりについて、ご感想を教えてくださいてもよろしいでしょうか。

【UNDP アパルナ氏】

UNDPの立場から見ると、援助国の状況はより広範囲に変化していると考えています。この点については、既に先生方も触れていらっしゃると思います。私たちがこれまで提供してきたガバナンス支援は、パートナー国と共に支援内容を明確にし、彼らの開発の道のりを共に歩む一方で、世界各地の開発パートナーと連携し、様々なイニシアティブを実施していく中で、大きく変化してきました。

特にこの1年間で、様々な開発パートナーの利益のあり方に関して、状況が大きく変化したと感じています。私たちにとって非常に明確な点の一つは、そしてこれは私のプレゼンテーションでも触れましたが、私たちが目にしている支援のあり方は、特定のセクターに特化しているというよりも、むしろ多角的な視点から複雑な開発課題への取組を進めているということです。

例えば、環境正義問題への取組に関して、パートナーからの関心が高まっています。これは、ビジネスと人権、若者の視点、環境、そしてもちろん正義の観点からの視点です。複雑な開発課題に、個々のセクターではなく、複数の異なる角度からどのように取り組むかを検討しています。もう一つの分野として、最初の質問にも出ていましたが、デジタルAIの取り組みがあります。

これは、多くの開発途上国やその他の国々が取り組んでいる最先端分野です。先ほども申し上げたように、AIを活用して司法分野を改善・近代化していくという点だけでなく、顕在化している弊害にも対処していくという点でも、まさに最前線に立っています。情報の完全性、情報汚染、例えばディープフェイクなどの利用といった問題があります。これは政治プロセスにも影響を与えるため、大きな課題です。

こうした問題への取組にも関心が寄せられているように思います。デジタル分野でも言及されているもう一つの問題は、テクノロジーが助長するジェンダーに基づく暴力です。これは、暴力が発生している、ジェンダーに基づく暴力が存在する、そして今やそれがオンラインで再現されているという状況が見られる分野でもあります。

これは、デジタル空間で生じている新たな形態のガバナンスや新たな形態の暴力、その他の課題への対処を真剣に目指すものです。この問題への関与には一定の関心があると思います。また、援助国の優先事項として、安全保障を含む開発分野における関与の在り方に関して、貿易・経済上の利益と外交政策上の利益を整合させることにも関心があると思います。

他のパネリストの方々もこの点について言及されていると思いますが、法の支配に関する私たちの取組の一部は、様々な国でビジネスを行い、投資を増やすための環境整備にもつながっています。これは、自国への投資増加を望む開発途上国にとっても利益となるでしょう。

それと関連して、私たちがこれまで取り組んできたビジネスと人権に関する取組についても少し触れておきたいと思います。繰り返しになりますが、これは貿易と投資の分野と関連していますが、グローバルサプライチェーン全体にわたって環境基準と人権基準の遵守状況を確認することも重要です。これらは、ガバナンスと法の支配の分野で、様々な取組が進展している分野です。

安全保障について最後に、先ほども触れられましたが、UNDPの立場からすると、人間開発、法の支配、そしてガバナンスへの投資は、予防策として重要だと考えています。危機や紛争を未然に防ぐことができる、強力な制度、対応力のある制度を確実に整備することです。開発やこうしたシステムへの投資は、安全保障面でも一種の投資と言えるでしょう。この辺で終わりにしたいと思います。

【ICD 野瀬副部長】

では、岩間さんに同じような質問をさせていただきます。

ガバナンス分野の中でどういった部分が増えているか。それはなぜかと言いますと、ほかの法制度整備支援以外の分野のガバナンスのニーズがもし高まるのであれば、必然的にパイが決まっている中で、法制度整備支援のパイが減るというわけで、全てを含めて、ガバナンス分野の中で今後どういった分野へのニーズというのが、JICAとして力を入れたいとか、あるいはニーズがあると考えているのか、あるいは伸長すると考えているのかといったあたりについて、教えていただいてもよろしいでしょうか。

【JICA 岩間次長】

まずは日本の枠組を越えて世界全体のODAの潮流について話をさせていただければと思います。

米国新政権による援助方針の変更のみならず、ロシア・ウクライナ戦争、イスラエル、ガザ、イランにおける紛争により、加えて、OECD・DAC（開発委員会）の加盟国、ドナー側でも、加盟国各国政権や議会の右傾化と、それに伴う自国第一主義といったような傾向から、ヨーロッパ諸国がODAから軍事予算にシフトしていくような傾向がございます。

その中でも、ガバナンス支援はこれまでのトップ4のドナーがアメリカ、フランス、ドイツ、イギリスでしたが、1995年以来初めて、この4ドナーが同時にガバナンス支援を削減をする見込みであるということです。

ガバナンス分野でのODAを大事だと思っている私どもとつながりのあるネットワークの皆さんなどは、今後この事態にどう対処していくべきなのかというような議論が活性化しております。

特に、影響を受けている分野は、アメリカが支援していた報道の自由の関係や、法・司法の関係では欧米ドナーによるNGOなどの市民社会の強化支援です。加えて、そこにあったエコシステムが壊れてしまうのではという危機感があるように感じています。

JICAは、どちらかという、官の内側に入っただけの協力を進めてきており、欧米ドナーによる市民社会の強化への取組みとは補完的な形にあると、考えています。これまで所与のものとして捉えてきた取組みがなくなることによる影響が、どの程度発生するのか、心配をしているところです。

ご質問に戻りますとこのような状況下において、法制度整備支援自体は、先ほど申し上げたベトナムや、10月より新たな案件が開始したインドネシア、ODAとしての協力を終了して司法交流が続いている中国のような形で、相手国の立法プロセスに合わせて、交流と協力のハイブリッドのような形が出つつあります。いわば「法整備2.0」といえる活動なのではないでしょうか。

「法整備2.0」の別の形は、モンゴルやウズベキスタンのように、JICAのプロジェクトとしては、一旦終了したものの、関係者の皆様、もしくは帰国留学生や、自国に戻られた方々のご縁が繋がり、民事法の領域で彼らの高いオーナーシップの元に改正を進めるが、特定の論点に絞って日本側の知見を求める、というより軽量の起草支援のバリエーションもあると考えています。

デジタル・データ・AI等の最先端分野に関する期待の声も多く出てきています。

司法アクセスについては、日本弁護士連合会様にご協力いただいている課題別研修や、バングラデシュで2024年から始めたプロジェクトなどもありますし、ケニアの保護観察ボランティア（CPV）のプロジェクト、People centered justiceという言葉も、本日の場で多く出ていますが、人々の現実のニーズ、特に女性・若者・子供・労働者などの脆弱

な人々のニーズをより効果的に満たすための法・司法制度につなげていくことが重要になってきていると思っています。

関連して、ビジネスと人権もそのアプローチの一つです。アパルナさんも仰っておいりましたが昨年からカウンターパートの皆さんが、各国の争乱に巻き込まれて、カウンターパートのオフィスや、ネパールでは裁判所が焼打ちにあったりとか、打壊しの対象になったりという状況を目の当たりにしています。要は、市民社会の立場からすると、我々のカウンターパートが既得権益層、持っている側の方々と見なされてしまっているのではないかということも考えられるわけです。

そのような形にならずに国として対策を取らないといけないという意識のあらわれか、汚職対策について、多くの国から継続的に支援の声があがっています。

また、ガバナンス分野のうち、法執行分野についても越境犯罪・組織犯罪対策・金融犯罪対策等、日本側からの対応ニーズも高く出てきております。警察庁様との協力ではありますが、金融犯罪対策等は、グローバルな関係者間のネットワークが公共財として機能する領域があると考えています。

当局同士のネットワークを構築し、かつ能力を向上していくといったような広域案件を開始しています。アフリカでは1案件でアフリカの18か国をカバーするという金融犯罪対策の協力を開始しています。このように少ない予算で効果的に取り組めるアプローチがあるのではと、試行錯誤していければと考えています。

2点目のご質問を再度お伺いできますでしょうか。

【ICD 野瀬副部長】

どうもありがとうございます。

岩間さんのご発言で2点だけ確認させていただきたいと思います。

最後におっしゃっていただいたグローバルな人材を公共財としてという具体的な例というのは、どういうものかということと、もう1点が、汚職対策というのは、私も余り経験がないんですが、例えば、文脈として、国際金融機関が融資するときの汚職がなくなっているかどうかは別にして、汚職対策を取っているということ自体が、融資条件になっていたという局面もあるかもしれません。

そうすると、持っている人たちへの支援とか、それはそれで必要なのかもしれませんが、そのあたりの汚職対策支援が、必ずしも弱い人のためだけではないけれども、経済的な意味を持っているのかどうか。そういったあたりについてお考えをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

【JICA 岩間次長】

1点目の、ネットワークがグローバル公共財になるのかもというような取組は、金融犯罪の関係では、例えば、ナイジェリアでは、警察のみならず、金融当局や金融犯罪対策の専門機関等が複数存在します。国内の情報共有のネットワークの構築という観点からも、

これら金融関係機関・金融犯罪専門機関・警察関係者が一堂に会し、国際刑事警察機構（INTERPOL）様や警察庁さんと連携して研修を実施しています。初級・アドバンス・TOTと複数の研修を実施し、優秀な方を講師として育成しています。ナイジェリアでの協力を実施したうえで、中西部アフリカ18か国を対象に開始しています。中西部アフリカ18か国を仏語圏と英語圏の双方で実施しています。国内・国外、INTERPOLとNCBでは直接のネットワークがあるものの、休眠状態の国もごございます。そのネットワークを再活性化させ、検挙や資産の回収につなげることを期待しています。

税関分野でも同様に、世界税関機構（WCO）と連携し、アフリカ21か国において関税の評価・分類等の種々の領域で、教官候補生・専門家として認定できる方を継続的に実施しています。

【ICD 野瀬副部長】

汚職対策の文脈で、対策をとるということが、国際金融機関等から融資する条件になっているというような例も、聞いたことがあるような気もするんですが、そのあたり、汚職対策を取ることが、弱い人に対する支援だけではなくて、国の将来的な経済復興、経済発展に向けて必要な投資環境を下支えするような取組みなんだというような視点というのはあるのでしょうかという質問でした。

【JICA 岩間次長】

おっしゃるとおり、汚職対策は、そもそも何を対策すべきかを特定することも難しい領域です。昨今、汚職対策の国際会議が流行っており、会議内容をお聞きすると、「汚職対策委員会は設置した。国際基準に即した規制・規則を制定した。しかし一向に汚職はなくなる」といった議論が多くなされています。汚職対策の実効性の担保が課題となっています。

国際金融機関が課す融資条件は、制度的な整備が一つの条件であり、また、実効性の側面も指標やヒアリング等から確認されると推察します。

汚職対策自体をどのように捉えるかは、国によって様々だと思われませんが、投資環境整備として捉えると、投資家に見ればコストが上がるイシューであり、コンプライアンス上のリスクにも当然繋がり看過できません。

そのため、社会全体として公平に扱うことを確保することにより、直接的な裨益がなくても、社会の安定性には繋がると考えています。

近年は、汚職対策の文脈で公共調達データの分析をリスクアナリストと共に異変を検知する手法を編み出すといった取組みや「実質的支配者情報制度」の活用等が議論されています。日本の中に多くリソースがあるわけではないので今後勉強してまいりたいと思っています。

【ICD 野瀬副部長】

ありがとうございます。

先般、JICAと協力してやったウクライナの汚職対策で、まさに公共調達の特門家の先生にもご講義をいただいたところではありました。

それでは、次に、アパルナさんにお伺いいたします。

先ほど、岩間次長から、USAIDの事実上の解体の話とか、あるいはウクライナ戦争とか、イスラエルとパレスチナの紛争とかいった部分に、ヨーロッパ諸国などの資金が振り向けられている可能性があるという状況です。

アパルナさんにお伺いしたいのは、アジア太平洋地域における一連のUSAID、あるいはウクライナ戦争、イスラエル・パレスチナの関係のそういった資金が減っていることについてのインパクトについて、感覚で結構ですので、教えていただいてもよろしいでしょうか。

【UNDP アパルナ氏】

ご質問ありがとうございます。おっしゃる通り、全体的に減少傾向にあることは確かです。特に米国の予算削減は、UNDPにとって確かに影響を与えたと思います。以前、ラオスやパキスタンで米国と多くの協力関係を築いていました。

これらの削減は、特に司法分野における国レベルの活動に影響を与え、私たちはその時点で優先順位の見直しを余儀なくされました。また、南アジアにおいて、米国と共同で汚職防止のための法の支配に関する新たなプログラムを進めていましたが、これも中止せざるを得ませんでした。地域レベルでも国レベルでも多くのプログラムが影響を受けたと思います。UNDPにとっても、プログラムへの影響は確かにありましたが、JICAの方が述べたことに賛同したいと思います。米国の予算削減による広範な影響は、これらの国々の多くの市民社会、そして多くのパートナー団体に及んだと思います。プレゼンテーションでも述べたように、私たちが活動する環境は、市民社会の活動空間が縮小しているという状況です。多くの市民社会パートナーへの資金提供が打ち切られたことで、この地域における法の支配と人権問題がさらに悪化するリスクが現実になりました。

法の支配と人権問題への数十年にわたる投資にもかかわらず、米国はもちろんのこと、ご指摘の通り、他のパートナー団体による優先順位の変更によって、法の支配と人権問題への取り組みの勢いを維持するという私たちの取組から、目が逸れてしまう可能性があります。場合によっては、これらの市民社会団体の多くがもはや存在しなくなる可能性があります。優先順位と資金提供の変更によって、国家や企業の説明責任にも影響が及ぶ可能性があります。しかし、もう少し前向きな見方をすると、困難な環境であることは承知していますが、多くの国が多国間システムから多少後退しているにもかかわらず、多国間主義、つまり協力の支援を継続することに依然として関心を持っていると思います。先ほど申し

上げたように、こうした課題の多くは、貿易・投資、安全保障など、交通や国境を越えた課題であり、多国間協力は依然として必要です。

もう一つ申し上げたいのは、こうした政策転換、そして誰かが言及していたように、国内の優先事項、あるいは自国の外交政策や貿易の優先事項に焦点を当てた政策が増えていることで、地域内、そして各国間の協力への関心ははるかに高まっているということです。これは非常に興味深いことです。なぜなら、これは域外からではなく、アジア内、ASEAN諸国内、あるいは二国間協力といった国々の間で、法の支配や人権といった問題において、より広い意味での関心が高まっているからです。

しかし、この問題への関心ははるかに高まっており、地域内で様々な最高裁判所が会合を開き、覚書を締結する動きも見られます。司法の独立性に関する相互学習と協力強化に協力してほしいという要望も寄せられています。また、議論の一部は抽象的すぎる、あるいは世界レベルでは我々から遠すぎるという声も上がっています。地域レベルで相互学習し、協力を強化する方法を探る必要があると訴える声も上がっています。こうした様々な課題をそれぞれ独自に進めるか、あるいは地域内でこれらの課題に関する協力関係を強化するか、どちらかへのシフトが進んでいると思います。以上で終わります。ありがとうございました。

【ICD 野瀬副部長】

ありがとうございます。

アパルナさんに、その流れでお聞きしたいんですが、USAIDとかが、もろもろ支援が減った中で一番のインパクトがあった部分というのは、ファンディングの部分ですか。それとも、例えば、USAIDから派遣されている人の関係の部分なのかといったあたりと。

もう1点は、「チャレンジングだ」とおっしゃっていましたが、具体的にそこまで大きなポジションを占めていたUSAIDの穴を、今後具体的に埋めていこうとお考えなのか。

そういったあたりについて、教えていただいてもよろしいでしょうか。

【UNDP アパルナ氏】

これらの質問について、具体的にUNDPについておうかがいすると、UNDPは様々なイニシアティブやプロジェクトを運営しています。そのため、開発途上国のパートナーと共同で進めている多くのプロジェクトに影響が出ました。端的に言えば、資金と人員の両方に影響がありました。人員面では、派遣された米国人員ではなく、これらの様々なイニシアティブを推進するために採用した人員が影響を受けました。資金援助が急激かつ突然に停止せざるを得なくなった国々では、その面で大きな影響がありました。2つ目の質

問は、代わりに何をしているのかという点ですが、これは大きなギャップを埋めなければならないと思います。米国はもちろんのこと、優先順位を変えている他の援助国との関係も重要です。

私たちは、様々な活動を推進するための新しいモデルを模索しています。様々な財団や民間セクターと協議を重ねてきましたが、先ほど申し上げた点にも関連していると思います。地域内でどのように投資していくかについては、まだ多くの検討が必要だと考えています。開発パートナーとの協力を含め、UNDPには、各国政府が私たちと協力し、各国でプログラムを推進していくためのモデルがあります。しかし、こうした様々な取組を推進するためには、より強固な地域協力が必要です。地域間のギャップは非常に大きいと思いますが、地域レベルでのより共同的な行動や共同学習への関心も高まっていると思います。

【ICD 野瀬副部長】

野瀬：お聞きするんですが、先ほど来、法制度整備支援、あるいは法整備支援というのが、仮に1990年代から始まったとして、約30年続いているわけですが、今のプロジェクト型の援助モダリティというか、支援モダリティについての今後の展望というか、このままずっと続いていくのか、あるいは何かほかに新しい展望というのがあるのか、そういうあたりについてのお考えをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

【JICA 岩間次長】

プロジェクト型の技術協力というのが、法整備支援においては、複数もしくは1人の長期専門家が出られて、5年のパッケージでみたいところが、定着をしてくれています。そのおかげで非常に安定性を持って、これまでの成果を生み出してこられたことは、確かにあるのかと思います。

技術協力は、実際には制度的には非常に設計の自由度が実は非常に高く、目的に応じて、担当あるいは関係者の皆様の創意工夫で、何でもできるというのが、実はもともとの制度でございます。

なので、モジュールをいろいろ組み合わせてパッケージにすれば、プロジェクト型技術協力と呼べるというところですよ。

極端な例をお話しするのもかもしれませんが、今前半の部分を、割と緩やかな基礎的な設計にとどめて、プロジェクトの最初の1年で、ベースラインサーベイなどを行いつつ、詳細な設計を行って、目標と指標を設定するなどをして、その後はそれに応じて、期間の最後まで走るといったようなプロジェクトもございます。

あと、途中で打ち切ったというものが多い訳ではないのですが、一定の条件を付して、「そこに至らない場合は、そこまで」という、2段階発射方式のような設計で、事業をやっているというものもございます。

先ほども申し上げましたが、コンサルタントの方が受注する形式もございますし、あと、コンサルタントチームが、長期専門家1人の指揮の下に動いていくという、ハイブリッド型のような取組みも、数多く実施されております。

ですので、いろいろな形が自由に設計できるということは、このプロジェクト型の妙味でございますので、先ほど来申し上げましたテーマと目的と中身に応じて、どのような形にしていくのかというところでやっていければと思っているところでございます。

1つ申し上げますと、検察官や裁判官や弁護士といったような、貴重な法曹の専門家を長期に滞在していただいて、協力していただくというところの、その希少性や価値というものが非常に大きくて、これをどう、先ほど来申し上げておりますような、日本のODAもややいろいろ厳しくなっている中で、グローバルにはガバナンス分野の協力のリソースが減っていく中で、この希少性をどう活かしていくのかというところが、我々に課せられた宿題なのかなというようなことも考えながら、ご相談させていただければと思っております。

日本の強みが活かせるところ、最大化できるところに、長期の専門家に行っていただいて、その専門の方にご活躍いただくというような作戦が取れば、本当はベストなのかと思っております。

【ICD 野瀬副部長】

ありがとうございます。

今プロジェクト型の援助モダリティについての展望についてお聞きしましたが、きょうは、ほかの日弁連も、UNAFEIも、必ずしもプロジェクト型ではなくて、課題別研修型というか、課題別研修としての支援に携わっている機関もありますので、その課題別研修のほうの展望というか、モダリティの問題なのかどうか分かりませんが、課題別研修の展望なりということについても、お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

【JICA 岩間次長】

課題別研修は、法・司法チームではなく別のチームで全体管理を実施していますが我々が実施している技術協力プロジェクト等と、予算上の整理が異なっています。

実は私のポートフォリオの中で、予算の制約がかかってきているのは課題別研修であり、この2、3年法・司法の分野は、数を死守して参りましたが、ガバナンス全体では2割ぐらい減っているという状況にあります。

単純化して申し上げますと、課題別研修全体の予算規模が小さくなってきていることにあります。

ガバナンス分野は、課題別研修が非常に多い分野であり、当然のことながら、日本で制度や仕組みを社会とインタラクションしている姿を見せることに、大きな価値の一つがあると思っています。日本での学びの場を設定すると、一目瞭然で分かってもらえるという、そのリターンが非常に大きい領域だと考えています。

そのため課題別研修の数がこれまで多かったと思われませんが、改廃のタイミングで役割を終えたと考えられるものについて、終了を迎えるという傾向にございます。

【ICD 野瀬副部長】

ありがとうございます。

せっかく来ていただいたので、アパルナさんにもう1問お聞きしたいと思います。

先ほどの我が国の機関からの発表で、ベトナムについての発表があったかと思えます。

我が国はベトナムに対して30年間支援をしてきました。その中で、ベトナムのプロジェクトが一旦終わるのがことしの12月31日です。

それに対して、今までベトナムとの間であったヒューマンリソースとか、ネットワークスとか、エクスパティーズ（専門的知見）のようなものを、どのように日本の中の機関としてそれを蓄積していくかということについて、我々はそんなに知見があるわけではありません。

UNDPは、たくさんのプロジェクトを今まで実施してこられたと思いますので、そういったプロジェクトをやって終わりという訳ではなく、UNDPという組織の中にそういったヒューマンリソース、ネットワークス、エクスパティーズのようなものをどうやって蓄積してしていくのか。

アパルナさんご自身の経験でも結構ですが、そこを教えていただいてもよろしいでしょうか。

【UNDP アパルナ氏】

ご質問の趣旨を正しく理解しているのであれば、プロジェクトを終了した際に、ネットワークを維持し、プロジェクトの長期的な影響をどのように継続していくのか、ということですね。UNDPの活動方法は、先ほどスライドをお見せしたとおりです。この地域では約25か国に駐在員事務所を置いています。世界では約170か国に駐在員事務所があります。駐在員事務所は、様々な課題を網羅しています。法の支配や人権はもちろんのこと、貧困撲滅や環境問題なども扱っています。

この駐在員事務所は長期にわたって活動を続け、多くの場合、今後も継続していくことになります。多くの場合、プロジェクトを実施する際には、各国のパートナーと連携して行っています。プロジェクトの実施方法も、危機的状況でない限り、UNDPが直接実施するわけではありません。各国のパートナーを通じて実施されます。プロジェクトのインパクトが持続可能であることを最初から確実にするだけでなく、法務省、最高裁判所、法律扶助機関など、国家機関の能力強化も図ることが目的です。

このように、投資は国家の能力への投資であり、プロジェクトの成果に対する国家のオーナーシップへの投資でもあります。場合によっては、これは難しい場合もあると思

ます。私が関わってきた具体的な事例、そして先ほどの質問にも関連しているかもしれませんが、ASEANにおける司法の公正性に関するネットワークは、米国資金によるプロジェクトの一つで、終了しました。私たちは3000人の裁判官からなるネットワークを有しており、彼らは非常に活発に活動しています。この取り組みは終了せざるを得ませんでしたが、バンコク事務所として引き続き活動を続けておりますので、様々な能力を活かしてネットワークの活動の一部を支援してまいります。もちろん、私たちが望むような規模での活動には至っておりません。

持続可能性について考えなければならない点があると思います。初期の構想を練っている段階から、そして事業終了時にも、各国のパートナーが主体的に活動に関わっていくことが重要です。しかし、その一方で、私たちは多くの国々に常に存在し、各国のパートナーや開発パートナーと常に対話を重ねています。そうすることで、終了したプロジェクトの成果を基に、新たな優先事項が生まれている箇所を特定し、それに基づいてプログラムを開発していくことができるのです。これでご質問にお答えできたかと思います。

【ICD 野瀬副部長】

お聞きしたいんですが、今までアパルナさんとか岩間さんからいろいろあって、特にアパルナさんはUNDPからいらっしゃっていますが、国際課の河本さんから発表していただいたみたいに、いろいろな国際機関と人出しをしたり、連携をしたりしていると思います。

もちろん、日本の法務省が単独でできるのであれば、別にやっつけてしまえばいいだけの話だと思うんですが、こうした国際機関と共同することでしかできない、あるいは国際機関と共同する意味、あるいはその方向性といったことについて、川淵さんのほうでお考えがあれば教えていただきたいと思います。

【MOJ 川淵課長】

ありがとうございます。もう回ってこないかと思っていました。

抽象的に言うと、国際機関と共同することによって、日本政府だけではリーチできないところにリーチすることができるとか、あるいは、国際機関の持つ知識とか情報を活用できるとか、あるいは、まさに、今日のテーマでもありますが、法制度整備支援のトレンドなどを知って、我々の現在地を見るという意味でも、有益な知見が得られるとか、いろいろあるんだと思います。

もうちょっと具体的に言うと、さっきスライドでも説明させていただきましたが、アパルナさんのおられるUNDPにも、JPOとかに、フェローという形で人を出していて、それによってまさにUNDPのやっている支援のトレンドを我々が知りながら、一緒に支援ができるということもあるわけです。

あるいは、UNODC（国連薬物犯罪事務所）と共同することによって、再犯防止国連準則というのを、日本も貢献してできましたが、こういった国連の準則ですので、世界中に広めることができるわけです。

日本だけでの再犯防止をやろうといってもなかなかできないところに届くことが当然できるわけです。

それから、アンシトラル（UNCITRAL）という、国連国際商取引法委員会というところにも人を出していますが、ここでは日本政府が提唱して、仲裁制度のデジタル化みたいなプロジェクトを始めて、モデル法というのをつくろうとしてたりして、これはまさに日本政府が国際的な基準みたいなものの策定に関与して、それをさらに広げるというよな、1国ではなかなかできないということもあるんだろーと思います。

あとは、最近、法制度整備支援でも、デジタルとかAIとかというところの支援を求められたりしますが、必ずしも日本が知見がある分野ではないので、こういったところでも、国際機関と連携することによって、我々自身もそういった知見を得るということもあるのかなとは思っています。

他方で、国際機関と連携してやるというのはなかなか難しい部分もあるのが実情だと思います。

生々しい話をすると、いろいろな形の支援のやり方、協力の仕方があるんだと思いますが、我々は人を出して、中に入って一緒に働いていくという形をとっていますが、すごくお金がかかるんですね。

拠出金という形でお金を出すことにはなりますが、人件費以外にも手数料みたいなものの取られたりとか、プロジェクト費用も付けなければいけなかったりして、1人を出すのに何千万もかかるわけです。

そうすると、これは、アパルナさんの前で言うのもあれですが、財務省からすごい嫌味を言われたり、最近では、会計検査院からも、「国際機関における資金の管理がずさんじゃないか」とか言われたりして、すごくいろいろと言われたりしています。

ですので、どういった形で協力するのが、本当に日本にとって効率的なのか、日本だけではなくて相手国にとっても効率的なのかというのは、まさに今も模索をしているところなのかなと思います。

抽象的なことを言ってもあれですので、実際に行かれた経験のある方もいらっしゃるんで、菅野さんとか須田さんとかに聞いてみてもいいのかなと思います。

【ICD 野瀬副部長】

では、せっかくだから聞いてみましょうか。

では、菅野さん、いかがですか。その辺のドロドロした生々しいお話というのはいかがでしょう。

【UNA FE I 菅野次長】

まさかこの角度で飛んでくるとは、正直思っていなかったというか、今、いろいろお話しいただいた中で、例えば、UNA FE Iとしてネットワークをどう構築して活用していくのかとかいった観点でのコメントが求められるかなどと思いつつ、思いがけず、国際機関への職員派遣というところで球が飛んできて驚いているんですが、

それはさておき、実際に、先ほど私の方でUNA FE IとUNODCの連携というところは、かなり具体例を挙げてご説明できたかと思っていますんですが、もう少し詳しく申し上げますと、UNA FE Iも国連のPNIと言いつつも、法務省の一部局というところが運営している関係から、政府の方針も踏まえた優先事項というのを設定しているというのが今の状況です。

そういった観点で言いますと、太平洋島しょ国というのも、実際にプロジェクトとしては、アジ研とUNDPのバンコク事務所で協力していく。しかも、そこは外務省さんとも協力しながら、外務省さんの拠出金も使わせていただきながら、法務省の拠出だけにとどまらないリソースを活用しながら活動していくということ、UNODCの派遣者として勤めつつ、かつ法務省が拠出しているプロジェクトともいかに結びつけていくかということ、須田さんと一緒にやっているところになります。

最近やったASEAN刑事司法セミナーで使ったものというのは、組織犯罪対策のための捜査共助のツールを使ったものになりますが、そうしたASEAN共助条約のテンプレートというものは、須田さんのもので日本の法務省の拠出でつくったツールとなっていて、それをASEAN諸国と実際に使っていく。

アジ研のネットワークの活用というのは、今後の課題になっていくと思いますが、実際にそうしたツールを使って、実際に事件とかに対応できるようなネットワークに活かしていけるようにしていくということ、これからは具体的にやっていかなければいけないと思っていますところがございます。

なので、いかにしてこういった活動の成果をきちんと、法務省の国際課の方であったり、あるいはJICAの皆さんであったり、あるいは外務省の方たちに対して、きちんと成果を見せて示していけるかというのは、国際機関に派遣されている者の大きな課題だと思いますし、行ってからそれをどう活かすかというのは、今の私の立場でやるべきことかと思っています。

なので、須田さんとか皆さんと協力しながらやらせていただければと、まじめに示させていただきます。

【ICD 野瀬副部長】

ありがとうございました。

本当に思わぬ変化球だったと思いますが、よく答えていただいてありがとうございました。

時間の関係もありますので、最後に、松尾先生にお伺いしたいんですが、要は、先生に

初めにお伺いしたとおり、法制度整備支援を今やっているのは昔と違うんじゃないか、換骨奪胎じゃないかというのもありつつも、法制度整備支援の理念自体は変わってないという話をいただきました。

今後、先生がおっしゃったような法制度整備支援の理念を残しつつ、時代に応じてアップデートする方向性というか、今後、法制度整備支援というのはどの方向に進むべきか、あるいは、可能性としてどういう分野にフロンティアがあるのかということについて、松尾先生に最後にお話しさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【慶応大学 松尾教授】

法制度整備支援が目指すべきところはどこなのかということが、その問題と関わると思うんですが、30年間を振り返ってみると、法制度整備支援の対象国も、それから対象法領域も、それから実は活動も、非常に多様になってきています。

必要性があるところを、白い紙を小さなところから少しずつ塗りつぶすような形で活動が続いてきたということですが、こういう方向性は変わっていかないだろうと思っています。

特別新しい領域があるわけじゃないし、もちろん、AIとかデジタルとかビッグデータとか、いろいろな新しい制度の問題もありますが、それは今までもそういうものがあったわけで、これからもあるでしょう。

そういう意味では変わらないと思うんですが、私はこれからのトレンドとして重要なのは、法制度整備支援と活動が非常に特殊な、特別の人々を相手方にしてやっている活動じゃなくて、いかにこれを広めていくべきかという、その広がり的大事じゃないかと思うんです。

誰もが何らかの形で法制度整備支援ということには関わり得るんだということが、次のステップの大きな課題じゃないかと思っています。

法制度整備支援の究極目標について、ここにいらっしゃる方々はいろいろな思いを持っていらっしゃると思うんです。「それは法の支配の推進でしょう。」「良い統治の強化でしょう。」と。

それを通じて、先ほど川淵さんが、「開発協力大綱の上に国家安全保障戦略がありますよ。」と言ってくさいましたが、安全保障の問題というのがすごく大事で、私は、法整備にやっている方は心の中に「なんで私は外国まで来てこういうことをやっているんだろう。」と、つい自問自答する瞬間というのがあると思うんです。

そのときに、「自分を駆り立てるものは何なんだろうか。」という思いを持たれるんだと思うんですが、そういうのは法制度整備支援の理念だと思っていて、それは単なるお題目とか机上の空論じゃなくて、実際に感じられる実感とか気持ちだと思うんです。

それは、誰もが安心して、共存できる社会、安心して暮らせる社会をつくることに貢献するということじゃないかなと思います。

自分が外国に行っても、それから外国人が日本に来て、「安心だよな。」というものを

お互いにつくっていくということが、難しく言うと安全保障ですが、平たく言うと、安心した生活、安全な生活ということがお互いにできる、それは日本人だけじゃなくて、外国人も含めてそれが大事じゃないかと思います。

そうすると、法制度整備支援の活動というのは、専門家だけの限られた特殊な活動じゃなくて、例えば、日本に居る外国人の方を支援して、サポートすることをそういうコミュニティで受け入れるというようなものをつくっていく。

その方たちが外国に戻ったときに、そういう自発的なコミュニティ作りとかいうことについての意識を持ってもらって活動を始めるとかいうことも、非常に重要な法整備支援の活動の一環だと思います。

あるいは日本に来ている留学生を支援するというのも、彼らが国に帰ったときに、自分が受けたことについて広めてくれるということもできると思います。

そういう意味で、活動を広げていくということが、今後の重要な視点じゃないかと思います。

これは、特別な予算がなくてもできることで、明日からでもできる活動を含んでいると思いますので、特にきょうここにいらっしゃる方、学生さんも含めて、周りに外国人の方もたくさんいらっしゃいますので、せっかくですから、友だちになって将来は、その国に自分も訪ねていくみたいなことをやっていくことの積み重ねが、法制度整備支援の理念につながっていると思っています。

野瀬さんには、もしかすると期待する答えとは違っていたかもしれませんが、「究極的な理念は何なんだ」ということを確認すると、30年を振り返ってみても、そういう思いで関係する皆さんはやっていきたんじゃないかと思っています。

【ICD 野瀬副部長】

どうもありがとうございました。

時間が超過していますので、これでパネルは終了したいと思います。

それでは、皆さん、最後に4人のパネリストの方に拍手をお願いいたします。

【ICD 樋口教官】

司会 アパルナ様、川淵様、松尾様、岩間様、そして、モデレーターの野瀬副部長、ありがとうございました。

それでは、ここから10程度の休憩とさせていただきます。

続いてのプログラムである総括質疑応答は、17時5分より開始いたします。よろしくをお願いいたします。

(休憩)

❖ 総括質疑応答 ❖

【ICD 樋口教官】

それでは、お時間になりましたので、再開させていただきます。

これより「総括質疑応答」とさせていただきます。

質疑応答中も日本語と英語の同時通訳を行います。通訳が必要な方は、受付にて配布している同時通訳用の受信機をご使用ください。

なお、アパルナ様に対するご質問は、日本語と英語のどちらでしていただいてもかまいませんが、ご回答は英語にてご発言をされる予定です。

日本語と英語はチャンネル操作をして切り替えることができますので、会場正面にあるチャンネルの表示をご参照ください。

ご質問にあたって、ご質問の宛先、すなわちご回答をいただきたい機関様、またご参加者個人様をご指名いただいた場合には、その方にマイクを振らせていただきます。

それ以外の一般的なご質問の場合には、適宜司会者のほうでご回答いただく方を決めさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日の連絡会を通じまして、ご質問のある方は挙手にてお願いいたします。お願いいたします。

【名古屋大学 鮎京名誉教授】

名古屋大学名誉教授の鮎京でございます。

今日のテーマは「法整備支援の現在地」ということで、この「現在地」を企画された方々がどのように理解されているのかというのが、私にはやや不明でありましたので、そのことについて聞きたいと思います。

質問の背景についてお話をもう少しいたします。

先ほど、「法制度整備支援は何のためにやるのか」という話が出て、例えば、特に、韓国法制研究院という機関との関係では、「法律制度の輸出だ」と明確に言っております。

その法律制度の輸出というのは、Kポップスの輸出と同じような言葉で語られていて、事実、韓国の場合には、ベトナムに対して韓国が最も誇りとしているのが憲法裁判所でありますので、憲法裁判所の輸出をしようと思いました。

十数年前にそれはある程度ベトナム側でまとまったんですが、あれこれの事情で、憲法裁判所は設置されることなく終わりました。

日本の場合はどうかというと、私は当初から日本の場合も、法の支配であるとか、法治国家をその国につくり出すために法制度整備支援はあるんだと理解をしておりました。

ただ、日本の場合には、そうではなくて、市場経済化にふさわしい法律制度をつくるというところに、やや傾いた形ですと法制度整備支援が行われてきたように思います。

それで、さっきの質問との関係でもう少し言いますと、現在地を知るための今日は討論

であったんですが、何人かのご報告者のお話を聞きながら、「はてな」というか、やや論理的に分かりにくい点がありました。

それは、端的に言えば、1990年代に日本が始めた法制度整備支援の対象であったベトナムの当時の政治状況は、単なる経済状況ではなくて、政治体制の話であります。それと今の時代が一緒なのか違うのかというあたりが、話し手によってはっきりしていないような印象を受けました。

もっと言うと、なぜはっきりしてないと私が受けとめたかということ、今のベトナムの政治体制はどうかという、肯定するにせよ否定するにせよですが、その特徴付けが報告者の中から全く語られないので、つまり、パズルのワンピースが抜けているような印象で話を受けとめたものですから、そんなような思いを持ったわけです。

したがって、これはどなたかというわけではありませんが、日本の法整備支援の現在地はどのようなふうか、きょうの討論を組織された方は考えておられるのかについて、お話を伺いたいということです。

【ICD 樋口教官】

鮎京先生、ありがとうございます。

ただいまのご質問は、本会議の主催であるICDに対して一次的にご質問いただいたものと受けとめましたので、ICDから、野瀬副部長でもよろしいでしょうか。

【ICD 野瀬副部長】

鮎京先生、ご指摘ありがとうございます。

まさに先生のおっしゃっていることは、そのとおりと受けとめております。その上で、今回のテーマを設定させていただいた理由について、簡単に申し上げます。

法整備支援連絡会は、2000年に日本のステークホルダーズの意見交換、情報共有の場として始まったものと認識しております。

それが、近年、それがいいか悪いかというのは別にして、整備支援連絡会の機会を捉えて、昨年ですとウクライナ支援について考えてみたりといった方向性が多かったのではないかと考えております。

今回は、25～26年経って、当初、2000年のときには、いろいろな立場はありつつも、同じ方向性というか、同じ視点から見ていたのが、25～26年経つと、それぞれ全く別の視点からものを見ているかもしれないということもあります。

かつ、我が国の法整備支援のリーディングケースであるベトナムのプロジェクトも、一旦終了するという事情もありましたので、決して「どこに現在地があるか」という、着地点をもちろん見つけられればいいんですが、それぞれがどう考えているかということ、初心に立ち返って意見交換、あるいは立場を発表していただくということに主眼がありました。

したがって、まさに、今、鮎京先生にご指摘いただいたような視点が、もし欠落してい

るとすれば、そういったことも考えながら、今後、新しい法制度整備支援を実施するにあたって、やっていかなければいけないのではないかと思います。

すみません、回りくどいですが、簡単に言いますと、25年経って、いろいろな視点から見てしまった人たちが、もう一度初心に戻って、意見交換をして、お互いの立場を確かめ合うという意味での「現在地」ということで、言葉を使わせていただいたという次第でございます。

【ICD 樋口教官】

野瀬副部長、ありがとうございました。

鮎京先生、この質問についてはこの程度でよろしいでしょうか。

【名古屋大学 鮎京名誉教授】

もう一言だけ言わせてもらおうと、司法外交であるとか、価値に基づく外交で、これが一つの日本における重要な売り出しだと私は考えております。

そういう点では、今日のご報告の中で、川淵課長さんのお話は非常に共感を得ました。

ところが、実はそういった価値の外交の相手方というのが一体どういう国なのかというのが、いつも明示的に示されない。そうなる、と、どういことを思うかという、と、「価値外交」というのは言葉だけじゃないかと思ってしまうがちです。

どういことかという、と、法制度整備支援というのは「価値外交」の重要な一環であります。そうであるとするならば、ベトナムは本当に日本の価値外交の相手方としてふさわしい国であるとかいうあたりの認識が、どうしても欠かせないように思います。

したがって、そういう問題へと連動していく事柄だということでもあります。

【ICD 樋口教官】

ありがとうございました。

今の鮎京先生のご発言の点について、何かコメントされたい方などはいらっしゃいますでしょうか。

川淵課長、お願いいたします。

【MOJ 川淵課長】

ありがとうございます。私の説明に対して「共感する」とおっしゃっていただいて、大変ありがたく思います。

非常に難しい問題だなと、聞いていて思いました。

私も、最近、中央アジアの国々を訪れて、いろいろな国があるなと、まさに思っ帰ってきたところでございます。

その中で、あえて、私の方で申し上げるとすれば、もちろん、相手方にはいろいろな政治体制の国もあるし、本当にこの国と価値観を共有しているのかなというのは、先生おっ

しゃるとおりの部分もあるんだと思います。

他方で、我々は、まさに先ほど松尾先生もおっしゃっていたように、「何のためにやるか」というと、平和で安定した世の中をつくりたいということでやっているんだろーと思ひます。

そういった目的の中で、例えば、どこの国とは言ひませんが、政府ではなくて、その国の一般的な市民のために活動するというのは、あり得るのかなとは思ひておひります。

目をつぶるというわけではもちろんありませんが、「現在地」がどういった政治体制であつても、我々の活動がその国の一般市民に届くということを期待しながらやつていくという部分もあるのかなと思ひておひります。

答えになつてないかもしれませんが、問題意識というのは、私も重々思ひていることではございますし、そのことを念頭において、今後ともやつていくべきだろーと思ひておひります。

【ICD 樋口教官】

川淵課長、ありがとうございます。

森永先生が挙手されておひります。お願いします。

【渥美坂井法律事務所 森永弁護士】

鮎京先生から非常に重要なご指摘をいただいたので、20年以上前にベトナムに居た人間として、一言申し上げたいと思ひます。

確かに、どういふ体制の国なのか、どういふ価値観を持った国なのかということは、非常に大事な点でありますし、それは支援の前提として考慮に入れなければいけない要素であることは間違ひないと思ひます。

ただし、私は、実は昔、外務省の方と論争になったことがあるんですが、要するに、そういった、例えば、民主主義だとか法の支配だということを考えているのかどうか疑義のある国に対しては、支援をしないというふうな方針になつて、実際にそれが文書に書かれたことがあるんですが、私は「それだけ外してくれ。」と言つたことがあります。

といひますのは、例えば、全く見込みがないというなら別ですが、何らかの形で我々と同じ、あるいはグローバルな価値観を共有できる少しの可能性でもあれば、それは支援を拒否する理由にはならないと思ひておひります。

むしろ、そういう国こそ支援が必要であつて、まさにそれが「価値外交」とおっしゃる、先生のお言葉をお借りすれば「価値外交」といふ形になるんだろーと思ひます。

ですから、「全く見込みのないところにやれ。」といふことは、私も申しませんが、少しでも芽のあるということであれば、当然できることがあればやつて差し上げるというのが、本来の姿ではないかと思ひておひります。

それで、ベトナムに関して申し上げれば、確かに、ベトナムに対する支援を始めたときは、ベトナムは本当に、あれは80年代から自分で市場経済化をしようとして、失敗した

といいますか、うまくいかなかったということがあって、それで、90年代に入って、必死になって、先進国に対して支援を求めたという経緯があります。

その中で、日本は、今おっしゃった価値を、もろに前面に出してくる支援をしなかったわけですが、それは、当時の状態で拒絶反応が非常に高かったために、それをやったらもう元も子もないというような状況が、日本側の各関係者も、十分理解しておりました。

ですから、市場経済化というところから始めるということで、よろしかろうということだったんだらうと、私は認識しております。

ただ、市場経済化という形で入ったとしても、支援活動がこうやって30年も続いているわけですが、長い間続いているわけです。

これは、私よく言うんですが、「隙間風のように効いてくる価値」というのは、いきなり取り入れられるということはまずないわけです。

ただ、それでも、例えば、相手方の司法省、裁判所、検察といった方々が、「こういう考え方もあるんだ。」「それは必ずしも自分たちの国のポリシーとは反しないんじゃないか。」ということを考え始めると、まさに我々が持っていてほしいと思う価値観、あるいは、グローバルな価値観みたいなものが、「隙間風」のように浸透してきてきたと思っています。

私は、今また、ベトナムに関して、右傾化か左傾化がどちらがどちらだか分からないんですが、それでも相当利いているんじゃないかと思っています。

いくら、例えば、権威主義的になろうとしても、そう簡単にはなれない状態まで来ているんじゃないかなと、私自身、多少楽観的かもしれませんが、そういうふうに思っています。

【ICD 樋口教官】

司会 ありがとうございます。

先ほど、松尾先生が挙手されていらっしゃいました。

【慶応大学 松尾教授】

鮎京先生の提起した問題は、余りにも重要な問題で、私も胸に刺さるところがありましたので、お答えすることはとてもできないんですが、コメントしたいと思います。

先生のご質問を少し言い換えますと、ベトナムに対して三十年間支援をしてきたわけですが、果たして法整備支援は根付いたのかということ、しっかり評価した上で、「現在地」を確認して、今後やるべきことは何なのかということ、反省するべきではないかなというメッセージではないかと、私は受け取りました。

確かにベトナムはもう継続的な目覚ましい経済発展を果たしていますが、実際に法の支配が本当に根付いているか、人々の間の自由と平等が十分に前進しているかということについては、まだ考えるべき余地があるかなと感じます。

法の支配というのは簡単に指標では表せませんが、私も、つい週末、久々にベトナムに

参りました。それで、プロジェクトオフィスにも参りまして、ICDから行かれている茅根さんや大西さん、あるいは塚原さんにもお会いしましたが、非常に厳しいものがあるなということを実感しました。

まさに最前線におられる専門家の方たちが一番よく分かっておられると思うんです。本当に法の支配ということが順調に根付いているかということについては、非常に大きな問題があると感じておられるということは、ひしひしと感じました。

そこは避けて通れない問題で、そういうことを正面からしっかり見た上で、では次に何をやるべきかということについて、幸い、先ほど、岩間さんから、あるいはICDの伊藤さんからもご紹介いただきましたように、ベトナムへの協力関係は続くことになっています。

ですので、そこでは、この問題を取り上げて、法の支配の浸透を本気でどういうふうを考えているかということ、問題提起する必要があると感じました。

その点で言うと、私の痛恨のもう一つの問題は、ミャンマーに対する法制度整備支援です。

軍政によって、現在、法制度が後退、あるいは停滞しておりますが、ミャンマーに対しても非常に多くの法制度整備支援をやってまいりました。

「それは一体何だったんだ」ということについても、しっかり問う必要があつて、決して無駄にはなっていないはずですが、ではどこまでできて、どこまでできなかったのかということで、私がすごく迷った点は、「もう少し踏み込んで、何か提言なり議論をすべきだったのではないか」という思いもあります。

それは、相手国の政治問題や経済社会問題に関わることですので、そう軽々しくは発言できない点ですが、時間をかけて、相互に信頼を築き上げながら、「こういう手段があるんじゃないですか」ということについては、「もう少しコミュニケーションをとりたかったな」という気もいたします。

鮎京先生の問題提起は非常に広がりを持つものですので、重く受けとめるべきだと感じた次第です。ありがとうございました。

【ICD 樋口教官】

松尾先生、ありがとうございました。

酒井先生、お願いします。

【ICCLC 酒井理事】

鮎京先生の非常に鋭い問題意識について、最初からベトナムから関与している者としてお話ししますと、ベトナムは、昔も今も共産党1党独裁なんです。

1980年から法整備支援に入ったときは、「ドイモイ」ということで市場経済化に移行ということで、全く民法もまず私的財産というのがなくて、そこから始めていったわけです。

民法というのは、法律は全てそうですが、民法というのは、基本的に誰にでも等しく適用されて、裁判がしっかりしてれば、万人に等しく判決が下されるということです。

法の支配といったときには、まさに法の支配の一番の根幹は法の下での平等ですから、民法支援とかいう基本法支援も、法の下での平等という法の支配そのものだという理解で、我々がやっているわけです。

ただ、これは、中国、ベトナム、ほかの国もそうですが、我々自由主義陣営が全く予想もしなかったことが起きたというのは、民主主義でないのに市場経済がこれだけ盛んになったということで、中国が典型で、これは我々が全く予期してなかったことなんです。

では、今のベトナムの現在というのは、非常に経済が発達しています。これは、実はベトナムの経済成長を促した一因として、我々の法制度整備支援がどれだけのパーセンテージを持って貢献したか分かりませんが、あったはずですよ。

このベトナムの発展というのは、「チャイナプラスワン」ということで、日本の製造業が中国からベトナムにかなり移って行って、ASEANの富も増して、それが世界のグローバル化の中で、世界の富も増やしているということで、我々が「ドイモイ」政策に貢献して、法整備をしたことは、恐らく世界のGDPにどれだけというのは、数値的には無理ですが、貢献したんだと思います。

ただ、実はこういう形で市場経済が極端にどんどん発達したときに、必ず歪みが生じてきて、これは中国もそうですし、ベトナムもそうで、経済的な強者が出てきて、貧富の差とか環境問題とか、消費者の保護の問題とか、下請けの問題とか、新しいタイプの社会問題が出てきているわけであって、それもまさに法の下での平等の見地から、我々がこれから取り組んでいく一つのテーマではないかと思っています。

それともう一つは、ではこういう1党独裁のところ、日本がさらに法制度整備支援ということで貢献していくのかということになりますと、ベトナムの弁護士などと話すと、彼らの頭の中には、確実にリーガルマインドが育っているんです。カンボジアの弁護士もリーガルマインドが育っています。

ですから、彼らの頭の中には法の下での平等というのが、ビルトインされてきているんだと思うんです。

ただ、1党独裁制に今反対すると、投獄される恐れもありますので、それはできないにしても、彼らの頭の中に育っているリーガルマインド、法の下での平等、法の支配という考えは、これから十年先、二十年先になって花開く可能性もあるかと思っています。

典型的なのがカンボジアでして、カンボジアは、一応選挙はやるんですが、完全にフン・センの1党独裁で、選挙の体を成していないんです。

そこで、明石さんという国連事務次長が、「もうそんなところとは、法制度整備支援をやめろ」というような提言書を出したわけですが、僕はそれは違うんじゃないかということで、カンボジアの弁護士にも必ず、確実にリーガルマインドは育っているんです。

では、彼らに、「フン・センに反対しろ」と言ったら、投獄されて殺されてしまうかもしれないわけで、「それをやれ」と僕らが言えるかということ、それはできないだろうと思

います。

ですから、確かに「現在地」ということは。時代によってずいぶん変わってくるけれども、通底する法の下の平等とか法の支配というのは、様相を変えながら、必ず底がまだ常に残っているので、私たちはそこを目がけて支援していくということが必要なのかなという感じがしています。

それをやるにあたって、隘路になるのは、JICAの関係もあるんですが、どうしてもカウンターパート制度になっているということで、日本で言えば、消費者庁というのは経産省にあるんですかね。そうすると、経産省がカウンターパートでないとそこはできないみたいなことが、一つの隘路になってきているわけです。

実は、私がミャンマーとやったときは、大統領府とも話をして、「どんなイシューでも法的なイシューである以上は全部カバーできるようにしてくれ」ということで、ミャンマーはそれが実現したんです。

このミャンマーの関係は、松尾先生がおっしゃったので、少しお話ししますと、ミャンマーは、実は市民生活はずっと行われていて、裁判も行われているんです。

実は、隣に居る小杉先生と私は、ミャンマーの裁判に巻き込まれて、最高裁まで闘って、ちゃんと勝っているんです。

ですから、クーデターが起きたから市民生活がとまっているか、あるいは司法制度がとまっているかという、そんなことはないの、それは、我々がやってきたことは無駄ではなくて、有効だったし、今度のミャンマーの総選挙はダメですが、いずれちゃんとした時期が来ると思うので、そのときに我々が教えたことはまだ生きていると思っているんですね。

だから、そういう目で見ると、法整備支援というのは十年というスパンじゃなくて、国家百年の計なので、そういうスパンで見ていくのが必要で、それこそまさに鮎京先生が始めた日本語から教えたりということが大事だと思っています。

だから、それが我々の究極の目標ですし、「現在地」は少しずつ様相を変えながら、基本的に通底しているところが変わっていないというのが、私の理解です。

【ICD 樋口教官】

酒井先生、ありがとうございました。

お時間も迫っております、あとご発言を一つ二つ程度というところになっております。ほかに何かご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

山田先生、お願いいたします。

【JETRO 山田上席主任調査研究員】

私が発言すると、また場内が静まり返ってしまうような気がして不安ですが、今日は本当に、鮎京先生や酒井先生がおっしゃったことを、さらに、リゾネイトと言いますか、共感しつつお話しさせていただきます。

私、アパルナさんのお話の中で、我々が一番深く受けとめなければいけないと思ったのは、シビックススペースが狭まっているということです。

アジアの中で、環境問題でもいいですし、いろいろなことを言った人が、逆に、ストラテジック・ミティゲーション、アゲンスト、パブリックパーティシペーションですか、そのような状況にあっている。

つまり、市民社会が狭まっていることが、非常に危機的な状況にあるということ、我々日本人がどれだけ本当に理解しているのかということです。

それから、本日、私は「ビジネスと人権」のお話をさせていただいたんですが、ビジネスとシビックススペースというのは非常にリンクしているもので、今まともなビジネスを続けていくためには、健全な市民社会がないと、企業自体が持続的な成長が、一時的に何かを儲けることができても、そこではできないんです。

なので、このビジネスと人権という観点からも、市民社会を守っていくということが、本当に私たちが何のために法整備支援をやっているのかというのは、これもう、私も30年前までには関わっていなかったんですが、いつもこんなところで言わせていただいでて、森脇先生とかといろいろお話もさせていただいています。

きょうの法制度整備支援も、一体誰のための、何のための法制度整備支援の会議なのというところも、申し上げたいところもあり、予算が狭まっているし、財務省に説明しなければいけないというのももちろんあるんですが、一番大事なものは、国民の目線でももちろんありますし、「税金使って我は何やっているのか」という、うちの職場も含めて、そこをきちんと見ていく必要もあります。

それから、松尾先生が、「誰でも関わることのできる法制度整備支援」とおっしゃって、それから「誰もが安心して暮らせる社会」と言っていたんですが、結局、我々の人権が守られる社会で権利を行使することができる社会だと思うんです。

正直言うと、私は日本人の一人として、法務省の皆さんを前にあれですが、日本社会でさえどうなるのか分からない。私たちも政府関係機関ですから、「安全保障という言葉を使わなければ」というような時期にあります、本当に安全保障でいいのか。

それは、人間の安全保障であるはずですし、我々の法制度整備支援の取組みの本当の意義というのを、改めて、私自身も含めてですが、確認、再考する場であってほしいと思っています。コメントです。

【ICD 樋口教官】

山田先生、ありがとうございます。

お時間の都合もありますので、あとお1人、質問ないしコメント等のご発言あればいただけますが、いかがでしょうか。

お願いいたします。

【JICA 橋部長】

JICAの橋です。

今日は本当に有意義なご議論を拝聴させていただきまして、ありがとうございます。

「現在地」というのは、いろいろな立場、いろいろな角度から見て、それぞれの捉え方があるんだと思いますが、私個人といたしましては、この30年間の協力で、非常に豊かな信頼関係が途上国の各国とできておりますし、これが今後も発展していくことを期待しております。

30年前に、まさに先生方をご指導いただいたカウンターパートが、途上国では、先方政府の、例えば、法務省の局長になられていたり、国によっては副大臣になっていたりということで、そういう意味では、本当に重層的な関係ができ上がっているということが、現在地の一つとしては言えるのではないかと考えております。

こういった関係ができ上がっているということから、次の協力のあり方等については、きょういろいろご議論があったと思いますが、ただ、いろいろな手段があり得ると思いますが、我々が目指しているところは、今ご指摘のあったような、人間の安全保障をしっかりと実現していく、我が国の立場からすれば、自由で開かれた平和で安定した国際社会をつくっていくために、法制度整備支援、ガバナンスの協力というのは、引き続き重要だと思っております。

冒頭にお話しさせていただいたような国際社会の状況から、さらにこの協力の重要性は増しているのではないかなと、私個人は思っております、引き続き、今回この連絡会にご参加された先生方からのご協力を賜りながら、しっかりJICAとしての事業も推進させていただきたいと思っておりますし、これまでのご協力を改めて感謝を申し上げたいと思っております。

【ICD 樋口教官】

司会 橋様、ありがとうございました。

アパルナ様、お願いいたします。

【UNDP アパルナ氏】

ありがとうございます。いくつか点がございます。一つは、先ほど行われた非常に有意義な議論についてです。私も多くのことを学びました。UNDP側から、法の支配と司法へのアクセスに関する活動について、いくつかご意見を伺いたしたいと思います。

私たちがますます理解しつつあることのの一つは、支援は技術的なものであっても、最終的には政治的な支援でもあるということです。そして、そこが価値観に基づく取り組みの原点となります。この点について、価値観に基づく関与という議論があったと思いますが、国連にとってそれは非常に明確です。国連憲章と、私たちが現場で推進しているより広範な国際規範・基準の枠組みです。私たちはすべての加盟国、そして様々な国々と関

わっています。ミャンマーやベトナムでもプログラムを実施しています。これらの国々において、私たちが最終的に目指すのは、他の方々が既に言及されているように、人々が司法にアクセスできるようにすることです。正式な裁判所を通してであれ、代替手段を通してであれ、そして実際に紛争の解決が得られるようにすることです。紛争の種類は多岐にわたります。私たちは、この活動にこのように取り組んできました。

私たちのより広い方向性について申し上げますと、既に述べたように、価値観に基づくグローバルな働き方さえも変化している、非常に困難な環境にあります。日本を始めとする先進国が、この取組を継続的に推進していくことが非常に重要だと考えています。なぜなら、私たち国連システムは、最終的には加盟国によって構成されているからです。より広範な国際基準が推進され、受け入れられること、そして他の加盟国が外交政策、あるいは先ほどおっしゃったように、司法外交のアプローチなどをどのように進めていくかが、非常に重要になると思います。

改めて、この実に意義深い議論にご招待いただき、深く感謝申し上げます。また、法務省の皆様には、職員の派遣を含め、継続的なご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。国連システムの様々な課題への取り組みを真に前進させるため、フェローや特許庁の方々には、素晴らしいご尽力いただいております。本当にありがとうございました。

【ICD 樋口教官】

それでは、お時間の関係で申し訳ございませんが、以上をもちまして総括質疑応答の時間を終了させていただきます。

ご質問にご回答いただきました皆様、また発言いただきました皆様、ありがとうございました。ぜひ会場の皆様から大きな拍手をお願いいたします。(拍手)

❖ 閉 会 挨拶 ❖

公益財団法人国際民商事法センター理事長、大野浩太郎氏

【ICD 樋口教官】

それでは、最後に、公益財団法人国際民商事法センター理事長、大野浩太郎様より、閉会のご挨拶をいただきます。

【ICCLC 大野理事長】

協議をいただきまして、お疲れ様でした。とりわけ、バンコクからはるばるお越しのUNDPバンコク地域事務所アドバイザーのアパルナ・バスニャット様には厚く御礼申し上げます。

この法整備支援連絡会ですが、私も2018年から参加してまいりました。連絡会は、法制度整備支援に関わる諸機関が、毎回様々な切り口で活動状況等について情報や意見を交換するというもので、今回のテーマは「法整備支援の現在地」ということでありました。

最後の質疑応答のところで、「現在地」というのをどういうふうに捉えるのかという、非常に実質的な議論が行われて、私もよかったなと思っております。

「現在地」ということになると、現在の内外の状況、特に国際紛争がありますし、各国においても、司法に対する政治の介入というような事態もあります。

一方で、フェイクニュースがだんだん増えてきて、そういうものに振り回されているというような事態もありまして、なかなか現状は安心できるような状況ではないように思います。

法の支配については、いろいろな考え方があると思いますが、仮に、みんなが安心して、豊かに暮らせるという状態をいうことにいたしましても、これが今後いい方向に向かっていくのか、それとも悪い方向に向かっていくかは、楽観できない状態であるように思います。

そうした中で、私どもが取り組んでいる法制度整備支援ではありますが、これはきょうの議論の中にもありましたが、日本の法制度整備支援という場合には、特に「寄り添い型」という言われ方もしております。

それは、方法において寄り添うだけではなく、中身においても、それぞれの相手国の実情を踏まえた形での法制度運用を実現していくということで、非常に乱暴な言い方をすれば、日本とぴったり同じ制度を実現させるというものではもともとなかったはずであります。

私は、人権あるいは法の支配というのは普遍的なものだとは思いますが、だからといって、私たちが考えているような理解のものを直ちに相手国に押し付けるというわけにも、恐らくいかないだろうし、それは適切でもないんじゃないだろうかと思います。

法の支配というのは、多少の考え方の差があるにしても、日本としてはずっとそれに向けた努力を続けていく、法制度整備支援におきまして、そうでありまして、それが直ちにここで実現するというものではなく、前進もあれば後退もあっても、そちらの方向を目指して努力を続けていく、いわば、終わりのないプロセスではないかと考えておりまして、長期的な視点で取り組んでいくことだろうと思っております。

そうした理解を申し上げた上で、今回の会議での具体的な中身に多少触れさせていただきますと、法制度整備支援の支援国というのは、現在も拡大を続けております。

そうした中で、今回ベトナムがこれまで30年余りにわたる法制度整備支援を経て、ひとまずJICAのプロジェクトを終了し、来年からは法務省がこれまでの関係をベースに、ベトナム側とより双方向的な関係を構築していくというようなお話がありました。

これは、まさしく最も古い支援先国との間において、法整備支援が到達した「現在地」を示すものだと思っております。

その評価であります。近年、ベトナム経済、あるいは社会が目覚ましい発展を遂げていることは、恐らくそのとおりだろうと、異論はないんじゃないかと思えます。

ただ、これを支える法的インフラの整備には、今はもういらっしやらない森島昭夫先生をはじめとする我が国の多くの学者、実務家等が、これまで営々として取り組んできた法制度整備支援が大きな役割を果たしてきたんだと思えます。

そして、そのことだけにとどまらず、派生効果というべきかどうかはともかくといたしまして、ベトナムにおいてビジネスを行う我が国の企業にも、安定的な業務展開を可能にするというメリットをもたらしました。

ひいては、日本ベトナム関係の一層の緊密化や地域の安定的、平和的な発展にも貢献してきたものと考えております。

このように、ベトナムの法制度整備支援の成果はそれに関係してきた者全てが誇りにすることができる輝かしい先例だと思えます。

私は、これまでの連絡会で、相手国の法制度が整備され、運用の向上や実務家の養成等が進んでいけば、我が国との関係も遅かれ早かれ、支援から双方向的な方向、協力へと発展していくようなことを、繰り返し述べてまいりました。

ベトナムとの関係は、まさにそうした進展を示すモデルケースになると考えておりまして、今後の法務司法分野における両国の協力関係の発展に注目したいと思います。

今回の連絡会におきましては、関係機関からそれぞれの機関の法整備支援の「現在地」を示す取組み状況が報告されました。

そうした中で、ことしは特にアパルナ様から、バンコク事務所が管轄するアジア太平洋地域におけるUNDPのガバナンス部門の活動状況につきまして、そもそも切り口が日本と多少違ったテーマ別のアプローチによることなどをはじめとして、いろいろなご説明をいただきました。

もともとこの連絡会は、我が国の中における法整備支援関係機関の連携、調整を図るために設けられたものですが、今後は、UNDPをはじめとする国外の機関との連携強化に

も期待をしたいと考えております。

リソースに限りのある法整備支援活動が、効率的、効果的に行われるようにするためには、国際的にも関係機関の間の連携、調整が必要だと考える次第です。

今いろいろ申し上げましたが、いずれにしても、これからは、各国それぞれ法整備の状況が違うわけですが、多様化したニーズに対して、支援の内容であるとか方法については、柔軟で迅速な対応が求められることになるのではないかと思います。

きょうのお話の中で、「法整備支援2.0」というような形容もありましたが、新しいステージに入っていくんだということで、それは我々がまた今後工夫をしていかなければいけないことだと思います。

ただ、やり方は変わってもその基本にあるのは、法の支配の実現という目的にあるという点は、いささかの変わりもないだろうと考えております。

最後に、公益財団法人国際民商事法センターの関係について、一言だけ付け加えさせていただきます。

当財団は、来年創立30周年を迎えます。この間、財団が法整備支援を側面から支えるなど、その活動を支えてこられましたのは、関係機関の皆様のご理解、ご協力や、会員企業等による支えの賜物であると、深く感謝しております。

30周年を記念するため、来年12月14日に、経団連会館で式典を開催し、合わせてビジネスと人権のテーマにする国際シンポジウムを開くことを計画しております。

その際には、関係機関の皆さま方にもぜひご参加をいただきたいと考えております。

いずれ詳細が決まればご案内を差し上げることとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、平素から法整備支援の最前線で献身的な努力、支援の実務に働いている皆様に、改めて心から敬意と謝意を表しまして、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

【ICD 樋口教官】

大野様、ありがとうございました。

本連絡会終了の時刻になりましたが、その前に本連絡会に関するアンケートについて改めてお知らせします。

お配りしているQRコードからアンケートにお答えいただきますようお願いいたします。

いただいたご回答は、今後のよりよい法整備支援連絡会の企画運営に役立てたいと考えておりますので、何とぞご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第26回法整備支援連絡会を終了いたします。

皆様、本日は長時間にわたりご参加いただきありがとうございました。）

このあと、18時15分から、1階食堂で懇談会を開催いたします。出席される方は、ご移動の準備をお願いいたします。

同時通訳用の受信機ですが、席上に置いたままご退出ください。

また、懇談会に参加される方で、入り口横のコート掛けを利用されている方は、コートをお持ちになってご移動ください。お手回り品やコートのお間違いのないようお願いいたします。

また、懇談会に出席されない方で、東中神駅までシャトルバスをご利用の方は、1階正面玄関横にバスが待機しておりますので、ご利用ください。なお、定員が20名ですので、満席の場合は次便のご利用をよろしくお願いいたします。

タクシーをご利用の方は、お近くの運営スタッフまでお知らせください。

本日はどうもありがとうございました。

(了)

公益財団法人国際民商事法センター 設立30周年

記念式典及びシンポジウムを開催します

当財団は「我が国政府とも緊密な連携を保ちながら、我が国が今日まで蓄積してきた法制度とその運用のノウハウ・知識をアジア及びその周辺諸国の国に伝えることによって法的基盤の整備を支援するとともに、各国関係者の交流を通じて、国際経済取引に係わる法制度の共通の理解を深めることを目的」（設立趣意書より）に1996年に設立され、2026年で30周年を迎えます。この間、法務省や関係機関の皆様と共にアジア諸国を中心に法整備支援や日中民商事法セミナーの開催などを民間の立場から行ってまいりました。近年では対象をアジア諸国だけでなく、ウクライナやフィジー、アフリカ諸国などにも拡大をしてきており、また法整備支援だけでなく、世の中の変化とともに、ビジネスと人権に関する調査研究や啓発活動なども行っております。

これらの活動を振り返るとともに今後の展望を皆様に広くお伝えすべく**設立30周年式典を2026年12月14日に東京・大手町の経団連会館にて開催**いたします。当日は式典と共に**記念シンポジウム「ビジネスと人権」も開催**する予定です（いずれも法務省に共催を頂く予定をしております）。

今後式典及びシンポジウムの詳細につきましては、このICDニュースや財団HP (<https://www.icclc.or.jp/>) にて公表をしていきますので、是非ご予定を調整頂き当日会場に足をお運び頂ければ幸いです。



【当財団の大野恒太郎理事長がASEAN政府間人権委員会のシンポジウムで講演している様子 in マレーシア】



【当財団が主催する海外からの訪日研修生との懇談会の様子】

【国際研修・共同研究】

ラオス第4回本邦研修

国際協力部教官

山下 拓郎

第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）ラオス法制度整備支援プロジェクトに関し、令和7年9月29日（月）から10月10日（金）（移動日を含む。）、ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）の司法省職員、最高人民裁判所判事、最高人民検察院検察官、ラオス国立大学職員ら22名を研修員として日本に招き、ラオス第4回本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本稿では、本研修の概要を紹介するが、本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本研修の背景・目的等

1 本研修について

ラオスでは、2018年7月から2023年7月までに実施されたJICAプロジェクト「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ1）」（以下「前プロジェクト」という。）に引き続き、同月から令和10年（2028年）7月まで5年間の計画で、「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）」（以下「本プロジェクト」という。）が実施されている。

本プロジェクトは、前プロジェクトなど従前のプロジェクトの成果を土台として、引き続き関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）をラオス側の実施機関とし、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家が継続して育成されることで、法律実務が改善され、法の支配が促進されることを最終的な目標としている。そして、本プロジェクトにおいては、上記のような能力を身に付けた法律実務家を育成する基盤の形成のために、基本法令の理解を促進する論点集の作成、基本法令の理解に基づく実践を促進するための効果的な研修等の実施及び法律実務家が実務で参照できる判決書集や意見書サンプル集の作成といった活動により、基本法令を十分に理解し、他者に指導できる中核人材の育成という成果を挙げることを予定している。

本プロジェクトにおける刑事法分野の活動においては、前記の内容のうち、特に基本法令の基本法令の理解を促進する論点集の作成等という点に関連して、刑事法ワーキンググループ（以下「刑事法WG」という。）が設置され、ラオス刑法各論の条文のうち、窃盗や詐欺等の合計12の条文に関する要件の説明や事例への適用について解説した論点集を作成しており、これが令和7年度中に完成予定である。論点集完成

後は、本論点集の普及活動を実施することになるところ、本研修においては、当該普及活動を見据えて、より効果的な講義・研修を実施するため、大学、司法修習、実務家の各段階における教育・研修に関する日本側の知見を提供するとともに、研修員による模擬講義の実施、さらには、刑法理論や刑法解釈を実務に生かすための事例演習を実施することを目的とした。

2 日程及び研修参加者等

本研修の日程は別添1のとおりであり、本研修の参加者は別添2のとおりである。

第3 研修の内容（以下は日程順に記載する。）

1 導入講義（刑法総論の思考方法）

本研修1日目には、現在作成している論点集を体系的に整理するとともに、現在研究している12の条文のすべてを同様に説明するための方策を提示すべく、当職により「刑法総論の思考方法」と題し、日本の刑法総論（刑法理論）に関する講義を、殺人罪（刑法199条）を例として実施するとともに、ラオス刑法上総論に該当する同法12条に列挙された犯罪の構成要素（客体的要素、客観的要素、主観的要素、主体的要素）を念頭に全ての条文を説明する必要があることなどについて講義を実施した。

2 法科大学院における刑法教育・法科大学院講義の視聴

本研修2日目は、中央大学大学院法務研究科の井田良教授により、法科大学院における刑法教育として、日本の法科大学院制度の成り立ち及び法科外学院で実施している刑事系科目（特に刑法）に関する教育について講義いただいた。

これを踏まえて、午後には、法科大学院の講義風景の様子の動画¹を視聴し、井田教授にどのような意図をもって学生と議論しているのかを解説いただいた。

3 成果物の活用方法作成会議（論点集）

本研修の3日目は、成果物の活用方法作成会議（論点集）として、現在作成中の論点集のうち、事故を招く交通規則違反（ラオス刑法145条）、詐欺（同法233条）、違法な決定（同法390条）の3点につきラオス側に模擬講義を実施していただき、これを、前記井田教授及び波床昌則弁護士に聴講していただき、より分かりやすい説明をするための助言等をいただいた。

また、講師の先生方のコメントを踏まえて、模擬講義の一部のみ即時に再挑戦していただいた。模擬講義を担当した研修参加者にとっては、再挑戦をすぐに実施するこ

¹ 同動画は、本邦研修前に井田教授及び中央大学法科大学院の学生の協力の下、令和2年度司法試験の問題を題材に詐欺と横領の論点などを検討するソクラテス方式の講義を実施する様子を録画していただき、それにラオス語の字幕を付したものである。

とは相当な負担であったと思われるが、各発表担当者は、試行錯誤しながらも、講師の先生方の助言を踏まえて劇的にわかりやすい講義を実施することができ、わかりやすい説明方法について体感できたのではないかと思われる。

また、本プログラムで取り扱ったすべての条文につき、講師の先生方から保護法益を意識した説明、条文が規定されている章を意識すること、関連条文と比較しながら説明をすることなどについて指摘がなされ、このような説明手法は、ラオスの方々にとって、初めて経験するものであったようで、研修員からも非常に参考になったとのコメントがなされた。

4 司法研修所における刑事系科目の教育、法曹に対する研修・教育（裁判官）

本研修4日目には、前記波床弁護士より、ご自身の司法研修所刑事裁判教官としてのご経験・裁判官としてのご経験を踏まえて、司法研修生への教育・研修及び裁判官への研修について講義をいただいた。

司法修習の段階での教育や裁判官に対する研修（OJTを含む。）について詳細に説明いただいただけではなく、「教官という立場や指導という立場からすると答えを教えたくるが、答えを教えるような教育・指導ではなく、研修生に自分で考えさせ、法と証拠に基づいて思考する能力を持った人材を育てることが重要である。」と法教育・研修をする上で講師として重要な心構えの部分についても熱く語っていただいた。

5 罪数に関する講義・事例検討

本研修5日目は、中央大学駿河台キャンパスを訪問させていただき、同キャンパスの教室をお借りして、井田教授に罪数に関する講義及び事例検討（意見交換）を実施していただいた。

本講義及び意見交換は、長期専門家からラオスの刑事実務において罪と罪の関係性についてどこまで整理されているかが不明であるという問題意識が提示されていたことを踏まえ、罪と罪の関係性の整理について、日本の知見を提供するとともに、ラオスの実務家及び研究者がどのように考えているのかを調査することを目的として設定したプログラムである。

研修参加者は、そもそも罪数関係についてこれまで検討したことがなく、新鮮だったというコメントが大多数であったほか、適切な刑罰を科すためにも罪数関係は、しっかり整理しないといけないと感じたとのコメントがなされた。

研修参加者にとっては、若干レベルが高いテーマのプログラムになったような印象も受けたものの、そう遠くない将来に検討・考慮していく必要がある分野について知る契機になったと思われる。

6 法曹に対する研修・教育（検察官）

本研修の6日目午前中には、法務総合研究所研修第一部渡邊ゆり部長による検察官に対する研修・教育について、法務総合研究所研修第一部が実施している研修について紹介いただいた。

7 取調べ演習に向けたプログラム

本研修6日目午後から7日目午後にかけて、最終的に取調べ演習を実施することを目標に架空の傷害事件の事例を用いて、講義・意見交換・取調べ演習を実施した。

本プログラムは、刑法上の条文の要件の解釈に関する正確な理解を前提に、まだ事実関係が判明していない捜査段階において、初動捜査の結果をまとめた事件記録（日本でいういわゆる送致記録）を精査し、要件に該当する事実関係に関する証拠の有無を確認し、争点になる要件を意識しながら該当する事実関係を獲得するべく被疑者取調べを実施するという、刑法理論や刑法の要件解釈と実務が関連していることを理解してもらうことを目的として設定したプログラムである。

(1) 傷害罪に関する講義、模擬事件記録の説明

本プログラムを実施するに当たり、前記論点集の内容には盛り込まれていないものの、改めて刑法総論的な思考方法や要件解釈を他の条文でもできるようにすることを目的として、傷害罪を取り扱うことし、本プログラムの冒頭に当職による傷害罪に関する講義を実施した。

具体的には、日本の傷害罪に関する規定について、実行行為や傷害結果、因果関係、故意について、日本の判例上どのように解釈されているかについて紹介するとともに、ラオス刑法194条の傷害罪の規定を取り上げ、研修員とともに同条文の要件及びその意味について丁寧に分析をした。

さらに、暴行の有無について争いがある架空の傷害事例について、事件記録を一通り紹介し、その後のプログラムで充実した意見交換ができるような環境を構築した。

(2) 事例検討

傷害事件記録を前提に、研修員とともに、真実被疑者が暴行に及んだと考える立場、実は被疑者が暴行に及んでいないと考える立場の双方から、事件記録を分析し、双方の立場から、被疑者取調べにおいて、聴取すべき事項を検討した。

本架空事例は、被疑者が被害者の顔面を右手拳で殴ったかが争点となるよう作成していたところ、送致記録を前提に、事件当時に当事者が立っていた場所や位置関係、距離感、当事者間の口論の状況など聴取すべき事項について、研修員との意見交換をしながら事例を深く分析していった。

(3) 取調べ演習

前記架空事例の送致記録や、意見交換等で深めた内容を前提に、ラオス刑法194条を前提にしながら、日本の検察官が本件被疑者の取調べを実施したらどう

なるか、参考にしていただくため、当職を検察官役、矢尾板専門家を被疑者役として、取調べ演習を実施した。

模擬取調べ実施後は、研修員から質疑を受けたりコメントをいただいたりした。

特に、研修員からは、取調べ中も刑法の要件解釈を念頭に置きながら該当する事実を丹念に探る必要性がよくわかったとのコメントをいただき、本プログラムは一定の成果が認められたと思われる。

第4 おわりに

長期専門家からの報告によると、現行プロジェクト開始当初は、ワーキンググループメンバーに刑法の条文の要件分析の必要性を理解してもらうことに苦勞したが、約2年間の活動を経て要件の意味分析や解釈の重要性が理解されつつあるとのことであったところ、プロジェクト開始から2年がたった現時点で実施した本研修中にワーキンググループメンバーである研修員と議論した印象としても、条文の要件解釈の重要性と、意味を明確にした上で事案に適用しようするという姿勢が見受けられた。

法解釈の手法や刑法理論に関する理解が完璧にできているとまでは認め難いものの、現状を踏まえると、将来、他の刑法上の規定やその他の刑罰規定に関しても、適切に要件解釈をできるようにすることや、法解釈の手法を他の実務家や法曹を目指す学生に指導できる基盤を整えることを目指すためには、今後の普及活動において、論理的でわかりやすい説明を模索し、説明を繰り返していくことで、法解釈能力を持った人材が増えていくことが期待できると思料される。

最後に、本研修で講師を務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた中央大学、矢尾板隼専門家、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心より御礼を申し上げたい。

第4回ラオス本邦研修(刑事法) 日程表

【令和7年9月29日(月)～10月10日(金)(移動日を含む。)]

(山下拓郎教官、高橋尚吾専門官)

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
9 /	月	【入国】			TIC泊
29					
9 /	火	10:00 JICAリエンション 12:30 JICA東京センター		14:00 国際協力部オリエンテーション 15:00 【講義・意見交換】 「刑法総論の思考方法」 山下拓郎教官 17:00 JICA市ヶ谷	TIC泊
30					
10 /	水	10:00 【講義/意見交換】 井田良教授 『法科大学院における刑法教育』 12:00 JICA市ヶ谷		14:00 【法科大学院講義の視聴・解説】 井田良教授 17:00 JICA市ヶ谷	TIC泊
1					
10 /	木	10:00 【ラオス側発表/意見交換】 井田良教授・波床昌則弁護士・山下拓郎教官 『成果物の活用方法策定会議(論点集)』 12:00 JICA市ヶ谷		14:00 【ラオス側発表/意見交換】 井田良教授・波床昌則弁護士・山下拓郎教官 『成果物の活用方法策定会議(論点集)』 17:00 JICA市ヶ谷	TIC泊
2					
10 /	金	10:00 【講義/意見交換】 司法研修所における刑事系科目の教育 波床昌則弁護士 12:00 JICA市ヶ谷		14:00 【講義/意見交換】 法曹に対する研修・教育(裁判官) 波床昌則弁護士 17:00 JICA市ヶ谷	TIC泊
3					
10 /	土	休務日			TIC泊
4					
10 /	日	休務日			TIC泊
5					
10 /	月	10:00 【講義/意見交換】 井田良教授 「罪数の考え方」 12:00 中央大学駿河台キャンパス501教室		14:00 【事例検討/意見交換】 井田良教授 「罪数の検討」 17:00 中央大学駿河台キャンパス501教室	TIC泊
6					
10 /	火	10:00 【講義/意見交換】 法曹に対する研修(検察) 渡邊ゆり研修第一部長 12:00 法務省赤れんが棟第5教室	12:20 所長主催意見 交換会 13:20 記念写真撮影	14:00 【講義/事例検討】 傷害罪の構成要件等/事件記録(送致記録)の検討 山下拓郎教官 17:00 法務省赤れんが棟第5教室	TIC泊
7					
10 /	水	10:00 【協議】 事件記録検討結果の共有・意見交換 矢尾板専専門家/山下拓郎教官 12:00 法務省赤れんが棟第5教室		14:00 【模擬弁解録取/取調べ演習】 ラオス刑法の解釈・適用を念頭に置いた取調べ 矢尾板専専門家/山下拓郎教官 17:00 法務省赤れんが棟第5教室	TIC泊
8					
10 /	木	10:00 【総括質疑】 矢尾板専専門家・山下拓郎教 官 11:00 11:15 12:00 JICA	【評価会・修了式】	14:00 書類整理 17:00 JICA東京センター	TIC泊
9					
10 /	金	【出国】			
10					

ラオス法の支配発展促進プロジェクト(フェーズ2)「刑事法」本邦研修

1	ケートマニー・チャンタイティップ
	Mr. Ketmany CHANHTAYTHIP
	最高人民検察院 法執行監督局副局長 Deputy Director General of Law Supervision Enforcement Supervision Department, SPP
2	スーロット・パンタヴオン
	Mr. Souloth PHANTHAVONG
	最高人民検察院 法執行監督局行政事件監査課長 Head of Administrative Case Inspection Division, Law Enforcement Supervision Department, SPP
3	ブンマニー・サヴォンリエンカム
	Ms. Bounmany SAVONGLIENKHAM
	中部人民検察院法執行監督課 Head of Law Enforcement Supervision Division, the office of the central regional people's prosecutor
4	スリポーン・ケオスヴァン
	Mr. Souliphon KEOSOUVANH
	最高人民検察院 刑事施設監督局刑事施設監督課長 Head of Prisons Inspection Division, Prisons Inspection Department, SPP
5	ヌーピット・サイサワン
	Mr. Noupit XAYSAVANH
	最高人民検察院 立法課副課長 Deputy Head of Legislation Division, SPP
6	アクソンシン・ヴィサイニャライ
	Mr. Acksonesinh VIXAYALAI
	最高人民裁判所 ビエンチャン首都人民最高裁判所副長官 Vice President, Vientiane Capital People's Court, PSC
7	ダオフアン・ヴォンダワン
	Mr. Daoheuang VONGDAVANH
	最高人民裁判所 技術管理・裁判統計局副局長 Deputy Director General of Department of Technical Management and Court Statistics, PSC
8	ナリスアン・サイスリニャー
	Mr. Nalisouane SAYSULIYA
	最高人民裁判所民事法廷4級判事 Judge Level 4, Civil Chamber, PSC
9	パンタミット・インタヴオン
	Ms. Phanthamith INTHAVONG
	最高人民裁判所少年法廷1級判事 Judge level 1, Juvenile Chamber, PSC
10	ペツサモーン・インタヴオン
	Mr. Phetsamone INTHAVONG
	最高人民裁判所行政裁判所判事補 Judge Assistant, Administrative Court, PSC
11	スリニャン・チャンタチャック
	Mr. Souliyanh CHANTHACHACK
	司法省国立司法研修所 学生・活動管理課副課長 Deputy Head of Students and Activity Management Division, National Institute of Justice, MOJ
12	ペットニコーン・シーサニャンタ
	Mr. Phetnikone SISAYANTA
	司法省法制局刑事課技術職員 Technical Staff of Criminal Division, Department of Law, MOJ

13	コンヴィライ・ブアサイ
	Mr. Kongvilay BOUASAY
	司法省判決執行管理局 判決執行課副課長 Deputy head of Judgement Enforcement Division, Judgement Enforcement Management Department, MOJ
14	ブッディ・プンミーサイ
	Ms. Bouthdy PHOUMMEEXAY
	司法省法制局行政・社会文化法課技術職員 Technical Staff of Division of Administrative and Socio-Cultural Law, Department Law, MOJ
15	プーワン・シンハーナート
	Mr. Phouvanh SINGHANAD
	司法省国立司法研修所刑事法学科技術職員 Technical Staff of Criminal Department, National Institute of Justice, MOJ
16	センタヴィ・インタヴォン
	Mr. Sengthavy INTHAVONG
	ラオス国立大学法政治学部刑事法学科長 Director of Criminal law Department, Faculty of Law and Political Science, NUOL
17	クンカム・シーハーラート
	Mr. Khuengkham SIHALATH
	ラオス国立大学法政治学部図書館長 Head of Library Division, Faculty of Law and Political Science, NUOL
18	ブンリエン・ヴォンサムパン
	Mr. Bounlieng VONGSAMPHANH
	ラオス国立大学法政治学部学生課副課長 Deputy Head of Student Affairs Division, Faculty of Law and Political Science, NUOL
19	パンタサック・ミンナコーン
	Mr. Phanthasak MINGNAKHONE
	ラオス国立大学法政治学部刑事法学科講師 Lecturer of Criminal Law Department, Faculty of Law and Political Science, NUOL
20	スクサワン・ヴィラヴォン
	Mr. Souksavanh VILAVONG
	治安維持省監査局副局長 Deputy Head of Criminal Investigation Department, Ministry of Public Security
21	ブンカム・インタヴォン
	Mr. Bounkham INTHAVONG
	治安維持省経済警察課長 Head of Economic Police Division, Ministry of Public Security
22	ペット・センパンニヤー
	Mr. Phet SENGPUNNYA
	ラオス弁護士会研修センター指導者 Master Trainer, Training Center, LBA

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 山下 拓郎(YAMASHITA Takuro)

国際専門官 / Administrative Staff 高橋 尚吾(TAKAHASHI Shogo)

第3回カンボジア法・司法分野人材育成支援研修

国際協力部教官

樋口 瑠 惟

第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）カンボジア法制度整備支援プロジェクトに関し、令和7年10月5日（日）から同月18日（土）まで（移動日を含む）、カンボジアから17名の研修員を日本に招き、第3回カンボジア法・司法分野人材育成支援研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本稿では、本研修の概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

第2 本研修の背景及び目的

1 カンボジアに対する法制度整備支援は平成8年（1996年）に始まり、平成11年（1999年）からは、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による技術協力プロジェクトが開始され、民法及び民事訴訟法の起草支援、民事関連法令の起草支援とともに、民事法の普及やそれを運用する人材の育成支援が行われてきている。特に、過去のプロジェクトでは、王立司法学院の下部組織であり、カンボジアの裁判官育成機関である、裁判官検察官養成校（**Royal School of Judges and Prosecutors**。以下「RSJP」という。）に対し、その教官や将来教官となる候補者の能力強化のほか、カリキュラムや教材の作成など、RSJPの基礎をいわばゼロから構築する支援を行った。¹

しかしながら、そもそも教官としての資質や能力を満たしている人材に限られているほか、効果的な教材やカリキュラムの作成・改訂も適切に実施されているとはいえず、RSJPが裁判官を目指す学生や現役裁判官に対して自律的かつ効果的な教育を行うにはなお多くの課題があった。また、裁判官を始めとする多くの法曹の民事法に対する理解はまだまだ不十分であり、特に法の解釈・適用に関する能力に多くの課題を抱えていた。

そこで、これらの課題解決のため、令和4年（2022年）11月から、実施期間を5年間として、JICAによる「法・司法分野人材育成プロジェクト」（以下「現プロジェクト」という。）が開始された。²

2 現プロジェクトでは、RSJPの教官を兼務する裁判官や将来の教官候補となる若

¹ RSJPにおける法曹教育の現状につき、伊藤みずき「裁判官・検察官養成校における法曹教育について（カンボジア）」ICD NEWS第90号（2022年3月号）47頁以下を参照されたい。

² 現プロジェクトの計画及び策定経緯につき、伊藤みずき「カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」の開始～プロジェクトの計画・策定経緯を中心に～」ICD NEWS第94号（2023年3月号）36頁以下を、開始後の調査フェーズにつき、戸部友希「カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」のワーキンググループ活動～調査フェーズ～」ICD NEWS第98号（2024年3月号）53頁以下を、それぞれ参照されたい。

手裁判官のほか、司法省及び王立司法学院の職員等から構成されるテクニカルワーキンググループ（以下「TWG」という。）が設置され、TWGが主体となって、裁判官教育において民事法に関する解釈・適用能力の向上を図る上で効果的な教材の作成に取り組んでいる。

令和6年度までのTWGの活動においては、離婚をテーマにした教材の作成³を実施したほか、令和6年2月～3月と同年10月～11月の2回にわたり、本邦研修を実施した。⁴

3 令和7年10月現在のTWGの活動では、前記離婚をテーマにした教材に引き続き、「民事訴訟法の重要な原則とルールの適用」や「弁論準備手続（争点の特定技術）」をテーマとする各教材の作成が進められており、今後は、民事執行及び民事保全をテーマとする教材の作成も検討されている。また、TWGは、教材作成のみならず、裁判官向け研修の在り方や、法律試験に用いる事例問題の作成の仕方などの、裁判官養成に向けた教育手法全般を検討の対象としているほか、より広く、争点整理や和解などの民事裁判実務の在り方にも関心を有している。

4 そこで、本研修では、主としてTWGのメンバーから研修参加者を選定した上で、現プロジェクトが対処すべき上記課題を踏まえて、①「民事訴訟法の重要な原則とルールの適用」教材及び「弁論準備手続（争点の特定技術）」教材の作成を支援すること、②新たな教材の作成に資する知見（取り分け民事執行に関するもの）を得ること、③経験の少ない裁判官向けの研修の在り方に関する知見を得ること、④法的な事例問題の作成手法に関する知見を得ること、⑤和解等の民事裁判実務の在り方に関する知見を得ることを目的に実施することとした。

具体的には、本研修における講義や事例研究、意見交換、カンボジア側発表、関係機関訪問等を通じて日本の知見を共有した上で、研修参加者らと集中的な検討及び協議を実施することにより、研修参加者自らが、カンボジアにおける課題をより詳細に把握し、日本の知見を参考にしながら、裁判官養成等における改善点と方策を検討することができるようになり、今後のTWG等のプロジェクト活動がより活性化されることを期待したものである。

本研修の参加者は、別添1のとおりであり、本研修の日程は別添2のとおりである。

第3 研修の内容（以下は日程順に記載する。）

1 導入講義「日本の司法制度」

導入講義「日本の司法制度」では、当職が、本研修の各プログラムを受講する上で前提となる、日本の司法制度の概要（裁判所の種類や裁判官の属性、大規模庁にお

³ 離婚教材の作成につき、戸部友希「カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」離婚教材作成からみえた成果及び課題」ICD NEWS第101号（2025年3月号）20頁以下を参照されたい。

⁴ 現プロジェクトの初回の本邦研修につき、後藤圭介「カンボジア王国に対する法制度整備支援～2024年2月本邦研修及び6月現地セミナー～」ICD NEWS第100号（2024年11月号）183頁以下を参照されたい。

ける専門部・集中部の制度の仕組み等を含む。)及び日本の法曹養成制度の概要について紹介し、本研修の導入となる講義を実施した。

研修参加者からは、研修テーマである日本の法曹養成制度について、その詳細を問う質問のほか、裁判制度一般の問題について、最高裁判所における審理の方法等に関する質問がなされるなど、カンボジアの法律実務家の実務的な関心の所在を知ることができた。

2 講義・事例研究「当事者主義」

講義・事例研究「当事者主義」では、前回の本邦研修に引き続き、現プロジェクトのアドバイザーグループ委員である大阪大学・高原知明教授（元裁判官）を講師に迎え、処分権主義の意義や弁論主義との異同等について、講義や事例研究（仮設事例に基づく意見交換）等を実施していただいた。

特に、人的損害のみを請求する訴訟で物的損害まで認定することが処分権主義に反するか、単純給付請求の事案で同時履行の抗弁は主張されているが反訴までは提起されていない場合に引換給付判決をすることは処分権主義に反するか、などの具体的な事例が議論の題材となった。研修参加者をいくつかのグループに分けて、グループディスカッションを実施していただき、各グループからそれぞれ意見を発表していただいたが、いずれのグループからも活発な意見の発表があった。処分権主義ないし弁論主義は、理論的にはかなり難しい問題も含む概念であるが、高原教授との意見交換は非常に有益であり、「民事訴訟法の重要な原則とルールの適用」教材の作成のために必要な知見を得ることができたものと思われる。

3 模擬講義「弁論準備手続（争点の特定技術）」

本研修では、TWGにおいて現在作成中の前記2教材のうち、特に「弁論準備手続（争点の特定技術）」教材を取り上げて、同教材に基づいて実際にどのように講義を実施するか、TWGメンバーに模擬講義を実演していただくことにした。事前に長期派遣専門家らの指導のもとで、研修参加者をAからDまでの4つの小グループに分けて、模擬講義用資料を暫定的に完成させていただいた。具体的には、グループAは主に弁論準備手続や主要事実等の概念の意義について、グループBには主に立証責任について、グループCには主にブロックダイアグラムについて、グループDにはケーススタディについて、それぞれ取り上げていただくこととした。

模擬講義は2日間にまたがって実施され、現プロジェクトのアドバイザーグループ委員である岡本陽平弁護士（元長期派遣専門家）に御参加いただいて実施した。

各グループの発表は、実際に学生にどのように意見を求めて対話するかなど、講義の進め方についても各人なりによく検討されたものであった。岡本先生からは、講義の進行方法、事案の説明や解説が必要十分か、学生にとって分かりやすい教材となっているかなどの視点からアドバイスをいただいたほか、売買契約の事例を取り上げて、岡本先生御自身による模擬講義も実演いただいた。

TWGで作成している教材は、実際の教授の現場で使用しやすいものである必要が

あるところ、作成者であるメンバー自身が実演してみることによって、使用者の視点も取り入れたより良い教材づくりに資する知見を得ることができたのではないかと思われる。

4 司法研修所訪問

本研修では、埼玉県和光市所在の司法研修所（第一部）を訪問し、施設見学を行った後、司法研修所第一部教官から、日本における裁判官研さんの実際についての御講義をいただいた。日本における若手裁判官の研さんにおいて、どのようなカリキュラムが設けられているかを説明し、カンボジアにおける裁判官の継続教育の在り方の参考にしていただくために実施したものであるが、司法研修所教官からは、現在の司法研修所第一部において実施している裁判官研さんの種類や内容について、分かりやすい図を用いた御説明をいただいた。

5 講義・演習「事例問題作成上の留意点」

講義・演習「事例問題作成上の留意点」では、前回の本邦研修に引き続き、現プロジェクトのアドバイザーグループ委員である慶應義塾大学・松尾弘教授を講師に迎え、事例問題作成の手法の一般論について御講義をいただくとともに、実際に、民法の事例問題を3題ほど示し、それらに基づいて研修参加者との意見交換を実施していただいた。

これらの御講義・意見交換の中で、請求権の主張とそれに対する反論が行われることを想定した事例を設定すること、事例問題には法解釈の方法を豊かにすることができるといったメリットがあることなどのメッセージをお伝えいただいたことが大変有益であったと思われる。また、カンボジア側の関心に応じ、授業評価の手法についても、松尾教授の御経験に即したアドバイスをしていただいた。

6 講義「日本の裁判所における執行事件の研さんについて」

前記のとおり、現在TWGで作成している2つの教材が完成した後は、民事執行・民事保全をテーマとした教材作成に着手することを検討中である。そこで、本研修では、当職及び溝口千恵長期派遣専門家（いずれも裁判官出身）により、日本の裁判所における民事執行事件の研さん枠組み（研修所教材の内容や各裁判所の研さん体制等）について講義を実施し、この種事件における研さん用資料の組織的な整備の必要性について説明した。

研修参加者の中には、RSJPにおいて民事執行法を教授している担当者も含まれており、研さんの仕組みのみならず日本の民事執行法に関する基礎的な知識についても多くの質問が出された。

7 横浜地方裁判所訪問

本研修中には、横浜地方裁判所を訪問し、施設見学（法廷、弁論準備手続室の見学や、近時の民事訴訟手続において用いられるIT機器の実演等）を行った後、日本の現役の民事裁判官から、日本の民事訴訟における和解の仕組みと和解に向けた実務上の工夫等について御講義をいただいた。

単に日本の知見の提供を受ける講義を受講するだけではなく、実際の裁判実務の現場に赴いて施設を見学し、現役の実務家の話を聞く機会を設けたことは、研修参加者にとって刺激的な経験になったのではないかと思う。

第4 おわりに

本研修の目的は、前記第2の4に記載したとおり、①「民事訴訟法の重要な原則とルール適用」教材及び「弁論準備手続（争点の特定技術）」教材の作成を支援すること、②新たな教材の作成に資する知見（取り分け民事執行に関するもの）を得ること、③経験の少ない裁判官向けの研修の在り方に関する知見を得ること、④法的な事例問題の作成手法に関する知見を得ること、⑤和解等の民事裁判実務の在り方に関する知見を得ることの5点に集約されるが、前記第3に記載の各活動により、これら5点の目的はいずれも達成されたといえる。

特に、本研修において、講師の先生方から、講師の先生自身による講義又は研修参加者による模擬講義を通じ、多くのアドバイス等をいただいたことにより、「民事訴訟法の重要な原則とルール適用」教材及び「弁論準備手続（争点の特定技術）」教材の完成に向けて、有益な知見を得たのではないかと思われる。また、研修参加者による講義中のグループディスカッションや、模擬講義実施に向けた事前準備を通じ、研修参加者間での議論が促進されたことにより、研修参加者が主体的に教材を作成するという意識がより涵養されたものと思われる。

研修終盤には、研修参加者を4つの小グループに分け、グループごと、合計6時間を準備の時間に当てて、本邦研修で得たものについての発表を準備し、最終日にその結果の発表を実施した。いずれの発表においても、細部に若干の不正確さが含まれていて訂正を要する場面はあったものの、総じて、各講義・訪問等の内容をよく要約し、これからのTWGの活動やカンボジアにおける裁判官養成や民事裁判実務の改善のために有益な視点を抽出することができていた。この発表資料については、カンボジア帰国後、内容をより精緻化した上で、本研修に参加できなかった他のTWGのメンバーにも共有することを予定しており、本研修の成果が、TWGメンバー全体の能力向上に寄与することが見込まれる。

最後に、本研修で講師を務めていただいた各先生方、訪問を受け入れていただいた各機関の担当者の方々、長期派遣専門家として現地派遣中の後藤圭介専門家及び溝口千恵専門家、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心より御礼を申し上げます。



【写真（研修の様子）】

第3回カンボジア法・司法分野人材育成支援研修 研修参加者名簿

	タンヒュアン・ダバン
1	H.E. Mr. TANHEANG Davann 司法省長官
	サエム・サコラ
2	H.E. Ms. SEM Sakola 最高裁判所判事
	ヘン・ソクナ
3	H.E. Mr. HENG Sokna 裁判官検察官養成校校長
	モン・モニソフィア
4	Mr. MONG Monysophea バタンバン控訴裁判所判事
	リアン・ルッティ
5	Mr. LEANG Rithy トボンクム控訴裁判所判事
	トン・ダルット
6	Mr. THUN Darith ブンベン始審裁判所判事
	ソム・ダラー
7	Mr. SAM Dara コンボンチュナン始審裁判所判事
	タラン・パネツ
8	Ms. THLANG Phaneth コンボンスプー始審裁判所判事
	リアン・チョン
9	Mr. LEANG Chhon プレシアヌーク始審裁判所判事
	ヴァン・ソパニヤー
10	Mr. VANN Sopanha カンダール始審裁判所判事
	ラオ・クラム
11	Mr. LOR Krem コッコン始審裁判所判事
	ンガイ・ナロワット
12	Mr. NGET Naroith タケオ始審裁判所判事
	ンゴウ・ホツチャイ
13	Mr. NGOV Houtchhay バタンバン始審裁判所判事
	ジョン・ソッペア
14	Mr. JOHN Sopheak ウドンミンチェイ始審裁判所判事
	セム・センヴィタイ
15	Ms. SEM Sengvethay 司法省民事総合法政策課課長
	ケイン・カマラ
16	Ms. KHENG Khemrak 裁判官検察官養成校継続教育課長
	クンティア・スレイソチェタ
17	Ms. KUNTHEA Sreysocheata 副首相及び司法省大臣官房のメンバー

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 樋口理惟 (Mr. HIGUCHI, Rui)
 教官 / Professor 石水佑佳 (Ms. ISHIMIZU, Yuka)
 国際専門官 / Administrative Staff 金澤潤 (Mr. KANAZAWA, Jun)
 JICA長期派遣専門家 / JICA Project Expert 後藤圭介 (Mr. GOTO, Keisuke)
 JICA長期派遣専門家 / JICA Project Expert 溝口千恵 (Ms. MIZOGUCHI, Chie)
 JICAプロジェクトスタッフ / JICA Project Staff パウ・ビサル (Mr. PEOU, Visal)
 JICAプロジェクトスタッフ / JICA Project Staff ソヴァン・パンニヤー (Ms. SOVAN, Panha)

第3回カンボジア法・司法分野人材育成支援研修 日程表
 【令和7年10月5日(日)～10月18日(土) (移動日を含む。)】
 担当：樋口教官、石水教官、金澤主任国際専門官

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考	
10/5	日	【入国】			JICA横浜泊	
10/6	月	10:00 JICAオリエンテーション JICA横浜	10:30	14:00 ICD オリエンテーション JICA横浜	15:00 【導入講義】 「日本の司法制度」 ICD教官 樋口瑠惟 JICA横浜	JICA横浜泊
10/7	火	10:00 【講義】 「当事者主義」 高原知明 教授 JICA横浜	12:00	14:00 【事例研究・意見交換】 「事例研究(当事者主義)」 高原知明 教授 JICA横浜	17:00	JICA横浜泊
10/8	水	10:00 【カンボジア側発表】 「模擬講義(弁論準備手続(争点の特定技術))」 岡本陽平 弁護士 JICA横浜	12:00	14:00 【カンボジア側発表】 「模擬講義(弁論準備手続(争点の特定技術))」 岡本陽平 弁護士 JICA横浜	17:00	JICA横浜泊
10/9	木	10:00 【カンボジア側発表】 「模擬講義(弁論準備手続(争点の特定技術))」 岡本陽平 弁護士 JICA横浜	12:00	14:00 【カンボジア側発表】 「模擬講義(弁論準備手続(争点の特定技術))」 岡本陽平 弁護士 JICA横浜	17:00	JICA横浜泊
10/10	金	(移動)	11:30 【所長主催意見交換会・集合写真撮影】 所長、部長 法曹会館・赤れんが	13:00 14:30 【訪問】 司法研修所(第一部) 司法研修所	17:00	JICA横浜泊
10/11	土	休務日			JICA横浜泊	
10/12	日	休務日			JICA横浜泊	
10/13	月	休務日(スポーツの日)			JICA横浜泊	
10/14	火	10:00 【講義】 「事例問題作成上の留意点」 松尾弘 教授 JICA横浜	12:00	14:00 【演習・意見交換】 「演習(事例問題の作成)」 松尾弘 教授 JICA横浜	17:00	JICA横浜泊
10/15	水	10:00 【講義】 「日本の裁判所における執行事件の研さんについて」 ICD教官 樋口瑠惟、JICA専門家 溝口千恵 JICA横浜	12:00	14:00 【カンボジア側発表準備】 JICA横浜	17:00	JICA横浜泊
10/16	木	10:00 【訪問】 横浜地方裁判所(民事部) JICA横浜	12:00	14:00 【カンボジア側発表準備】 JICA横浜	17:00	JICA横浜泊
10/17	金	9:30 【カンボジア側発表】 JICA専門家 後藤圭介、溝口千恵 ICD教官 樋口瑠惟 JICA横浜	12:30	14:00 総括質疑・意見交換 JICA横浜	15:00 15:00 16:00 評価会・修了式	JICA横浜泊
10/18	土	【出国】				

ウクライナ国別研修

国際協力部教官

石 水 佑 佳

第1 はじめに

令和7年12月1日（月）から同月13日（土）まで（移動日を含む。）、ウクライナ司法省、国家反汚職局（NABU）、特別反汚職検察（SAPO）及び高等反汚職裁判所（HACC）の職員21名を研修参加者として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の第1回国別研修を実施した。

本稿では、その研修概要を紹介する。

なお、本稿の意見にわたる部分は、すべて当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本研修の背景及び目的

国際協力部（以下「当部」という。）は令和6年1月にウクライナ司法省から法制度整備支援の要請を受け、同年8月には小泉法務大臣（当時）が同国キーウを訪問し、我が国法務省とウクライナ司法省との間で、汚職対策、人材育成を含む法務・司法分野における組織能力に関する協力覚書（MOC）を締結した。

そこで、当部は、この協力覚書を踏まえて、ウクライナを対象に、法務・司法分野における二国間での新たな協力関係の構築に向けて法制度整備支援を開始すべく、同年12月に実施した法整備支援連絡会にリウドミラ・スハク司法副大臣（現大臣代行）を招へいして基調講演を実施していただいたところ、同副大臣から汚職対策や我が国の裁判制度など様々な司法分野に関する関心が示された。

当部は、これをきっかけにウクライナ司法省との具体的な協議を開始したところ、ウクライナから汚職対策等についての支援要請があった。

ウクライナは、EU加盟を憲法に明記しており、EU加盟交渉では、第1クラスター（政治的基準）が最初の交渉の対象となる。この第1クラスターでは、EU加盟に要求される政治的基準を満たすため、司法改革、汚職対策、人権と民主主義の尊重などへの対応が求められることから、EU加盟を目指すウクライナにとっては、汚職対策は極めて重要なものであるところ、反汚職NGOである Transparency International が発表している令和6年の世界の腐敗認識指数において104位と下位に位置するなど、汚職対策はウクライナの喫緊の課題となっている。

ウクライナ司法省からは、汚職対策に関して、日本の汚職捜査における捜査手法の中でも特に科学捜査に関する知見を提供してほしい旨の要請がなされた。

そこで、当部は、JICAとも協議し、汚職対策に関してはJICAの枠組みで国別研修を行うこととし、今回の国別研修（以下「本研修」という。）を実施したものであ

る。

具体的には、ウクライナの支援ニーズを踏まえ、ウクライナの司法省の科学捜査を担当する部署、国家反汚職局（NABU）、特別反汚職検察（SAP O）及び高等反汚職裁判所（HACC）の職員を招へいし、日本における汚職防止に関する法制度の知見、日本における汚職捜査を含む捜査・公判に関する知見、日本における各種科学捜査に関する専門的知見を、それぞれ提供することとし、また、今後の継続的支援に役立てるために、ウクライナの汚職機関の機能や役割等の知見を日本側に共有してもらうべく、研修参加者による発表も実施することとした。

本研修の参加者は別添1のとおりであり、本研修の日程は別添2のとおりである。

第3 研修内容

(1) 日本における汚職に関する法制度に関する知見の提供

「日本における汚職防止に関する法制度」をテーマとして、法政大学今井猛嘉教授に、刑法に規定されている日本の汚職防止法制度の説明、賄賂罪の保護法益や定義、特徴、民事・行政制裁を有効に活用しつつ、刑法によって罰則を規定するという日本の仕組みなどにつき、判例を交えながらご講義いただいた。研修参加者からは、刑法以外の汚職関係規定に関する質問や紹介された裁判例（ロッキード事件）に関する質問がなされた。

楠茂樹教授からは「日本の公共調達における不正防止と競争確保の法政策、公共調達制度の概要と透明性確保」をテーマにご講義いただいた。具体的には、日本の公共調達制度がWTO-GPAに準拠し、会計法及び地方自治法の下で運用され、GPAに適合した競争的な契約選定プロセスを確保されており、指名競争入札、一般入札、随意契約の3つの方法で行われていることをご説明いただいた。日本の腐敗認識指数はウクライナよりも上位であるものの、日本は、EUから、契約制度における透明性や情報公開性について不十分であり、海外企業が情報を入手することが困難な制度になっているとの指摘を受けていることなどが紹介された。研修参加者からは官製談合の捜査の端緒に関する質問や入札制度に関する質問があり、活発な議論がなされた。

(2) 日本における汚職捜査を含む捜査・公判に関する知見の提供

当職から、「日本における汚職捜査機関、科学捜査の役割」と題して日本の一般的な刑事手続に関する制度を紹介する講義を行った。ウクライナと異なり、日本には汚職捜査を専門に行う捜査機関や汚職事件を専門に扱う裁判所がないこと、警察、検察といった捜査機関の組織内に科学捜査を専門に行う部署が設置されていること（ウクライナの科学捜査部門は司法省内にあり、NABUやSAP O内に科学的鑑定を行う部署はない。）を紹介した。

齋藤隆博弁護士（元東京高等検察庁検事長、元東京地方検察庁特別捜査部部長）から「日本の汚職捜査」と題してご講義をいただいた。東京地方検察庁及び大阪地方検察庁に設置されている特別捜査部の紹介や、汚職捜査を担当する機関の独立の重要性

などをご講義いただいた。

(3) 日本における各種科学捜査に関する専門的知見の提供

警視庁刑事部の職員から携帯電話機及びコンピューター解析、防犯カメラ捜査、指紋に関するご講義をいただいた。

警視庁交通鑑識課の職員からは、実際の道路の状況から地図を作成するシステムについて、実際に機材を使用して実演を行っていただいた。

警視庁科学捜査研究所の職員からはポリグラフ検査に関する講義をしていただき、その中で、研修員1名に対して検査を実施するなどしていただいた。

また、最高検察庁内に設置されたデジタル技術等が用いられた犯罪に対応する部署であるJPEC所属の検事から、その活動内容等の紹介をしていただいた。

(4) ウクライナ側の発表について

国立科学センター（司法省傘下）所属の研修参加者から、同センターで行われている様々な鑑定（建設技術や音声、美術、材料や物質の鑑定等）の紹介をしていただき、鑑定に使用された器具の紹介がなされた。

ウクライナでは、司法鑑定は全て法律に定められていること、鑑定人となるためには、資格が必要であり、資格を取るためには、専門の学部を卒業し、研修を受けて試験に合格することが必要であり、その後国家名簿に登録されて初めて国家司法鑑定士として認められること、司法省では、鑑定人としての資格だけでなく、鑑定方法等についても取りまとめていること等の説明があった。

キーウ法科学研究所（司法省傘下）所属の研修参加者から、筆跡鑑定、指掌紋鑑定、精神鑑定、言語学鑑定等の手法や機材の説明がなされた。

NABU所属の研修参加者からは、2014年にNABUが設立され、2016年に最初の事件を裁判所に送致したことといったNABU設立の経緯や、SAPPOがNABUの捜査の手続上の指導を行っているというウクライナの制度の説明がなされた。

SAPPO所属の研修参加者から、SAPPOの設立経緯につき、「マイダン革命」の後で、汚職との戦いが重要となり、EUやアメリカ、IMF等の支援を受けて2015年に検察庁の中の特別の機関としてSAPPOが設立されたが、捜査妨害や情報漏洩といった問題が起こり、更なる独立の必要が生じたことから、2024年に財政的、人的、手続的に検察庁から完全に独立したことが紹介された。

また、SAPPOについて、優秀な人材を確保する必要から、難しい試験があり、高い給料が保証されていること、SAPPOはNABUが捜査した事件を起訴する役割を担っていること、日本の検察とは異なり、捜査段階では自ら捜査は行わずにNABUによる捜査を監督するのみであること、汚職による不当利得の回収（民事的没収）も行うことなどについて説明があった。ウクライナでは、国民（主に公務員のことと思われる。）の有している資産の中で、その財源を説明できないものについては、没収できるとのことで、このような制度を利用して、汚職などによって生じた不当な利益

を手元に残させないようにしているとのことであった。

一時期問題となっていたロゾヴォイ修正法（ウクライナの汚職事件については、捜査を開始してから一定期間が経過すると時効が成立し、その後は捜査も起訴もできなくなる法律。）は一部廃止になって、期間の制限はなくなったこと、現在その他残っている条項も廃止にしようとしていることなどについて説明があった。

S A P Oが直面している課題として、2025年には、S A P OやN A B Uの独立に対する脅威が発生し、N A B UとS A P Oのトップが海外出張中の2日間の間で、独立を阻害する法律が制定され、その法律とともに、N A B UとS A P Oの予算を40パーセントに減らす決定も出たこと、そこからこれに反対する国民のデモがウクライナ各地で起こり、「段ボールのデモ」と呼ばれたこと、結局、このデモを政府も無視できずに、すぐにN A B UとS A P Oの権限を回復させる法律が制定されたことが述べられた。

その他、S A P Oの目標として、情報を保護するためのデジタル化の推進、分析・報道センターの創設、汚職に対する規範意識の涵養、検察官の人数増、人材育成などが挙げられた。

H A C C所属の研修参加者から、2019年から2025年までのH A C Cの活動等について発表があった。

H A C Cには第1審及び控訴審、最高裁としての機能があり、刑事や民事の事件を取り扱っていること、裁判だけではなく、裁判前のコントロールも役割の一つであり、ロシアに関わっている人や事件に関する行政事件も取り扱うことの紹介があった。

H A C C設立の経緯として、2018年に高等反汚職裁判所に関する法律が制定され、2019年に創設されたこと、創設と共に従来の裁判所からいくつかの事件が移管されたことが紹介された。H A C Cの裁判官になるためには、厳しい選考審査があり、現在も25名の裁判官を募集していること、過去10年間で警察官や検察官であった人はH A C Cの裁判官にはなれないとのことであった。

H A C Cの課題としては、裁判官数の増加、資源の確保、関係者の嫌がらせによる裁判の長期化などが挙げられるとのことで、特にウクライナでは、被疑者が起訴された後もその事件に関する時効は進行するため、弁護士が時効成立を狙って裁判を長期化させることがあるとのことであった。

(5) その他

経済協力開発機構（O E C D）の職員から「汚職防止条約の法的枠組み及びO E C D汚職作業部会ツールを活用したより良い国際協力の実現」をテーマにご講義いただいた。

第4 終わりに

本国別研修は、ウクライナの汚職対策に関する初めての国別研修であり、ウクライナ

のニーズに応え、汚職捜査に関する講義だけでなく、幅広い日本の科学捜査に関する知見を提供した。研修参加者からはウクライナに持ち帰って、同僚に共有したいという声が聞かれ、本研修で提供した知見が、今後ウクライナで更に共有されることを見込まれる。日本の汚職捜査や科学捜査に関する有益な知見を共有できた本研修は十分にその目的を達したと評価できる。また、ウクライナ側の発表から、ウクライナ側の法・司法制度を把握することができた。

他方で、本国別研修では、ウクライナの司法省に所属する様々な科学捜査を行う部署の専門家、汚職捜査機関、汚職事件の裁判を担当する裁判官という多様な立場の者が研修に参加した。それゆえ、講義によっては、特定の研修参加者には畑違いとなってしまいうものもあったと思われ、総括質疑では、専門分野毎の研修を実施してほしいという意見が出されるなど、今後の研修の在り方については検討を要する。

次回以降は、本国別研修で得たウクライナの汚職対策機関や科学捜査に係る機関の法・司法制度や役割を踏まえ、より専門性の高い研修を実施していきたい。

最後に、この場を借りて、本研修で講師を務めていただいた先生方、本研修にご協力いただいた関係者の皆様に心から御礼を申し上げたい。

令和7年度ウクライナ国別研修 日程表
【令和7年12月1日（月）～12月13日（土）（移動日を含む。）】

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考	
12 / 1	月	【入国】				
12 / 2	火	10:00 JICAオリエンテーション	10:30 10:45 ICDオリエンテーション	12:00 14:00 【講義】日本における汚職捜査機関、科学捜査の役割	16:30	
		JICA市ヶ谷		石水教官	JICA市ヶ谷	
12 / 3	水	10:00 【講義】日本における汚職防止に関する法制度	12:00	14:00 【講義】日本における汚職防止に関する法制度	16:30	
		法政大学 今井猛嘉教授		法政大学 今井猛嘉教授	JICA市ヶ谷	
12 / 4	木	10:00 【講義】科学捜査（携帯電話解析）	12:00	14:00 【講義】科学捜査（コンピューター解析）	16:30	
		警視庁捜査支援分析センター（SSBC）所属警察法務省（赤レンガ棟）		SSBC所属警察官	法務省（赤レンガ棟）	
12 / 5	金	10:00 【発表】ウクライナ司法省発表（ウクライナの汚職捜査における科学捜査の活用）	12:00	14:00 【発表】NABU発表（NABUの汚職捜査における役割・機能、課題等）	16:00 17:00 【講義】OECD講義「汚職防止条約の法的枠組み及びOECD汚職作業部会のツールを活用したより良い国際協力の実現」	
		JICA市ヶ谷		JICA市ヶ谷	JICA市ヶ谷	
12 / 6	土	休務日				
12 / 7	日	休務日				
12 / 8	月	10:00 【講義】日本の公共調達における不正防止と競争確保の法政策、公共調達制度の概要と透明性確保	12:00	14:00 【講義】科学捜査（3次元カメラの活用）	15:30	
		筑波大学 橋茂樹教授		警視庁交通捜査課警察官	法務省（赤レンガ棟）	
12 / 9	火	10:00 【講義】日本の汚職捜査	12:00	14:00 【講義】科学捜査（防犯カメラ）	17:00	
		齋藤隆博弁護士（元東京高検検事長）		SSBC所属警察官	法務省（赤レンガ棟）	
12 / 10	水	10:00 【講義】科学捜査（ポリグラフ検査）	12:00	14:00 【講義】科学捜査（指紋）	17:00	
		科学捜査研究所研究員		警視庁鑑識課	法務省（赤レンガ棟）	
12 / 11	木	10:00 【発表】ウクライナ側発表（SAPOの組織概要、汚職捜査における役割・機能、課題、HACCの組織概要、役割・機能等）	12:00	14:00 【講義】最高検JPEC講義	17:00	
		法務省（赤レンガ棟）		JPEC所属検事	法務省（赤レンガ棟）	
12 / 12	金	修了式				
						JIC
12 / 13	土	帰国				

令和7年度ウクライナ国別研修

1	スタドニク オレナ
	Ms. STADNIK Olena
	司法・刑法局法科学活動規制・法務支援本部本部長
2	ビコヴァ テティアナ
	Ms. BYKOVA Tetiana
	リヴィウ法科学研究所キーウ支局部長
3	アリエクシエイシュク ヴィクトリア
	Ms. ALIEKSIEICHUK Viktoriia
	国立科学センター「ボカリウス法科学研究所」キーウ支局科学・方法論研究・大学院教育部次長
4	サフシェンコ イリーナ
	Ms. SAVCHENKO Iryna
	国立科学センター「ボカリウス法科学研究所」スーミ支局副部長
5	コヴキナ イェヘニア
	Ms. KOVKINA Yevheniia
	国立科学センター「ボカリウス法科学研究所」筆跡・言語・心理額・アート調査研究室室長
6	オクネヴィッチ イリーナ
	Ms. OKUNEVYCH Iryna
	ドニプロペトロウシク法科学研究所経済調査研究室室長
7	ラスノヴァ スヴィトラーナ
	Ms. LASUNOVA Svitlana
	オデーサ法科学研究所科学・方法論・情報分析支援部部長
8	フバノヴァ イリーナ
	Ms. HUBANOVA Iryna
	国立科学センター「ボカリウス法科学研究所」経済法科学調査課課長・法学博士
9	ソボリエヴァ ソフィア
	Ms. SOBOLIEVA Sofia
	キーウ法科学研究所所長補佐
10	シェフチュク ヴァレンティン
	Mr. SHEVCHUK Valentyn
	キーウ法科学研究所内部セキュリティ部部長
11	サマリン ドミトロ
	Mr. SAMARIN Dmytro
	キーウ法科学研究所デジタル情報研究部部長
12	ボイミストルク アンドリー
	Mr. BOIMISTRUK Andrii
	オデーサ法科学研究所所長補佐

13	シチ イホール
	Mr. SYCH Ihor
	独立法科学研究センター経済・商品・建設技術研究局チーフ法科学専門員
14	フルント ナタリア
	Ms. HRUNT Nataliia
	ドニプロペトロウシク法科学研究所商品調査研究室法科学専門員
15	クズネストフ ヴォロディミール
	Mr. KUZNETSOV Volodymyr
	法科学研究センター情報技術・知的財産分野法科学専門員
16	パヴリシン オレフ
	Mr. PAVLYSHYN Oleh
	高等反汚職裁判所上訴審裁判官
17	サランディアク オルガ
	Ms. SALANDIAK Olga
	高等反汚職裁判所裁判官
18	サバダ オレクサンドル
	Mr. SABADA Oleksandr
	特別反汚職検察検事
19	ヴァシレンコフ ボリス
	Mr. VASYLENKOV Borys
	特別反汚職検察検事
20	ストフバン アンドリー
	Mr. STOVBAN Andrii
	国家反汚職局第三刑事本部上級刑事
21	プロコペンコ ボグダン
	Mr. PROKOPENKO Bogdan
	国家反汚職局第一刑事本部刑事

教官 / Professor 廣田 桂 (HIROTA Kei) 石水 佑佳 (ISHIMIZU Yuka)

国際専門官 / Administrative Officer 神谷 哲夫 (KAMIYA Tetsuo)

【外国出張】

インドネシア出張報告 (前プロジェクトの最終合同調整委員会への出席)

国際協力部教官

石 水 佑 佳

第1 はじめに

令和7年9月9日から同月13日までの間、当職は、森本加奈法務総合研究所所長に同行して、インドネシア共和国（以下、「インドネシア」という。）に赴き、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が、インドネシアの最高裁判所及び法務省法規総局（以下「法規総局」という。）をカウンターパートとして実施していた当時のプロジェクトである「ビジネス環境改善のためのドラフター的能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」の最終合同調整委員会（以下「JCC」という。）に出席した。

第2 出張者及び出張日程

1 出張者

森本加奈法務総合研究所所長、志摩祐介当部教官（現インドネシアのJICA長期派遣専門家）、高橋尚吾主任国際専門官、当職

2 出張日程

9月9日（火）	移動日
9月10日（水）	JCC出席
	最高裁判所訪問
9月11日（木）	法規総局訪問
9月12日（金）	JICAインドネシア事務所訪問
	東アジア・ASEAN経済研究センター訪問
9月13日（土）	移動日

第3 出張結果

1 JCC参加

- (1) 本JCCについては、カウンターパートの一つである最高裁判所内において実施され、当職ら出張者がこれに参加した。

JCCのアジェンダの概要としては、冒頭、各カウンターパートの代表者である、法規総局長（同局局長代読）及び最高裁判所准長官による挨拶があったほか、日本側からは、在インドネシア日本国大使館次席公使、法務総合研究所長及びJICAインドネシア事務所所長からそれぞれ挨拶がされた。その後、各実施機関の成果等について、カウンターパート及び長期専門家から発表があり、その後、これを

踏まえた意見交換等が実施された。なお、上記のほか、最高裁判所判事、法規総局秘書局長らの出席があった。

- (2) 最高裁判所をカウンターパートとするプロジェクトの成果の関係では、最高裁判所のプロジェクト担当者である Ahmad ArdiandaPatria 氏と國井陽平長期専門家（当時。最高裁判所をカウンターパートとする活動を主に担当。現新潟地家裁・簡裁判事。以下「國井専門家」という。）によって発表が行われた。

同発表によれば、最高裁判所の関係における活動においては、プロジェクトの目標が、知的財産事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力向上に設定されているところ、その成果として、知的財産紛争を中心とした法的判断及び訴訟運営に関する裁判官の能力を向上させるための教材が作成されるとともに、裁判官の能力向上のための研修が実施されたとのことである。

具体的な活動内容としては、知財紛争に関する裁判官向けの研修プログラムの立案やシラバス・教材の作成、当該研修を実施する講師の育成及び当該講師による研修等が行われたことが報告された。また、5年間のプロジェクト期間中には、3回の本邦研修（合計45名の裁判官が本邦研修に参加した。）が実施されたところ、本邦研修に参加した裁判官の多くが、インドネシアで実施された研修にも参加したとのことであった。同研修の参加者らは、同研修の内容を高く評価しており、同研修で講師を担当した現地の裁判官も講義の機会を得ることができ、「自信をもって講義ができるようになった。」などといった感想が述べられたとのことであった。さらに、知財紛争等を対象とした裁判に関する執務参考資料の作成、公開及び普及という活動に関しては、知的財産一般のケースブックの改訂、商標のケースブックないし商標及び著作権のガイドブックが作成されたことが発表された。

これらの執務参考資料については、アンケートを行った多くの裁判官から「よく参照する」旨及び「役立つ」旨の回答があったことも発表された。

- (3) 法規総局の関係については、プロジェクトの担当者である Muhammad Akram 秘書局長及び法規総局をカウンターパートとする活動を主に担当する菊地英理子長期専門家（チーフアドバイザー）（以下「菊地専門家」という。）から、プロジェクトの成果が発表された。

法規総局においては、法令の整合性確保に関するドラフター（「任命権者から、法令の制定及びその他の法的文書を策定する活動を行うための完全な任務、責任、権限及び権利を与えられ、ドラフター専門職として任命された文民公務員」¹）の能力向上が目標となっており、そのための研修教材が作成されたほか、これを用いたドラフターを対象とする研修が実施されるとともに、その研修を改善する取組が実施されたことが発表された。具体的な活動内容としては、まず、ワーキンググループが法令間にどのような不整合があるかをレポートにまとめ、その上で、シラバス

¹ 及川裕美「インドネシアにおけるドラフター制度の概要」ICDNEWS 97号56頁

の作成、技術研修のモジュール（教材）の作成及び執務資料の作成や改訂を行ったことが発表された。

この執務資料については、前プロジェクトにおいて、既にQ & A集という形にまとめられ、中央編と条例編の2種類が作成されていたところ、本プロジェクトでは、それらの改訂・配布が行われ、ソーシャライゼーション参加者の80パーセントがこれらを積極的に活用したいと回答した旨の紹介があった。また、若手ドラフターが中心となって研修教材の作成や研修の実施を行い、これらの活動を通じて、彼らの知識や技術が磨かれたこと、彼らの上司が若手ドラフターらの成長を高く評価していることも紹介された。

2 最高裁判所訪問

当職らは、JCC終了後、最高裁判所を訪問し、プロジェクトの主導的な地位にある Syamsul Ma'arif 准長官と面談した。同訪問では、森本所長から、准長官に対し、プロジェクト活動への協力や最高裁判所内に長期専門家の執務室を用意していただいていること及び現行プロジェクトへの協力や理解に対する謝意をお伝えした。

これに対し、准長官からは、國井専門家の尽力に対する謝意が述べられたほか、次期プロジェクトについても同様に協力をするとともに、本格的なプロジェクトの早期開始に向けても協力する旨の心強い言葉もあった。

3 法規総局訪問

(1) 本出張者は、法規総局を訪問し、Dhahana Putra 法規総局長及び Muhammad Akram 秘書局長と面談した。法規総局長からは、日本の支援に対する謝意と次期プロジェクトについても成果を上げられるよう尽力する旨の言葉が述べられた。これに対し、森本所長からは、法規総局内に長期専門家の執務室を用意していただいていることや現行プロジェクトへの協力に対し、謝意が述べられた。

(2) 法規総局長から現行プロジェクトに関し、改訂した執務資料が高評価を受けていること、同執務資料が紙媒体だけでなく e - b o o k s として閲覧可能であり、容易に参照可能な形にできたことを嬉しく思っていること、執務資料の普及につき、法規総局と内務省が合意書（MOU）を締結して協力して普及に当たっていることなどが紹介された。

(3) 法規総局としては、今後IT化やAIの活用に関心があり、4つのコンテンツの構想を有していることが伝えられた。

そのほか、法規総局長からは今後も技術研修を継続し、一度の研修に参加できる人数を増やすことについても要望があった。

4 その他

(1) JICAインドネシア事務所訪問

本出張者は、JICAインドネシア事務所を訪問し、同事務所所長、同事務所次長らに対し、今回の出張における各機関への訪問の結果を報告し、特に、法規総局のAIの活用に対する関心や、4つのコンテンツの構想に関する情報共有や意見交換を行った。プロジェクトからは、インドネシア側の構想について、今後適宜状況等を確認すべきことや4つのコンテンツを構築する前提として、まずは既存の法令を整理することが不可欠であるなどの意見が述べられた。

(2) 東アジア・ASEAN経済研究センター（以下「ERIA」という。）訪問

本出張者は、JICAインドネシア事務所と同じビルにあるERIAの事務所を訪問した。対応をいただいたERIAの渡辺哲也事務総長からは、ERIAの活動概要について、ERIAがASEANへの政策立案支援のほか、主要分野として貿易投資、サプライチェーン、脱炭素、エネルギートランジション、デジタルイノベーションスタートアップ、医学留学生プログラム、高齢化縦断調査、海洋プラスチックごみ対策及び法務・司法分野での活動を行っていることなどの紹介があった。

これらの中でも、特に法務・司法分野におけるニーズが高まっていることや、法務・司法分野の活動として第3回日ASEAN高級法務実務者会合（日ASLOM）にERIAとして初参加したこと、国際紛争解決、デジタル司法、知財保護、人権などに関する調査研究やセミナーの開催により、「日ASEAN法務・司法ワークプラン」の実施に貢献していることについて紹介があった。

第4 終わりに

1 本出張では、JCCでの発表や関係機関との協議等から、プロジェクトにおける成果を確認することができた。

最高裁判所では、作成したケースブックやガイドブックが実際に商事事件を取り扱う裁判官の執務に資するものとなっており、多数の裁判官によって、有用な資料として利用されていることを確認することができた。さらに、インドネシアの裁判官が講師となって研修を受け持つことができきており、インドネシア内で裁判官の人材育成を進めることができる土壌が形成されつつあることも実感できた。

法規総局との関係においても、執務資料の中央編及び条例編の改訂が終了し、それらが内務省とも協力してインドネシア国内で普及されていることが明らかとなった上、法規総局長が述べられたとおり、e-booksとしてより幅広いドラフターが資料を閲覧することが可能な状態が形成されており、多数のドラフターの能力向上が図られていた。

各カウンターパートの訪問時には、各機関の代表者からは、現行プロジェクトに対する高い評価の言葉とともに、菊地専門家、國井専門家の活動を始めとする日本の支

援に対し、厚い謝意が伝えられ、日本と各カウンターパートとの間における固い信頼関係の構築を再確認することができた。

2 令和7年10月から既に始動している新しいプロジェクト（以下、「新プロジェクト」という。）について言及しておく。新プロジェクト²についての協議を今回の出張で行い、各カウンターパートの関心事項やニーズを当部担当教官及び専門官が直接聞くことができたこと、プロジェクトの実施主体であるJICAともインドネシアのニーズについて情報共有でき、共通認識を得ることができたことは新プロジェクトの始動や方向性を検討する上でも有益なものであった。また、新プロジェクトが3年と短期間であることから、その次のプロジェクトも視野に入れた今後の支援について検討を開始し、JICAとの協議を行う必要がある。今回の出張で得た情報を踏まえ、これまでの支援活動で構築したカウンターパートとの信頼関係をより強固なものとするべく、新プロジェクトに対する支援等を着実に進めていきたいと考えている。

² 「ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト」。2025年10月～2028年9月までの3年間の予定で行っている。カウンターパートは前プロジェクトと同じインドネシアの最高裁判所と法規総局。



J C Cでの森本法務総合研究所長挨拶の様子



J C Cでの國井専門家発表時の様子



J C Cでの菊地専門家発表時の様子



最高裁判所訪問時の様子



法規総局訪問時の様子

ベトナム出張報告

～合同調整委員会及び高官会議出席等～

国際協力部教官
鈴木 雄 大

第1 はじめに

法務省は、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）に対し、1994年から30年以上にわたり法制度整備支援を実施しており、2021年からは、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による第7フェーズのプロジェクトが実施されていたが、同プロジェクトが2025年12月末に終了することに伴い、プロジェクトの合同調整委員会（JCC）の開催に併せ、ベトナム側の各カウンターパートから政務レベルが出席し、同プロジェクトの総括等を行う高官会議（正式には、「JICAベトナム法整備支援プロジェクト・新時代の日越法務司法協力記念式典」であるが、以下「高官会議」という。）が開催されることとなった。

同プロジェクト終了後、JICAプロジェクトは一時的に中断することになるため、法務省からも副大臣を筆頭とする代表団が高官会議に出席し、これまでの活動の成果及び課題を振り返り、ベトナム側の政府要人と意見を交わし、今後の目標を再確認することとした。

また、同省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）は、令和7年度より日越の法務・司法分野における新たな協力関係の構築を目的とし、相互の知見共有や意見交換等を特色とする双方向型の独自の取組（LEAD：Legal Exchange And Development）を開始し、令和8年3月に第1回LEAD共同研究の実施を予定しているところ、高官会議において同取組を披露し、法務省とベトナムとの更なる協力関係をアピールするとともに、今後のベトナムにおける法制度整備支援の推進等について関係者と意見交換を行うこととした。

さらに、高官会議に出席するために同省副大臣が訪越する機会を捉えて、同副大臣とベトナム司法大臣との会談を実施し、前記LEADの取組等を通じた同省とベトナム司法省との今後の協力関係等について協議を行うこととした。

加えて、同機会に、ベトナム国内で活動する日本人弁護士と意見交換を行い、ベトナム国内で企業活動等を行う際の法的問題等について協議を行うこととした。

第2 出張日程

- 11月23日（日） 移動日
- 11月24日（月） JCC及び高官会議出席
ベトナム司法大臣との会談の実施
日本人弁護士との意見交換会参加

11月25日（火） 移動日

第3 出張結果

1 JCC及び高官会議出席

JCCにおいては、まず、グエン・リン・カー越司法省国際協力局副局长及び茅根航一JICA法整備支援プロジェクトチーフアドバイザーから、現行プロジェクトについての全体的な総括がなされ、全てのプロジェクト活動について概ね予定どおり実施されたことなどが述べられた。

その後、各カウンターパートから、それぞれの活動の結果について述べられ、日本側の協力に対する感謝が述べられた。

JCCに引き続き、高官会議が開催された。高官会議には、法務省からは三谷法務副大臣を筆頭に、ICD伊藤浩之部長、同省法務総合研究所総務企画部付田中宏幸副部長ら出張者全員が出席し、ベトナム側からはグエン・ティン・ティン司法副大臣（以下「ティン副大臣」という。）、グエン・ティン・ハイ共産党中央内政委員会副委員長、グエン・ズイ・ザン最高人民検察院副長官、ダオ・ゴック・チュエン越弁護士連合会副会長ら各カウンターパートの高官らがそれぞれ出席した。

また、伊藤直樹駐ベトナム社会主義共和国日本国特命全権大使、安藤直樹JICA理事、小林洋輔JICAベトナム事務所所長、新見育文明治大学名誉教授、松浦好治名古屋大学名誉教授、武藤司郎弁護士、小幡葉子弁護士、UNODCベトナムスタッフ、在越カナダ大使館一等書記官、在越フランス大使館参事官、KOICAスタッフ等多数の関係者も出席し、盛況なものとなった。

高官会議では、三谷法務副大臣及びティン副大臣が共同議長を務め、冒頭、三谷法務副大臣は、法務省が全面的に協力してきたJICAプロジェクトに対する式典参加者らの協力についての感謝や、同プロジェクトが一旦終了する節目の時期に、各カウンターパートの高官らが出席して意見交換を行うことの重要性を述べた。

ティン副大臣からは、日本がベトナムにとって最も重要な経済パートナーであることや、これまで30年にわたるJICAのプロジェクト活動等を通じて日本の優れた知見の提供等を受けたことに対する感謝、ベトナムの新たな発展段階における日本の協力への期待などが述べられた。

その後、伊藤大使や安藤JICA理事らから高官会議開催について祝辞が述べられ、各カウンターパートからは、これまでの活動の振り返りや今後の日本の協力への期待等が、新見教授、松浦教授、武藤弁護士、小幡弁護士からは、これまでの支援状況や、現在ベトナムが抱える問題点、今後の法制度整備支援の方向性等が、それぞれ述べられた。

日本とベトナムとの今後の協力関係については、グエン・リン・カー司法省国際協力局副局长から、LEADの開始について感謝が述べられるとともに、JICAによる次期プロジェクトへの期待が述べられた。

ICD伊藤部長は、対等なパートナーシップ精神の下、新たな取組として開始されたLEADの展望について述べ、岩間望JICAガバナンス・平和構築部次長は、JICAによる次期プロジェクトについて、現在は司法省から提出された要請書を検討中であり、同プロジェクトの内容について司法省を中心に関係機関間で協議するよう述べた。

最後に、三谷法務副大臣及びティン副大臣が、今後の日越双方の法務・司法分野における協力への期待等を述べ、式典は閉会となった。

2 ベトナム司法大臣との会談の実施

司法省を訪問し、グエン・ハイ・ニン司法大臣（以下「ニン大臣」という。）との会談を行った。

法務省からは、三谷法務副大臣を筆頭とする出張者全員が出席し、在越日本大使館石川勇次席公使らも出席した。

司法省からは、ティン副大臣、グエン・コック・ホアン法規範文書整備事業局局长、グエン・リン・カー国際協力副局長、チャン・トゥ・フオン人事局副局長、レ・タイ・フオン事務局副局長、ホアン・スアン・チャウハノイ法科大学副学長が出席した。

同会談では、ニン大臣から、これまでのJICA及び日本政府、特に法務省の協力に対して謝意が示され、当部のLEADに対して高い評価が示された。

また、ニン大臣からは、2045年までの先進国入りという目標実現のために、トー・ラム書記長が司法改革と法制度整備を重視し、そのために中央指導委員会を設立し、司法省が同委員会の事務局的機能を果たすことが述べられた。

さらに、ニン大臣からは、2027年以降の次期JICAプロジェクトを早期に承認するとともに、支援対象に限られる場合には司法省を優先してほしいとの要望が伝えられ、また、来年ベトナムが主導して開催することを計画しているASEANローフォーラムについても、日本から支援を受けたいとの要望が伝えられた。

三谷法務副大臣は、プロジェクトによる法制度整備支援のあり方についてはJICAとの調整が必要である旨指摘するとともに、LEADについてはベトナム側の要望も踏まえて進めていきたいとの意向を伝えた。

また、三谷法務副大臣は、ASEANローフォーラムのベトナムにおける開催については、法務省として何ができるか検討したい旨伝えた。

3 日本人弁護士との意見交換会参加

西村あさひ法律事務所ハノイ事務所を訪問し、三谷法務副大臣とベトナムで活動する武藤弁護士、小幡弁護士、澤山啓伍弁護士及び岸寛樹弁護士との意見交換会を実施した。

同意見交換会では、各弁護士からそれぞれの主な担当業務について紹介がなされる

とともに、ベトナムにおける企業活動上の法的問題等について協議した。

具体的には、過去の法制度整備支援を受けて、ベトナム国内において法律の整備は進んだものの、適用・運用面や人材育成面の問題が残っており、この問題のために、裁判所が紛争解決機関として機能しておらず、裁判所外の仲裁等に頼らなければならない実情もあることなどが述べられた。

また、各弁護士からは、法務省による今後の法制度整備支援について、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法等の基本法だけでなく、司法制度、仲裁制度等についても取り扱い、法律の適用・運用面や人材育成面を中心に支援してほしい旨の希望が伝えられた。

第4 所感

今回の出張においては、政務クラスである三谷法務副大臣自らが高官会議やニン大臣との会談へ出席し、ニン大臣を始めとするベトナム側の高官と意見交換等を行ったことで、日本とベトナムとの友好・信頼関係や法務・司法分野における協力関係を再確認するだけでなく、これらの関係を更に強固にすることができたものとする。

また、ニン大臣やティン副大臣から、LEADの取組についての感謝等が繰り返し述べられ、同取組等を通じた法務・司法分野での支援や協力への期待の大きさが改めて強く感じられた。

今後も司法省と連絡を取り合うなどし、同取組を充実したものとするために準備を進めたい。

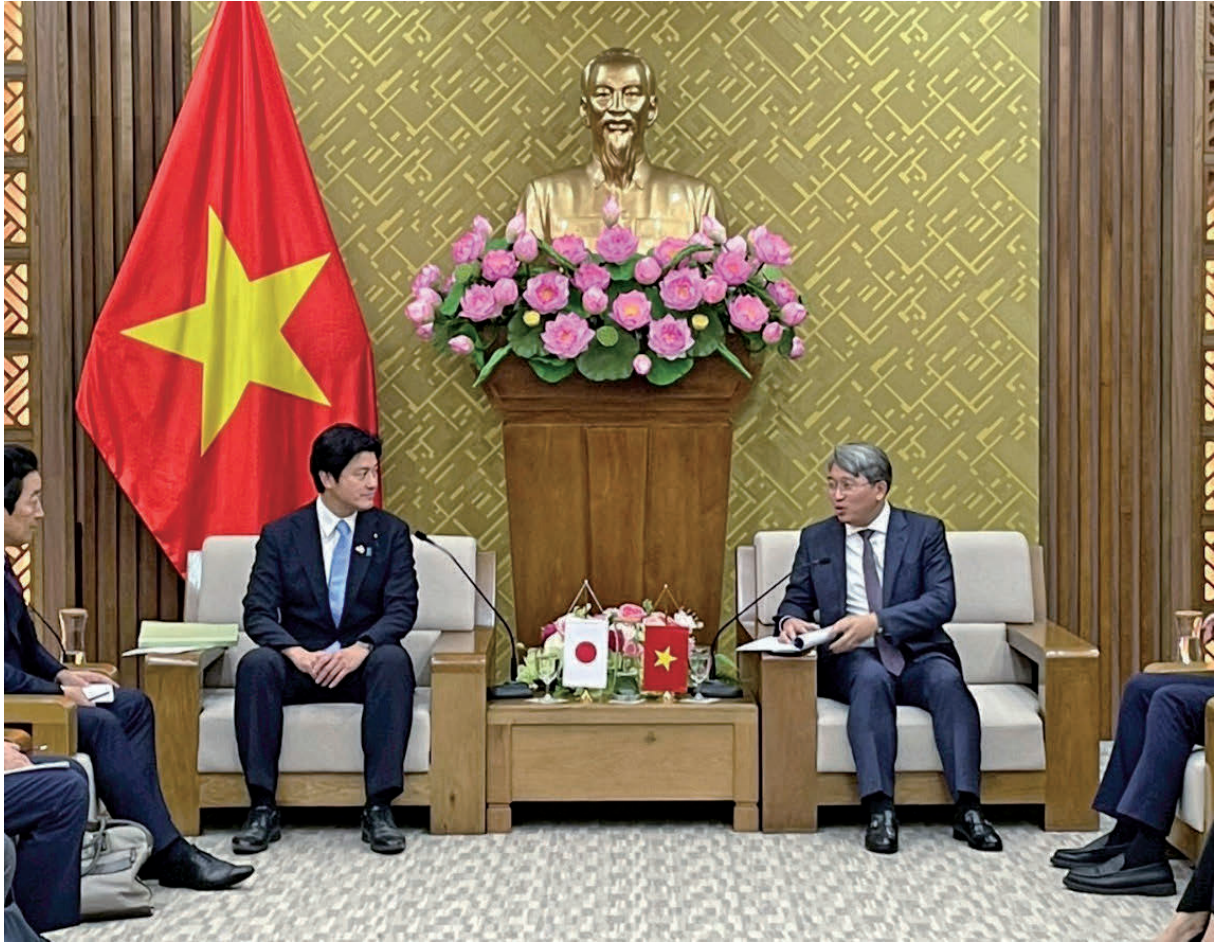
さらに、ベトナムで活動する日本人弁護士との意見交換を通じて、ベトナムの法務・司法分野での課題を確認することができた。

ICDとして、これらの課題の解決・改善のためにどのような協力ができるかにつき、引き続き検討していきたい。

最後に、本出張にご協力いただいた全ての関係者の皆様に対し、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。



高官会議の様子



ニン大臣との会談の様子

【国際協力人材育成研修】

令和7年度国際協力人材育成研修

国際協力部教官

山下 拓郎

第1 はじめに

令和7年11月10日から同月21日までの間（移動日含む。以下、別段の記載のない限り、年は全て令和7年である。）、令和7年度国際協力人材育成研修を実施した。

同研修は、法務・検察職員を対象として、法制度整備支援に対する理解を深め、将来法制度整備支援業務に従事する場合に必要な基礎的な知識及び技術を習得させることを目的として、平成21年以降、毎年度1回実施しており、今回で17回目の実施となる。

例年、この研修は、国内研修のほか、実際の支援対象国を訪問して行う国外研修から構成されており、今年度は、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）において国外研修を実施した。

第2 研修参加者

中丸 隆之 （法務省民事局付）
奥原 大夢 （法務省民事局民事第一課法規係長）
中西 達郎 （静岡地方法務局不動産登記部門登記官）
小河 弘明 （さいたま地方検察庁検事）
桶田 宙志 （盛岡地方検察庁一関支部検事）
日野 仁志 （東京地方検察庁検察事務官）

第3 研修概要及び研修参加者の様子等

本研修の日程は、別添「令和7年度国際協力人材育成研修日程表」のとおりである。

各プログラムの詳細等については、後掲の各研修員の寄稿を参考にされたい。

本年度の研修は、前半の国内研修では、法制度整備支援に関する基本的知識、国外研修の対象地となっているインドネシアの概況や同国でこれまで実施してきた法制度整備支援プロジェクト等に関する基本的な理解を身に着けるべく、基本的には、講義中心のプログラムとなった。

各研修員は、基本的にどの講義も集中して講師の話に聞き入り、質疑応答の際にも積極的に手を挙げ発言しており、講師と積極的な意見交換を実施する状況が随所に見受けられた。

国外研修では、インドネシアに赴任している長期専門家の菊地専門家、志摩専門家の協力を得て、インドネシアの国家法開発庁、最高裁判所など現地関係機関や、日本大使

館等をはじめ在外公館への訪問を実施した。

各研修員は、国外研修においても、各機関の対応担当者の説明に真摯に聞き入り、質疑応答も積極的に行う状況が見受けられた。

帰国後の国内研修では、法制度整備支援について身に着けた知識や、国外研修で得てきた経験を基に、実際に今後のインドネシアに対する法制度整備支援の実施内容についてグループディスカッションを実施したほか、研修初日に各研修員に本研修に参加するに当たり、自分なりに課題を一つ設定し、その課題に関して、最終日に研修結果報告という形で報告をしていただいた。

各研修員のテーマは、「国際協力人材の素養」（中丸研修員）、「行政の立場から見た法制度整備支援」（奥原研修員）、「寄り添い型支援である必要があるか」（中西研修員）、「インドネシアの法教育の現状と現時点での法教育に関する法制度整備支援の要否」（小河研修員）、「汚職撲滅に関する法制度整備支援の可能性」（桶田研修員）、「法制度整備支援活動において現地赴任が必要か」（日野研修員）と多岐にわたる報告であった。

第4 終わりに

本研修は、従前の同様の研修に比して、新しい取り組みを2点実施した。

1つは、国外研修の実施先として、初めてインドネシアを選定したことである。

従前は、ベトナム、カンボジア及びラオスが国外研修先として選定されていたものの、本研修初の試みとしてインドネシアを訪問した。

インドネシアは、現行プロジェクトが令和7年10月に開始されたばかりであり、国外研修当時は、本格的にプロジェクト活動を開始する前の調整を行っている時期であった上、カウンターパートもベトナム等他のプロジェクト実施国と比較して少ないため、研修効果がどの程度得られるかやや不安なところがあったものの、長期専門家の御尽力や各研修員が積極的に発言する姿勢が認められたおかげで、期待をはるかに超え、従前の同様の研修と比しても各研修員が現地で得られたものは大きかったように感じる。

その状況は、各研修員の寄稿からもうかがえると思料される。

また、従前の同様の研修では、国内研修は、各種講義を中心として構成されていたが、本年度の研修は、国外研修前の国内研修では、国外研修をより充実させるために必要な基礎知識やインドネシアに対する理解を涵養するためのプログラムを設定し、帰国後の国内研修では、グループディスカッションなど研修員自身に様々な問題を検討してもらう機会を設けるプログラムを実施した。

この点についても、研修開始前は、研修員から発言が出るか不安な部分もあったが、各研修員が非常に積極的に各研修プログラムに参加したおかげで、非常に有意義な意見交換・議論を実施することができた。

本研修を充実させるには、プログラム自体を充実させることも重要であるが、研修員の参加意欲も重要となることを改めて実感した次第である。

最後に、本研修に御協力いただいた全ての関係者の皆様、特に、御多忙の中、インド

ネシアでの国外研修の企画・調整に御尽力いただいた菊地チーフアドバイザーを始めとするプロジェクトオフィスの皆様に対し、この場を借りて心より御礼申し上げます。

令和7年度国際協力人材育成研修日程表

月 日	曜日	午前				午後				備考								
11 / 10								15:00	16:00	17:00	寮泊							
								法務総合研究所泊棟(国際法務総合センター内)入寮				オリエンテーション						
												ICD教官、専門官						
11 / 11	火	10:00	10:50	11:00	12:00	13:00	14:30	14:45	15:45	16:00	17:00	寮泊						
		法整備支援概要		部長講話		長期派遣専門家の業務		インドネシアのプロジェクトの歴史、概要		海外研修オリエンテーション								
		奥教官 セミ1		伊藤部長		セミ1 後藤専門家 溝口専門家		セミ1 廣田教官		セミ1 山下教官、専門官								
11 / 12	水	(移動)		インドネシアの政治体制及び社会情勢等 (法務省赤れんが棟3階)		(移動)		JICA訪問		16:00		寮泊						
		外務省南東アジア第一課		赤れんが共用会議室				JICA司法チーム		JICA本部								
11 / 13	木	移動日 日本(羽田11:45発) → インドネシア(ジャカルタ17:40着)										PAN PACIFIC JAKARTA インドネシア泊						
11 / 14	金	10:00				12:00				14:00				17:00		寮泊		
		プロジェクトオフィス訪問(専門家との意見交換)				JICAインドネシア事務所訪問												
		プロジェクトオフィス				JICA事務所												
11 / 15	土											PAN PACIFIC JAKARTA インドネシア泊						
11 / 16	日											PAN PACIFIC JAKARTA インドネシア泊						
11 / 17	月	10:00				12:00				13:00				寮泊				
		ERIA訪問・意見交換				国家開発庁訪問・意見交換												
		ERIA				国家開発庁												
11 / 18	火	10:00		10:30		12:30				移動 インドネシア(ジャカルタ23:25発)→ 日本(羽田08:50着)		機内泊						
		在インドネシア日本大使館訪問		ASEAN日本政府代表部訪問		最高裁判所訪問・意見交換												
		大使館・ASEAN代表部				最高裁判所												
11 / 19	水	羽田空港着		資料整理・研修結果報告書作成								寮泊						
11 / 20	木	10:00				12:00				13:00		14:00		14:15		15:30		寮泊
		グループディスカッション(課題検討・協議)				グループディスカッション発表				各国の法整備支援状況		資料整理・研修結果報告書作成						
		山下教官				セミ1				山下教官		セミ1		山下教官				
11 / 21	金	9:45				12:00				13:00		13:30				寮泊		
		研修結果報告発表・総括質疑応答				修了式		退寮準備										
		国際協力部				セミ1				国際協力部								

令和7年度国際協力人材育成研修を終えて

法務省民事局
局付 中 丸 隆 之

第1 はじめに

このたび、令和7年11月10日（月）から同月21日（金）までの間に法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）において開催された令和7年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

本レポートは、令和7年度国際協力人材育成研修の概要とともに、同研修を通じて得た所感等について御報告をするものである。

第2 本研修の概要及び各プログラムにおいて得た所感等

1 国内研修について

- (1) 国内研修においては、日本が行っている法制度整備支援の概要や長期専門家の具体的な業務、国外研修が実施されるインドネシアにおける法制度整備支援のプロジェクトの歴史や概要などについて講義を受けたほか、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）本部を訪問し、政府開発支援（ODA）に基づく支援の全体像などに関してお話を伺う機会があった。
- (2) 法制度整備支援の概要に関して、ICDが実施する支援について、アジア諸国を対象として実施されているということは認識していたものの、アフリカや東欧、太平洋諸国などに広がりをもって展開されていることを知り、各国において、各国のニーズを踏まえた支援が実施されていることを理解することができた。

また、特に国外研修として訪問するインドネシアにおける法制度整備支援の歴史や直近のプロジェクトの概要・成果等に関して、長期専門家としてインドネシアに派遣されていた教官から伺うことができ、実際にプロジェクトを動かしていくことの難しさなども含めた法制度整備支援の具体的な姿について理解を深めることができた。さらに、現在カンボジアに派遣されている長期専門家から、ウェブ会議を通じて、現在取り組んでおられる具体的な業務内容に関する御説明を伺い、長期専門家としての活動内容をより具体的に知ることができた。特に、派遣先国のカウンターパートとなる機関のニーズを具体的に把握し、そのニーズに応えるプロジェクトとなるよう、長期専門家が相当な裁量をもって具体的な業務に当たられている様子がよくわかり、長期専門家としての業務のやりがいや難しさについての理解を深めることができた。

JICA本部への訪問では、ODAに基づく支援プロジェクトの生成過程に関するお話を伺うとともに、仮想支援対象国を想定したグループディスカッションなどを通じて、支援相手国からは様々な支援のニーズがある中で、重要度の高いニーズ

をしっかりと見定める必要があることなど、プロジェクトの生成において留意すべきポイントなどに関する知見を深めることができた。

2 国外研修（インドネシア・ジャカルタ）について

- (1) 国外研修は、令和7年11月13日から同月18日までの日程で実施された。

インドネシアのジャカルタにおいて実施された国外研修では、現地に派遣されている長期専門家のオフィス、JICA現地事務所、在インドネシア日本大使館、ASEAN日本政府代表部及び東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を訪問するとともに、現地政府機関として、国家法開発庁（司法省内の機関）や最高裁判所に訪問させていただいた。

インドネシアは、堅調な経済成長を果たしているとされており、OECDへの加盟に向けた交渉も開始しているといった状況であることは認識していたものの、実際にジャカルタを訪れると、経済成長のただ中にある国の街や人の勢いを肌で感じる事ができた。

- (2) 長期専門家のオフィス、JICA現地事務所、在インドネシア日本大使館、ASEAN日本政府代表部及び東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）について

これらは、日本政府関係の現地機関・オフィスなどである（ERIAは国際機関であるが、今回の研修では、日本からの出向者の方を訪ねたため、こちらに記載させていただいている。）。

ア インドネシアにおける法制度整備支援に携わる長期専門家のオフィスを訪れ、同国において現在進行しているプロジェクトの概要や状況等についての御説明を伺うなどした。インドネシアにおける法整備支援については、これまで実施してきたプロジェクトが終了し、新たなプロジェクトが令和7年10月に開始したところであり、大きな目標は決まっているものの、具体的にどのようなテーマで、どのような作業を進めていくかについて、現地のカウンターパートとなる機関の担当者との間で、検討・協議がされている段階であった。そのような段階から、現地に派遣されている長期専門家が、現地機関の担当者と協議を重ねつつ、相当な裁量をもって具体的なテーマ設定や作業方法などを決め、実行していかれているということを知り、また、現地機関の担当者にプロジェクトの作業に前向きになってもらうために、テーマ案の選定やその議論の方法等にも気配りされていた様子を窺い知り、長期専門家として、日本の法律の知識があることは前提として、現地機関の担当者との信頼関係の構築やプロジェクトの円滑な進行のために、様々な工夫をしていく高い調整能力が求められることが良くわかった。

イ JICA現地事務所

JICA現地事務所では、インドネシアにおける日本のODAに基づく支援プロジェクトの概要等についてお話を伺い、意見交換等を行った。

インドネシアにおけるJICAの活動規模は、他国におけるそれと比べても相

当に大きく、法整備支援以外にも、下水道や地下鉄の整備、地方開発、港湾開発など多様なプロジェクトが実施されており、それらのプロジェクトが、対象国であるインドネシアの各機関からのニーズに基づくものとして実施されていることや、支援プロジェクトとして生成される以前から、現地機関のニーズの把握やその優先順位等に関する調整を実施していることを知り、支援プロジェクトとして生成される以前から、対象国とのコミュニケーションを取ることが重要であることをよく理解することができた。

また、企業活動の基盤ともなる法制度に関する法制度整備支援やインフラ設備等に関する多様なプロジェクトの成果物がインドネシアに整備されてきたことにより、結果として、多くの日本企業がインドネシアに進出を果たしている基盤となっているように感じられた。

ウ 在インドネシア日本大使館、ASEAN日本政府代表部及び東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）

在インドネシア日本大使館やASEAN日本政府代表部では、インドネシアにおける邦人の活動環境などに関する御説明や、ERIAでは、ERIAとしての活動の概要に関する御説明を伺うなどし、参考になった（法制度整備支援と直接関係するものでもないことから、本稿において詳細は割愛させていただいた。）。

(3) 国家開発庁、最高裁判所及び法規総局について

これらは現地の政府機関である。

ア 国家法開発庁

国家法開発庁は、司法省の一機関であり、ここでは、法整備庁長官などとの意見交換の機会をいただいた。

インドネシアは、約1万7500の島から成り立つ国であるとともに、多様な文化的背景を持つ方々が共生する社会であって、地域に根差した慣習法が2000ほどあると考えられていることから、そうした地理的状況、文化的背景を取り込んだ上で国の法制度を作り上げていく必要があるといった御説明を伺い、法整備に関しても、日本とは、前提において大きく異なる状況があることが大変よくわかった。

また、今回の研修に参加していた研修員から、国家法開発庁の担当者の関心があるテーマとして、日本における法教育に関する取組などを紹介する発表を行い、これに対しては、マスコットキャラクターを活用した啓発などに大きな関心が寄せられるなど、他国の取組のうち自国にとっても良いものになると感じたものを積極的に取り入れていこうとしている姿勢が窺えた。

一方で、先方の担当者が関心を抱いていた「法情報の提供」（当日の通訳の方が用いた日本語訳）と日本の「法教育」の概念がやや異なる部分もあるように感じていたようであり、また、インドネシアでは、数多くの法規範が立案され、ある法規範が現時点で有効であるかどうかを確認する術にも乏しいといった課題が

あると伺っていたものの、国家開発庁の担当者からは、あらゆる法規範がデータベース化されており、全ての経緯を参照することも可能であるといった説明があり、現状に対する外部からの評価とは異なる認識を持っているように思われた。

これまでの研修を通じて、対象国の現地機関にどのような支援のニーズがあるのかを把握することが重要であるということは理解していたが、現地機関から、当該国の制度の現状や課題、支援ニーズを聴き取るということ自体も大いに難しいことであるということがよくわかった。このような困難さが、主に言語が異なることに起因するものであるのか、その他の要因によるものであるのか必ずしも明らかでないものの、いずれにしても、支援の内容や方法を具体化していく過程においては、現地機関の担当者とコミュニケーションを重ね、信頼関係を積み重ねていくことは極めて重要であるように感じられた。

イ 最高裁判所

最高裁判所では、民事裁判手続における和解や調停の制度に関する意見交換等の機会をいただいた。

インドネシアでは、民事紛争の裁判手続について、調停前置が求められているとのことで、その調停の成立率が芳しくないことなどが問題意識の背景としてあるように感じられ、今回の研修に参加していた研修員から、日本の民事紛争の解決手段としての和解や調停に関する制度について説明する発表を行い、これに対しては、日本の調停委員の制度に大きな関心が寄せられ、多くの質問が寄せられるなどした。

他方で、日本では、民事紛争の裁判手続について調停前置の制度となっていないなど、前提となる制度がインドネシアとは大きく異なることもあり、裁判上の和解など紛争解決手段の実効性の確保に関しては関心が大きくない様子であったように感じられ、対象国の制度の在り方に関する知識を前提に、支援の具体的な内容を考えていく必要があることが大変よくわかった。

ウ 法規総局

司法省の一機関である法規総局においても、担当者の方々との意見交換等を予定していたものの、残念ながら訪問がかなわなかった。

今回の国外研修において訪問させていただいた関係者の方々からは、インドネシアでは、会議等の予定が当日に変更されることなどは相応にあるといったお話を伺い、一定の期間内で一定の成果を目標に取り組む法整備支援において、このような予定変更も見込みつつ、スケジュール管理して作業を進める必要があるなど、その御苦勞を実感することができた。

第3 研修全体を通じて学んだこと・所感

- 1 今回の研修を通じて、法制度整備支援は、永続するものではなく、一定の期間内での活動を通じて成果を残していくものであることから、一定のコストを投じて完成し

た成果物が、その後、対象国において実際に機能し、対象国の機関において主体的に運営・運用されていく必要があるということ強く感じ、また、そのためには、対象国にとって押し付けられた支援ではなく、対象国のニーズに沿った支援による成果物になっていることが重要であるということが大変よくわかった。

また、同時に、カウンターパートとなる現地機関の担当者との間の一定の信頼関係がなければ、当該国にどのような支援のニーズがあるのかを正確に把握することは難しく、また、法制度整備支援のプロジェクトとして具体化した後においても、その具体的な作業について、現地機関の担当者らの主体的な関与を得ることも難しいものであるということがよくわかった。これらについては、本研修において様々な関係者の方々のお話を伺って初めて知るとともに、本研修を通じて、(現地専門家の方が直面している実際の御苦勞に比べればほんの僅かではあろうが、) 実感することができた点であり、大変意義が大きかった。

2 また、国外研修を通じて、現地でのコミュニケーションについても印象深かった。

お互いに英語を用いてコミュニケーションを取るのではなく、現地の言葉を用いる通訳の方を通じて、現地の言葉と日本語でコミュニケーションを取ることで、可能な限り直接的な意思疎通を図ろうとすることが、お互いの意思疎通に有効であるとともに、カウンターパートとなる現地機関の担当者との間の信頼関係の醸成にも一役買っているようにも思え、大変勉強になった。また、現地専門家の方が、現地の言語の習熟に取り組んでおられる姿も印象的であった。

3 最後に、今回の研修を企画していただき、国外研修を含めて円滑に実施していただいた山下教官、金澤専門官及び川添専門官を始めとするICDの皆様方に厚く御礼申し上げます。

令和7年度国際協力人材育成研修を終えて

法務省民事局民事第一課法規係長

奥原大夢

第1 はじめに

令和7年11月10日から同月21日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）により実施された令和7年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加させていただく機会を得た。

私は、これまでのキャリアにおいて、法制度整備支援に関する業務はもとより、国際的な分野に関する業務に携わった経験がほとんどなく、ゆえに、本研修に参加させていただくまでは法制度整備支援の内容や意義について理解に乏しい状態であった。そのような中、本研修では、伊藤部長をはじめ、ICD教官、長期専門家及びJICA等の皆様方から、法制度整備支援の具体的な活動内容についての御講義をいただくとともに、国外でのプログラムとして、本研修として初めてインドネシアの関係機関を訪問させていただき、インドネシアにおける支援活動の実務を直接見聞し、訪問先機関の実務家の方々との意見交換を行うことによって、日本の法制度整備支援活動について、より一層深い理解を得ることができ大変有意義な機会となった。

本研修の具体的な内容については、他の研修員の報告において詳しく言及されるものと拝察するため、本稿では、私が本研修を通じて考えた「法令の運用支援としての司法分野に関する法制度整備支援の意義」について記述することとしたい。なお、本稿の記述には、私の認識不足に起因する不正確な部分が含まれる可能性があることをあらかじめ御了承いただきたい。

第2 法令の運用支援としての司法分野に関する法制度整備支援の意義について

1 日本の法制度整備支援における3つの柱

日本の法制度整備支援は、開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、それらの国々が実施する法制度の整備を支援することと定義され、①基本法令の起草・改正支援、②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、③法曹実務家（検察官、裁判官、弁護士）等の人材育成支援の3つを基本的な柱とする。このうち、①及び②の柱は、それぞれ、法令の立案支援及び法令の運用支援を、③の柱は、当該双方の支援を射程とするものであると思われる。

本研修を通じて度々耳にしたこととして、インドネシアをはじめとする支援対象国においては、法令の運用の基盤たる法令の解釈・適用、執行に課題を有している場合が多いということがあり、このことから、法令の運用そのものを支援する②の柱や、法令の運用を担う実務家の育成を支援する③の柱に係るニーズ、すなわち、法令の解釈・適用を通じた適正な運用を強化するための支援ニーズが高いことが推察された。

ここで、法令の解釈・適用を通じた運用を担う主体としては、一般に「司法」と「行政」が挙げられるところ、日頃から行政事務に従事する身として、法令の適正な運用を強化するための支援として最初に想起されたのは、法令を所管する行政機関が当該法令を解釈・適用のための指針等をまとめたガイドライン類の整備を支援するといった、行政分野に関する支援であった。ところが、上述のとおり、②及び③の柱では、「司法関係機関」「法曹実務家（検察官、裁判官、弁護士）」といった表現が用いられ、司法分野に関する支援が特に重んじられているような印象を受けるとともに、実際に、支援対象国に対する法制度整備支援の内容等に係る講義においても、刑事訴訟法に係るチャート、ハンドブックの作成や、裁判官等司法関係者の人材育成といった司法分野に関する支援内容を多数紹介いただいた。

このように、日本の法制度整備支援においては、法令の運用支援として、私が当初想像していた以上に司法分野に関する種々様々な支援が積極的に実施されているところ、これにはどのような意義があるのか。本研修を通じて一行政官の視点から考えた内容は以下のとおりである。

2 インドネシアにおける支援活動を見聞して考察した、司法分野に関する法制度整備支援の意義

(1) インドネシアの支援活動を見聞させていただいた中で特に印象に残ったことの一つとして、インドネシアにおける法令数の多さがある。すなわち、インドネシア国家法開発庁（以下「国家法開発庁」という。）の説明によれば、インドネシアにおいては、国家レベルの法令として、憲法、法律、政令及び大統領令が、地方レベルの法令として、条例、首長規則及び首長決定が制定されていることに加え、地域に根付いた慣習法が全国に約2,000程度あるという。このことから、インドネシアにおいては、（法令間の整合性等の問題はひとまず措くとして）同国の社会経済を規律する「ルール」自体は数多く制定されていることが分かる。

その一方で、上記1でも言及したとおり、現地の長期専門家等の方々と意見交換をさせていただく中で度々耳にしたのが、インドネシアでは数多く制定されている法令の解釈・適用、執行に課題を抱えているということであり、このことは、国家法開発庁との意見交換の中で、同庁から、より健全な法令の整備や執行を一貫して行うことによって社会からの信頼を確保することを役割として、法令の評価と規制当局に対する法教育とを関連付けて実施している旨の説明があったように、インドネシア当局としても課題として認識していることが見受けられた。

以上のような現状及び課題を表面的に考察すれば、インドネシアにおける法令の解釈・適用、執行の強化を図るためには、一義的には、当該法令を所管する行政機関等において、当該法令の解釈・適用の指針の明確化を進めることが必要であり、日本としてもこの部分（行政分野）に特化した支援を行うことで足りるのではないかとも思われる。しかし、上述のとおり、慣習法を含む数多の法令が存在するという実態に加え、法令間の不整合といった他の課題をも併せ考えれば、上記のような

行政分野に関する支援のみでは、法令の解釈・運用、執行の強化は到底実現し得ない。そこで着目すべきは、法令の適正な運用のために司法分野が果たし得る機能・役割ではないだろうか。

(2) 司法は、一般に、法に基づき紛争を終局的に解決する機能を有するものとされるが、その副次的な機能として、法令の見直しの端緒としての機能や、法令の執行を適正化し紛争を未然に防止する機能をも有する。すなわち、裁判所による法令の解釈・適用は、社会経済情勢に適合する法令の改正につながり得るし、行政による法令の適正な執行の基準にもなり得るため、司法は、法令の解釈・適用を通じた適正な運用に裨益するものであるといえよう。もっとも、このことがいえるためには、司法が紛争を解決するための法的判断を適正に行うことができ、かかる判断や判断に至るプロセスへの信頼が担保されることが何より不可欠である。

(3) では、インドネシアにおける司法判断ないしそのプロセスは、同国の法令の適正な運用に資する機能・役割を十分に果たし得る信頼性が担保されているといえるだろうか。インドネシア最高裁判所（以下「最高裁判所」という。）によれば、World Bank（世界銀行）が発表する Business Ready 報告書中の紛争解決に関する項目において、調停等に関する評価が芳しくないことや調停の成功率が低い状況を喫緊の課題として認識しており、また、令和7年10月から始まった新プロジェクトである「ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト」において、判決書の質の向上や和解・調停の機能向上が課題として挙げられていることなどからすると、インドネシアにおける司法判断ないしそのプロセスが担保されているといえるためには、解決しなければならない諸課題が依然として残されていると感じた。

もっとも、翻ってみれば、かかる諸課題を段階的に分析・解決していくことによって、司法分野における審理・判断がより充実したものとなり、ひいては、上記(2)のとおり法令の適正な運用に資するものとなることが期待できるのであるから、この点に、日本が司法分野に関する支援を行うことの大きな意義を見出すことができる。さらにいえば、和解・調停制度に関する最高裁判所との意見交換の際に、所定の時間を超過してまで日本の和解・調停制度の運用に関して多数の質問が寄せられるなど、最高裁判所の担当者から、インドネシアにおける司法制度をより良いものになりたいという意志を強く感じられたことから、日本が司法分野に関する支援を積極的に行うことの意義深さを気付かされた。

3 まとめ

以上のとおり、インドネシアにおける支援活動を見聞させていただいたことを通じて、法令の運用支援として司法分野に関する法制度整備支援を行うことは、司法判断に対する信頼性を向上させ、当該司法判断が立法分野や行政分野に波及することにより、社会全体としての法令の適正な運用を図ることに大きな意義があるものと考えられた。そして、このことは、インドネシア以外の支援対象国においても等しく当てはまる場合が多いものと思われる。

すなわち、発展途上ないし体制移行の過程にある多元的社会（多民族国家や多文化社会等）では、多様な個人や集団のニーズを機動的に吸収することができる政治・行政システムが必要であるが、政治分野は外部の利益団体等からの直接ないし間接的な要望・要求に晒され、行政分野は国によってはその時々政権の意向に大きく影響されるなど、短期的事情に左右され、法的安定性の欠如を招くおそれがある。かかる状況においては、より長期的視野に立ち、既存の法令の規律や社会の伝統・文化等に基づく慣習上の規範の一貫性を十分に考慮し、司法判断を行う司法分野の機能が極めて重要視されるということが出来るから¹、法令の運用支援として司法分野に関する法制度整備支援を積極的に実施することは、支援対象国に法の支配を浸透させ、個人の権利利益を保護するとともに、自由で公正な経済活動を広げるためのアプローチの方法として合理的であると思われる。

なお、上記1において、日本の法制度整備支援は、（行政分野と比較して）司法分野に関する支援が特に重んじられているような印象を受けた旨を述べたが、法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）における基本的な考え方として、「良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援する」と明記されていることから明らかなおお、行政分野に関する支援が決して軽視されているものではないことを付言しておく。結局のところは、相手国の立法・司法・行政関係者との対話を重ね、相手国の実情やニーズに適合した支援（寄り添い型の支援）を行っていくことこそが肝要であると考えられる。

第3 おわりに

以上、本研修を終えて、「法令の運用支援として司法分野に関する法制度整備支援を行うことの意義」について考え、感じたことを御紹介させていただいた。紙面の都合上、一部のみしか紹介することができなかったが、冒頭でも述べたとおり、本研修を通じて、日本の法制度整備支援活動について理解を深めることができたとともに、インドネシアのカウンタパート機関を直接見聞させていただくことにより、自身の日々の執務の在り方を顧みる貴重な機会となった。

本研修が非常に有意義なものとなったのは、山下教官、金澤国際専門官及び川添国際専門官をはじめとするICD関係者の皆様、菊地専門家及び志摩専門家、そして、本研修に際して御説明や種々の準備・手配等をいただいた多くの方々の御協力によるものであると強く感じている。末筆ではあるが、この場を借りて心より感謝の意を表したい。

¹ 松尾弘「国際開発援助と「法の支配」」（『社会科学研究』第56巻第5・6合併号）122頁参照

令和7年度国際協力人材育成研修に参加して

静岡地方法務局不動産登記部門

中西達郎

第1 はじめに

令和7年11月10日から同月21日までの間、令和7年度国際協力人材育成研修へ参加させていただきました。

大変貴重な機会であったにも関わらず諸事情により国外研修プログラムの一部に参加できなかったことが大変残念ではありますが、それでも大変学びの多く、貴重な経験であったので、研修の概要、研修で感じたこと等を報告させていただきます。

第2 国内研修について（前半）

1 法制度整備支援概要

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）教官から法制度整備支援の概要に関するお話がありました。

法制度整備支援とはなにか、という研修の導入的な内容であり、私はこれまで法制度整備支援に関する業務に従事した経験がなく、法制度整備支援に対する知見がほぼない状態からのスタートでしたが、法制度整備支援の定義、これまでのICDによる支援の活動状況、支援の方法、支援の意義といった、法制度整備支援の概要を学ぶことができました。

本講義の中で印象的だったのは、法制度整備支援とは、法律を作って、法律が適正に運用・施行される環境を整えて終わり、ではなくその後も人材育成等、長期・継続的に支援を続けていくということであり、このような活動の積み重ねが良い国交関係の構築につながっていくのだと感じました。

2 部長講話

本講義においては、ICD部長から、主に法制度整備支援の難しさについて御講義をいただきました。

日本に法制度整備支援を要請する国のニーズ、法律体系、実情等は当然国によって様々であり、画一的な支援の仕方では相手方のニーズを刈り取れない、受け入れられない、定着しないということ等があることから、日本は相手の自主性を重んじる寄添型の支援を実施し、支援する国によって支援の方法を変えているということでした。支援すると一口で言っても、まず相手の国のことをよく理解し、実情に合わせて、支援の進め方等どう支援を行っていくか見極めなければならないことから難しく、また時間も掛かるということを知ることができました。ただ、講義の中で支援を行ったラオスからのコメントの紹介があり、その内容はとても好意的なものであったことから、寄添型の支援は、自国の法制度をそのまま当てはめるような画一的な支援と較べ

て困難であり、手間も時間も掛かるが、長期的な視点で見れば支援を行う側と受ける側双方にとって大きなメリットがあるのだろうと感じました。

3 長期派遣専門家の業務

現在カンボジアで活動している長期専門家から、その業務について御講義をいただきました。これまでの講義で支援方法の概要についての説明がありましたが、本講義ではより具体的にカンボジアで行っている支援についてのお話があり、カンボジアでの主体性を尊重した寄添型の支援を行っていること、カンボジアの全国の裁判所を回って調査を行ったこと、TWG（テクニカルワーキンググループ）を組織して、TWGでの教材作成等を通じて人材育成を行っていること等、現地で実際の取り組みについて知ることができました。その中で、TWGにおける教材作成を、長期専門家の裁量により工夫して行っているというお話があり、法制度整備支援においては、現地の状況に合わせて対応する能力が求められ、臨機応変に対応していくことが重要であることを強く認識しました。

4 インドネシアのプロジェクトの歴史、概要

本講義では、ICD教官から、本研修で訪れるインドネシアにおける法制度整備支援について御講義をいただきました。

講師であるICD教官は、以前、長期専門家としてインドネシアに滞在し、法制度整備支援の現場で勤務されており、その時の経験を踏まえ、詳しく説明していただきました。特に印象に残ったのは、着任時において、プロジェクトの期限が迫っているのにやるべき活動がほとんど進んでおらず、また、執務参考資料のためのWGが立ち上げられたが、毎回直前になって参加者のキャンセルが相次ぎ、WGがまともに行われず苦勞されたというお話でした。支援を受ける側が積極的に協力しないということは想定されることではありますが、それをどう協力するようまとめていくか等、法制度整備支援においてはそういうことも考えていかなければならないということを学びました。

5 インドネシアの政治体制及び社会情勢等

本講義では、外務省の方からインドネシアの政治体制等について御講義いただきました。

インドネシアの政治体制、日本との経済関係や経済協力等、詳細に説明していただき、法制度整備支援を行うに当たっては、相手国の政治体制・社会情勢を理解することも必要であり、これから自分が訪れる国がどのような国であるのかを学び、地理、政治体制、文化等何もかもが日本とは違うこと及び改めて自分がこれから国外で研修を受けるのだということを実感しました。

6 JICA事務所訪問

東京都千代田区にあるJICA本部を訪問し、JICAの活動に関する御説明をいただきました。

これまでの講義の中で、法制度整備支援がJICAのODAの一環としても行われ

ているということを聞いてきましたが、その母体となる J I C A の活動や、バングラデシュ等への法制度整備支援の話をお聞きし、自分ならどのように支援を行っていくかを考えるワーキングを行いました。法制度整備支援に関する話の中で、寄添型の支援であることを強調されていたのが印象的であり、日本が行う法制度整備支援は、寄添型であることが特徴かつとても重要なことであることを強く認識しました。

第3 国外研修について

1 長期専門家事務所訪問

日本から長期専門家として派遣されているお二人の専門家の事務所を訪問し、現地での業務に関するお話をいただきました。

現在行っているプロジェクトの概要や、目標実現ための活動の計画に関する事等についてについてお話を伺い、質疑応答を行いました。PDM (P r o j e c t D e s i g n M a t r i x) を作成し、インドネシアの要望である O E C D への加盟を上位目標としていること、インドネシアでは日本のように法体系が整えられているのではなく各省が他の法令との抵触を考えず法令を制定し、また、日本の e - g o v に当たるものがないので、全法令の把握が困難であること等のお話を聞くことができました。その中で、相手側の要望を聞き、必要としていることを刈り取るためには時間が掛かる、プロジェクト実現のための WG を行おうとしても WG 参加者は他の仕事を持っていて参加率が悪く苦慮しているというお話があり、やはり現地で業務を行っている者でなければ分からない大変さがあるのだと感じました。特に、日本では当たり前（下の者に話をすれば上の者に伝わる、予定が変更になる可能性がある場合には速やかに先方にその旨を伝える等）であることがインドネシアでは通用しないことが多々あるというお話もされていて、改めて法制度整備支援は難しく、大変なものであるということを感じました。

2 J I C A インドネシア事務所訪問

J I C A インドネシア事務所を訪問し、J I C A の海外での活動規模はインドネシアが世界第2位であり、日本企業の多数進出、インドネシアから日本への大勢の留学等、インドネシアと日本には強固な関係が築かれていること、O D A （政府開発援助）は①有償資金協力、②無償資金協力、③技術協力など多岐にわたるが、日本の技術協力は要望ベースであり、一定の調査等を経て採用の可否が検討されることなどについて、御説明いただきました。技術協力の実施に至るには入念な準備・検討が必要であり、それを経た上で現在、インドネシアに対する様々な支援が実施され、インドネシアからの留学生の受入等盛んな交流が行われていることから、J I C A の行う支援活動には長期的な視点及び時間必要であり、その活動は国交においてとても重要な位置付けにあるものであると感じました。

3 その他

国外研修のプログラムでは、上記のほかに、E R I A、国家開発庁、在インドネシ

ア日本大使館、A S E A N日本政府代表部及び最高裁判所へ訪問することとなりましたが、冒頭のとおり諸事情により訪問することができなかつたので割愛します。

第4 国内研修（後半）

1 グループディスカッション

2班に分かれ、「インドネシアで見聞きしてきたことを前提に、自分たちなら、今後どのような法制度整備支援を実施するか」をテーマに、討議を行いました。

現状の問題点とその要因、それを打開するための支援策とその具体的な実施方法、支援策の実施後の効果といった内容について話し合いました。その後、発表を行い、I C D教官も含めて議論を行いました。

研修を受ける前であれば、ただ漠然としか考えられなかつたであろうことを、具体的に話し合うことができるようになったことで、研修に参加した成果を感じました。

2 各国の法制度整備支援状況

本講義では、I C D教官から、インドネシア以外の各国における法制度整備支援状況について御講義をいただきました。

前半の国内研修で他の国における法制度整備支援状況について触れる程度にお話がありましたが、本講義においてより詳細に学ぶことができ、国の数だけ異なる法制度整備支援があるということに興味を惹かれ、法制度整備支援についてもっと知見を広げてみたいと感じました。

3 研修結果報告発表

各研修員からパワーポイントを使用しての研修結果報告を行いました。

各研修員がそれぞれ異なる視点で報告を行い、自分では思いつかなかつたことに気づかされる等、大変学ぶべきものが多い内容でした。

第5 終わりに

私は本研修参加の話をしていただくまで、恥ずかしながら本研修というものがあることを知らず、また、法制度整備支援という言葉を目にしたこともありませんでした。そのような状態で始まった研修でしたので、講義や訪問先で聴く話はどれも新鮮で大変興味深いものばかりでした。そして、国外研修で実際に支援を行っている国へ行き、現地の空気を肌で感じ、現地で活動されている長期専門家の方等に会ってお話を聞くという体験はまさに百聞は一見にしかずであり、法制度整備支援の難しさ、重要さ、壮大さといったものを知ると同時に、法制度整備支援を始めとする国際協力への魅力を感じました。

今回の研修で得た知識経験は、直ちに現在の日常業務に結びつくものではありませんが、物事の考え方に対する視野及び今後の業務遂行における思考の幅を広げる大変有意義な研修であったと考えます。

最後に、I C Dの山下教官、金澤専門官を始めとする本研修に携わっていただいた全ての関係者の皆様に、深く感謝申し上げます

令和7年度国際協力人材育成研修に参加して

さいたま地方検察庁検事

小河 弘 明

第1 はじめに

この度、令和7年11月10日から同月21日まで実施された令和7年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

私は、日本赤十字社に勤めていた父がラオス人民民主共和国などに血液を保管する冷蔵庫を普及させる活動を行っていた姿を見ていた影響から、他国への支援活動に興味をもっていただけたところ、幸いなことに本研修に参加する機会をいただいた。

本稿では、本研修で得た貴重な経験に関し、私自身が学んだこと、感じたことについて、研修内容に沿って報告させていただきたい。

第2 国内研修（前半）

1 概要

前半の国内研修では、奥大樹教官、伊藤浩之部長、後藤圭介専門家、溝口千恵専門家、廣田桂教官から、順次、法制度整備支援、長期専門家の業務、インドネシアのプロジェクトの歴史・概要についてご講義いただき、外務省南東アジア第二課所属の横山氏から、インドネシアの政治体制及び社会情勢等についてご講義いただいた。

2 日本の法制度整備支援の特徴で感銘を受けた点

座学を行い、法制度整備支援などについて学ばせていただく中で、特に感銘を受けたのは、日本の法制度整備支援が、主として「寄り添い型支援」として支援対象国自身による法制度整備を補助する形で支援を行っており、その支援を通じ、最終的には、支援対象国自身が法制度上の問題点を自力で解決する能力を身に付けることを目指しているということであった。

講義の中でも触れられたが、法制度整備支援は、①法律を作る支援、②法律が適正に運用・執行されるための支援、③法律家などの人材育成支援の三本柱から成るものであり、このことは、漠然と研修前から想像がついていたところであった。

そして、これまでの私は、法制度整備支援と聞いても、法律や制度作り、法律家などの人材育成までで内容の想像が止まっており、そこから更に先に進んで、自国での問題解決能力の養成も見据えて支援をしているということに思いが至っていなかった。

日本の法制度整備支援がこのような理念を根底に抱いて法制度整備支援を行っているということは、この研修を通じ、実際に法制度整備支援の関係者から話を伺う中で何度も感じたことであり、最終的に、相手国国家の問題解決能力の確立を見据える高い理想を持ったあり方には、非常に感銘を受けた。

3 法制度整備支援の難しさ（人に動いてもらうことの難しさ）

研修に参加する前の関心の一つとして、法制度整備支援に関わる上で困難に感じることはどのようなことであろうかというものがあつた。

そして、講義の中で、その話題なつたときに挙がる内容として多くの方が述べていたことは、「現地のカウンターパートとなる人に動いてもらうことの難しさ」であつた。

現場レベルで見ると、カウンターパートとなり、長期専門家と議論を行うなど、実際に相手国の立場で作業を行う人々は、法制度整備支援に専従しているわけではなく、多忙な日常業務の合間を縫って法制度整備に関わっている。

また、国民性から、時間や仕事内容について、日本人とは感覚が異なることが多分にある。

そのような環境下にあつて、現地専門家は、カウンターパートとなる人の協力を得て、支援対象国の法制度整備を進めていく必要があり、いかに人に動いてもらうかということに現地専門家は苦心しているとのお話を伺つた。

このような問題に関するアプローチも、プロジェクトの意義や面白さを丹念に伝えるという方法、やり取りをしている相手の上司に働き掛ける方法、時に厳しく接して動いてもらう方法など、状況や専門家によってまちまちであるとのことであつたが、いずれにせよ、これまでそれぞれの専門家がそれぞれ元の所属での現場でのコミュニケーションの取り方や信頼関係の作り方の経験が素地になっているとの話も伺い、法制度整備支援の仕事が現在の自分の仕事とも繋がっているものであるとの感覚を抱くことができた。

4 法制度整備支援の難しさ（他国を相手とする故の難しさ）

他にも、言語、文化の異なる人を相手にするものの難しさについて、講義の中で触れられた。

日本語に対応する言葉で翻訳をしたとしても、微妙な言葉のニュアンスにずれがあることがあり、それが故に上手く法律上の考え方などについて、相手の理解を得ることができず、話が進まないということがあつたとの話は、言葉の意味や機微が重要になる法律ならではの問題であると感じた。

また、相手方の国の法体制ができるまでのバックグラウンド、例えばインドネシアであれば、多様な文化、広大な国土、多数の島嶼がある中で統一していったという背景から、ある程度の寛容さがなければ、統一をなし得なかつたという背景なども理解しておかなければ、相手国が求めている法体制や法律を正確に把握することができないのであつて、その意味で相手国の文化をよく理解することが必要であるというお話も貴重なものであつた。

第3 国外研修

国外研修では、長期専門家との意見交換、JICAインドネシア事務所訪問、ASE

A Nのシンクタンクの役割を果たしているE R I A訪問、インドネシア国家開発庁訪問、在インドネシア日本大使館訪問、A S E A N日本政府代表部訪問、最高裁判所訪問と多岐にわたる関係施設を訪問、意見交換させていただく機会をいただいた。

いずれも貴重かつ有意義な経験であったが、その中でも特に印象深かったものについて報告したい。

1 長期専門家との意見交換

国外研修初日である11月14日の午前は、インドネシア最高裁判所内に設けられた長期専門家の執務室において、検事出身の長期専門家である菊地英理子専門家と、裁判官出身の長期専門家である志摩祐介専門家から、現在インドネシアにおいて進行しているプロジェクトの現状等についてお話しいただいた。

インドネシアにおいては、令和7年10月から、新たにプロジェクトが始まったばかりであり、菊地専門家、志摩専門家からは、プロジェクト立上げ段階における活動内容についてお話しいただいた。

その中で、菊地専門家からは、現在、インドネシア法務省法規総局をカウンターパートとして、ワーキンググループを構成し、プロジェクトの具体的内容の検討を進めており、ワーキンググループの構成に当たっては、ワーキンググループの出席、参加者の責任感を確保するための体制作りには工夫を凝らしていたとのことをお話を伺った。

具体的に言うと、有意義で忌憚のない意見が出るように、ワーキンググループの人数や組織内での立場、所属部署などを考慮して、構成員の選抜を依頼し、参加した者が適切に評価されるよう依頼するなど、構成員が参加することに利点を感じることができる体制作りを行っているとのことであった。

座学で学んだカウンターパートとなる人に動いてもらうことの難しさについて、実際の現場でその難しさに向き合い、行われている工夫について、長期専門家から伺うことができたのは非常に貴重な経験であった。

2 J I C Aインドネシア事務所訪問

同日午後は、J I C Aインドネシア事務所を訪問し、法整備支援を含むインドネシアへの支援プロジェクトが、どのような流れで立ち上がるのかなどについて、教示いただいた。

ここでは、法制度整備支援に限らず、他国への支援がどのように日本に波及するかという視点での知見を深めることもできた。

特に、インドネシアは、現在、多くの日本企業が進出し、資源も豊富で物流の拠点でもあることから、日本にとって重要な国であるところ、インドネシアを相手とするJ I C Aの活動は、インドネシアへの支援という意味だけでなく、日系企業がインドネシアで投資をしたり、日系企業をインドネシアに誘致したりしやすくするという「日本のため」という意味でも重要であるとのことをお話をいただき、他国への支援活動が日本にとっても重要な意義を持つということを確認することができた。

3 インドネシア国家法開発庁訪問

11月17日午後は、インドネシアにおいて、法律のモニタリングやレビュー、法の普及等を任務とするインドネシア国家法開発庁を訪問し、意見交換をする機会をいただいた。

先方からは、その業務内容の説明やインドネシアが抱えている問題などについて教示いただき、インドネシアにおいては、その地理的特徴、すなわち、日本の約5倍もある広大な国土を有し、約1万7000の島々からなる世界最大の島嶼国家であることから、司法サービスが都市部に集中し、全国民が容易に司法サービスにアクセスすることができない現状に問題意識を有しているというお話を伺った。

また、多数の民族から構成され、多様な文化を包含する国家であり、慣習法の影響も大きく、現在でも不文法が存在して、村長などの存在も大きいことなどの文化的特徴から、インドネシアにおいては、地方のことは地方で解決するという体制を作ることを目指しているとの話を伺い、その国の地理、文化、歴史が法律や法体制に大きく影響しているということを実際に他国での話を聴くことで実感することができた。

また、国家法開発庁では、検察庁から参加している研修員から、日本の法教育について、発表させていただく機会をいただき、日本が、どのようにして、法律専門家ではない一般の人々に対し、法や司法制度などの価値や、法的なものの考え方を身に付けるための教育を行っているのかについて説明した。

発表に先立つ国家法開発庁からの業務説明を聞いていると、先方が想定している「法律に関する教育」というのは、国家開発庁から法律起草者への評価などを想定しているのではないかと感じ、「法教育」という言葉で先方はどのようなイメージを持っているのか、気になる場面もあったが、このような言葉の意味やニュアンスにずれがないか不安を感じる経験も法制度整備支援の一端に触れることができたからではないかと感じた。

先方とは、質疑応答、意見交換も行ったところであるが、通訳を介しての大人数での会議は、些細な疑問点を気軽に聞くということが難しく、自らが聞きたいところが上手く聞ききれないという難しさやもどかしさを感じることもあり、これもまた実際にインドネシアに来て、現地の人々とやり取りをする中で経験することができた得難い経験であった。

4 最高裁判所訪問

国外研修の最後には、インドネシア最高裁判所に訪問させていただいた。

インドネシアにおいては、判決に至る前に紛争を解決する手続に高い関心があり、現在調停に関する法令の改正を進めていることもあって、民事局から本研修に参加している研修員から、日本における和解・調停の制度についての発表があった。

相手方参加者である裁判官は、皆非常に高い関心、熱量を持って意見交換会に参加してくれており、様々な観点から日本の制度に関する質問が出され、時間内に質問が終わらないほどであり、このような他国の熱意や、日本の法整備支援を必要としてく

れていると感じられることも、このような支援に携わることの喜びであると感じた。

第4 国内研修（後半）

1 グループディスカッション

国外研修を経て、総括として行った後半の国内研修では、「インドネシアで見聞きしてきたことを前提に、自分達なら今後どのような法制度整備支援を実施するか」というテーマでグループディスカッションを実施するなどし、これも法整備支援を体験する研修として充実したカリキュラムであった。

インドネシアで各機関を視察し、意見交換等を行って、率直に自分が感じた問題意識、相手国であるインドネシアの担当者が述べていた問題意識やニーズを咀嚼し、どの問題に焦点を当て、どのように解決するとより効果的な支援になるかという視点で検討をする中で、インドネシアで相手方に聞いておけばよかったと感じる事項や、改めて確認をしたい事項が多々浮かび上がってくることを実感した。

菊地専門家から、現地専門家としての業務は、カウンターパートの担当者とやり取りをして、相手国のニーズや現状を刈り取り、検討し、浮上した疑問をまた相手国とコミュニケーションをとって、具体化していくという話を伺っていたが、実際に自分自身で法整備支援の検討をする機会をいただいたことで、長期専門家として、現地に滞在し、顔を合わせて密に意思疎通することの必要性や重要性も感じられた。

また、ディスカッションや教官からの講評の中から、相手国の現状を詳細かつ具体的に把握するとともに、その問題について、実現の可能性という点から深く考えられている他の研修生の意見も非常に参考になった。

2 研修結果報告

研修の締めくくりとしては、各自、自由に設定したテーマに基づいて、研修を通じて検討した結果を報告した。

今回、共に研修に参加した研修員は、皆、貴重な研修の機会から、少しでも多くのものを得ようと取り組む熱意があり、自分と同じものを見ながらも、異なるバックボーンに基づいて、違う視点から感じたことや疑問に思ったことを共有してくれ、今回の研修を何倍にも実りあるものにしてくれたと感じている。

第5 おわりに

今回、2週間にわたって研修に参加させていただき、国際協力部の活動内容を鮮明にイメージできるようになったことが何よりの経験であった。

そして、文化の異なる人々やその土地、文化、食事などに直接触れるという面白さ、そして、その国の人々の生活の基盤となる法制度を整備することに尽力するという仕事の面白さを感じる研修であった。

研修員としては、得難い経験をさせていただいた2週間であったが、このような非常に充実した研修にするには、引率して下さった山下拓郎教官や金澤潤専門官、川添光

乃専門官、インドネシアで研修員を迎えてくれた菊地専門家や志摩専門家をはじめ、国際協力部の皆様の多大な尽力があつてこそこのことであり、改めてこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

また、多忙であるにもかかわらず、研修参加のために送り出してくれたさいたま地方検察庁の皆様にも心から感謝を申し上げます。

令和7年度国際協力人材育成研修に参加して

盛岡地方検察庁一関支部検事

桶田宙志

第1 はじめに

令和7年11月10日から同月21日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部により実施された令和7年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

本研修では、インドネシアでの国外研修を含めて、非常に多くのことを学び、貴重な経験であったので、その概要や感想等を報告させていただく。

第2 研修内容等

1 国内研修（前半）について

本研修は、オリエンテーションも含め、日本国内において3日間の講義等の研修を行った。

(1) 国内研修における講義等について

日本国内における講義等の研修は、法制度整備支援の概要に関する講義、国際協力部部長の講話、カンボジアの長期派遣専門家の業務内容に関する講義、インドネシアのプロジェクトの歴史やその概要に関する講義、外務省職員の方によるインドネシアの社会情勢に関する講義などその内容は多岐にわたるものであった。

私自身、法制度整備支援について興味があり、その概要などについては、学生時代や検事任官後にも長期派遣専門家の講義等を通じて学ぶ機会があったが、具体的に教官や長期専門家がどのような業務を行うか、どのような機関と具体的にどのように連携していくのか、最終的な成果物はどのようなものなのかなどについて、詳細なイメージを持つことはできていなかった。

そのような、詳細なイメージを持つ上で、この研修で行われた講義等は非常に有意義なものであった。

奥教官による法制度整備支援の概要に関する講義では、国際協力部における業務とJICAなどの長期派遣専門家による業務の違いやその支援の枠組みなどについて具体的に講義いただき、これを再確認する機会となった。

また、伊藤部長による講話では、部長ご自身のラオスにおける法制度整備支援の内容を中心として、その際のご経験談、法制度整備支援を行って行く上での問題点や法制度整備支援の業務の魅力などについてご講話いただいた。中でも、ラオスにおいては法律の解釈がされていないなど実際に直面された問題などに関するものは非常に興味深いものだった。このような問題点があること自体、普段日本で業務をしていては想像することもなかった。そのため、具体的に対象国にどのような問題点があるかなどの調査をする上では、その国の法体系や法律に対する考え方など

を、日本のものに固執せずに、検討する必要性が高いと学ぶ機会となった。

さらに、カンボジアの長期専門家である後藤専門家、溝口専門家の講義や廣田教官によるインドネシアのプロジェクトの歴史・概要の講義においては、実際に現在行われている法制度整備支援のプロジェクト内容や現地におけるカウンターパートの職員の方々と具体的にどのような協議をし、法制度整備支援を進めているのか、最終的な成果としてどのようなことを目指しているかなど、具体的な業務内容を学ぶ契機となった。その中でもカウンターパートの職員の方々と協議の進め方については、日本の寄り添い型の法制度整備支援の理念に沿い、カウンターパートの機関の方に検討してもらうことがいかに難しいことであるか、実体験に基づいた講義であり非常に興味深いものであった。このような寄り添い型の法制度整備支援における難しさやもどかしさを感じる一方で、このような過程を経ることにより、カウンターパートの職員自らが考える力を身につけている実情も知ることができ、長期的に見た時の寄り添い型の法制度整備支援の有用性について、改めて再確認するに至った。

(2) 国内研修における J I C A 事務所訪問について

国内研修においては J I C A の本部事務所に訪問し、法・司法チームの職員の方から講義などを受けることもできた。J I C A の取り組み内容の概要のみならず、技術協力のスキーム、プロジェクトの案件開始に至るまでフローやプロジェクトの具体的な狙いなど、各国における法制度整備支援に関するプロジェクトの具体的な J I C A の取り組みを再確認する機会となった。特に、バングラデシュにおけるプロジェクトの説明においては、限られた人数を教育し、その後教育した人材が、他の人材を教育していくというような仕組みを作り上げようとしておられるなど、最終的な目的達成のために具体的にどのような観点から考えておられるのかを学ぶ契機となった。このようなプロジェクトの仕組みなどからも、最終的な成果が目に見えるまでには、非常に長い年月がかかるものであることも再確認させられるものであった。

また、この講義においては、仮定の題材を基にどのような法制度整備支援を行うかなどを研修員同士で検討するというような講義も行った。仮定事例は多数の司法制度の問題点を抱える国が想定されていた。いずれも解決のアプローチが考えられるものではあったが、どのような問題点の解決を優先することが、その国の利益になるか考える契機ともなった。実際の法制度整備支援においても、解決すべき問題点は多数あるものと考えられるが、その根本が何か、カウンターパートが何を優先的に解決したいと考えているのかなどを把握し、多数の問題を抱える国においてどのようなものを優先的に解決するか検討し、適切な法制度整備支援を行うことが非常に重要だと実感させられるものであった。

2 国外研修について

本研修は、インドネシアに6日間の滞在し、現地の関係機関などを訪問し、意見交

換などを行う研修が実施された。

(1) 日本人専門家等との意見交換等について

インドネシアにおける国外研修においては、JICAの長期派遣専門家である菊地専門家や志摩専門家を始め、現地で勤務されるJICA事務所、ERIA、在インドネシア日本大使館、ASEAN日本政府代表部の日本人職員の皆様から講義等を頂いた。いずれの機関においても、実際に行われている業務や実情などに加え、インドネシアにおける制度などの問題点についてもご説明いただき、これらについても、自らで考え、学ぶ機会となった。

中でも菊地専門家や志摩専門家においては、具体的な法制度整備支援を進めていく上での現地職員とのワーキンググループの実施状況やその目的設定の手法や狙いなどといった方法をご説明いただくことで、より一層法制度整備支援の業務に関して具体的なイメージを持つことができた。特にワーキンググループの中にカウンターパートの実際の業務に取り組む職員の方々の上司にも入ってもらうことで、職員の方々にインセンティブを持ってもらい、協議に積極的に取り組んでもらうようにしているなど、非常にイメージしやすいものであった。また、このような方法を検討する能力は、検事としての本来の業務にも生かされるものだと感じた。

(2) 国家法開発庁訪問及び最高裁判所訪問について

本研修では、インドネシアの国家機関である国家法開発庁や最高裁判所に訪問し、意見交換や質疑を行う機会をいただいた。それぞれの機関においては、各機関が興味を持つ日本の制度について、研修員による講義を行い、これに関する意見交換や質疑などを行った。

国家法開発庁においては、法教育に関して、インドネシアにおける法教育を同庁の職員の方からご説明をいただき、これに対して研修員が日本の法教育について説明をした。このやりとりにより、他国の意図を的確にくみ取る難しさを実感した。インドネシアにおいて考える法教育が国民に法律を周知させたり、法律関係者にアクセスさせることを主眼としていたのに対して、日本側における法教育は、学生などの若年層を中心に法律に対する考え方を学ばせることを主眼としており、そもそも、法教育という言葉自体に根本的な違いがあった。このような意味でも、対象国のニーズやその意味を正確にくみ取る難しさを実感できるとともに、相手の意図や目的を理解することがいかに重要であるか学ぶ機会となった。さらに、インドネシアにおいては数千の慣習法が存在しており、これに対応するための法教育が必要であることなどもご説明いただいた。このような状況からすると、日本の制度を単に持ち込むことだけでは意味がなく、その国の実情を踏まえ、支援をすることがいかに重要であるかを再確認する機会となった。

最高裁判所においては、調停制度に関して、日本の調停制度や裁判官による心証開示が行われていることなどを研修員から説明し、最高裁判所のワーキンググループのメンバーの皆様から質疑を受けた。その中でも、刑事司法における調停制度と

して、示談などがされた場合、捜査を終了する制度があるなど、日本にはない制度についても知ることができた。このような制度設計自体、日本国内で業務をしていると思えないものであったが、他国における制度設計は、日本で刑事司法の業務をする上でもその考え方などが役立つものであり、日本の制度設計のみでなく広い視野をもつべきと考える良い機会となった。

3 国内研修（後半）について

インドネシアにおける国外研修を終えた後は、日本国内において、インドネシアに必要な法制度整備支援を研修員で検討するグループディスカッションなどが行われ、最終日にはそれぞれの研修員がテーマを設定した研修結果の報告が行われた。

インドネシアにおいて、どのような法制度整備支援が必要となるのかの観点についてはインドネシア滞在中も念頭に置きながら、質問や情報収集に努めてきたつもりであったが、検討過程で必要な部分について実情の確認が取れていないことなども露呈し、法制度整備支援をする上で、相手国の現状の制度や相手国の考えるニーズの聞き出しや調査がいかに重要であり、かつ、時間をかけて丁寧に行うべきことであるかを改めて再認識させられるものであった。

4 全体を通じて

本研修全体を通じて、法制度整備支援の具体的な内容について自分の中でイメージを持つことができたと共に、日本の制度についても改めて学び研鑽を積み重ねなければならぬと思う契機ともなった。

相手国の問題点を把握した際に、日本の制度などが役立てることができるのではないかと思うことが度々あった。例えば、刑事裁判が滞留している状況などがある国などと比較したとき、日本はなぜそのような問題が起きないのか考える過程で、略式手続や交通事件における切符制度などといった制度が役立っているのではないかとも思うこともあった。このような日本の制度を紹介するためには、日本の制度について正確に理解を持つことが前提であり、実務での知識、経験をより詳細に身につける必要性なども再確認する機会となった。

第3 最後に

本研修により、司法分野での国際協力に触れる貴重な経験をさせていただき、今後のキャリアプランや日本国内の制度などについても改めて考える機会となり、非常に有益であった。

国内研修は、法制度整備支援の実情やその方法など具体的な内容を学ぶ上で、非常に有益なものであったし、国際協力部の教官などの皆様や長期専門家がやっている業務がどのようなものなのか、具体的なイメージを持つことができた。また、国外研修中においても、国外において、業務をこなされる長期専門家や大使館等の職員の皆様などが行う業務に関して直接話を聞くことでより業務内容を自身の中で具体化することができた。さらに、インドネシアの国家法開発庁や最高裁判所における意見交換は、文化、法

制度、教育制度や宗教などといった背景事情も日本と全く異なる国において、どのような点が問題となるのか、日本のどのような制度がその問題解決に役立てることができるのかなどを考える上で、非常に有意義なものであった。

この経験により、法制度整備支援に関わってみたいと思う気持ちはいっそう強くなった。今回の研修で得た経験や知識、日本の法制度に関する異なる見方などは胸に留めて、今後も地道に日々精進し、将来的に法制度整備支援などに尽力できるような人材になりたいと感じた次第である。

最後に、本研修に参加する機会を与えていただいた上、様々な面において支えていただいた山下教官や金澤専門官をはじめとする法務総合研究所の方々や、JICAインドネシアプロジェクトオフィスの方々、そして、多忙な業務の中、研修に送り出してくださいました盛岡地方検察庁の皆さまに、この場を借りて心から感謝申し上げます。

令和7年度国際協力人材育成研修に参加して

東京地方検察庁検察事務官

日野 仁志

第1 はじめに

私は、令和7年11月10日から同月21日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）により実施された令和7年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加させていただきました。

本研修に参加したきっかけは、令和3年度から令和4年度まで人事交流により東京出入国在留管理局審判部門において審査官として勤務していた経験にあります。

そこでは、私は、主に不法残留者である外国人の違反審査を行っていたのですが、本国の家族に送金するために体一つで日本に来て不法に働く外国人の姿にある種の感銘を受け、それ以来、外国人を処分する立場ではなくてサポートする立場で働いてみたいと考えるようになりました。

そうした折、国際協力部での法制度整備支援活動があることを知り、今回、光栄にも、本研修に参加する機会をいただくことができたものです。

本研修では、支援対象国であるインドネシアに赴き、法制度整備支援活動の現場を直接見聞するなど、大変貴重な経験を得ることができました。

以下、この研修の概要と私がこの研修に参加して感じたことを報告させていただきます。

第2 国内研修（前半）

国内研修では、まず、法制度整備支援とは何かの導入講義を受けました。

ここでは、法制度整備支援には三本柱（法律の起草・改正支援、法律が運用されるための支援、法律家などの人材育成支援）があることを学んだほか、相手国の立場を尊重するといった日本の支援の特徴及び長期的に支援を行う日本の強みを理解することができました。

特に、この三本の柱によって支援のプロセスが段階的に発展していくこと、また、支援対象国にとって、どのプロセスから進めるべきなのか見極めることが重要であることを学びました。

続いて、ラオスで長期専門家として活動した部長のお話や、現在、カンボジアに派遣されている長期専門家のお話をいただくことができました。

いずれも共通して、専門家が一方的に日本の法制度を押し付けるのではなく、時間はかかってもなるべく現地の人に教材を起案してもらっているなど、相手国の自主性を尊重した取り組みについての説明が印象に残りました

そして、初日の最後は、インドネシアで長期専門家として活動した教官のお話をいた

だくことができました。

教官が、現地の方とそもそもワーキンググループが行えない状況に大変苦慮したこと、それでも、こちらの思いをしっかりと伝えて、何とか現地の方と一緒に考えながら法制務資料を作成したお話など、理想的な支援とは何かについて考える良い機会となりました。

国内研修の2日目は、まず、インドネシアの政治体制及び社会情勢等について、外務省の方から講義を受けました。

そもそも、インドネシアが、約17,000の島々から出来ていること、約1,300の民族がいること、約700の言語があること、6つの宗教があることから、まさに多様性の国である一方で、安定した民主主義の下、成長著しい新興経済大国でもあり、また、日本語学習者数が世界第2位と親日国でもあるとのお話をいただき、是非、現地の状況を実際に確認したいという気持ちが強くなりました。

そして、国内研修の最後に、JICA事務所を訪問しました。

ここでは、バングラデシュ、ラオス、ベトナムなどの個別プロジェクトについてご説明をいただいたほか、複数の課題を抱える国で何を優先してどのように取り組めば良いのかといった点についてグループディスカッションを行いました。

あらためて、限られた予算の中で、その国にとって、どのように法制度整備支援を進めていけばよいかの難しさを感じた機会になりました。

第3 国外研修

国外研修の初日のはじめは、現地の長期専門家から、現在のプロジェクトの活動の内容などについてご説明をいただきました。

現在進行中のプロジェクトは、今年の10月に始まった新プロジェクトであり、長期専門家のお話から、ワーキンググループの中で、相手が法制度整備支援について日本に何を求めているのか丁寧に刈り取ろうとしている姿勢が強く感じられたところが特に印象に残りました。

また、相手と話を進める場面で、日本では下の人に話をしておけば上の人にも話が伝わることは多いけど、インドネシアではそういうことはないので、中心の人にも話が伝わるキーパーソンと人脈をつなげていくことが大切だというお話もしていただき、やはり、異国で法制度整備支援をするのは、言葉も文化も違うので、想定以上の困難が生じるのだと認識しました。

国外研修初日の午後は、JICA事務所を訪問し、日本が、法制度整備支援にかぎらず、地下鉄開発、下水道整備、港湾開発など、幅広い分野で援助している実態を学ぶことができました。

また、質疑応答の中で、インドネシアでは、曖昧さや寛容さこそが、国家成立に必要な要素であったとのお話があり、多様性がまさにこの国の経済成長につながっているのだと納得する部分があった一方、プロジェクトを進める上でその曖昧さとのバランスを

取る難しさもあると認識しました。

研修2日目（土日を除く）は、まず、東アジア・ASEAN経済研究センターを訪問し、同センターは、ASEANの経済統合の支援をするという目的の下、日本が中心となって設立されたもので、多様な国の出向者等が政策の立案に必要な調査研究等を行っているなどのお話をいただきました。

質疑応答の中で、暗号資産に対する取り組みへの質問も出ましたが、今後、グローバルな課題に対して、同センターのような組織で研究者が協力して様々な対応策を模索していくというのは大変意義のあることだと感じました。

同日の午後は、国家法開発庁を訪問し、同庁による法令の評価や法文化の推進支援状況についてお話をいただいたほか、日本の法教育について日本側の発表を行いました。

同庁の話では、ティックトックやインスタグラムなどのSNSを利用して法の啓発活動を行っている例もあるとの一方で、村では、口伝による慣習法により紛争解決を行っているところもあるとのことであり、激しい情報格差を感じる場面もありました。

研修最終日は、まず、日本大使館を訪問し、インドネシアでは、法律はあるけれど人によってどの法律を執行するかが変わることがあり、法律無視が横行しているように見受けられる場面もあり、果たして法の下での平等はあるのかと疑問に感じる側面もあることなどについてお話をいただき、司法分野での遅れを感じるとともに、今後、日本企業が安心して進出することができるよう、ますます法制度整備支援活動の重要性を感じる機会となりました。

次に、私達は、ASEAN日本政府代表部を訪問しました。

ここでは、そもそも、ASEANの成り立ちとして、インドネシア、マレーシア等の5か国が、植民地としての歴史から自分たちのことは自分たちで決めたいという目的で設立されたことや、ASEANには、安保理決議や協定はなく、コンセンサスベースで友好関係を作っているなどのお話をいただきました。

日本とASEANは、様々な分野で協力を行っているところ、ASEAN事務総長からは、法令分野について高い評価を受けているとのことでしたので、あらためて、法制度整備支援活動の意義を認識しました。

そして、国外研修の最後には、最高裁判所を訪問し、日本の和解・調停制度について日本側の発表を行うとともに、意見交換を行いました。

同裁判所のお話では、刑事手続きについて、警察の捜査の段階で、当事者が和解すればそこで捜査が停止されるなど、被害者の被害を回復すること及び刑罰での報復をできるだけ回避することが目的であるなど、日本の刑事手続の考え方と大きく異なることに驚きを覚えました。

第4 国内研修（後半）

帰国後の研修は、まず「インドネシアで見聞きしてきたことを前提に、自分たちなら今後どのような法制度支援を実施するか」ということをテーマにグループディスカッ

ション及び発表を行いました。

各グループから、これまでの研修を踏まえて、法規範や判例集の整備による法制度支援案が発表されたのですが、教官より、そもそも誰のために判例を公開するのか、公開することの影響はどうか、そもそも判例はしっかり書かれたものなのかといったお話をいただき、確かに、支援対象国によっては、法的思考能力を高めるプロセスから始めなければいけないという視点が完全に抜け落ちていたので、現状の課題の原因を突き詰めて考えていく必要性を学びました。

続いて、各国の法整備支援状況について、教官より、お話をいただきました。

東ティモール、バングラデシュ、ウクライナ、フィジー、タンザニアと、国際協力部がいかに幅広い地域で支援を行っているかということに驚かされましたし、今後、ますますの活躍が世界から期待されているなど感じました。

そして、研修の最後には、研修員から個別発表を行いました。

国際協力人材としての素養、法教育に係る法制度整備支援、汚職撲滅、行政分野への支援、寄り添い型支援等、各自、これまでの経験から実際研修を通して感じた疑問点やテーマにアプローチしていて、私では思いつかなかった視点に気づくことができました。

第5 終わりに

2週間の本研修のプログラムを修了して最も印象に残ったのは「信頼」という言葉です。

部長からは、刑事訴訟法のチャート作りに際し、時間はかかるが現地の方に作成してもらい、現地の文化である歌を歌ったりしながらも信頼関係を築いていったとのお話があったり、長期専門家からも、相手のニーズを刈り取るためには時間はかかるが常日頃からこちらの取り組む姿勢を見せることが大切だという信頼関係に係るお話がありました。

また、JICAでは、「信頼で世界をつなぐ」が目的であったり、東アジア・ASEAN経済研究センターでは「日本は信頼できるパートナー」というお話があったり、ASEANでは「日本は50年に渡る心と心の触れ合いによる関係を継続しており高い信頼を得ている」といったお話がありました。

このように、本研修の中では、いずれの講義にもほとんどと言っていいほど「信頼」という言葉や、その信頼を表す表現が多くあったと感じています。

これは、長年の日本の法制度整備支援を含めた国際協力に対する評価でもあり、人間対人間の信頼関係構築という法制度整備支援における本質部分を表しているからこそ、頻出した言葉だったのではないかと思います。

法制度整備支援は、成果の見えにくい時間のかかる取り組みであるというお話も聞きましたが、私は、大切なものほど目には見えにくいと考えています。

地道ではあるかもしれませんが、信頼関係を築く努力を日々積み重ねていくことが大

切であり、それが日本の法制度支援の特徴である寄り添い型支援の強みを活かすことにつながるということを、強く認識させていただきました。

今回、海外研修を含めて、大変貴重なプログラムを調整・実施していただいた国際協力部の皆様、本研修に携わっていただいた全ての皆様、そして、快く研修に送り出していただいた東京地方検察庁の職員の方々にもこの場を借りて感謝申し上げます。

【講義・講演】

2025年10月から2026年1月までの間に当部の教官が実施した講義・講演は、下記のとおりです。

記

1 東京地方検察庁における講義

日 時：10月8日（水）

場 所：東京地方検察庁

対象者：司法修習生

テーマ：ICDが実施する法制度整備支援

講 師：教官 奥 大樹

2 名古屋大学における講義

日 時：10月20日（月）

場 所：名古屋大学

対象者：学生

テーマ：法整備支援

講 師：部長 伊藤 浩之、教官 石水 佑佳

日 時：11月26日（水）

場 所：名古屋大学

対象者：学生

テーマ：法整備支援論

講 師：副部長 野瀬 憲範

3 信州大学における講義

日 時：12月15日（月）

場 所：信州大学

対象者：学生

テーマ：現代法務Ⅰ

講 師：教官 樋口 瑠惟

4 長崎大学における講義

日 時：12月17日（水）
場 所：国際法務総合センター（オンライン）
対象者：学生
テーマ：ICDが実施する法制度整備支援
講 師：教官 奥 大樹

5 JICA東京センターにおける講義

日 時：10月21日（火）
場 所：JICA市ヶ谷
対象者：司法関係者等
テーマ：法の支配と法制度整備支援
講 師：教官 廣田 桂

日 時：12月9日（火）
場 所：JICA東京センター
対象者：インドネシア他6か国の司法関係者等
テーマ：ビジネスと人権
講 師：教官 佐々木 康平

6 法務行政修習プログラムにおける講義

日 時：12月17日（水）
場 所：国際法務総合センター
対象者：司法修習生
テーマ：法務省による法制度整備支援
講 師：教官 石水 佑佳

7 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」における講義

日 時：1月15日（木）
場 所：国際法務総合センター
対象者：中央アジア・コーカサス諸国の大学生・院生・若手社会人
テーマ：ICDが実施する法制度整備支援
講 師：教官 奥 大樹

【研修実施履歴】

2025年10月から2026年1月までの間に当部等が実施した研修等は、下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部までご連絡ください。

記

1 研修

(1) ラオス本邦研修

日 時 令和7年9月29日（月）から同年10月10日（金）まで

場 所 JICA市ヶ谷ビルほか

テーマ 刑事法分野における法教育・実務家研修について

担 当 教官 山下 拓郎

国際専門官 高橋 尚吾

(2) カンボジア本邦研修

日 時 令和7年10月5日（日）から同月18日（土）まで

場 所 JICA横浜ほか

テーマ 「民事訴訟法の重要な原則とルールの適用」や「弁論準備手続（争点の整理技術）」の教材作成等

担 当 教官 石水 佑佳、樋口 瑠惟

国際専門官 金澤 潤

(3) バングラデシュ本邦研修

日 時 令和7年10月26日（日）から同年11月8日（土）まで

場 所 JICA市ヶ谷ビルほか

テーマ 調停人の講師養成、民事訴訟実務の改善、裁判のデジタル化等

担 当 教官 鈴木 雄大、佐々木 康平

調査員 磯井 美葉

国際専門官 神谷 哲夫

(4) 国際協力人材育成研修

日 時 令和7年11月10日（月）から同月21日（金）まで

場 所 国際法務総合センター及びインドネシア

テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成

担 当 教官 山下 拓郎

国際専門官 金澤 潤

- (5) ウクライナ本邦研修
日 時 令和7年12月1日（月）から同月13日（土）まで
場 所 JICA市ヶ谷ほか
テーマ 汚職対策のための科学捜査
担 当 教官 廣田 桂、石水 佑佳
国際専門官 神谷 哲夫

2 共同研究

- (1) 日韓パートナーシップ共同研究
日 時 令和7年11月4日（火）から同月13日（木）まで
場 所 国際法務総合センターほか
テーマ 不動産登記制度、商業法人登記制度、戸籍・家族関係登録制度、民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の問題点
担 当 教官 大谷 洋史
国際専門官 高橋 尚吾
- (2) ウズベキスタン共同研究
日 時 令和7年11月25日（火）から同年12月4日（木）まで
場 所 国際法務総合センターほか
テーマ 行政手続法の解説書作成に向けた研究等の実施
担 当 教官 鈴木 雄大、山下 拓郎、樋口 瑠惟
国際専門官 金澤 潤
- (3) モンゴル共同研究
日 時 令和8年1月14日（水）から同月22日（木）まで
場 所 法務省赤れんが棟ほか
テーマ 日本の民事訴訟手続等
担 当 教官 奥 大樹、樋口 瑠惟
国際専門官 高橋 尚吾

3 セミナー

- (1) ベトナム現地セミナー
日 時 令和7年11月14日（金）
場 所 ダクラク省バンメトート市
テーマ 判例選定
担 当 教官 樋口 瑠惟
- (2) ネパール現地セミナー
日 時 令和7年11月28日（金）
場 所 カトマンズ

テーマ ドラフターに対するプロジェクトの概要説明等

担当 調査員 磯井 美葉

(3) ラオスN I J 現地セミナー

日時 令和7年12月12日（金）

場所 ビエンチャン

テーマ 契約不履行

担当 教官 山下 拓郎

4 その他

(1) アジア・太平洋法制研究会第12回国際民商事法シンポジウム

日時 令和7年10月9日（木）

場所 大阪中之島合同庁舎国際会議室

テーマ 東南アジア4か国の労働法制と実務対応

～インドネシア・フィリピン・ベトナム・マレーシア～

(2) 日ASEAN知財グッドプラクティスセミナー

日時 令和7年10月22日（水）

場所 都市センターホテル

テーマ 商標権侵害訴訟をめぐる課題、商標権のエンフォースメント等

(3) 国際知財司法シンポジウム（JSIP）2025

日時 令和7年10月23日（木）及び24日（金）

場所 弁護士会館

テーマ 知財紛争解決の潮流 ～知財高裁20周年の節目に～

(4) ウズベキスタン法律家研修所訪日プログラム

日時 令和7年12月8日（月）から12日（金）まで

場所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 日本の民法、民事訴訟法、起草・改正手続等

(5) 法整備支援連絡会

日時 令和7年12月19日（金）

場所 国際法務総合センター

テーマ 法整備支援の現在地

(6) 選択型実務修習

日時 令和8年1月19日（月）から同月23日（金）まで

場所 国際法務総合センターほか

テーマ 法務省による法制度整備支援

【活動予定】

2026年2月から2026年3月までの間に当部等が実施する予定の研修等は、下記のとおりです。

諸事情により延期又は中止となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については、記載していません。

記

1 研修

ウズベキスタン本邦研修

日 時 令和8年2月17日（火）から同月26日（木）まで

場 所 JICA東京ほか

テーマ ウズベキスタン民法改正上の諸論点

担 当 教官 樋口 瑠惟、鈴木 雄大

国際専門官 川添 光乃

2 共同研究

ベトナムLEAD共同研究

日 時 令和8年3月10日（火）から同月17日（火）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 法務省の組織構造及び人材育成等、国際仲裁及び国際調停等

担 当 教官 鈴木 雄大、樋口 瑠惟

国際専門官 神谷 哲夫

3 その他

東ティモール司法大臣招へい

日 時 令和8年3月2日（月）から同月5日（木）まで

場 所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ ASEAN加盟に伴う今後の協力関係強化

担 当 教官 佐々木 康平、奥 大樹、大谷 洋史

国際専門官 小枝 桃子

法整備支援活動年表

法整備支援活動年表

(法務総合研究所が把握しているものを中心に)

2025年12月31日現在

年度	ベトナム
1991	・ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請
1993	・森島昭夫名古屋大学教授（当時）が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介
1994	・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始（1996年まで年1回）
1995	・1995.8～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」（通称：石川プロジェクト）実施
1996	・法整備支援フェーズ1開始（1996年12月～1999年11月） ・長期専門家1名（弁護士）派遣
1997	・法整備支援フェーズ1継続 本邦研修（年2回へ） 現地セミナー開始（年4回）
1998	・前年と同様
1999	・日越民商事法セミナー開催 ・法整備支援フェーズ2開始（1999年12月～2002年11月） ベトナム民法改正共同研究 法令鳥瞰図作成 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・長期専門家1名（業務調整員）派遣
2000	・法整備支援フェーズ2継続 本邦研修（年4回） 現地セミナー（年8回） ※以後、2002年まで同様 ・長期専門家3名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名）派遣 ・民法改正共同研究会開始
2001	・法整備支援フェーズ2継続 ・長期専門家2名（検事、弁護士各1名）派遣 ・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長
2002	・前年と同様 ・JICAが、ベトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家1名（裁判官出身検事）派遣
2003	・法整備支援フェーズ3開始（2003年7月～2006年6月） 民法改正共同研究会継続 民事訴訟法共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始（法務省、最高裁、日弁連） 判決書・判例整備共同研究会開始（法務省、最高裁、日弁連） ・破産法改正支援セミナー実施 ・長期専門家1名（検事）派遣 ・現地セミナーを開催（民法、民訴法、法曹養成） ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施（法曹養成）
2004	・法整備支援フェーズ3継続 ・ベトナム国家大学日本法講座開講 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）派遣 ・現地セミナーを開催（民法、民訴法、法曹養成、判決書・判例） ・民事訴訟法成立（6月15日） ・改正破産法成立（6月15日） ・本邦研修実施（1月、2月）（法曹養成、民法改正共同研究）
2005	・法整備支援フェーズ3継続 ・長期専門家1名（裁判官出身検事）派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・現地セミナーを開催（判決書・判例、判決執行法、法曹養成） ・改正民法成立（6月14日） ・本邦研修実施（9月、2月）（判決書標準化、法曹養成）

年度	ベトナム
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援フェーズ3を2007年3月まで延長 ・長期専門家1名（業務調整員）派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・現地セミナーを開催（判決書・判例） ・日越司法制度研修及び共同研究実施（10月、判決書・判例、最高人民裁判所から4名招へい）
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト開始（2007年4月～2011年3月） ・民法共同研究会開始 ・裁判実務改善研究会開始 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立（名古屋大学） ・現地セミナーを開催（9月、国賠法） ・本邦研修実施（11月、国賠法起草）
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・本邦研修実施（6月：犯罪学研究、8月：裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策、3月：刑訴法改正） ・民事判決執行法成立（11月14日）
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・本邦研修実施（8月：不動産登記法・担保取引登録法起草、10月：日弁連の組織、活動、12月：改正刑事訴訟法起草、民事判決執行法運用指導、2月：行政訴訟法起草） ・国家賠償法成立（6月） ・現地セミナーを開催（行政訴訟法、弁護士連合会の組織・運営方法等）
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・JICA調査団派遣（終了時評価・詳細計画策定調査） ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究（6月） ・現地セミナーを開催（8月） ・司法省次官招へい（10月） ・本邦研修実施（9月：弁護士職務基本規程・単位会の役割等、11月：戸籍法起草、12月：改正刑事訴訟法起草、1月：改正民事訴訟法起草） ・行政訴訟法成立（11月） ・改正民事訴訟法成立（3月）
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2開始（2011年4月～2015年3月） ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施（6月） ・本邦研修実施（2月：弁護士の組織・弁護士の能力強化及び弁護士過疎対策、2月：民法改正、3月：裁判所組織法改正）
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続 ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施（6月） ・本邦研修実施（2月：刑事司法における弁護人の権利の確立、2月：民法改正、3月：裁判所組織法改正）
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続 ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施（8月、最高人民検察院長官招へいも同時に実施） ・本邦研修実施（10月：破産法、地方弁護士会及び地方の弁護士事務所組織・運営・弁護士自治、3月：民法改正～国際私法分野の改正について）

年度	ベトナム
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続（2011年4月～2015年3月） ・ 民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・ 長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士、業務調整員各1名）継続 ・ 日越司法制度共同研究実施（6月：刑法改正、7月：検察官養成） ・ 本邦研修実施（12月：検察官養成、3月：民法改正） ・ 現地セミナーを開催（簡易手続、上訴制度、刑訴法改正等） ・ JICA調査団派遣（8月：終了時評価、9月：詳細計画策定プレ調査、11月：詳細計画策定調査、12月：第三次詳細計画策定調査、1月：JCC） ・ 刑法改正支援現地ワークショップ（9月、11月、2月）
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト開始（2015年4月～2020年3月） ・ 民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・ 長期専門家1名（検事）を増員し5名に（10月；裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名） ・ 日越司法制度共同研究実施（6月：刑事政策研究等） ・ 本邦研修実施（9月：法令の整合性、11月：法令の整合性、12月：検察官養成） ・ JICA調査団派遣（10月：JCC）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続 ・ 長期専門家5名（裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名）継続 ・ JICA調査団派遣（4月：JCC、11月：財産登録法） ・ 本邦研修実施（7月：法令の整合性、検察官養成、9月：財産登録法、11月：裁判官養成） ・ 現地調査実施（11月：財産登録法） ・ 現地セミナー（2月：財産登録法等）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続 ・ 長期専門家5名（裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名）継続 ・ 現地調査実施（4月：財産登録法） ・ 本邦研修実施（5月：判例制度等、7月：財産登録法、11月：民事執行制度・登記制度） ・ JICA調査団派遣（1月：中間レビュー） ・ 現地セミナー（9月：判例制度、10月：家庭裁判所）
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続 ・ 長期専門家5名（裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名）継続 ・ 本邦研修実施（6月：和解・調停、10月：法令の整合性） ・ JICA調査団派遣（5月、1月：JCC） ・ 現地セミナー（12月：調停人養成、2月：家裁調査官養成）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続 ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 本邦研修実施（10月：三者共同活動、2月：法令の整合性に関わる基礎理論と実務） ・ JICA調査団派遣（4月：JCC、9月） ・ 現地セミナー（8月：争訟原則における検察官の尋問技術） ・ ワークショップ（8月：裁判官による司法面接的手法の導入） ・ JICA調査団派遣（1月：詳細計画策定調査） ・ 本邦研修実施（2月～3月：司法省）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続・期間延長（～2020年12月） ・ 長期専門家の派遣継続 ・ JCC（7月） ・ JCC、次期プロジェクトローンチング・セレモニー（12月） ・ 法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト開始（2021年1月～2025年12月） ・ CPは、前プロジェクトの司法省、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会に共産党中央内政委員会を加えた6機関
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト継続 ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 新規プロジェクトキックオフ・ミーティング（4月） ・ JCC（9月） ・ オンラインワークショップ（11月：少年司法についての国際経験） ・ オンラインワークショップ（3月：証拠の提出、3月：裁判員等の国民の司法参加） ・ JCC（3月）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト継続 ・ 長期専門家の派遣継続 ・ JCC（4月） ・ ハノイ法科大学日本法教育研究センター（CJLV）のインターン生へのオンライン講義（6月） ・ 現地調査（7月） ・ オンラインワークショップ（法の適用関係）（9月） ・ 現地セミナー（調停）（11月） ・ 現地セミナー（司法共助）（11月、12月） ・ 現地セミナー（判決書改善活動）（12月） ・ オンラインセミナー（判決書改善活動）（2月） ・ 現地調査（ビジネスと人権）（3月）

年度	ベトナム
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・JCC（4月） ・現地セミナー（7月） ・本邦研修実施（9月：日本の立法過程（起草、審査、完成）の研究、10月：反汚職に関する国際経験の研究、11月：日本の立法過程（起草、審査、完成）、行政手続及び地方分権の研究） ・現地調査（11月）
2024	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・ハイレベルフォーラム・JCC（4月） ・オンラインセミナー（6月） ・本邦研修実施（9月：司法省（民事法制及び法制事務のデジタル化等の研究）、11月：共産党中央内政委員会（金融・銀行取引分野の犯罪防止等の研究）、2月：首相府（規制改革、行政手続及び法律審査能力等に関する研究）） ・現地セミナー（11月：SPC） ・現地調査（12月）
2025	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト継続（～2025年12月） ・長期専門家の派遣継続 ・本邦研修実施（4月：最高人民裁判所（判例、調停、専門裁判所に関する研究）） ・現地調査実施（4月、6月上旬、6月下旬、7月、9月） ・現地セミナー（11月：SPC） ・JCC、JICAベトナム法整備支援プロジェクト・新時代の日越法務司法協力記念式典（11月）

年度	カンボジア
1994	・日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催
1996	・法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始（年1回）
1997	・上記本邦研修継続
1998	・上記本邦研修継続 ・JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意
1999	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始（1999年3月～2003年3月） ・カンボジア司法省に長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本、現地でワークショップを相当数開催
2000	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施（年2回） ・日弁連が司法調査団を派遣 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催
2001	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA小規模開発パートナー事業）を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー（第1回～第4回）を開催 （なお、これは、カナダ弁護士会（3回開催）、リヨン弁護士会（1回開催）との共同プロジェクトであり、計8回開催）
2002	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続（2003年3月まで） ・民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催（フン・セン首相が演説） ・民法・民事訴訟法起草作業完了 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA開発パートナー事業）開始（3年間） ・本邦研修を実施（起草支援、立法化支援）
2003	・本邦研修実施（立法化支援） ・JICA調査団派遣 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・日弁連がJICA開発パートナー事業を継続 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣（検事）
2004	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始（2004年4月～2007年4月） 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・日弁連JICA開発パートナー事業を継続 ・法曹養成に関するCP研修実施 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣（検事） ・本邦研修実施（2月）（民法・民訴法）
2005	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・現地セミナーを開催（模擬裁判） ・本邦研修実施（2月） （民法・民訴法） ・法曹養成研究会発足 ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始（2008年3月まで） ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣（うち1名は検事） ・本邦研修実施（10月）（法曹養成） ・日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト（JICA開発パートナー事業）が終了

年度	カンボジア
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続（2007年4月まで） 立法化支援 附属法令整備 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ カ司法省へ長期専門家2名派遣継続 ・ 民事訴訟法成立（6月）・公布（7月） ・ 短期専門家派遣（8月） ・ 現地セミナーを開催（8月：民法特別講義、3月：民訴法） ・ 遠隔セミナーを開催（12月） ・ 法総研、(財)国際民商事法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2延長決定（2008年4月まで） ・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 ・ 法曹養成研究会継続 ・ 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続 ・ 現地セミナーを開催（8月）（判決書セミナー） ・ JICA-Netセミナーを開催（4月、12月） ・ 本邦研修実施（2月）（法曹養成）
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令支援 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ カ司法省へ長期専門家1名（弁護士）を追加派遣、合計3名 ・ 民事訴訟法適用（7月） ・ 民法成立（11月）・公布（12月） ・ 遠隔セミナーを開催（8月：民訴法） ・ 現地セミナーを開催（1月：民訴法） ・ JICA調査団派遣 ・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 ・ 法曹養成研究会継続 ・ 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続 ・ JICA-Netセミナーを開催（5月、9月） ・ 本邦研修実施（7月、法曹養成、民訴法） ・ 現地セミナーを開催（11月：民法、12月：民事模擬裁判） ・ JICA調査団派遣 ・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト開始（6月）
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3開始（2008年4月～2012年3月） 附属法令起草支援 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ カ司法省へ長期専門家3名派遣継続 ・ 遠隔セミナーを開催（12月：民訴法関係） ・ 現地セミナーを開催（12月：民法） ・ 本邦研修実施（2月：不動産登記法） ・ JICA調査団派遣 ・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始（2008年4月～2012年3月） ・ 法曹養成アドバイザー・グループ開始 ・ 裁判官・検察官養成校へ長期専門家2名派遣継続 ・ JICA-Netセミナーを開催（9月） ・ 本邦研修実施（10月、3月） ・ 現地セミナーを開催（12月、2月） ・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ カ司法省への長期専門家3名派遣継続 ・ 現地セミナーを開催（12月：民訴法関係） ・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 ・ 法曹養成アドバイザー・グループ継続 ・ 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続 ・ JICA-Netセミナーを開催（5月） ・ 本邦研修実施（10月、11月） ・ 現地セミナーを開催（6月、8月、12月） ・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続

年度	カンボジア
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ カ司法省への長期専門家3名の派遣継続 ・ JICA-Netセミナー開催（12月：法人登記） ・ 本邦研修実施（2月：不動産登記） ・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 ・ 法曹養成アドバイザー・グループ継続 ・ 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続、新たに1名（裁判官出身）を派遣 ・ JICA-Netセミナーを開催（5月：民事訴訟法） ・ 現地セミナー開催（9月：民法） ・ 本邦研修実施（10月：法曹養成） ・ 現地セミナー開催（3月：民法） ・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト終了（5月） ・ 法総研が現地調査実施（5月：ニーズ調査）
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ3継続（2012年3月まで） 附属法令起草支援 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ 司法省への長期専門家3名派遣継続 ・ 民法適用法公布（6月） ・ 現地セミナー開催（8月、9月、11月：民法） ・ JICA調査団派遣（9月：終了時評価） ・ 民法適用、同記念式典（12月） ・ 現地セミナー開催（12月：民法普及） ・ 本邦研修実施予定（2月：法人登記） ・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続（2012年3月まで） ・ 法曹養成アドバイザー・グループ継続 ・ 裁判官・検察官養成校への長期専門家3名派遣継続 ・ 本邦研修実施（6月、10月：法曹養成） ・ JICA調査団派遣（9月：終了時評価） ・ 現地セミナー開催（1月：民法） ・ JICA調査団派遣（10月：次期案件詳細計画策定）
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 民法・民事訴訟法普及プロジェクト開始（2012年4月～2017年3月） 不動産登記共同省令起草支援 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成支援 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ 長期専門家4名（裁判官出身者含む検事・弁護士等）派遣 ・ 現地セミナー開催（9月、12月：不動産登記） ・ 現地セミナー開催（2月：親族相続法） ・ 本邦研修実施（2月：人材育成） ・ JICA調査団派遣（11月：JCC参加）
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続 ただし、法令起草支援の分野は終了（～3月） 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成支援は継続 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ 長期専門家3名派遣継続、1名は派遣終了 ・ 現地セミナー（9月、12月：民事訴訟法 3月：民法） ・ 本邦研修（10月、2月：人材育成） ・ JICA調査団派遣（9月：運営指導調査、12月：JCC）
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ 本邦研修実施（6月、10月、2月） ・ 長期専門家1名（検事）派遣、1名派遣終了（9月） ・ JICA調査団派遣（8月：中間レビュー、12月：JCC） ・ 現地セミナー開催（12月：判決公開、3月：不動産登記共同省令）
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ 長期専門家3名は派遣継続（裁判官・弁護士各1名は、3月で派遣終了） ・ 本邦研修実施（9月、3月） ・ JICA調査団派遣（12月：JCC及び次期プロジェクト協議） ・ 現地セミナー開催（7月：不動産登記共同省令、1月：民事保全）

年度	カンボジア
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続（2017年3月まで） 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ 長期専門家2名（検事、弁護士）は派遣継続（弁護士1名は9月で派遣終了、検事1名は3月で派遣終了）、1名（弁護士）新規派遣 ・ 本邦研修実施（10月） ・ JICA調査団派遣（8月：終了時評価、9月：次期プロジェクト詳細計画策定調査、1月：JCC） ・ 短期専門家1名派遣（10～3月） ・ 現地セミナー開催（8月：民事実務上の諸問題－訴状の不備等、1月：民事実務上の諸問題－再審等、2月：民事実務上の諸問題－強制執行等）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト開始（2017年4月～2022年3月） ・ 民法作業部会終了（～8月）、民事訴訟法作業部会継続 ・ 長期専門家3名（裁判官出身者を含む検事2名、弁護士1名）の派遣継続 ・ 現地セミナー（8月：実務上の諸問題） ・ 日弁連・BAKC・ICDセミナー（1月：遺産分割、3月：離婚等） ・ RULE・ICDセミナー（3月：離婚）
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続 ・ 民事訴訟法作業部会継続、不動産登記法アドバイザーグループ会合（12月） ・ 長期専門家3名（裁判官出身者を含む検事2名、弁護士1名）の派遣継続 ・ 日弁連・BAKC・ICDセミナー（8月：不動産強制執行、3月：民事保全） ・ JICA調査団派遣（1月：JCC参加等） ・ 本邦研修（2月） ・ 不動産登記法ワークショップ（2月）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続 ・ 民事訴訟法作業部会会合（9月）、不動産登記法アドバイザーグループ会合（12月） ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 日弁連・BAKC・ICDセミナー（3月：民事訴訟） ・ JICA調査団派遣（1月：JCC参加等） ・ 本邦研修（1月：不動産登記法） ・ 不動産登記法セミナー（10月） ・ 執行官法セミナー（1月） ・ 王立司法学院と法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（1月） ・ 執行官法オンラインセミナー（3月）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続 ・ 長期専門家の派遣継続 ・ JCC（1月） ・ 王立司法学院とCDとの共同活動について協議（2月～） ・ 執行官法オンラインワークショップ（3月）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続（2022年10月まで延長） ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 王立司法学院とCDとのオンラインセミナー（8月） ・ 不動産登記法オンラインワークショップ（7月、10月、11月、12月） ・ JCC（2月） ・ 王立司法学院とCDとのオンラインセミナー（2月）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続 ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 現地調査（5月） ・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト終了（10月） ・ JICA法・司法分野人材育成プロジェクト開始（2022年11月～2027年10月） ・ 国土省とCDの不動産登記共同省令改正WG（11月・12月） ・ 王立司法学院とCDとの現地セミナー（人事訴訟法等）（12月） ・ JCC（3月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA法・司法分野人材育成プロジェクト継続 ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 現地調査（5月） ・ 現地セミナー（8月、10月：法科大学院教育等） ・ 本邦研修（2月・3月） ・ 国土省とCDの不動産登記共同省令改正WG（2024年3月から再開）
2024	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA法・司法分野人材育成プロジェクト継続 ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 国土省とCDの不動産登記共同省令改正WG継続 ・ 現地セミナー（7月：間接強制） ・ 本邦研修（10月・11月）

年度	カンボジア
2025	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA法・司法分野人材育成プロジェクト継続 ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 国土省とICDの不動産登記共同省令改正WG継続 ・ 共同研究（4月：不動産登記関係） ・ 現地調査（5月） ・ 現地調査（7月） ・ 現地セミナー（8月・9月） ・ 本邦研修（10月）

年度	ラオス
1996	・ラオス司法大臣が来日し、支援要請
1998	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始 ・現地セミナー・調査（12月）、本邦研修（2月）を実施
1999	・本邦研修（11月）、現地セミナー（2月）を実施
2000	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施（約3か月） ・現地セミナー（6月）、本邦研修（11月）を実施 ・JICAプロジェクト形成調査団派遣（12月） ・日弁連が司法調査団を派遣（4月）
2001	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣（合計8か月間） ・本邦研修（10月・3月） ・現地セミナー（2回）
2002	・長期専門家1名を派遣（検事） ・現地セミナー（4回） ・本邦研修（10月・3月）
2003	・JICAプロジェクト開始（2005年5月まで予定） 法令データベース作成 法令集出版支援 教科書及び辞書作成支援 検察マニュアル作成支援 講師養成 ・長期専門家1名を派遣（検事） ・本邦研修（11月・2月）
2004	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣（検事・弁護士） ・本邦研修（年2回） ・現地セミナー
2005	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣（検事・弁護士） ・本邦研修（2回） ・現地セミナー（民法教科書、判決書マニュアル、検察マニュアル） ・検察マニュアル及び判決書マニュアル完成
2006	・JICAプロジェクトを2007年5月まで延長 ・現地にて普及セミナー実施 （判決書マニュアル、検察マニュアル、民商法教科書） ・本邦研修（11月） （プロジェクト総括と成果物普及・新司法改革マスタープランの内容）
2007	・2007年5月末プロジェクト延長期間終了 ・フォローアップ 現地各CPIによる普及ワークショップ、JICA現地事務所でのモニタリング（5～12月）
2008	・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施（9月・11月・12月） ・現地調査（1月）
2009	・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で4回実施（5月・6月・11月・2月） ・現地調査（5月・9月・3月） ・現地セミナー（9月）
2010	・法総研による現地調査を実施（7月・8月：司法制度） ・JICA-Netセミナーを実施（5月・7月・10月・12月：民法） ・法律人材育成強化プロジェクト開始（2010年7月～2014年7月） ・長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）を派遣（7月） ・国内アドバイザーグループを設置（民法、民事訴訟法、刑事訴訟法） ・現地セミナー（2月） ・本邦研修実施（3月：民法）

年度	ラオス
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）継続 ・JICA-Netセミナー開催（6月：刑事訴訟法、7月：民法・民事訴訟法） ・現地セミナー実施（8月：民法、9月：民事訴訟法、3月：刑事訴訟法） ・本邦研修実施（10月：刑事訴訟法、1月：民事訴訟法） ・JICAによる各CP（司法省、最高裁、最高検、ラオス国立大学）副大臣級招へい
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）継続 ・JICA-Netセミナー開催（10月：刑事訴訟法） ・現地セミナー実施（6月・8月・3月：民法、2月：刑事訴訟法、民事訴訟法） ・本邦研修実施（10月：刑事訴訟法、11月：民事訴訟法、2月、3月：民法） ・JICA調査団派遣（7月：中間評価）※民法典起草支援をプロジェクトに追加
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家（検事）1名増員し4名に（検事2名、弁護士、業務調整員各1名） ・JICA-Netセミナー開催（4月・7月・11月・3月：刑事訴訟法、5月・7月・10月・11月・12月・1月：民法） ・現地セミナー実施（8月・11月：民法、12月：刑事訴訟法等、3月：民事訴訟法） ・本邦研修実施（7月：刑事訴訟法、10月：民事訴訟法、2月・3月：民法） ・JICA調査団派遣（5月：運営指導調査、2月：終了時評価、3月：詳細計画策定調査）
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続（7月まで） ・長期専門家4名に（検事2名、弁護士、業務調整員各1名） ・JICA-Netセミナー開催（4月・5月・6月：民法） ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2開始（2014年7月～2018年7月） ・10月までは長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）、10月から1名（弁護士）増員 ・JICA-Netセミナー開催（7月・9月・10月・1月・2月・3月：民法） ・現地セミナー実施（7月：法曹人材育成、8月：民法、3月：刑事訴訟法等） ・本邦研修実施（11月・2月：民法） ・JICA調査団派遣（10月：第1回JCC参加等）
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続（7月まで） ・法の支配発展促進プロジェクト開始（7月～） ・長期専門家4名（検事1名、弁護士2名、業務調整員1名）派遣継続 ・JICA調査団派遣（7月：JCC） ・現地セミナー実施（6月、11月：教育研修改善、8月：民法） ・現地調査及び現地セミナー実施（8月：立法手続、不動産登録法制） ・本邦研修（12月：教育研修改善、3月：民法） ・新民法典がラオス国会で承認（12月） ・法務総合研究所とラオス司法省国立司法研修所（NIJ）との間で法・司法分野における協力覚書（MOC）締結（12月）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・法の支配発展促進プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・本邦研修（5月：刑事法、12月：教育研修改善、3月：民法典） ・現地調査実施（5月～7月） ・日越ラ刑事ローフォーラム（9月） ・法総研と司法省国立司法研修所との刑法典共同セミナー実施（10月） ・首相府共同セミナー（1月） ・JCC（1月） ・現地セミナー（8月：民法典、1月：民事判決書、2月：民事系合同、刑事法）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・法の支配発展促進プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・民事合同セミナー（11月） ・JCC（12月） ・教育研修改善共同リトリートセミナー（2月） ・NIJ・ICD共同セミナー（刑法）（3月）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・法の支配発展促進プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・NIJ・ICD共同セミナー（刑法・法曹養成）（6月） ・JCC（7月） ・NIJ・ICD共同セミナー（刑法）（9月） ・刑法典セミナー（10月） ・NIJ・ICD共同セミナー（執行官、公証人教育）（12月） ・民事判決書マニュアル改訂セミナー（1月） ・JCC（2月） ・NIJ・ICD共同セミナー（刑法）（3月）

年度	ラオス
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・法の支配発展促進プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・NIJ・ICD共同セミナー（犯罪の客体的要素）（6月） ・現地調査（7月、8月） ・民事合同セミナー（8月） ・NIJ・ICD共同セミナー（犯罪の客体的要素）（9月） ・JCC（10月） ・現地調査（12月） ・現地調査（1月） ・NIJ-ICD共同セミナー（強盗罪等の財産犯）（1月） ・NIJ-ICD共同セミナー（強盗罪等の財産犯、性犯罪）（3月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・法の支配発展促進プロジェクト継続（7月まで） ・法の支配発展促進プロジェクトフェーズ2開始（7月～） ・長期専門家の派遣継続 ・本邦研修実施（4月：教育研修改善） ・現地セミナー（教育研修改善・民法典）、NIJ-ICD共同セミナー（性犯罪）（6月） ・JCC（6月） ・NIJ-ICD共同セミナー（知的財産法）（9月） ・JCC、NIJ-ICD共同セミナー（逮捕監禁罪）（11月）
2024	<ul style="list-style-type: none"> ・法の支配発展促進プロジェクトフェーズ2継続 ・長期専門家の派遣継続 ・本邦研修実施（5月・6月：刑事法） ・JCC（7月） ・NIJ・ICD共同セミナー（7月） ・現地セミナー（9月：民事法） ・NIJ・ICD共同セミナー（9月、現地） ・本邦研修実施（3月：民法典） ・NIJ・ICD共同セミナー（3月）
2025	<ul style="list-style-type: none"> ・法の支配発展促進プロジェクトフェーズ2継続 ・長期専門家の派遣継続 ・NIJ・ICD共同セミナー（4月） ・現地調査（5月） ・日ラオス国交樹立70周年記念イベント（5月） ・NIJ・ICD共同研究（5月） ・本邦研修実施（5月：教育民事） ・NIJ・ICD共同セミナー（9月） ・本邦研修実施（9月：刑事法） ・JCCメンバー訪日招へい（10月） ・NIJ・ICD共同セミナー（12月：現地）

年度	インドネシア
1998	・ 経済法研修
2000	・ 日本貿易振興会（JETRO）等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・ JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催
2001	・ JICA調査団派遣（2月）
2002	・ 本邦研修（7月） ・ 現地セミナー（年1回） ・ JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催 ・ JICA調査団派遣 ・ 外務省・JICAがイ最高裁長官を招へい
2003	・ 本邦研修（6月） ・ 企画調査員として長期専門家派遣（弁護士） ・ 日本・インドネシアADR比較研究セミナー（本邦研修・10月）
2004	・ 本邦研修（6月） ・ インドネシア競争政策・規制緩和研修プロジェクト開始（公正取引委員会、2006年7月まで） ・ 企画調査員1名を派遣
2005	・ 本邦研修（12月） ・ アチェに対するADR現地セミナー（JICA・日弁連）
2006	・ アチェに対するADR遠隔セミナー（全5回）（JICA・日弁連） ・ 本邦研修（7月） ・ JICA調査団派遣、M/M締結（9月） ・ JICA和解・調停制度強化支援プロジェクト開始、長期専門家（弁護士）を派遣（3月）
2007	・ アドバイザー・グループ会合（6月・7月・9月・12月・2月） ・ 現地セミナー（8月・3月） ・ 本邦研修（10月）
2008	・ アドバイザー・グループ会合（5月・6月・9月・12月・3月） ・ 第2回本邦研修（7月） ・ インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008年1号（裁判所が行う和解・調停手続に関する規則）が施行（7月） ・ 現地セミナー（11月） ・ JICAインドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣（11月）
2009	・ アドバイザー・グループ会合（6月・8月・10月・12月） ・ 現地調査（9月） ・ JICA国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」（11月） ・ インドネシア最高裁判所との今後の協力の在り方に関する協議会（3月）
2010	・ 現地調査（8月） ・ 第1回裁判官人材育成強化支援研修（本邦研修・11月） ・ 最高裁副長官等招へい（12月） ・ JICA知財支援プロジェクトに法総研も協力
2011	・ 和解・調停制度普及及び司法の実情に関する現地調査（8月） ・ インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（11月）
2012	・ 現地調査（8月） ・ 第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（11月）
2013	・ 現地調査（5月） ・ JICA法・司法分野に関する情報収集・確認調査（11月） ・ 第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（2月）
2014	・ 現地調査（4月） ・ JICA知財支援プロジェクト終了時評価調査等（10月） ・ インドネシア最高裁判所・少額訴訟制度研究（12月） ・ JICA調査団派遣（2月・3月） ・ 第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（2月）

年度	インドネシア
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICAとインドネシア最高裁判所（7月）及び同法務人権省（8月）との間で、ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクトに関する実施合意文書締結 ・ JICA調査団派遣（8月・10月・12月） ・ JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」開始（2015年12月～2020年12月） ・ 長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身）を派遣（2月） ・ 現地調査（3月）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続 ・ 長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身）継続 ・ 現地調査（4月～5月） ・ 法務大臣等現地訪問、日本・インドネシア間の司法・法務分野における協力関係増進記念式典（5月） ・ 共同研究（5月：法務人権省法規総局） ・ 最高裁判所支援アドバイザーグループ会合（6月・10月・2月） ・ 本邦研修（7月：3機関合同、10月：最高裁判所・法務人権省法規総局、2月：法務人権省法規総局） ・ JICA調査団派遣（6月・8月：国際シンポジウム出席等、9月：第1回JCC参加等） ・ 現地セミナー（3月）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続 ・ 長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身。10月に裁判官出身の長期専門家が交代。）継続 ・ JICA調査団派遣（4月・5月：第2回JCC参加等、8月） ・ 法務大臣等現地訪問（9月） ・ 本邦研修（7月・11月：法務人権省法規総局、2月：最高裁判所） ・ 現地セミナー（6月・1月） ・ 最高裁判所支援アドバイザーグループ会合（11月）
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続 ・ 長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身。）継続 ・ JICA調査団派遣（5月：第3回JCC参加等、8月：国際シンポジウム参加等、11月） ・ 本邦研修（10月・2月：法務人権省法規総局、1月：最高裁判所） ・ 現地セミナー（7月・1月） ・ 判決集（第1集、知的財産法）完成（11月） ・ 最高裁判所支援アドバイザーグループ会合（12月）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続 ・ 長期専門家の派遣継続 ・ JICA調査団派遣（6月：第4回JCC参加、6月・1月：現地セミナー等） ・ 本邦研修（7月・1月：最高裁判所、9月・3月：法務人権省法規総局） ・ 現地セミナー（6月・1月）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続・期間延長（～2021年9月） ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 本邦研修（1月：最高裁判所） ・ 第5回JCC（11月・オンライン） ・ 現地セミナー（1月）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 第6回JCC（8月・オンライン） ・ オンラインセミナー（9月、法令の整合性確保のための施策） ・ ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト終了（9月） ・ ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト開始（2021年10月～2025年9月） ・ オンラインセミナー（1月、法令の整合性確保のための施策） ・ 判決集（第2集、商標法）完成披露会（3月）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト継続 ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 「法制執務資料条例・地方首長規則編」完成披露会（7月） ・ オンラインセミナー（国の法令と自治立法の関係）（7月） ・ 現地調査、現地セミナー（判例制度、知的財産権の刑事的規制、法案の起草・審査、条例案の作成）（8月） ・ 第7回JCC（8月） ・ オンラインセミナー（条例案の作成）（10月） ・ 現地調査（ビジネスと人権）（3月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト継続 ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 本邦研修（5月：最高裁判所、9月：法務人権省法規総局） ・ 現地調査（7月） ・ 第8回JCC（8月） ・ 現地セミナー（地方自治）（12月）

年度	インドネシア
2024	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・現地調査（5月） ・第9回JCC（7月） ・本邦研修（9月：法務人權省法規総局、10月：最高裁判所） ・現地調査（12月）
2025	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家の派遣継続 ・本邦研修（5月：法務省法規総局、10月：最高裁判所） ・現地セミナー（6月） ・現地調査（7月） ・第10回JCC（9月） ・ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト終了（9月） ・ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト開始（2025年10月～2028年9月）

年度	モンゴル
1994	・森脇昭夫教授がJICA短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言
1996	・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援
1998	・モンゴル不動産登記庁の登記官に対し、登記セミナーを開催（JICA短期専門家は司法書士他）
1999	・前年と同様（モンゴル）
2001	・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー（本邦研修）を実施 ・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援
2002	・名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施
2003	・モンゴルへ専門家派遣（名古屋大学・弁護士）
2004	・モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣 ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催（モンゴル）
2005	・名古屋大学が国際シンポジウムを開催（モンゴル） ・モンゴルの土地法制に関する法社会学的研究プロジェクト開始（名古屋大学）
2006	・弁護士会強化計画プロジェクト開始（2006年9月～2008年11月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連） ・モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立（名古屋大学）
2007	・弁護士会強化計画プロジェクト継続
2008	・弁護士会強化計画プロジェクト終了（～11月）
2009	・調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査団派遣 ・名古屋大学日本法教育研究センター（モンゴル）3周年記念行事開催
2010	・調停制度強化プロジェクト開始（2010年5月～2012年11月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連）
2011	・調停制度強化プロジェクト継続
2012	・調停制度強化プロジェクト終了（～11月） ・調停制度強化プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査団派遣
2013	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2開始（2013年1月～2015年7月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連） ・短期専門家2名を派遣
2014	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2継続
2015	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2終了（～12月） ・長期専門家（弁護士）派遣終了（～12月）
2016	・現地調査実施（3月）
2017	・現地調査実施（9月）
2018	・現地調査実施（8月） ・共同研究実施（8月：商取引法関連）

年度	モンゴル
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査実施（6月・9月） ・共同研究実施（10月：商取引法関連第2回）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインセミナー（5月：商取引法関連） ・モンゴル国立法律研究所（NLI）と法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（8月） ・NLIとのオンライン・ワークショップ（10月：刑事司法制度比較） ・オンラインセミナー（2月：商取引法関連） ・NLIとのオンライン・ワークショップ（2月：検察官の役割比較）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査、現地セミナー（少年法制、商法典起草）（10月） ・日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演（12月） ・共同研究実施（2月：司法統計）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究実施（9月：商取引法関連第3回） ・現地セミナー（1月：児童に対する犯罪）
2024	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー（9月：犯罪白書） ・現地セミナー（9月：日本の商法の諸原則） ・共同研究実施（9月：商取引法関連第4回） ・共同研究実施（3月：モンゴル国立法律研究所（NLI））
2025	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査（民法改正）（6月） ・現地会議出席（9月：国際学術研究会議）

年度	中央アジア
2000	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナー開催
2001	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査団派遣
2002	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦研修実施 ・名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウム開催 ・タシケント法科大学に専門家1名派遣（名古屋大学） ・JICA調査団派遣 ・現地シンポジウム開催（名古屋大学） ・現地調査実施（日弁連） ・現地セミナー開催（法総研・名古屋大学）
2003	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査団派遣 ・現地調査、現地シンポジウム開催（名古屋大学） ・専門家1名派遣（北海学園大学） ・本邦研修実施 ・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし、名古屋大学でシンポジウム開催 ・専門家2名（法務省・早稲田大学）を派遣し、本邦研修のフォローアップセミナー開催
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査団派遣 ・M/M締結（倒産法注釈書支援） ・本邦研修を実施（倒産法注釈書） ・民商法典起草支援を継続（名古屋大学） ・ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣（三重大学） ・最高経済裁判所副長官招聘（法務省） ・現地シンポジウム開催（名古屋大学） ・現地フォローアップセミナー開催（法務省）
2005	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦研修実施（5月・11月）（倒産法注釈書） ・短期専門家派遣（8月・3月）（法務省、大阪大学等） ・倒産法注釈書プロジェクト開始（法務省、2007年9月まで） ・企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト開始（司法省一名古屋大学）（11月～2008年10月まで） （中小企業振興、担保法制改革、法令データベース） ・長期専門家1名派遣（名古屋大学） ・タシケント法科大学に日本法教育研究センター設立（名古屋大学） ・現地シンポジウム開催（名古屋大学） <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始（名古屋大学）
2006	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒産法注釈書プロジェクト継続（法務省、2007年9月まで） ・倒産法注釈書プロジェクト、長期専門家1名（弁護士）派遣（法務省、2007年9月まで） ・本邦研修（5月・8月・9月・11月） （倒産法注釈書） ・短期専門家派遣（6月・2月）（法務省、弁護士） ・倒産法注釈書（ロシア語版）発刊（3月） ・長期専門家1名追加派遣（名古屋大学）
2007	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地にて注釈書発刊プレゼンテーション実施（6月） ・現地にて注釈書普及セミナー開催（7月・12月） ・注釈書活用促進に向けたワークショップ開催（9月） ・注釈書（日本語版及びウズベク語版）発刊（9月） ・倒産法注釈書プロジェクト終了（9月） ・注釈書（英語版）発刊（3月） <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置
2008	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」終了（名古屋大学）（12月） <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）

年度	中央アジア
2009	[ウズベキスタン] ・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト（フェーズ2）協力準備調査団派遣（11月） [その他] ・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）
2010	[ウズベキスタン] ・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト開始（名古屋大学）（4月～2012年4月まで） [その他] ・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）（12月）
2011	[ウズベキスタン] ・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト継続（司法省一名古屋大学） [その他] ・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）（12月）
2012	[ウズベキスタン] ・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト終了（名古屋大学）（5月） [その他] ・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、タジキスタン）（11月）
2013	・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）（11月）
2017	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン行政法（行政手続法、行政訴訟法）セミナー開催（3月）
2018	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン行政法現地セミナー実施（9月・2月） ・ウズベキスタン行政法共同研究（招へい）実施（3月）
2019	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン最高検察庁アカデミーと法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（7月） ・ウズベキスタン行政法現地セミナー実施（7月）
2020	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン行政法共同研究継続 ・JICA国別研修「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」プロジェクト開始（2020年4月～2023年3月） ・共同研究「犯罪白書作成支援」開始（6月） ・JICA国別研修「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」オンラインセミナー（3月）
2021	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン行政法共同研究継続 ・共同研究「犯罪白書作成支援」オンラインセミナー（犯罪白書）（5、6月） ・JICA国別研修「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」オンラインセミナー（6月） ・共同研究「犯罪白書作成支援及び犯罪予防研究支援」開始（8月）、同共同研究オンラインセミナー（犯罪予防）（10、11月）、同共同研究オンラインセミナー（犯罪白書）（12月） ・ウズベキスタン法律家トレーニングセンターとの協力関係開始（11月）、同センターとのオンラインセミナー（法司法分野における改革）（12月） ・JICA国別研修オンラインセミナー（デジタル時代の契約）（1月） ・JICA国別オンライン研修（契約及び電子契約）（3月）
2022	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン行政法共同研究（5月、7月、8月、10月、11月、12月、1月、2月、3月） ・共同研究「犯罪白書作成支援」オンラインセミナー（犯罪白書）（5月） ・現地調査、現地セミナー（犯罪白書、行政法）（9月） ・JICA国別研修オンラインセミナー（権利保護及び経済自由化のための司法能力強化）（2月）
2023	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン行政法共同研究（4月、5月、7月、8月、9月、10月、11月、12月） ・ウズベキスタン法律家トレーニングセンターと協力計画締結（5月） ・ウズベキスタン法律家トレーニングセンターとの共同研究（公証制度・11月） ・JICA国別研修・本邦研修（権利保護及び経済自由化のための司法能力強化）（12月）

年度	中央アジア
2024	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン行政法共同研究（オンライン）（4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、3月） ・ウズベキスタン行政手続法解説書第一弾発刊記念式典（9月） ・ウズベキスタン行政法共同研究（招へい）（11月） ・ウズベキスタン法律家トレーニングセンター訪日プログラム（11月） ・JICA国別研修・本邦研修（権利保護及び経済自由化のための司法能力強化）（2月） <p>[キルギス共和国]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査（7月・12月） ・第1回キルギス共同研究（2月）
2025	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン行政法共同研究（オンライン）（4月、5月、6月、7月、8月、10月、11月） ・ウズベキスタン行政訴訟法セミナー（オンライン）（4月、10月） ・現地フォーラム（5月：タシケントロスプリングフォーラム） ・法執行アカデミー刑事フォーラム（6月：オンライン） ・汚職対策汚職対策フォーラム（10月：オンライン） ・ウズベキスタン行政法共同研究（招へい）（11月－12月） ・ウズベキスタン法律家研修所訪日プログラム（12月） <p>[キルギス共和国]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査（12月）

年度	中国
1996	・ ICCLCが日中民事法セミナー開始（年1回）
1997	・ ICCLCが日中民事法セミナー開催
1998	・ ICCLCが日中民事法セミナー開催
1999	・ ICCLCが日中民事法セミナー開催
2000	・ ICCLCが日中民事法セミナー開催
2001	・ ICCLCが日中民事法セミナー開催
2002	・ 法総研・ICCLCが日中民事法セミナー開催
2003	・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナー開催
2004	・ JICA・経済産業省等が中国に対する法整備支援（経済法）を開始（経済法・企業法整備プロジェクト）（11月） ・ 法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催 ・ 法総研・ICCLCが日中知的財産法制度講演会を開催（東京、大阪）
2005	・ 経済法・企業法整備プロジェクト継続 ・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催
2006	・ 経済法・企業法整備プロジェクト継続 ・ 法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催
2007	・ 経済法・企業法整備プロジェクト継続 ・ JICA調査団派遣（6月） ・ JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D 締結（11月） ・ 本邦研修実施（11月） ・ 国内研究会を設置（11月） ・ 現地セミナーを実施（3月） ・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催
2008	・ 経済法・企業法整備プロジェクト継続 ・ JICAが弁護士を長期専門家として派遣（2年間） ・ 本邦研修実施（5月・11月） ・ 法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催
2009	・ 経済法・企業法整備プロジェクト終了（11月） ・ 中国現地セミナー開催（5月・7月・3月） ・ 中国国際私法、国際民事訴訟法講演会（清華大学副教授招へい） ・ 本邦研修実施（11月） ・ 権利侵害責任法成立（12月） ・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催
2010	・ 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価（5月） ・ 国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」（7月） ・ 国別研修 中国「司法人材育成研修」（7月） ・ 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修（10月） ・ 涉外民事関係法律適用法成立（10月） ・ 中国行政訴訟法現地セミナー（11月） ・ 長期専門家派遣（弁護士） ・ 法総研・ICCLCが日中民事法セミナー（3月）
2011	・ 本邦研修実施（11月：司法人材育成） ・ 現地セミナー開催（11月：民事訴訟法） ・ 本邦研修実施（1月：民事訴訟法及び民事関連法） ・ 石川民事法センターが金沢セミナーを開催（3月） ・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催（10月）

年度	中国
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー開催（6月：相続法） ・国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」開始（7月） ・本邦研修実施（7月：「行政訴訟法及び行政関連法」、1月：「民事訴訟法及び民事関連法（消費者権益保護法）」） ・中国民事訴訟法改正（8月） ・法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催（10月）
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦研修実施（5月：「民事訴訟法及び民事関連法（消費者権益保護法）」、10月：「同（著作権法）」） ・現地セミナー開催（8月：相続法） ・国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」終了（10月） ・消費者権益保護法改正（10月） ・法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催（12月） ・JICA調査団（12月：詳細計画策定調査）
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト開始（2014年6月～2017年6月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連） ・JICA調査団（5月：第1回JCC） ・本邦研修（10月：立法法、11月：行政訴訟法・行政関連法（教育法・食品安全法）、1月：インターネット安全法） ・法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催（1月） ・JICA調査団（2月：第2回JCC）
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続 ・長期専門家1名（弁護士：日弁連派遣）継続 ・本邦研修（10月及び11月：犯罪被害者権利保障立法、1月：業界協会 商會法、労災保険法） ・JICA調査団（10月：JCC） ・法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催（2月）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続 ・長期専門家1名（弁護士：日弁連派遣）継続 ・JICA調査団（4月：JCC） ・本邦研修（9月：特許法、9月：民法、11月：行政手続法） ・法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催（11月）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続（2020年6月まで期間延長） ・JICA調査団派遣（6月、JCC） ・現地セミナー（11月：民法）
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続 ・長期専門家1名（弁護士：日弁連派遣）継続 ・JCC（5月） ・本邦研修（4月：民法、9月：専利法） ・現地セミナー（1月：民法） ・法総研、ICCLC、日中経済協会が日中民事法セミナーを開催（7月：東京、11月：北京）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・本邦研修（5月：民法、11月：専利法） ・現地セミナー（9月：民法） ・法総研、ICCLC、日中経済協会が日中民事法セミナーを開催（11月：東京） ・JCC（1月）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続（2021年3月まで期間延長） ・民法典成立（5月） ・改正専利法成立（10月） ・オンラインセミナー（民法典及び改正専利法）（1月） ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト終了（3月）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインセミナー（会社法）（11月）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン意見交換会（前科）（7月） ・オンライン意見交換会（刑事収容施設法等）（2月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン意見交換会（災害対策関係法）（9月） ・訪日交流・意見交換会（就学前教育等）（10月）
2024	<ul style="list-style-type: none"> ・全人代昭島庁舎表敬訪問（8月） ・オンライン意見交換会（農耕地保護と環境保護の法律制度）（11月）

年度	中国
2025	・訪日交流（立法手続の最新動向等）（10月）

年度	ネパール
2008	・ 刑事法比較研究現地セミナー（2回）
2009	・ 本邦研修「民法及び関連法セミナー」実施（7月） ・ 現地セミナー（9月） ・ 現地セミナー（10月） ・ 本邦研修「民法及び関連法セミナー」実施（1月）（法整備支援連絡会に最高裁判事を招聘） ・ 現地セミナー（3月）
2010	・ 本邦研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」実施（7月） ・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣（弁護士）（7月） ・ 本邦研修「民法及び関連法セミナー」実施（8月） ・ 現地調査実施（2月）
2011	・ 「日本・ネパール捜査訴追実務比較共同研究」実施（9月） ・ 現地調査実施（11月） ・ 本邦研修「民法及び関連法セミナー」実施（3月）
2012	・ 「日本・ネパール刑事司法共同研究」実施（7月） ・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続（弁護士）（7月） ・ 本邦研修実施（「民法解説書準備」8月、「事件管理」9月） ・ 現地調査実施（11月） ・ 本邦研修「民法解説書準備」実施（2月）
2013	・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続（弁護士）（7月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（8月） ・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣（弁護士）（9月） ・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」開始（2013年9月～2018年3月） ・ 同プロジェクト長期専門家派遣（弁護士）（9月） ・ 同プロジェクト第1回本邦研修実施（12月） ・ 現地調査実施（3月）
2014	・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続 ・ JICA調査団派遣（6月：運営指導調査） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（9月） ・ 同プロジェクト第2・3回本邦研修実施（9月「調停」、12月「事件管理」） ・ 現地調査実施（11月・2月）
2015	・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続 ・ 同プロジェクト長期派遣専門家任期満了（弁護士）、新規派遣（弁護士）（9月） ・ 法整備支援アドバイザー長期専門家任期満了（弁護士）、新規派遣（弁護士）（9月） ・ 現地セミナー実施（10月） ・ 同プロジェクト第4回本邦研修（12月） ・ 現地調査実施（12月、2月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）
2016	・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続 ・ 「ネパール民法の制定、普及及び施行支援のための招聘」実施（4月） ・ 同プロジェクト第5・6回本邦研修実施（7月・11月） ・ JICA調査団派遣（9月：終了時評価） ・ 現地調査実施（12月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）
2017	・ 現地調査実施（11月） ・ 裁判所能力強化プロジェクト・ラップアップセミナー（2月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月） ・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」終了（3月）
2018	・ 現地セミナー、ワークショップ（改正刑事訴訟法、5月・8月） ・ 現地セミナー（改正民法、8月） ・ 現地調査（12月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）
2019	・ 現地セミナー（契約法、不法行為、国際私法、公判前整理手続、8月） ・ 現地セミナー（物権法、不法行為、国際私法、12月） ・ 現地大学での民事模擬裁判（12月） ・ Nepal Law Societyとのセミナー（物権法、不法行為、12月） ・ 現地調査（11月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（2月）

年度	ネパール
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインセミナー実施（12月、不法行為法、国際私法、公判前整理手続） ・オンラインセミナー実施（3月、不法行為法、国際私法、刑事手続）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインセミナー実施（9月、不法行為法、国際私法） ・オンラインセミナー実施（12月、仮釈放、保護観察） ・JICA国別研修（民法改正に向けた検討、1月～3月（計5回、オンライン））
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査、現地セミナー（法令整合性、不法行為法、家族法）（4月） ・民法改正ハイレベルセッション（6月） ・現地調査、現地セミナー（民事訴訟実務、医療・建築紛争、財産法）（1月） ・JICA国別研修（民法改正に向けた検討、3月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査（8月） ・JICA国別研修（民法改正に向けた検討、12月） ・現地ワークショップ（家族法逐条解説作成、12月）
2024	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査団派遣（11月、詳細計画策定調査） ・現地調査、現地セミナー（財産法）（12月）
2025	<ul style="list-style-type: none"> ・「民法運用強化プロジェクト」開始（10月） ・JICA調査団派遣（11月：JCC, AB）

年度	東ティモール
2009	・ 法案作成能力向上研修実施（7月）
2010	・ 法案作成能力向上研修（フェーズ2）実施（8月） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：逃亡犯罪人引渡法、仲裁法）
2011	・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：麻薬取締法、法案起草作業）
2012	・ 法制共同研究実施（9月：薬物犯罪取締法、調停・仲裁法） ・ 現地セミナー及び現地調査実施（12月：薬物犯罪取締法、調停・仲裁法）
2013	・ 東ティモール法制度アドバイザー（2013年4月～2014年3月）（活動内容～法案起草能力向上） 現地調査及び現地セミナー実施（6月：調停法） 現地調査及び現地セミナー実施（9月：調停法） JICA-Netセミナー実施（12月：調停法） 現地調査及び現地セミナー実施（3月：調停法）
2014	・ 現地調査実施（7月） ・ 共同法制研究実施（12月：少年法、国際法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：少年法）
2015	・ 共同法制研究実施（7月：調停法、婚姻・家族法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（12月：調停法） ・ 共同法制研究実施（3月：調停法、国籍法）
2016	・ 現地調査実施（8月） ・ 共同法制研究実施（2月：市民登録法、婚姻・家族法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：少年法）
2017	・ 現地調査実施（8月） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（11月：不動産登記法） ・ 共同法制研究実施（1月：土地関連法） ・ 現地調査実施（3月）
2018	・ 現地調査及び現地セミナー実施（8月：不動産登記法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（11月：矯正関係） ・ 共同法制研究実施（12月：不動産登記法） ・ 現地セミナー実施（3月：司法制度）
2019	・ 現地調査及び現地セミナー実施（7月：不動産登記法、司法制度） ・ 現地調査実施（11月：不動産登記法） ・ 共同法制研究実施（2月：不動産登記法、司法制度）
2020	・ オンラインセミナー実施（11月：不動産登記法、1月・2月：不動産登記法、土地の紛争解決、3月：土地関連法）
2021	・ オンラインセミナー実施（4月：地籍法、6月：地籍法、土地関連法、7月・9月：市民登録法、11月：不動産登記法、土地の紛争解決、12月：不動産登記法、市民登録法、1月：不動産登記法、市民登録法）
2022	・ 現地調査及び現地セミナー（土地関連法、国籍法、紛争解決等）（9月）
2023	・ オンラインセミナー実施（1月：国籍法） ・ 現地調査及び現地セミナー（2月：不動産登記法、紛争解決等）
2024	・ 現地セミナー（7月・8月：日本の戸籍制度等） ・ 共同法制研究実施（1月：不動産登記法、司法制度）
2025	・ 現地調査及び現地セミナー（5月：商業登記法等） ・ 現地調査（10月）

年度	ミャンマー
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・日ミャンマー法制度比較共同研究実施（7月）一元ヤンゴン大学法学部長・元連邦最高裁判所研究国際関係部長を招へい（法総研） ・財務省財務総合政策研究所がミャンマー中央銀行との間で資本市場育成支援に関する覚書を締結（8月） ・現地セミナー開催（8月、JICA・UAGO：「公開会社の法制度及び企業統治の改革」） ・日ミャンマー司法制度比較共同研究実施（11月）一連邦最高裁判所長官ら5名の現役裁判官を招へい（法総研・慶應義塾大学） ・現地セミナー開催（12月、JICA・UAGO：「国営企業の民営化にかかる法的側面」） ・連邦法務総裁府及び連邦最高裁判所と協議を実施（2月、法総研・JICA）
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー開催（4月、JICA・UAGO「商事仲裁」） ・日ミャンマー法制度比較共同研究実施（6月）一連邦法務長官及び連邦議会（下院）法案委員会委員長ら6名を招へい（法総研・JICA・ICCLC） ・現地小規模セミナー実施（7月、法総研・JICA：UAGO・SC対象「知財法、法曹養成」） ・財務省財務総合政策研究所の支援によりミャンマー証券取引法成立（7月） ・JICAと連邦法務長官府・連邦最高裁判所との間で「ミャンマー法整備支援プロジェクト」に関する実施合意文書締結（8月22日） ・現地小規模セミナー実施（9月、法総研・JICA：UAGO・SC対象「知財法、倒産法、法曹養成」） ・現地調査実施（10月、法総研・JICA、刑務所・少年院等を訪問し、矯正局と協議） ・現地小規模セミナー実施（11月、法総研・JICA・特許庁、UAGO・SC対象「知財法」） ・「ミャンマー法整備支援プロジェクト」開始（11月20日～、3年間） ・JICA長期専門家（弁護士）派遣（1月） ・現地小規模セミナー実施（2月以降、複数回。長期専門家：UAGO・SC対象「会社法」） ・現地小規模セミナー実施（2月、長期専門家：UAGO・SC対象「著作権法」） ・現地調査、小規模セミナー実施（3月、法総研：UAGO・SC対象「刑事手続における電磁的記録の取扱い」、「知的財産事件の捜査方法」）
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続 ・現地小規模セミナー実施（4月、長期専門家：UAGO・SC対象「民事手続における電磁的証拠の取扱いに関するセミナー」） ・現地小規模セミナー実施（4月～5月、法総研：UAGO・SC対象「日本の司法制度等について」） ・JICA長期専門家（業務調整）派遣（5月） ・JICA長期専門家（検事）派遣（5月） ・現地小規模セミナー実施（5月、日本取引所：UAGO・SC対象「証券市場、資本市場の概要等」） ・第1回本邦研修（5月「日本の法・司法制度、機関の紹介」） ・ワーキンググループ活動実施（6月以降、随時開催） ・第1回合同調整委員会（7月） ・現地セミナー実施（7月、JICA・特許庁：UAGO・SC対象「知財法」） ・現地セミナー実施（8月、JICA：UAGO・SC対象「仲裁法」） ・会社法アドバイザーグループ開催（10月） ・第2回本邦研修（11月「人材育成」） ・第2回合同調整委員会（2月） ・第3回本邦研修（3月「立法過程の効率化」）
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続 ・現地セミナー実施（SC対象「事実認定」） ・第4回本邦研修（6月「会社法」） ・中間評価、第3回合同調整委員会（7月） ・第5回本邦研修（11月「研修手法、知財関係」） ・現地セミナー実施（11「知財裁判制度」） ・現地セミナー実施（2月「知財裁判制度」日弁連 知財ネット等と共催） ・第6回本邦研修（2月SC、UAGO、MOST、警察、税関対象「知財裁判制度」） ・第4回合同調整委員会（3月）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続（延長～2018.5） ・小規模セミナー実施（5月「知財裁判制度」知財ネット等と共催） ・第7回本邦研修（6月、SC、UAGO、DICA、国会議員対象「倒産法」） ・現地セミナー実施（7月 SC対象「和解、調停を含む紛争解決制度」） ・現地セミナー実施（8月 SC対象、これまでのインプットを踏まえた「知財裁判制度」の政策文書作りを開始） ・運営指導調査（10月 JICA 次期プロジェクト協議） ・小規模セミナー実施（11月「倒産法」） ・第8回本邦研修実施（11月 SC、UAGO、労働省、国会議員「和解、調停を含む紛争解決制度」） ・JICA長期専門家（検事）交代（12月） ・現地セミナー実施（2月「知財裁判制度」） ・第9回本邦研修（2月、SC、UAGO、中央銀行、MOPF、会計検査院対象「倒産法」） ・第5回合同調整委員会（3月） ・現地セミナー実施（3月「調停制度」）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続 ・JICA長期専門家（弁護士）交代（5月） ・現地調査実施（6月「不動産法制」） ・第10回本邦研修（6月、SC、UAGO、MOPF、MOI対象「法案起草及び司法修習制度等」） ・共同法制研究実施（8月、「不動産法制」） ・現地セミナー実施（10月、SC対象「新任裁判官用知的財産法教材の作成」） ・第11回本邦研修（10月、SC、UAGO、MOE対象「知的財産制度」） ・現地調査実施（2月「不動産法制」） ・現地セミナー実施（2月、SC、UAGO、MOE、警察、税関「知的財産制度」） ・第12回本邦研修（3月、SC、UAGO、警察対象「新しいタイプの証拠」）

年度	ミャンマー
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・第13回本邦研修（7月、SC、UAGO「効率的な紛争解決」 ・現地セミナー実施（8月、知的財産裁判制度） ・現地セミナー実施（9月、調停制度） ・現地調査及び現地セミナー実施（9月「土地登録法制」） ・第14回本邦研修（11月、法曹の人材育成・研修制度改善） ・現地セミナー実施（12月、知的財産裁判制度） ・現地セミナー実施（1月、裁判官向けビジネス法令テキスト） ・共同法制研究実施（1月、「土地登録法制」） ・現地調査及び現地セミナー実施（2月「土地登録法制」）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー実施（6月、知的財産裁判制度） ・第16回本邦研修（7月、SC、UAGO「立法過程」） ・現地調査及び現地セミナー実施（9月「土地登録法制」） ・現地セミナー実施（10月、知的財産裁判制度） ・第17回本邦研修（10月、SC、UAGO「調停制度」） ・共同法制研究実施（11月、「土地登録法制」） ・現地セミナー実施（12月、裁判官向けビジネス法令テキスト） ・現地セミナー実施（12月、知的財産裁判制度） ・第18回本邦研修（3月、SC、UAGO「知的財産裁判制度」） ・長期専門家の派遣継続
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー実施（8月、商標法の運用等、オンライン） ・共同法制研究実施（12月、「土地登録法制」、オンライン） ・現地セミナー実施（1月、調停人、オンライン） ・現地セミナー実施（1月、商標法の運用等、オンライン）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・政治情勢に鑑み、全ての支援を停止（2月～）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年5月末プロジェクト期間終了

年度	バングラデシュ
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査実施（6月、12月） ・共同研究実施（3月）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究・法律司法国会担当大臣招へい実施（10月）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回本邦研修実施（12月：ADR等）
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー実施（7月：調停人養成）・第2回本邦研修実施（11月：ADR等）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー実施（7月：調停人養成） ・第3回本邦研修実施（11月～12月：ADR、事件管理等）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインセミナー実施（10月：調停人養成） ・第1回オンラインセミナー実施（11月：事件管理） ・第2回事件管理オンラインセミナー実施（3月：事件管理）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインセミナー実施（7月：調停人養成） ・第3回事件管理オンラインセミナー実施（11月：事件管理）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・慶應大学留学生（バングラデシュ裁判官）との勉強会（7月） ・現地調査（2月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査実施（5月、9月） ・慶應義塾大学大学院留学生との意見交換会（8月）
2024	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査（5月） ・本邦研修（12月） ・JICA調査団派遣（2月、現地セミナー）
2025	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査団派遣（7月、現地セミナー） ・本邦研修（10月） ・JICA調査団派遣（12月、現地セミナー）

年度	スリランカ
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査、現地セミナー（8月、1月） ・本邦研修（1月～2月、刑事司法改善）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回本邦研修（3月、刑事司法改善、オンライン）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回本邦研修フォローアップセミナー（4月、刑事司法改善、オンライン） ・第3回本邦研修（8月、刑事司法改善、オンライン） ・第4回本邦研修（12月、刑事司法改善、オンライン）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査、現地セミナー（刑事司法改善）（8月、9月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回本邦研修（3月） ・現地調査（11月）
2024	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー（7月：刑事司法改善） ・現地セミナー（12月：刑事司法改善） ・第6回本邦研修（2月）

年度	アフリカ
2024	<ul style="list-style-type: none"> ・タンザニア調査委託実施（～3月まで） ・ガーナ現地調査（AfCFTA）（3月） ・タンザニア現地調査（3月）
2025	<ul style="list-style-type: none"> ・タンザニア・ガーナ現地調査（7月） ・TICAD9テーマ別イベント（シンポジウム「これからのアフリカ諸国と日本の法務・司法分野における協力強化に向けて」）実施（8月） ・タンザニア憲法司法省事務次官訪日招へい（8月） ・法務省とタンザニア憲法司法省の間の協力覚書締結（8月） ・JICA英語圏アフリカ諸国におけるビジネス法研修（倒産法）（9月）

年度	フィジー
2024	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省とフィジー司法長官兼司法大臣が「日フィジー戦略的司法対話」創設に合意（1月） ・ 第10回太平洋・島サミット（PALM10）記念イベントで「法の支配の推進と国際協力」をテーマに協議を実施（7月） ・ フィジー司法省との二国間ミーティング実施（7月） ・ 現地調査（10月） ・ 第1回共同研究（3月、民事裁判の長期化対策と司法・行政手続のデジタル化、効率化等）
2025	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省とフィジー司法省の間の協力覚書締結（7月） ・ 第1回日フィジー戦略的司法対話実施（7月） ・ 現地調査（11月）

年度	ウクライナ
2024	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省とウクライナ司法省の間の協力覚書締結（8月） ・リウドミラ・スハク司法副大臣が法整備支援連絡会で基調講演（12月）
2025	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査（3月、9月） ・第1回共同研究（7月、司法面接等） ・第1回国別研修（12月、汚職事件における科学捜査等）

年度	その他
1996	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人国際民事法センター（ICCLC）設立 ・ICCLCが国際民事法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間（マルチ）研修を開始（モンゴル、ミャンマー、ベトナム）
1997	<ul style="list-style-type: none"> ・国際民事法シンポジウム（倒産法制）開催（法総研、ICCLC、アジア太平洋比較法制研究会） ・マルチ研修継続（カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム）
1998	<ul style="list-style-type: none"> ・国際民事法シンポジウム（第2回）（企業倒産・担保法制）開催 ・マルチ研修継続（参加国は前年と同様）
1999	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチ研修継続（参加国は前年と同様） ・日韓パートナーシップ研修実施（登記制度比較研究を中心）
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援連絡会開催（第1回、第2回） ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続（参加国は前年と同様） ・法総研がADBと共催でマルチ研修開催 ・日韓パートナーシップ研修実施（第2回）
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研に国際協力部新設、同部が大阪へ移転 ・ADB会議（フィリピン）出張 ・法整備支援連絡会開催（第3回） ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・法総研・ICCLC共催による国際民事法シンポジウム（第3回）「ADRシンポジウム」開催 ・マルチ研修継続（参加国は前年と同様） ・日韓パートナーシップ研修実施（第3回）
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貿易振興会アジア経済研究所（IDE-JETRO）が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催 ・法整備支援連絡会開催（第4回） ・アジア知的財産権法制シンポジウム開催 ・マルチ研修継続（カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ） ・法総研がADBと共催でフィリピン研修開催 ・日韓パートナーシップ研修実施（第4回）
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLCが日韓知的財産権訴訟講演会開催（東京、大阪） ・法整備支援連絡会開催（第5回） ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法総研・ICCLC・JETRO共催による国際民事法シンポジウム（第4回）「知的財産権シンポジウム」開催 ・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ベトナム） ・法令外国語訳・実施推進検討会議開始 ・イランからJICAに対して法整備支援要請 ・日韓パートナーシップ研修実施（第5回）
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催（第6回） ・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム） ・名古屋大学がイランに対する法整備支援（本邦研修）を開始 ・日韓パートナーシップ研修実施（第6回）
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催（第7回） ・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム） ・法総研・ICCLC・JETRO共催による第5回国際民事法シンポジウム「国際会社法シンポジウム」開催 ・日韓パートナーシップ研修実施（第7回）
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催（第8回） ・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム） ・日韓パートナーシップ研修実施（第8回）
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援連絡会開催（第9回） ・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム） ・法総研・ICCLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催 ・石川国際民事法センター「金沢セミナー」開催（2月） ・日韓パートナーシップ研修実施（第9回）

年度	その他
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催（第10回） ・法総研・ICCLC・JETRO共催による第6回国際民商事法シンポジウム「アジア株主代表訴訟シンポジウム」開催 ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・日韓パートナーシップ研修実施（第10回）
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催（第11回） ・法総研・ICCLC・JICA共催による『私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力』シンポジウムを開催 ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・日韓パートナーシップ研修実施（第11回）
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省インターンシップ実施（8月） ・法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度セミナー」開催（8月） ・法総研・ICCLC・名古屋大学共催による「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2010』」を開催（9月） ・法整備支援連絡会開催（第12回） ・霞が関法科大学院インターンシップ実施（3月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・日韓パートナーシップ研修実施（第12回） ・日韓支援協力検討ミニシンポジウム開催（3月）
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省インターンシップ実施（8月） ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学・ITP共催による「サマーシンポ『私たちの法整備支援2011』」開催（9月） ・法総研・ICCLC共催による第7回国際民商事法シンポジウム「アジア監査制度シンポジウム」開催（9月） ・法整備支援連絡会開催（第13回） ・霞が関法科大学院インターンシップ実施予定（3月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・法総研による「日韓法整備支援協力ミニシンポ」開催（3月）
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省インターンシップ実施（9月） ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学等共催による「私たちのシンポ『アジアの国の司法アクセス』」開催（11月） ・法整備支援連絡会開催（第14回） ・霞が関法科大学院インターンシップ実施（2月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・日韓パートナーシップ研修実施（第13回）（6月、10月）
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（11月） ・法整備支援連絡会開催（第15回） ・霞が関法科大学院インターンシップ実施（2月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・日韓パートナーシップ共同研究実施（第14回）（6月、11月）
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC共催による第8回国際民商事法シンポジウム「会社情報提供制度シンポジウム」開催（9月） ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2014』」開催（11月） ・法整備支援連絡会開催（第16回）（1月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・日韓パートナーシップ共同研究実施（第15回）（6月、10月）
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2015』」開催（5月、8月、11月） ・法整備支援連絡会開催（第17回）（1月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・日韓パートナーシップ共同研究実施（第16回）（9月、10月）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月） ・法整備支援連絡会開催（第18回）（1月） ・日韓パートナーシップ共同研究実施（第17回）（6月、10月） ・第69期司法修習生選択型司法修習実施（9月）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（6月） ・日韓パートナーシップ共同研究実施（第18回）（6月、11月） ・霞が関インターンシップ、第70期司法修習生選択型司法修習実施（8月） ・法総研・ICCLC主催による第9回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス～ベトナムカンボジアミャンマーインドネシア～」開催（9月） ・法総研・ICCLC主催による「日韓司法協力・不動産登記特別講演セミナー」開催（11月） ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム2017」を3日間にわたり開催（10月～11月） ・法整備支援連絡会開催（第19回）（1月）

年度	その他
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月） ・日韓パートナーシップ共同研究実施（第19回）（6月、10月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（7月） ・霞ヶ関インターンシップ実施（8月） ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム」開催（11月） ・法整備支援連絡会開催（第20回）（2月）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月） ・日韓パートナーシップ共同研究実施（第20回）（6月、10月） ・日韓パートナーシップ共同研究第20回記念国際学術大会開催（6月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（8月） ・霞ヶ関インターンシップ実施（8月） ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム」開催（9月） ・第72期司法修習生選択型実務修習実施（11月） ・法整備支援連絡会開催（第21回）（2月）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（11月、12月） ・法務省の主催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナー（ラオス、ミャンマー）」開催（1月） ・京都 kongress・ユースフォーラム（2月） ・法総研・ICCLC主催による第10回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国のジョイントベンチャー法制と実務対応～インドネシアマレーシア タイ ベトナム～」開催（3月） ・第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）（3月）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援連絡会（第22回）開催（6月） ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「法整備支援連携企画」開催（8月、9月、11月） ・霞ヶ関インターンシップ（8～9月） ・法務省インターンシップ（9月） ・第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（Col-YF）（10月） ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2021」開催（10月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（11月） ・日韓パートナーシップ共同研究（第22回）実施（オンライン）（11～12月） ・UNDPとのビジネスと人権セミナー（2月）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「法整備支援連携企画」開催（5月、8月、9月） ・法整備支援連絡会（第23回）開催（6月） ・司法修習（選択型司法修習）実施（8月～9月） ・霞ヶ関・法務省インターンシップ実施（9月） ・21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム参加（9月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（9月） ・名古屋大学法政国際教育協力研究センター設立20周年記念式典及びシンポジウム参加（9月） ・日韓パートナーシップ共同研究（第23回）実施（10～11月） ・法務省の主催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナー（オンライン）」開催（12月） ・第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（Col-YF）（12月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「法整備支援連携企画」開催（5月、8月、9月） ・日韓パートナーシップ共同研究（第24回）実施（6月、9月） ・「ビジネスと人権」公開シンポジウム（日ASEAN特別法務大臣会合開催記念特別イベント）開催（7月） ・司法修習（選択型司法修習）実施（8月～9月） ・霞ヶ関・法務省インターンシップ実施（9月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（9月） ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2023」開催（10月） ・法総研・ICCLC主催による第11回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国の不動産法制と実務対応～フィリピン、インドネシア、ラオス、カンボジア～」開催（10月） ・法整備支援連絡会（第24回、専門家会合）開催（12月）
2024	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「法整備支援連携企画」開催（5月、8月、9月） ・日韓パートナーシップ共同研究（第25回）実施（6月、10月） ・司法修習（選択型司法修習）実施（1月） ・日ASEAN等共同研究（8月・9月） ・霞ヶ関・法務省インターンシップ実施（8月） ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2024」開催（10月） ・国際知財シンポジウムフォローアップセミナー（12月） ・法整備支援連絡会（第25回）開催（12月） ・第3回グローバルユースフォーラム（2月） ・名古屋大学CALE法整備支援特別講座講義（12月、1月、2月）

年度	その他
2025	<ul style="list-style-type: none"> ・第26回日韓パートナーシップ共同研究実施（6月：韓国セッション、11月：日本セッション） ・日ASEAN等共同研究（8月） ・霞が関インターンシップ、法務省体験プログラム実施（8月） ・法整備支援へのいざない（8月） ・法総研・ICCLC主催による第12回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国の労働法制と実務対応～インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア～」開催（10月） ・日ASEAN知財グッドプラクティスセミナー（10月） ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2025」開催（10月） ・国際協力人材育成研修（11月） ・第26回法整備支援連絡会「法整備支援の現在地」開催（12月）

2度のシンポジウム運営

総務企画部国際事務部門
国際専門官（研修第二担当）
小 枝 桃 子

1 はじめに

この度ICD NEWS 104号専門官の眼を執筆することとなりました、法務省法務総合研究所総務企画部国際事務部門研修第二担当国際専門官の小枝と申します。

私は平成31年4月に函館地方検察庁にて検察事務官として採用され、最高検察庁、法務省刑事局にて勤務したのち、令和7年4月から現職に至ります。

法総研国際事務部門は、親交のあった北海道の先輩が勤務したことのある部署であったため、事前に大体の業務内容は話を聞いて知っていたものの、4月当初着任して業務に当たった際、こんなにも多種多様で生き生きとした部署なのかと驚いたことを覚えています。

本稿では、1年に満たないわずかな勤務経験ではあるものの、私が国際協力の最前線で担当した業務のうち、シンポジウム運営業務について御紹介させていただこうと思います。

なお、本文の内容は、あくまで当職の主観的な感想であることをお断りさせていただきます。

2 2つのシンポジウム運営

前提として、研修第二担当の国際専門官は国際協力部の教官とタッグを組んで日々業務を行っています。教官は裁判官、検察官、民事局出身の職員から構成されているほか、調査員として弁護士の先生もいらっしゃり、法律のスペシャリストが在籍しています。専門官は、民事、矯正、検察など、様々な出身母体の職員にて構成されています。

教官は主にサブ（Substance：中身・内容）を担当し、相手国に対してどのような支援を行うか、どのような研修・セミナーを実施するのかなど、主に中身に関わる業務を担っています。

対して専門官は、教官をサポートしつつ、ロジ（Logistics：手配、事務手続き）を担当し、招へい手続きや、車・フライト・ホテルの手配、研修スケジュールの作成、出張手続きなど、事務的な業務を担っています。

さて、私が今年度主として担当させていただいたシンポジウムは、10月に開催したアジア太平洋法制研究会第12回国際民商事法シンポジウムと、12月に開催した第26回法整備支援連絡会でした。

なお、上記2つのシンポジウムの内容については、本誌104号にて担当教官が詳細

に記載していただいておりますので、ぜひ御一読ください。

本稿では、専門官目線でのシンポジウム運営について記載をさせていただきます。

先述したとおり、担当教官がシンポジウム自体の内容を検討・調整いただくこととなりますが、いずれのシンポジウムでも、担当専門官として私が特に意識を持っていたのは、以下3つのことでした。

- (1) スケジュール管理・教官との意思疎通
- (2) 関係部署への連絡
- (3) 当日シミュレーション

3 徹底したいスケジュール管理、教官との意思疎通は万全ですか？

ひとくちにシンポジウム運営業務といっても、当初どこから手を付けてよいやら・・・という状態でしたので、やることは何か、いつまでに何をすればいいか、また、この期限までに確実に終わらせないと支障が出るなど、T o D O リストを兼ねたざっくりとしたスケジュールを作成しました。

シンポジウム運営、招へい、発表資料依頼、懇親会など項目ごとにその工程を整理して、開催日の●か月前にはシンポジウム運営事業者と調整を進めたいから、開札はいつまで、そうすると調達開始はいつまで、経理担当への仕様書提出はいつまで、つまり教官に確認いただくのはいつまで・・・とどんどん逆算・細分化し、担当教官ともその認識を都度共有しました。

こうなるとほとんどアラーム機能のようですが、全体を総括する担当教官に（煩わしく思われないように気をつけながらも）、進捗の共有や、至急対応を要する案件を漏れずにお伝えすることができ、結果として円滑に業務を進めることができたかなと思っています。具体的な各事務の進め方についても、国の特性なども加味した上で担当教官と連携して進めていくことで、滞りなく手続きを進めることができました。

4 関係部署への連絡はこまめが大事

シンポジウム運営にかかわらずどの業務でもそうですが、自らの担当部署だけで完結する業務はないと思っています。通常の研修や出張手続きでも、講師をお願いする先生や、法総研内の経理・庶務担当への頭出しや報告は非常に重要です。また、シンポジウム運営では共催・後援機関も多くあり、その関係者も非常に多岐にわたるため、関係者への連絡や、お願いに当たっての頭出しなどは、内外ともにとっても重要なものだという意識を持っておりました。

特に印象に残っているのは、アジア太平洋法制研究会第12回国際民商事法シンポジウムにおける大阪高等検察庁・地方検察庁担当者とのやりとりでした。

現在の国際法務総合センター（東京都昭島市所在）に移転する前は、国際協力部は大阪中之島合同庁舎にて執務を行っており、その名残もあって、2年に1度のアジア太平洋法制研究会シンポジウムは大阪中之島合同庁舎内の国際会議室を利用して開催してお

ります。シンポジウムの準備・運営に当たっては、大阪高検庁舎管理室、同企画調査課、大阪地検文書課それぞれの御担当者様から多大なる御支援を賜り、この場を借りて御礼申し上げます。

具体的には、庁舎の利用許可や、被招へい者及び一般参加者の来庁管理、ごみの処分から音響設備等の対応、シンポジウム関連物品の受理・発送までをととてもきめ細やかに対応していただき、おかげ様で大事なくシンポジウムは成功を収めたのでした。各関係者ともまめに連絡を取り合い、懸念があれば早めに相談して調整を行うことができた結果だと思えます。

5 当日気になることは人それぞれ。シミュレーションしてみる

シンポジウムが近くなったら、ロジ表といって、シンポジウム当日の事務対応スケジュールを作成します。当日やることをスケジュールに沿って記載するだけのものですが、応援職員の配置や、必要な物品のセットタイミングなど、漏れるとシンポジウムの円滑な運営に支障を来すものもあり、重要なペーパーです。

当日トラブルが発生してしまったらそれはそれとして対応しなければなりません、そのトラブル発生時も見込んで対応できる（自由に動ける）職員を充てることができるか、専門官の腕の見せ所だと思っています。

個人的なポイントとして、複数人の視点でシミュレーションした結果を意識して作成しています。つまりは、①被招へい者②一般参加者③関係機関登壇者・幹部④事務担当者の視点それぞれで、始まりから終わりまでの行程を考えてみる、ということです。

それぞれの視点に立つことで、気になることは結構違ってくるのかなと思います。

- ・被招へい者・・・朝何時に車が迎えに来てくれるのか、昼食時通訳はあるのか、どのタイミングで自分が発表するのか など
- ・一般参加者・・・何時から開場しているのか、受付での提示書類はあるか、遅れて参加してもいいのか、資料は紙かデータか など
- ・関係機関登壇者・幹部・・・挨拶のタイミング、配席、他にどのような方がいらっしゃっているのか など
- ・事務担当者・・・発表資料の差替えはないか、タイムスケジュールの調整、機材トラブルの有無 など

以上のような複層的な視点で何度も確認することで、結果として当日ロジの漏れは少なくなり、「あれってどうなってたっけ？」の不安も小さくなるのではと思います。また、過去の備忘録を確認して前年の反省点を参考にすることも非常に重要で、担当者は違えど、過去の反省点を生かすことは今回のシンポジウムの成功にも繋がるものだと思います。

6 所感

特に専門官のシンポジウム業務について記載させていただきましたが、このとおりの

一般的な専門官の業務は裏方の役割がほとんどで、相手国の関係者と直接話す機会も教官ほど多くはありません。

ただ、被招へい者の方や一般参加者、関係者の皆様からのねぎらいのコメントをいただいた時や、無事開催することができた達成感、また、わずかながら国際協力の一翼を担っている実感は、何事にも代えがたいものだと思っています。

また、今年1年間、国際協力部の個性豊かで頼れる教官の皆様、出張や研修が重なりとほぼ執務室は解散状態になる・・・が団結力のある研修第二担当専門官の皆様とともに執務することができ、貴重な経験を積ませていただけるこの環境に感謝しながら、これからも業務に当たっていきたいと思います。

最後になりますが、今後も国際協力部における法整備支援が、開発途上国へ貢献することを祈念して本稿を締めくくりたいと思います

以上、拙い文章を最後まで読んでいただきありがとうございました。

－編集後記－

I C D NEWS第104号を最後まで御覧いただき誠にありがとうございます。編集担当として改めて感謝申し上げます。

以下、本号に掲載された記事を御紹介します。

「巻頭言」では、法務省大臣官房国際課川淵課長から、「A I時代に英語と向き合う」と題して御執筆いただきました。御自身の英語学習方法を御紹介いただきながら、A I時代の英語習得の必要性について述べられています。英語学習に迷われている方必見の記事です。

「外国法制・実務」では、ベトナム、カンボジア、ラオス及びバングラデシュにおける法制度・実務等について御紹介しています。

ベトナムについては、法務省人権擁護局人権啓発課大西宏道補佐官（前：同国J I C A長期派遣専門家）から、「ベトナム司法省の所管における電子化をめぐる最近の主な動向と日本による法整備支援」と題して、ベトナムに対する日本の法整備支援が節目を迎えた今般、ベトナムによる電子化の促進・発展について詳細にその動向を記載いただいたほか、今後の日本による法整備支援の在り方について御紹介いただきました。

カンボジアについては、同国の溝口千恵J I C A長期派遣専門家から、「カンボジア司法省によるジャーナル発刊の取組について」と題して、カンボジア司法省ニエン・ヴァンナック官房長へのジャーナル発刊目的や意義についてのインタビューの様子や、同ジャーナルの英訳目次及び溝口専門家が執筆された同ジャーナル記事を御紹介いただきました。

ラオスについては、法務総合研究所国際協力部の樋口瑠惟教官、同国の阿讚坊明孝J I C A長期派遣専門家及び石崎明人J I C A長期派遣専門家から「ラオス民事法支援の現在」と題し、法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）から、民法典ワーキンググループ及び教育民事ワーキンググループの、令和6年度から現在に至るまでの本邦研修・現地セミナーの活動報告及び今後の展望について御紹介いただきました。

バングラデシュについては、同国の藤岡拓郎J I C A長期派遣専門家から、「バングラデシュJ I C A新規司法アクセスプロジェクト開始報告(2)－活動計画の詳細及び基礎調査の結果を踏まえた活動の進展」と題して、バングラデシュにおける訴訟の滞留（未済）を解消すべく行っている、パイロット県での調査結果や調停利用促進・調停人の育成等プロジェクト活動の実績を御紹介いただきました。

「活動報告（会合・国際研修・共同研究）」では国際知財司法シンポジウム2025（J S I P 2 0 2 5）及び日A S E A N知財グッドプラクティスセミナー、アジア太平洋法制研究会第12回国際民商事法シンポジウム、第26回法整備支援連絡会、ラオス本邦研修、カンボジア本邦研修、ウクライナ国別研修、国際協力人材育成研修を取り上げてお

ります。

また、公益財団法人国際民商事法センター事務局より、同センター設立30周年記念式典及びシンポジウムのお知らせをいただいております。

「活動報告（海外出張）」では、インドネシア出張を当部石水佑佳教官に、ベトナム出張を当部鈴木雄大教官にそれぞれ御紹介いただきました。

「活動報告（講義・講演）」では、2025年10月から2026年1月までの間に当部の教官が実施した講義・講演について掲載しております。

「活動報告（研修等実施履歴）」では、同時期に当部等が実施した研修等について掲載しております。

「活動報告（活動予定）」では、2026年2月から2026年3月までの間に当部等が実施する予定の研修等について掲載しております。

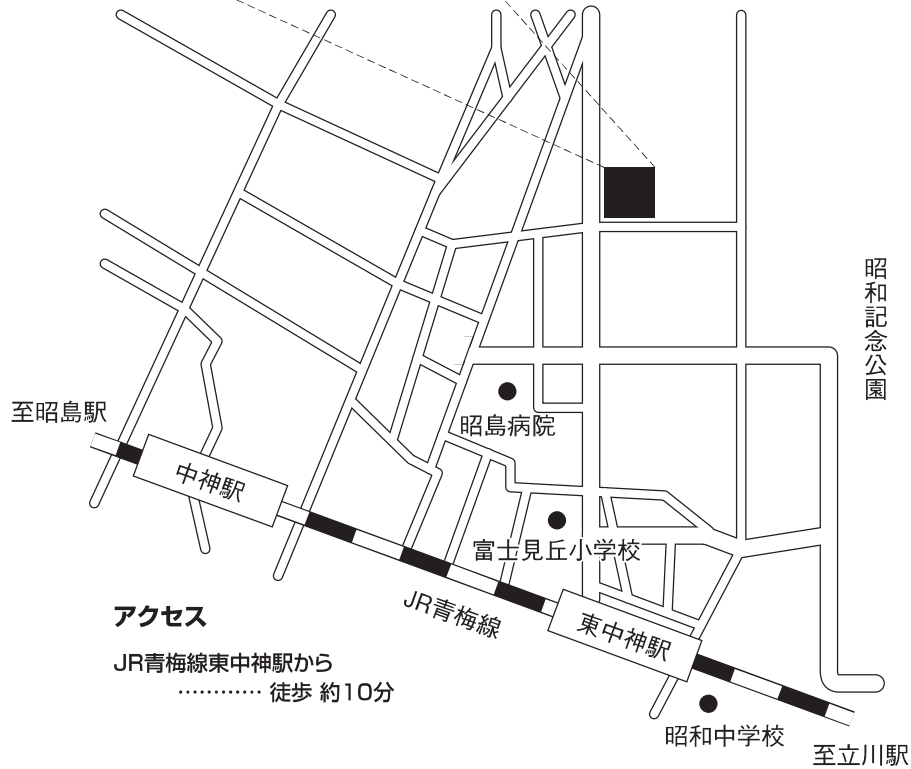
「専門官の眼」では、法務総合研究所総務企画部国際事務部門の小枝国際専門官からシンポジウム運営について御紹介いただきました。

最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042) 500-5195

ウェブサイト : https://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2026年3月

